

学 生 便 覧

2 0 1 2



城 西 国 際 大 学

建学の精神

理事長 水田宗子

21世紀を迎えて、世界の中の日本というテーマの重要性は、さらにいちだんと深まっていくことでしょう。この国際化の世紀を生きる、豊かな感性と知性と、確かな知識、技能を持つ若々しい人材を育成するために、城西国際大学が太平洋に望む広大な九十九里至近の地に誕生いたしました。

房総の地に出生し、数次にわたる蔵相、自民党政調会長等の要職を歴任し、戦後日本の政治経済に少なからず寄与してきた清廉な政治家、故水田三喜男の「学問による人間形成」という理念を建学の精神として、学校法人城西大学は1960年代の初めに発足いたしました。

1992年に開学した、新生の城西国際大学は、その建学の精神を共有し、継続してまいりますが、さらに、〈国際社会の中で生きる人間の人格形成〉を、本学の学問と教育の目標としていきます。

大きく変わっていく時代とともに、大学もまた日々新たな活性化を求めなければ、その役割を果たすことができませんが、人間と教育の原点は不变です。城西国際大学では若い人々が〈学ぶことを通して自己の可能性を発見〉し、〈率直さと公平さ〉をふだんの規範として生きることを目指します。ごまかしのないスポーツの世界におけるようなフェアプレイの精神をもって、国内外で、人生という広いフィールドで、力いっぱい活動するために、若い人々が育っていく希望と抱負と魅力に満ちた場として、城西国際大学は、これから新しい年輪を刻んでいきます。

目 次

建学の精神

目次

はじめに	6
校地・建物略図	7
学生生活のしおり	37
学生証	38
連絡事項	39
授業関係	40
学籍関係	41
授業料および施設設備費	42
アドバイザー制度	42
健康管理	43
学生相談室	43
奨学制度	44
住居関係	46
アルバイト	46
施設使用	47
拾得・紛失	47
学用バス	47
災害等、緊急時の対応について	47
自動車・オートバイ通学	49
諸届	49
その他	50
諸願・届一覧	51
学生通則	51
ハラスメント等の防止のためのガイドライン	53
ハラスメント等の防止に係る規定	56
各種証明書	61
将来のみちしるべ（キャリア形成・就職センター）	65
図書館	67
情報科学研究センター	75
JEAP（城西国際大学海外教育プログラム）	87
プロジェクト教育センター	93
副専攻	95
福祉教育センター	99
生涯教育センター	103

経営情報学部 総合経営学科

履修の手引と手続き	107
I 授業科目について	108
II 授業科目の単位と認定	108
III 卒業に必要な単位について	108
IV 3年次への進級条件及び各学年における標準的な修得単位	109
V 授業科目の学年配当と履修すべき単位数	110
VI リベラルアーツ＆サイエンス科目群	123
VII 履修申請について	126
VIII 正規の履修からはずれる場合	126
IX 試験について	127
X 成績発表	128

国際人文学部 国際文化学科

履修の手引と手続き	129
I 授業科目について	130
II 授業科目の単位と認定	130
III 卒業に必要な単位について	130
IV 3年次への進級条件及び各学年における標準的な修得単位	131
V 授業科目の学年配当と履修すべき単位数	134
VI リベラルアーツ＆サイエンス科目群	146
VII 履修申請について	149
VIII 正規の履修からはずれる場合	149
IX 試験について	150
X 成績発表	151

国際人文学部 国際交流学科

履修の手引と手続き	153
I 授業科目について	154
II 授業科目の単位と認定	154
III 卒業に必要な単位について	154
IV 3年次への進級条件及び各学年における標準的な修得単位	155
V 授業科目の学年配当と履修すべき単位数	157
VI リベラルアーツ＆サイエンス科目群	171
VII 履修申請について	174
VIII 正規の履修からはずれる場合	174
IX 試験について	175
X 成績発表	176
XI 英語のみで学ぶプログラム（All-English BA in 4 Years Program）について	177
児童英語指導員養成課程	190

福祉総合学部 福祉総合学科

履修の手引と手続き	193
I 授業科目について	194
II 授業科目の単位と認定	194
III 卒業に必要な単位について	194
IV 3年次への進級条件及び各学年における標準的な修得単位	195
V 授業科目の学年配当と履修すべき単位数	196
VI リベラルアーツ＆サイエンス科目群	206
VII 履修申請について	208
VIII 正規の履修からはずれる場合	208
IX 試験について	209
X 成績発表	210

薬学部 医療薬学科

履修の手引と手続き	211
I 授業科目について	212
II 授業科目の単位と認定	212
III 進級基準	212
IV 卒業に必要な単位について	213
V 授業科目の学年配当と履修すべき単位数	214
VI 履修申請について	219
VII 正規の履修からはずれる場合	220
VIII 試験について	220
IX 授業科目の単位認定と進級および留年	221
X 成績発表	222

メディア学部 メディア情報学科

履修の手引と手続き	225
I 授業科目について	226
II 授業科目の単位と認定	226
III 卒業に必要な単位について	226
IV 3年次への進級条件及び各学年における標準的な修得単位	227
V 授業科目の学年配当と履修すべき単位数	231
VI リベラルアーツ＆サイエンス科目群	242
VII 履修申請について	245
VIII 正規の履修からはずれる場合	245
IX 試験について	246
X 成績発表	247

観光学部 ウェルネスツーリズム学科

履修の手引と手続き	249
I 授業科目について	250
II 授業科目の単位と認定	250
III 卒業に必要な単位について	250
IV 3年次への進級条件及び各学年における標準的な修得単位	251
V 授業科目の学年配当と履修すべき単位数	254
VI 履修申請について	261
VII 正規の履修からはずれる場合	261
VIII 試験について	262
IX 成績発表	263

環境社会学部 環境社会学科

履修の手引と手続き	265
I 授業科目について	266
II 授業科目の単位と認定	266
III 卒業に必要な単位について	266
IV 3年次への進級条件及び各学年における標準的な修得単位	267
V 授業科目の学年配当と履修すべき単位数	269
VI リベラルアーツ＆サイエンス科目群	275
VII 履修申請について	278
VIII 正規の履修からはずれる場合	278
IX 試験について	279
X 成績発表	280

看護学部 看護学科

履修の手引と手続き	281
I 授業科目について	282
II 授業科目の単位と認定	282
III 卒業に必要な単位について	282
IV 看護師国家試験受験資格について	283
V 進級基準	283
VI 授業科目の学年配当と履修すべき単位数	284
VII 履修申請について	290
VIII 正規の履修からはずれる場合	291
IX 試験について	291
X 成績発表	293

教職課程	295
健康・スポーツ関連資格	297
学芸員資格	303
社会福祉士国家試験受験資格	307
精神保健福祉士国家資格受験資格	313
介護福祉士国家試験受験資格	319
保育士国家資格	323
生活園芸士・園芸療法士・2級ビオトープ計画管理士	329
保健師国家試験受験資格	333
日本語教員養成課程	337
城西国際大学学則（抄）	341
城西国際大学学位規程	355
城西国際大学学友会	365
城西国際大学学会会則	371
城西国際大学同窓会	375
城西国際大学父母後援会	379
城西国際大学学歌	387

はじめに

学生便覧は、つつがなく学生生活を送るための道しるべです。高等学校時代とはちがい、主体性をもって自主的に行動しなければならず、とまどうことも多いと思います。大学のしくみはどうなっているのか、単位はどのように修得するのか、休むときはどうしたらいいのか、課外活動は、下宿は、経済上の問題など、次々に疑問が浮かんできます。そのような時、この学生便覧は一つの方向を示してくれることでしょう。あらかじめ一読し、大学生活をより充実して過ごすことができるよう役立ててください。

また、輝ける城西国際大学の新入生諸君を迎えるにあたり、この学生便覧に盛り込んである内容を、直接ことばで説明するとともに、諸君一人ひとりの質問に応える、次のような機会や制度を用意しております。

1. フレッシュマン・セミナー

フレッシュマン・セミナーは、自然の中で教員と学生との交流を図ることを目的として、学科ごとに一泊二日で実施いたします。たくさんの先生方と出会い、新しい友人と語り合ってください。詳細については、「フレッシュマン・セミナー要項」を参照してください。

2. オリエンテーション

各学部・学科ごとに実施いたします。なお詳細につきましては、オリエンテーション時に説明いたします。

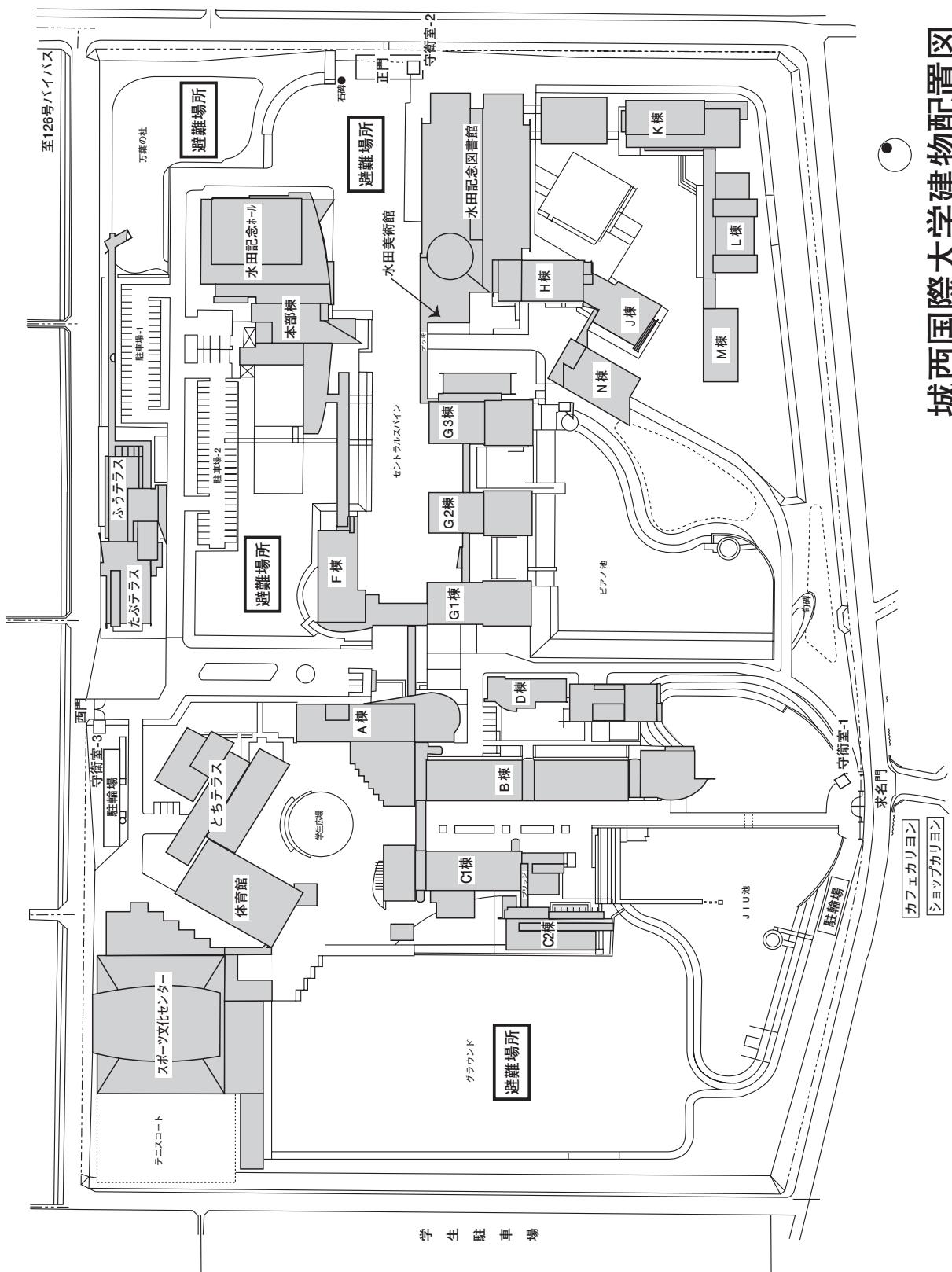
また、2年次以降のオリエンテーションでは、専門科目の説明等それぞれの年次において必要な事項を説明いたしますので、必ず出席してください。

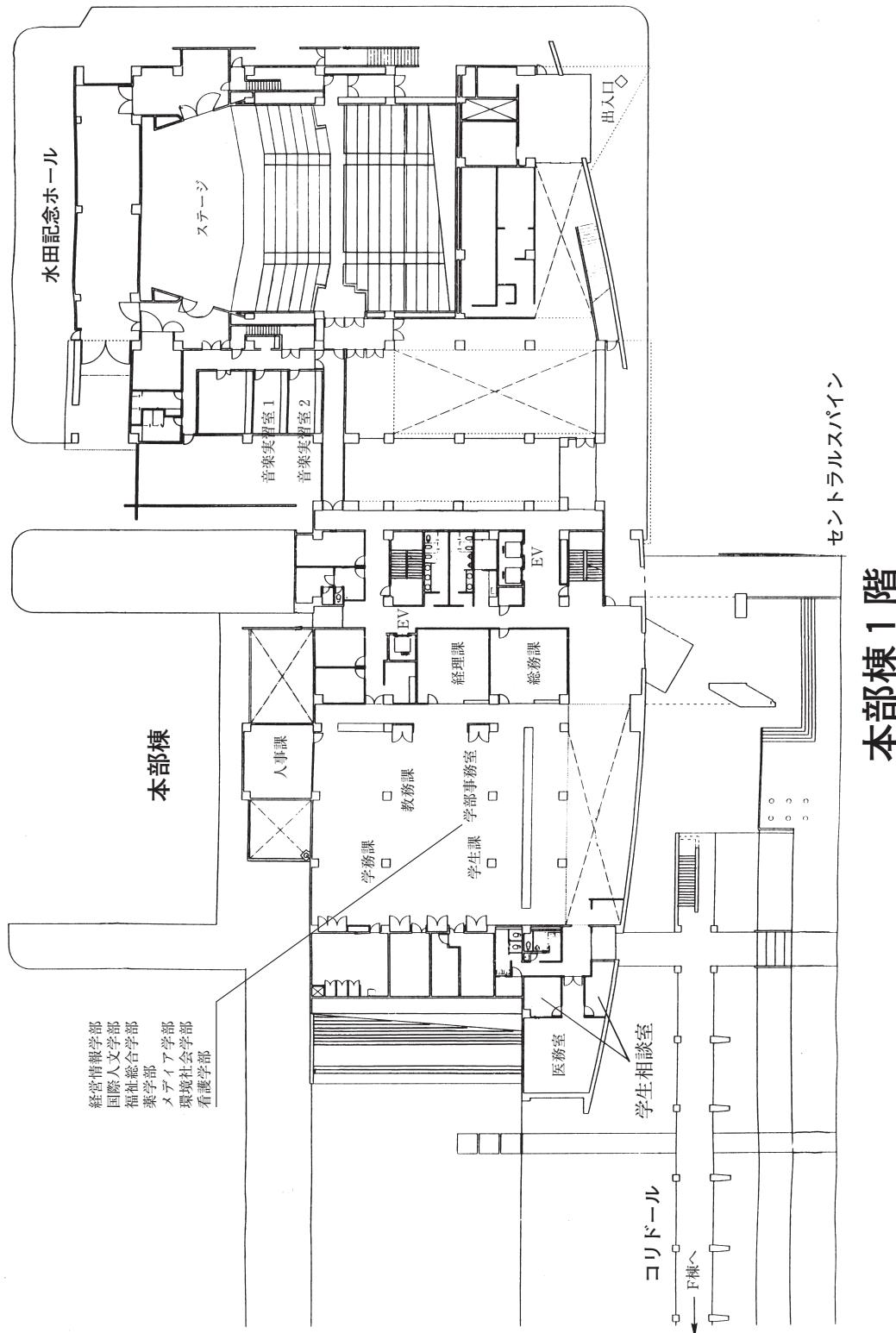
3. アドバイザー制度

アドバイザー制度とは、皆さんが「国際社会で生きる人間としての人格形成」という教育理念を、具体化していくのを援助するものです。基礎ゼミおよびオフィスアワーを通じて、皆さん一人ひとりが持っている能力を十分発揮し、個性を伸ばし、キャリアを形成できるように、勉学上の指導をはじめ大学生活のさまざまな問題に対して、専任教員がアドバイスをしてくれます。なお、具体的なことについては、オリエンテーションにおいて説明いたします。

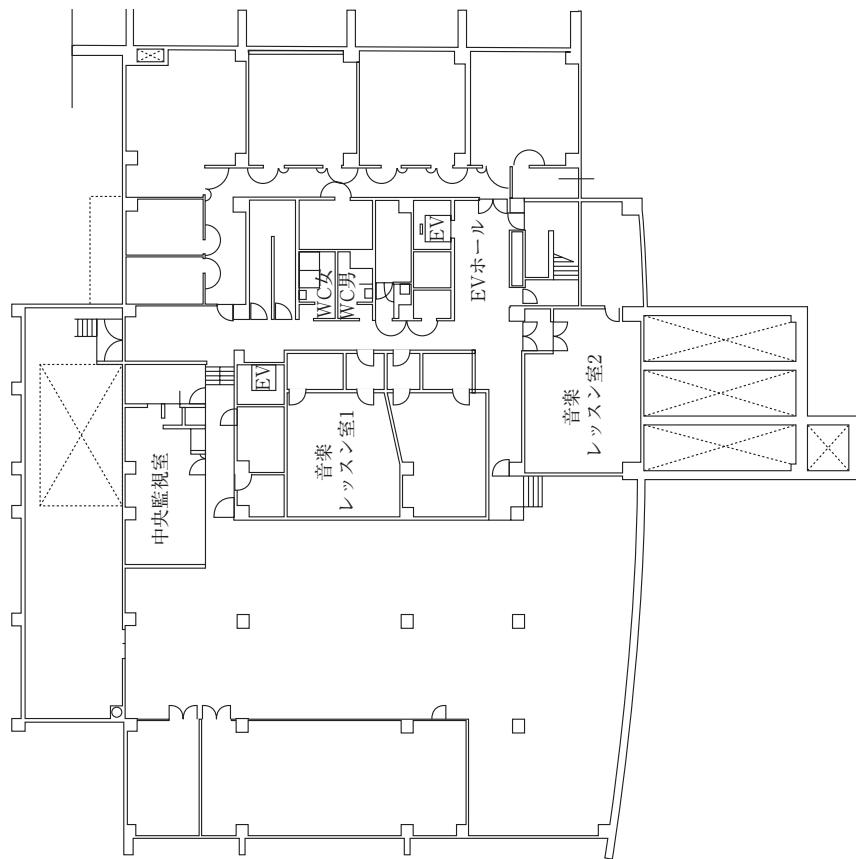
城西国際大学建物配置図

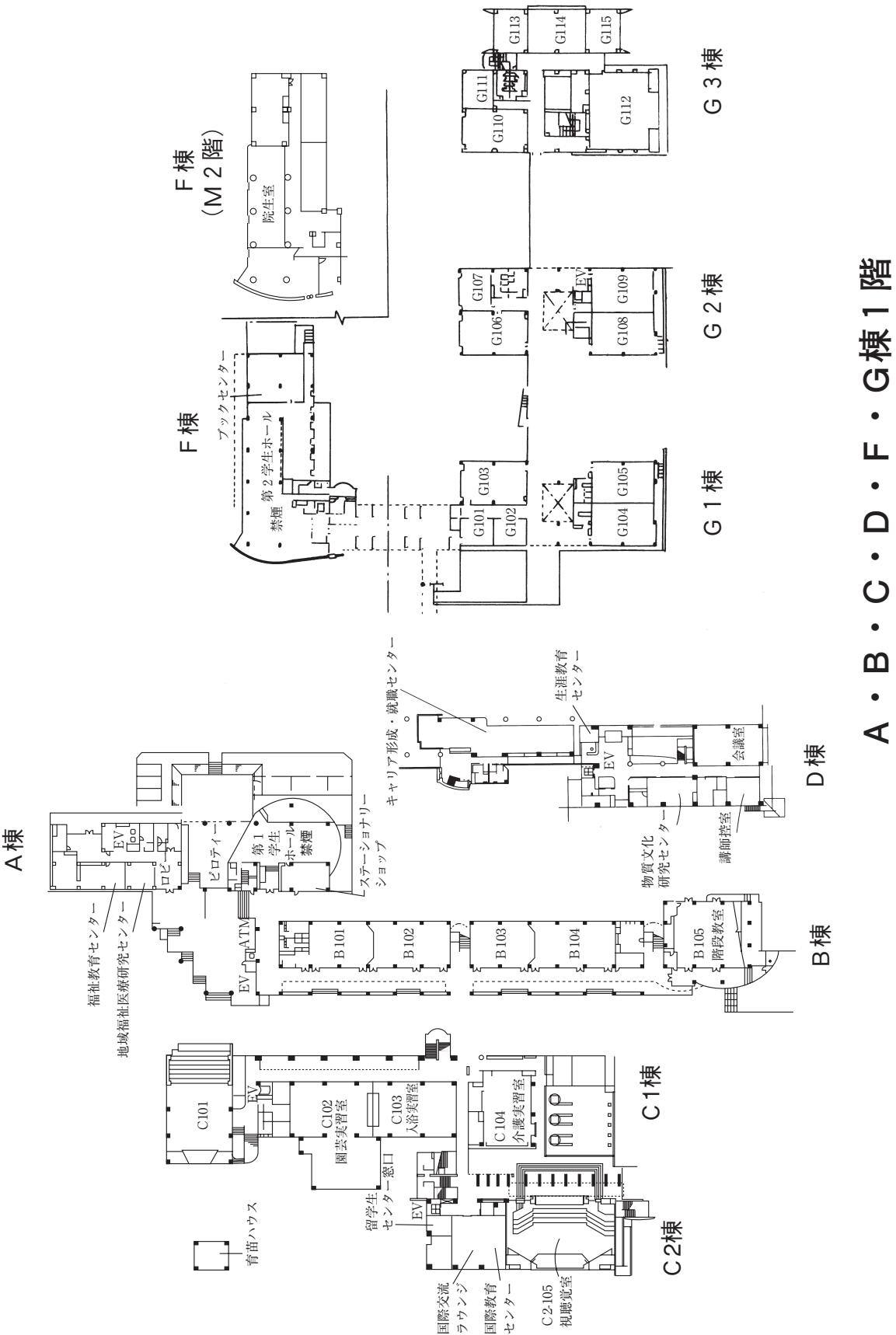
7



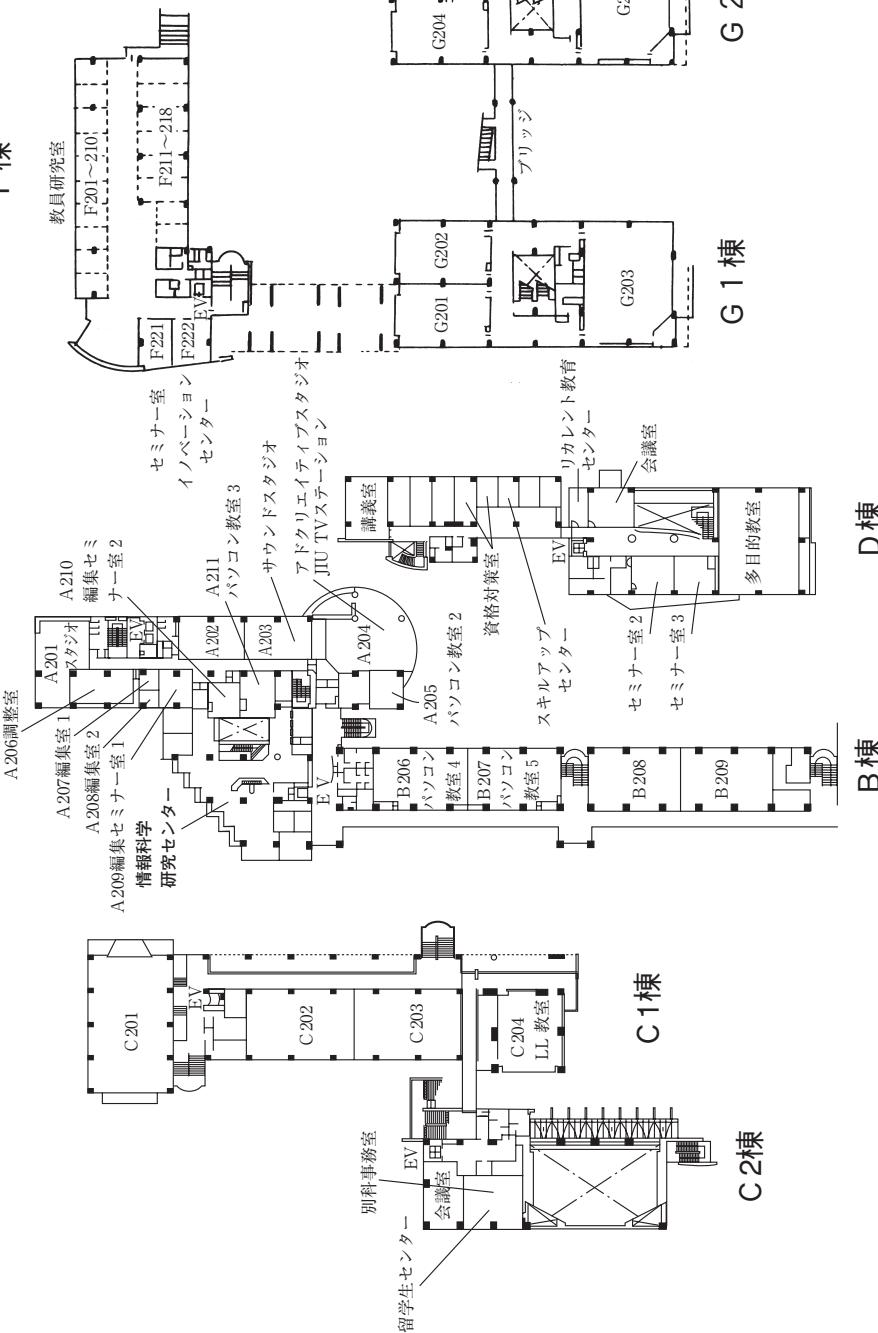


本部棟 地下





A棟



A・B・C・D・F・G棟 2階

B棟

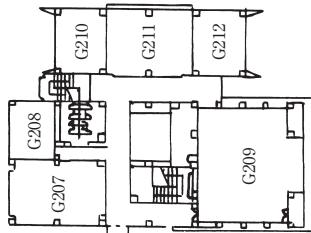


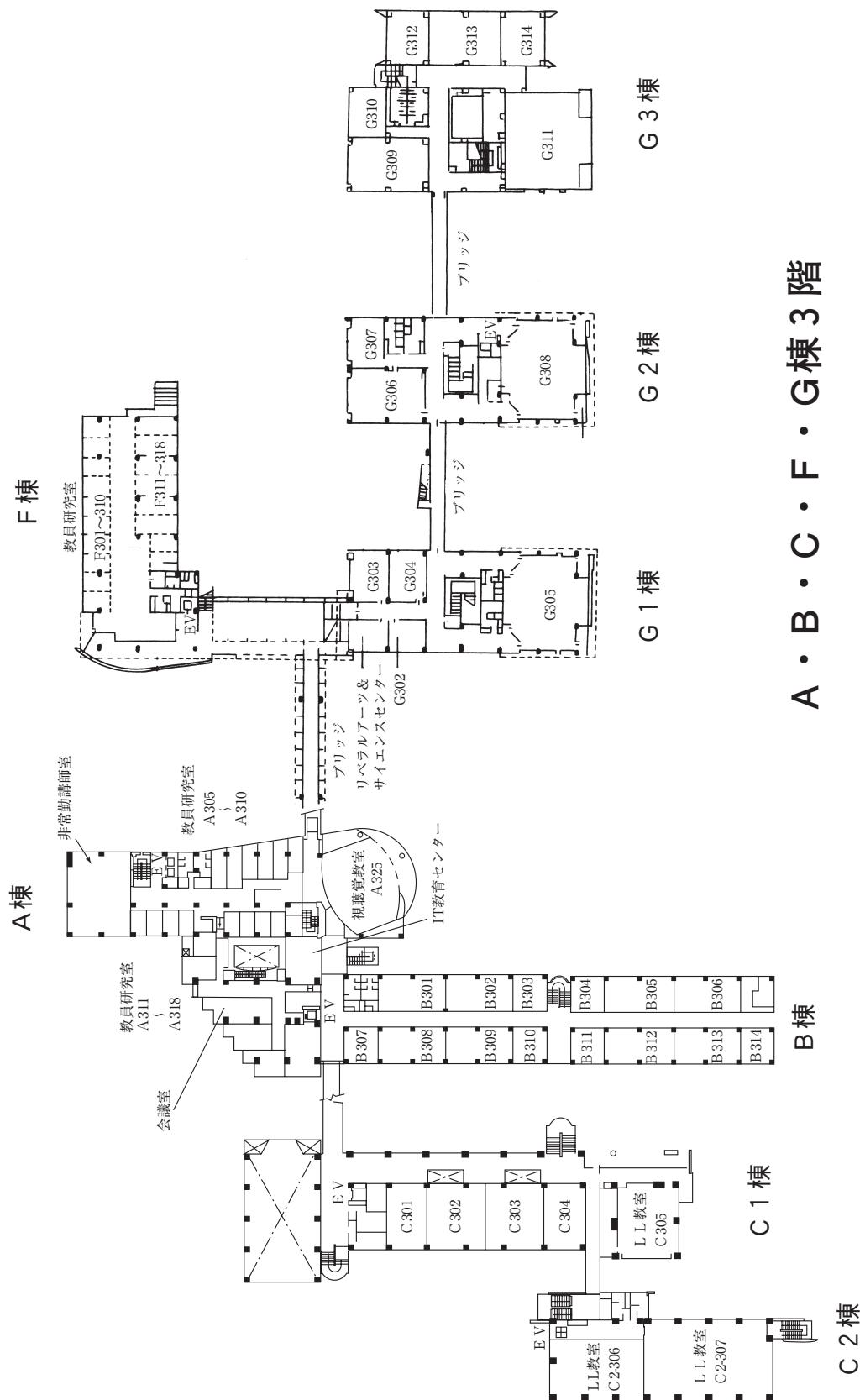
C1棟

C2棟

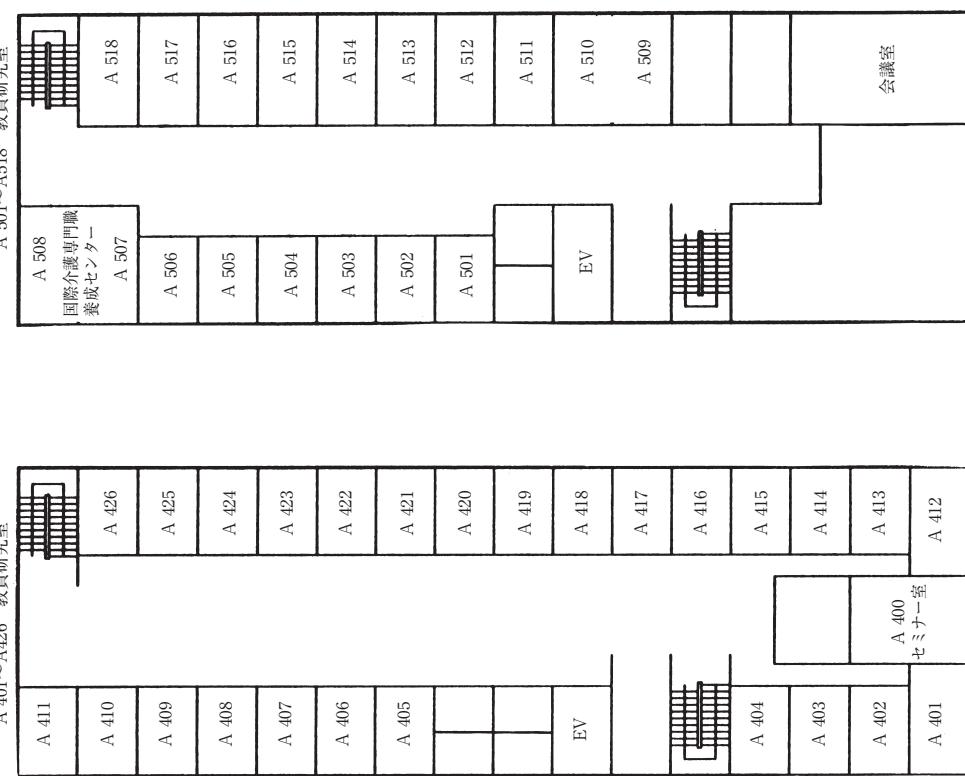
G2棟

G3棟

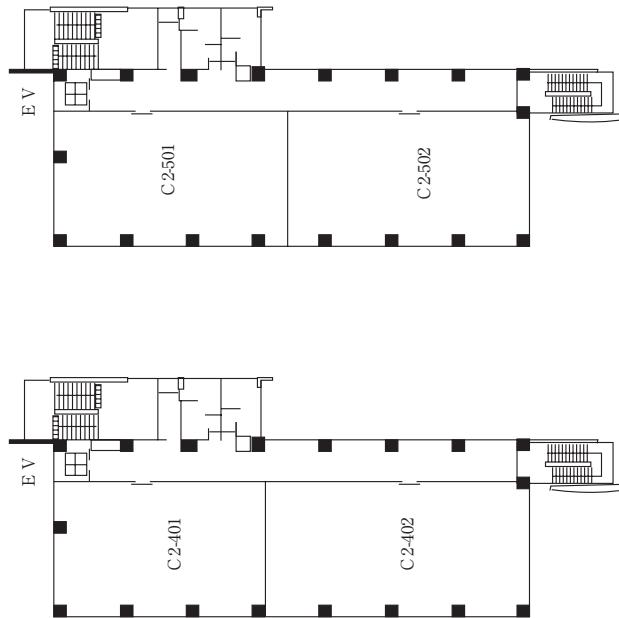




A棟5階



C 2 棟 5 F

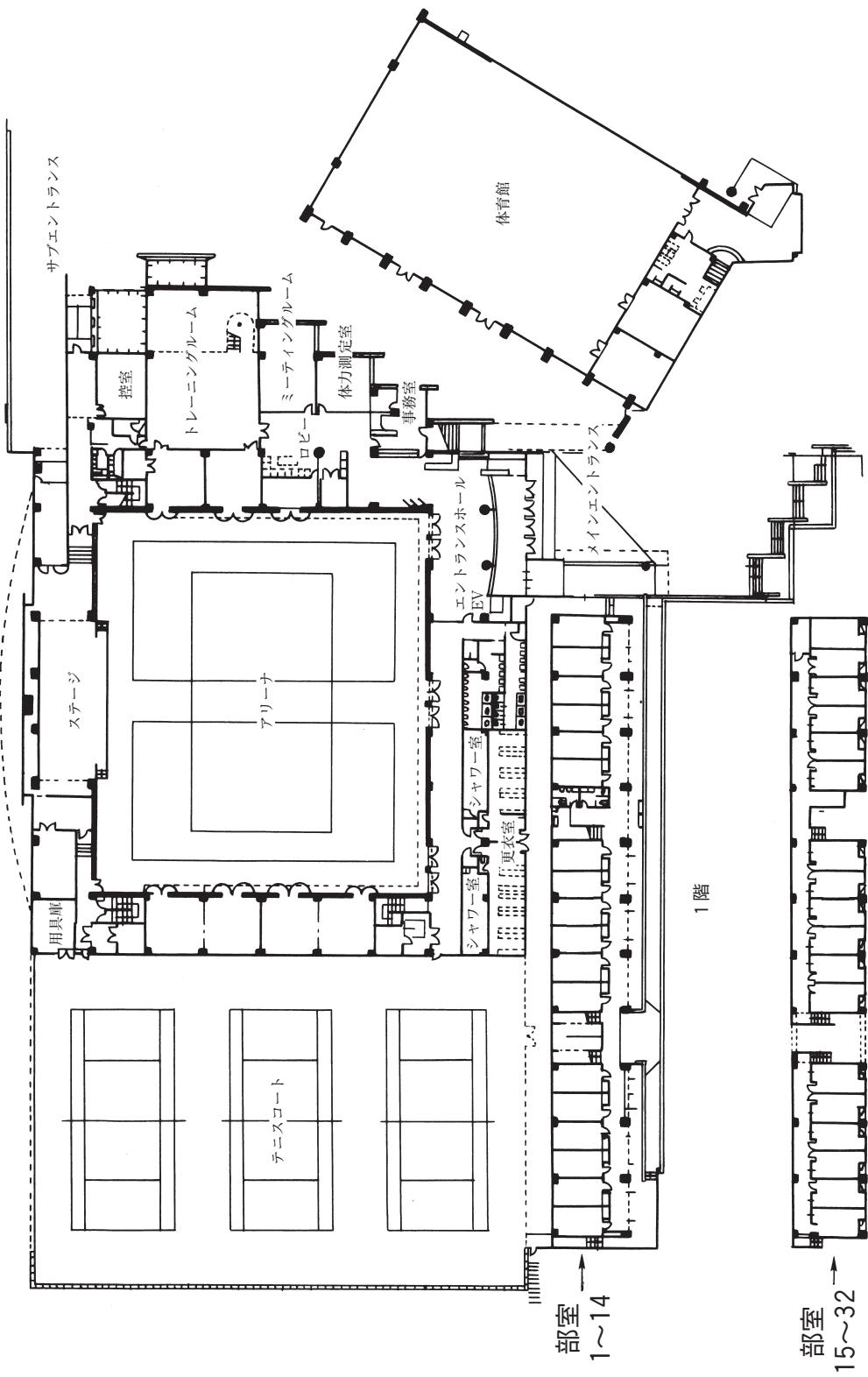


スポーツ文化センター 1 階

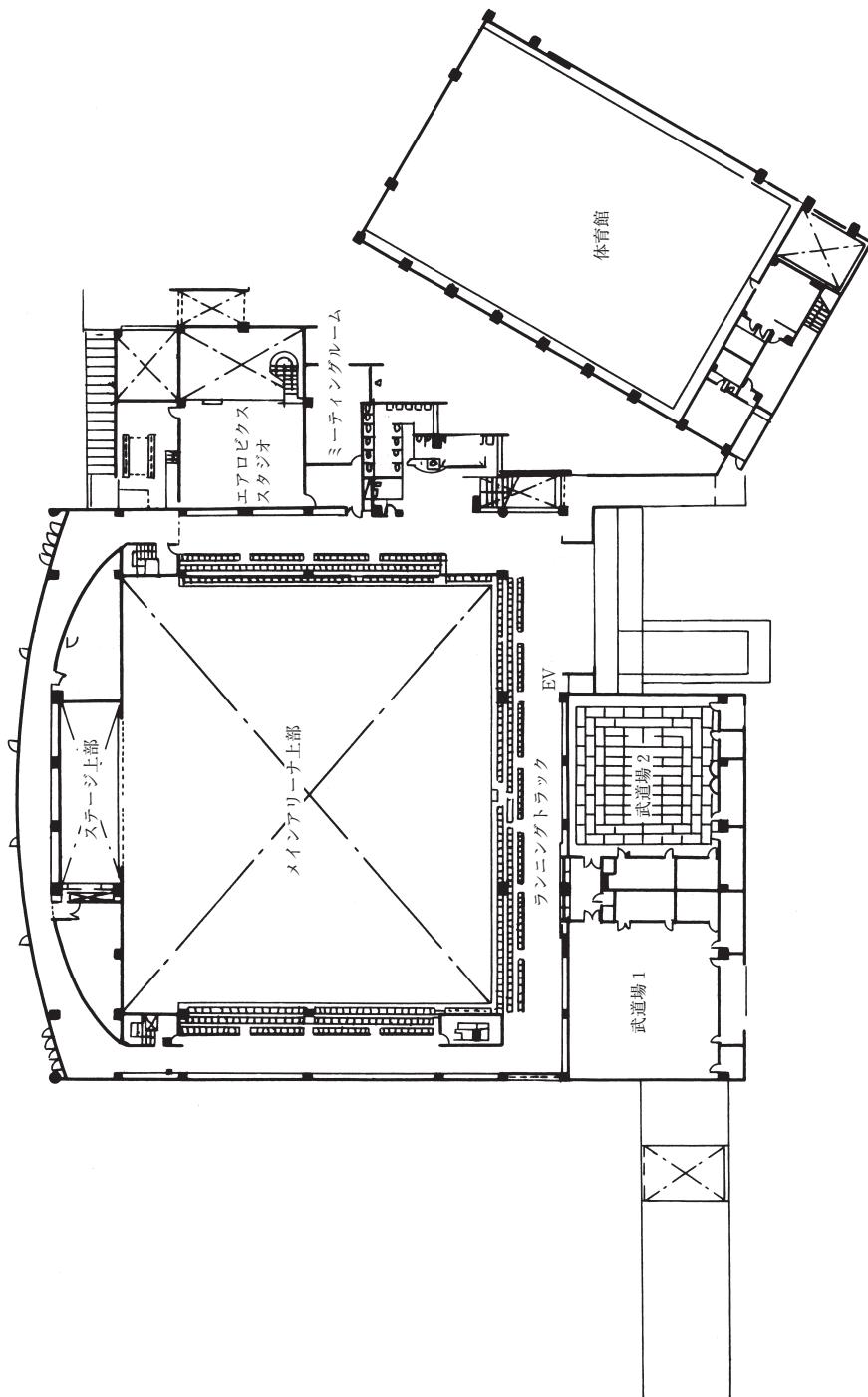
中2階

部室
15~32 →

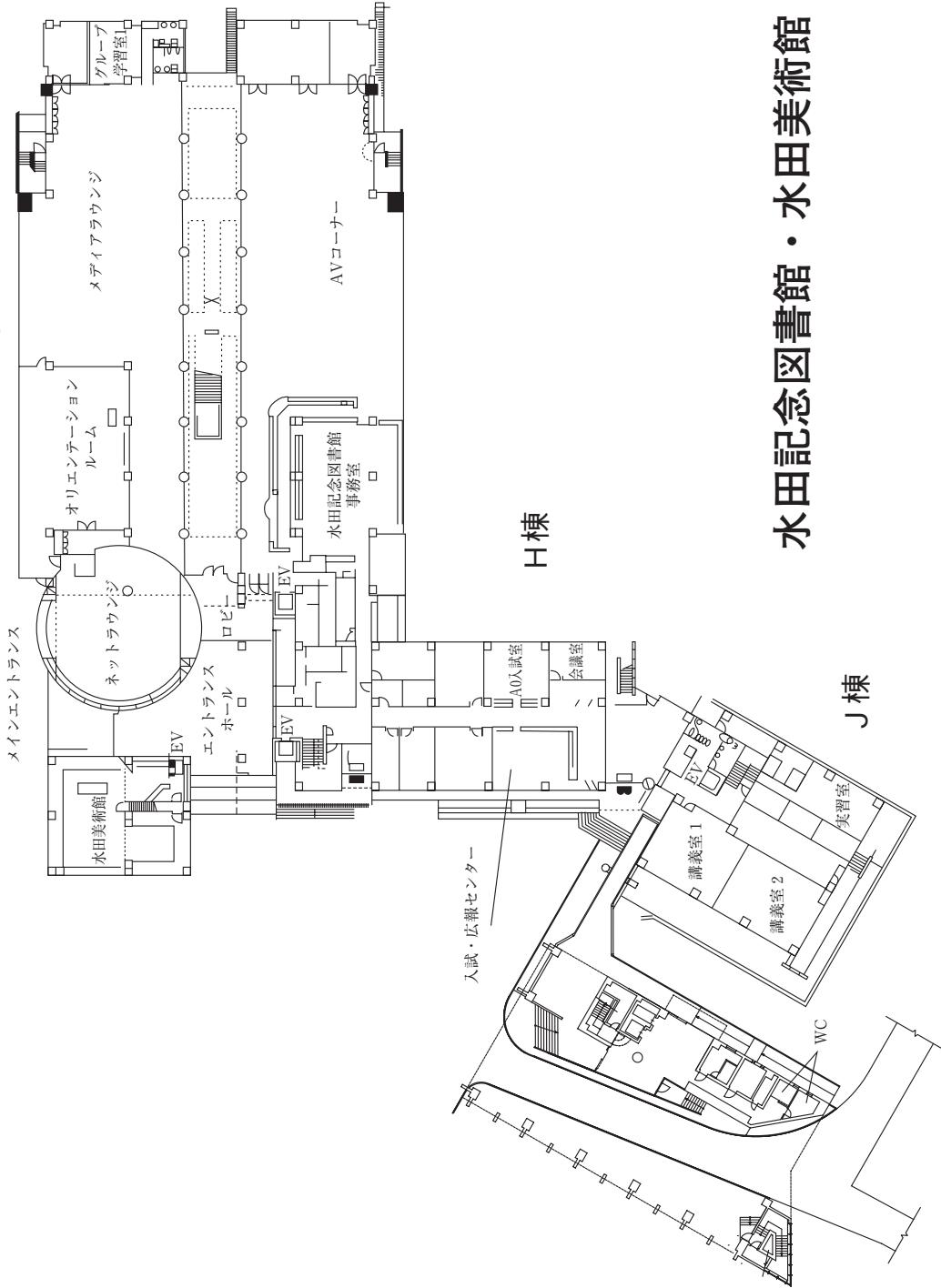
1階



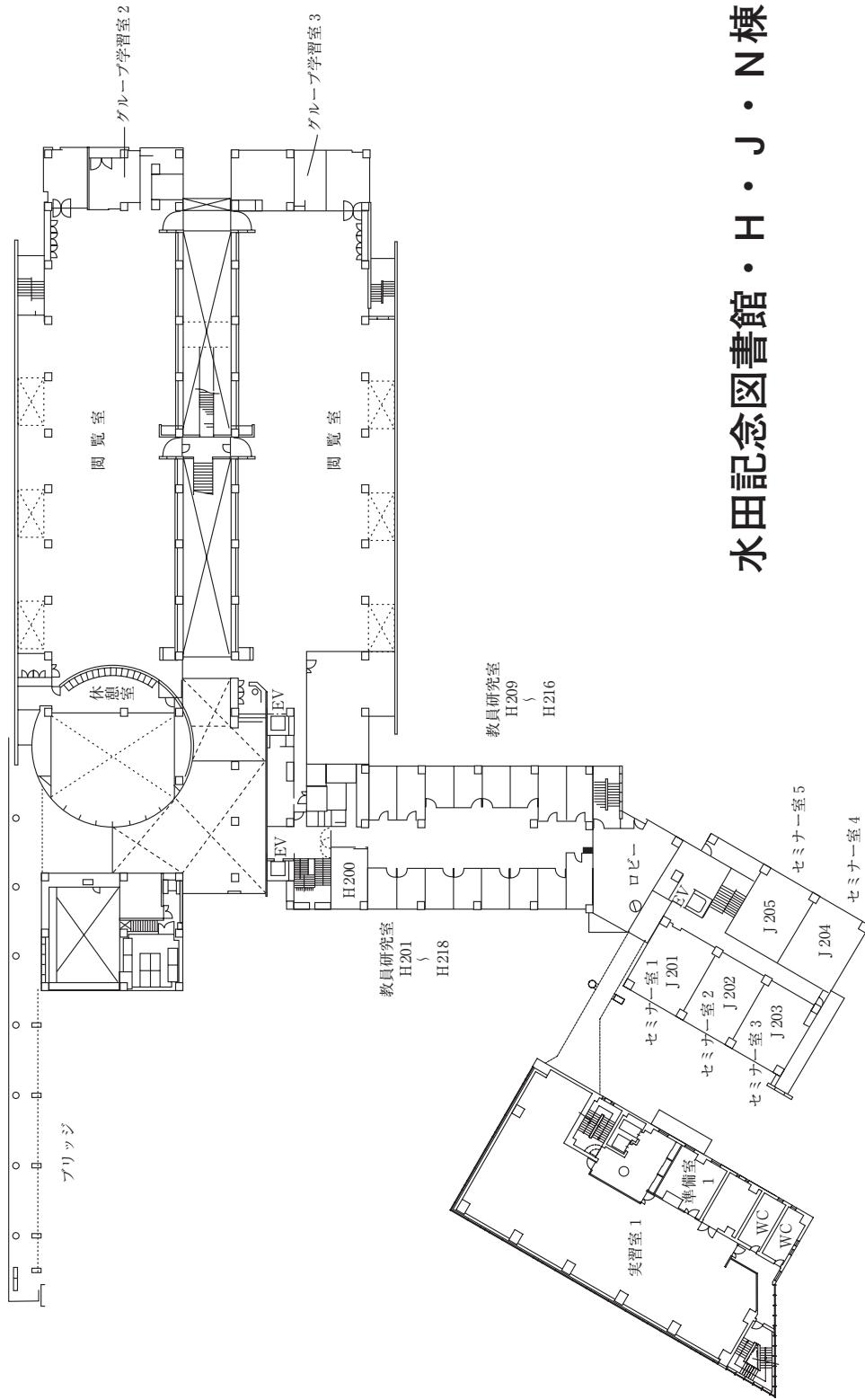
スポーツ文化センター 2階



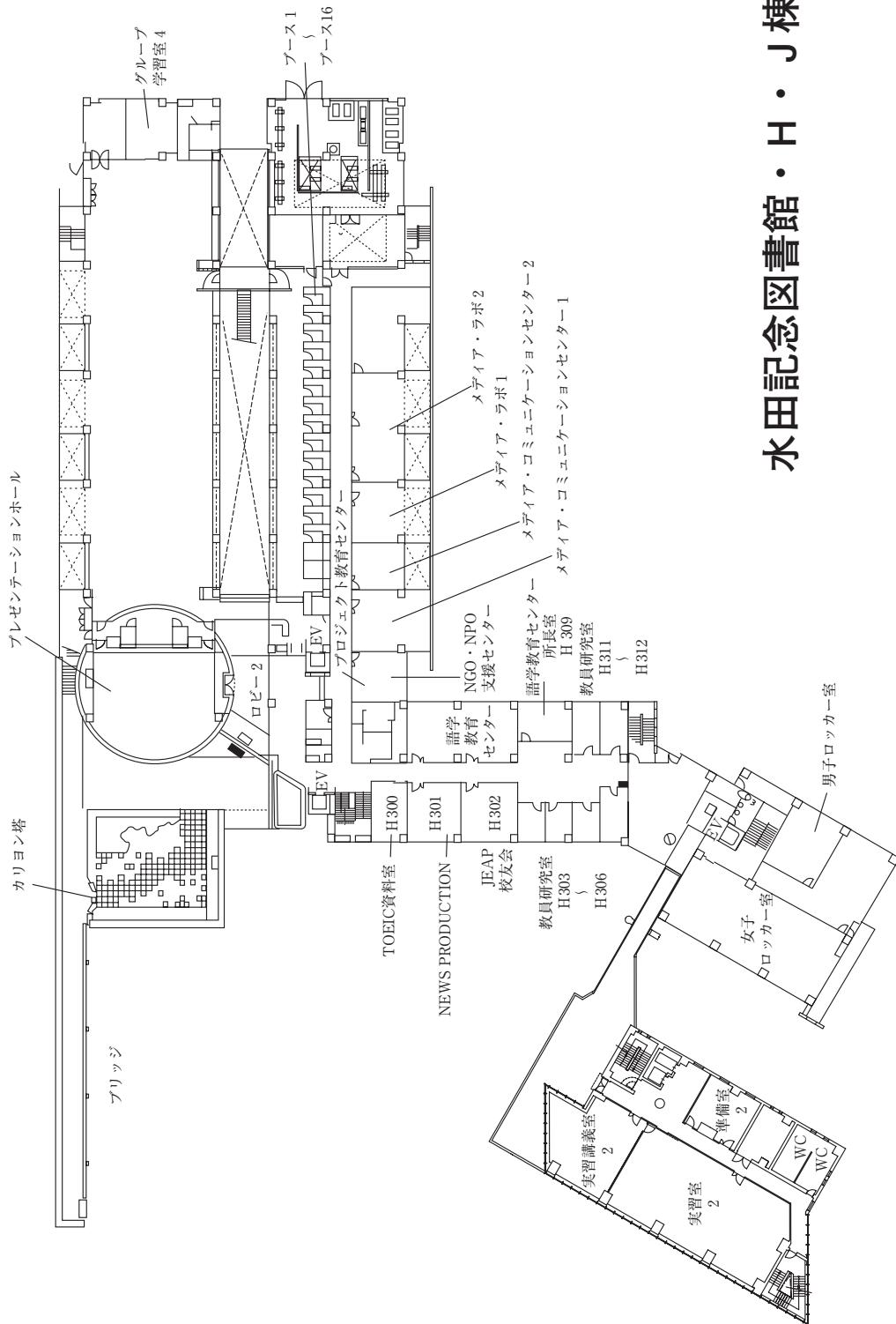
水田記念図書館



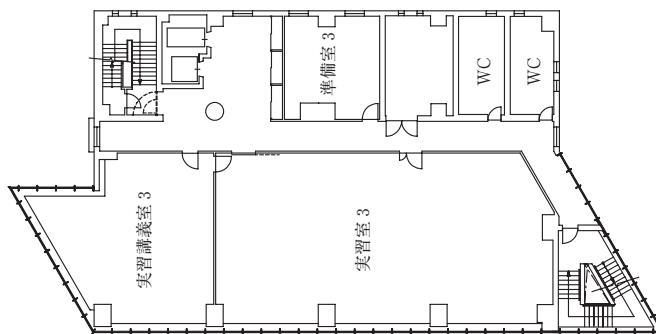
水田記念図書館・H・J・N棟2階



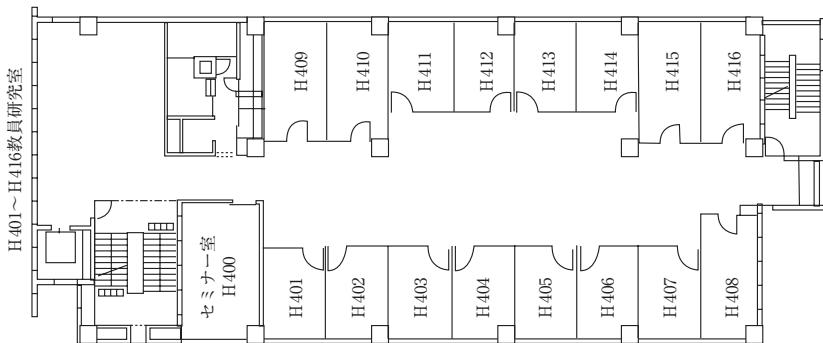
水田記念図書館・H・J棟3階



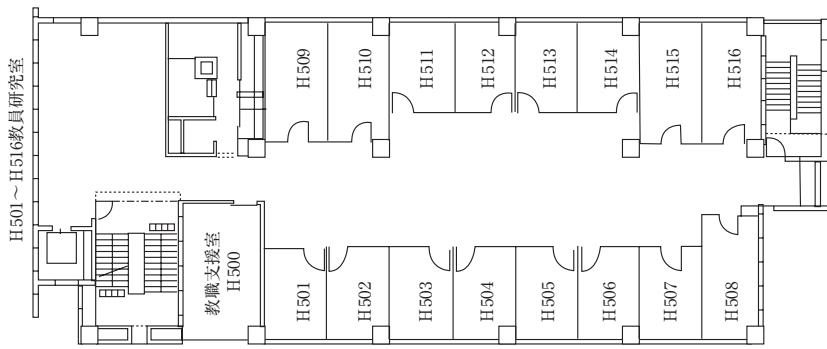
N棟 4階



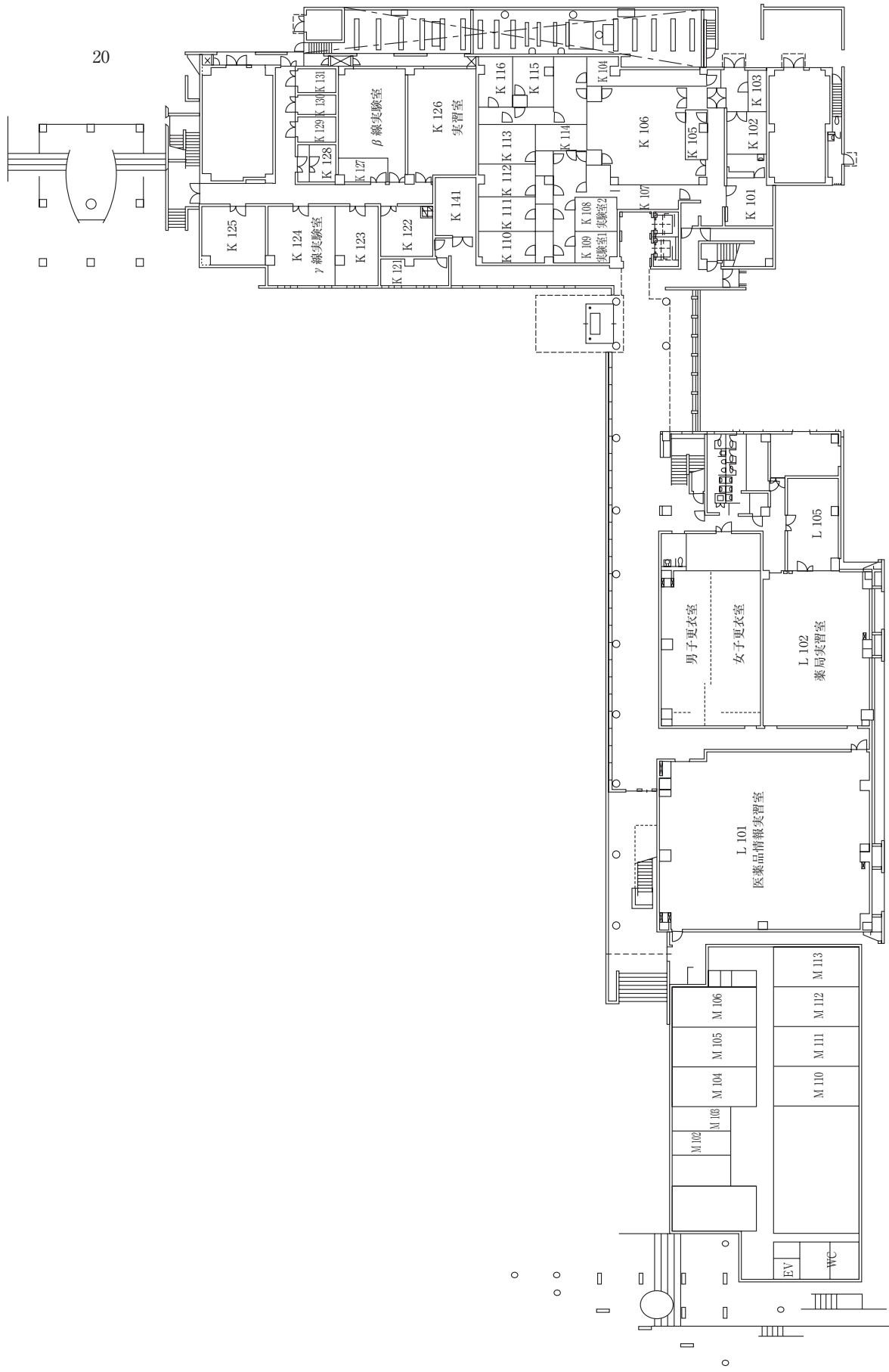
H棟 4階



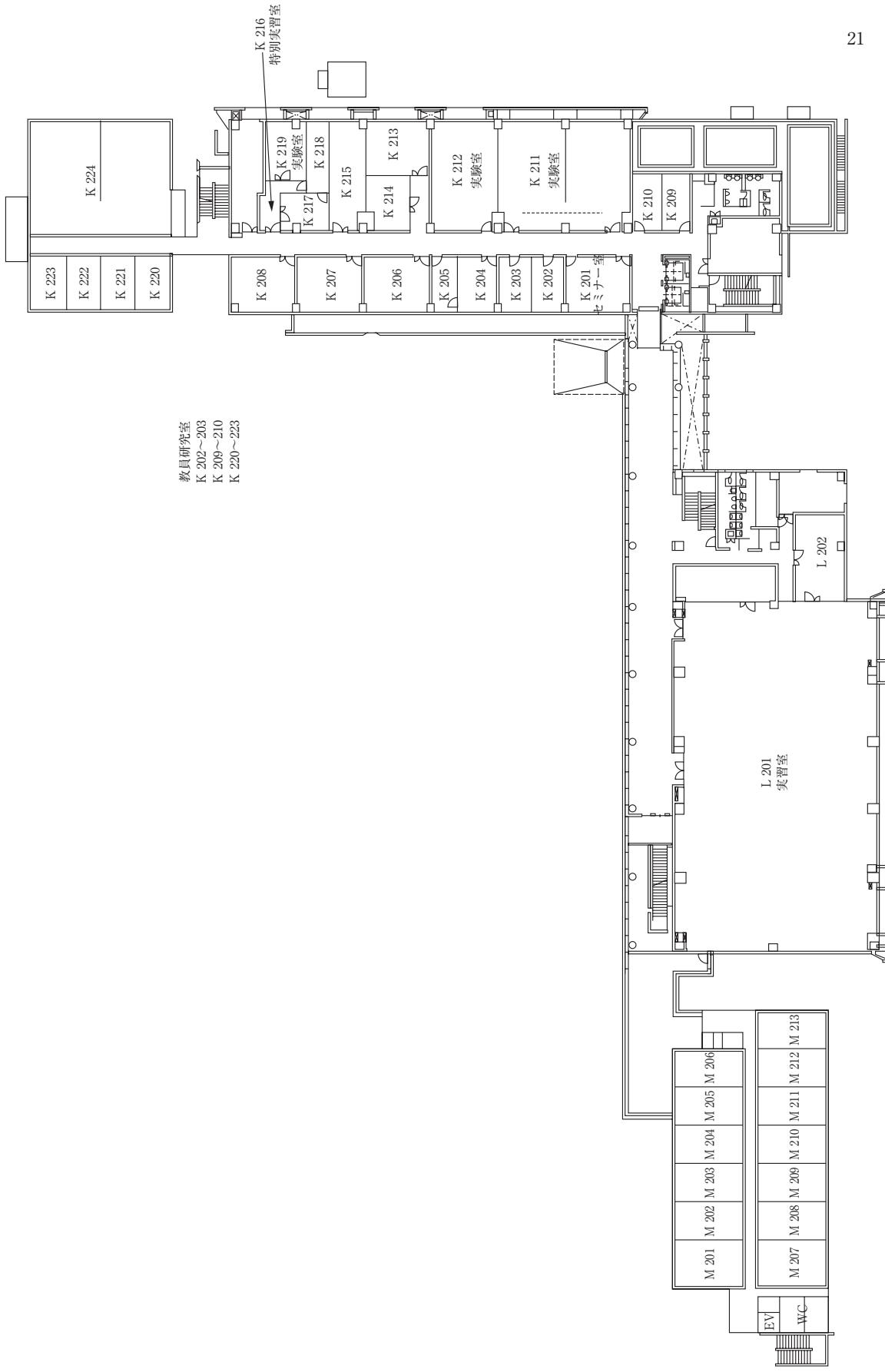
H棟 5階



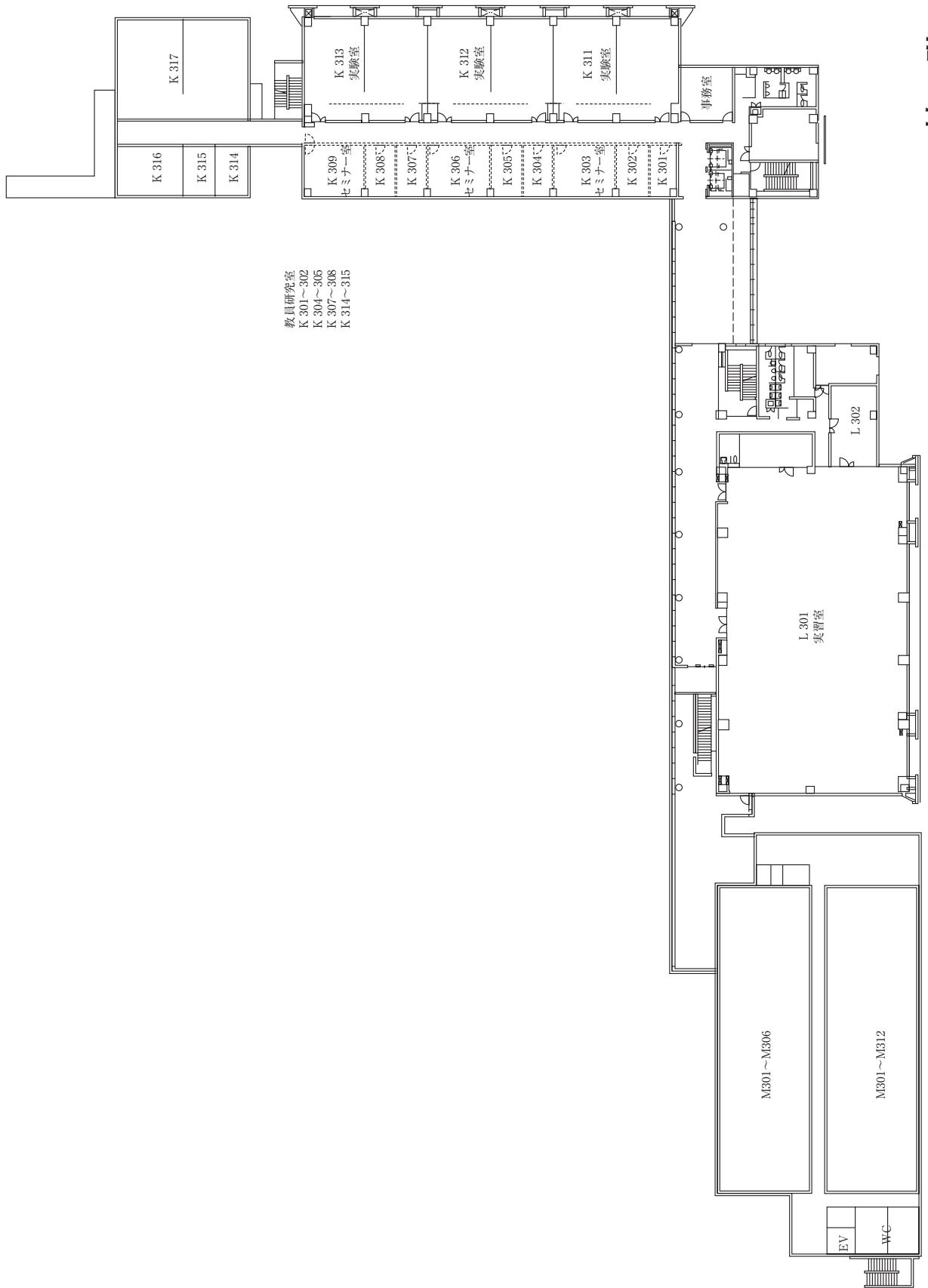
K・L・M棟 1階



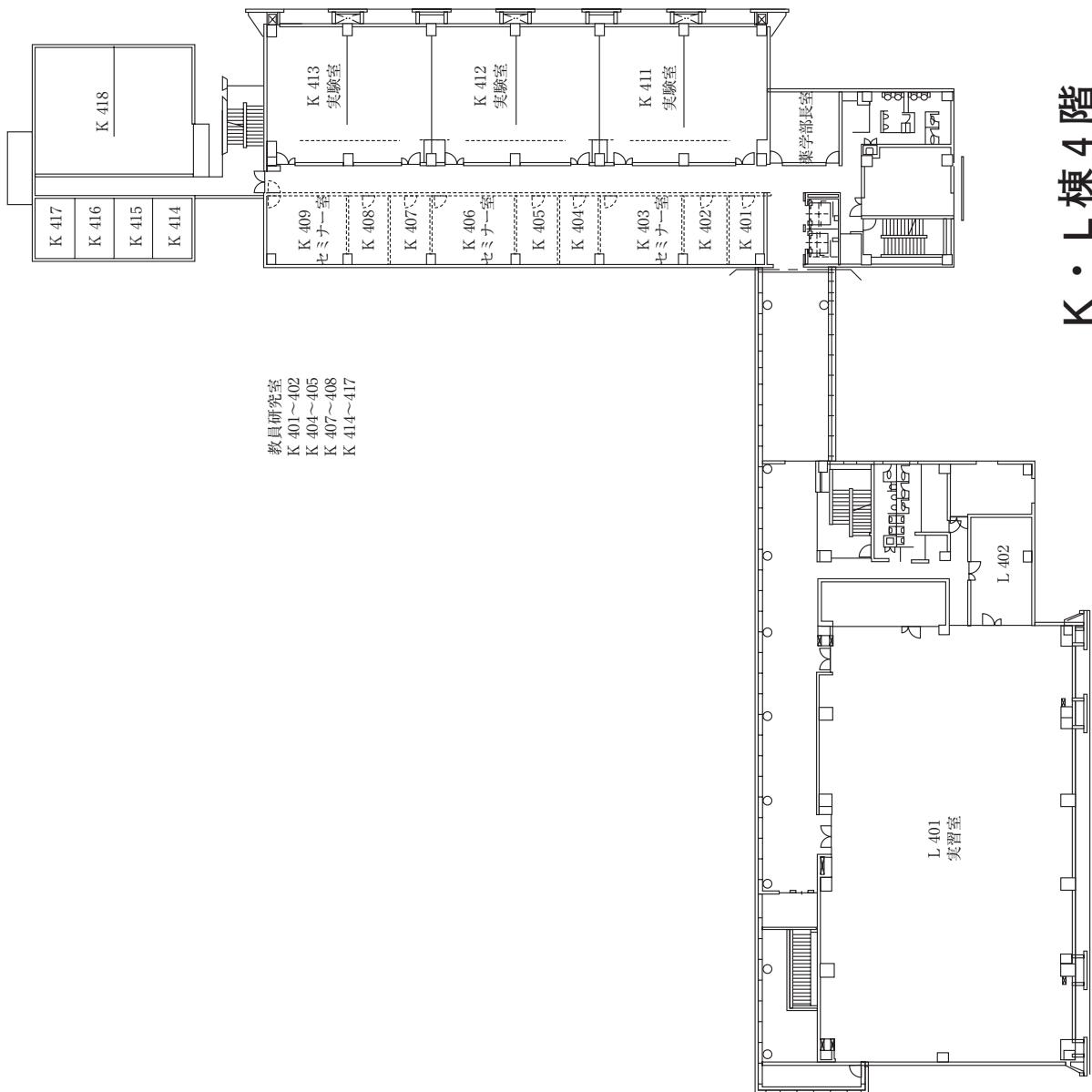
K・L・M棟 2階



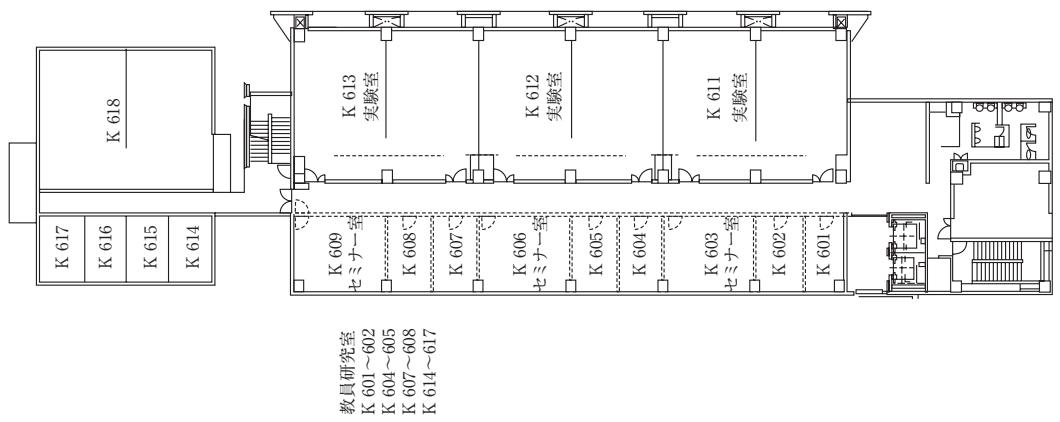
K・L・M棟 3階



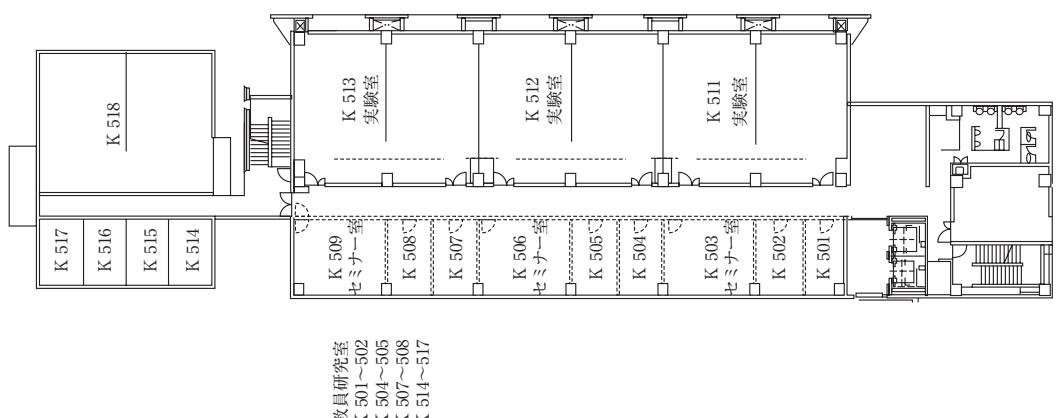
K・L棟4階



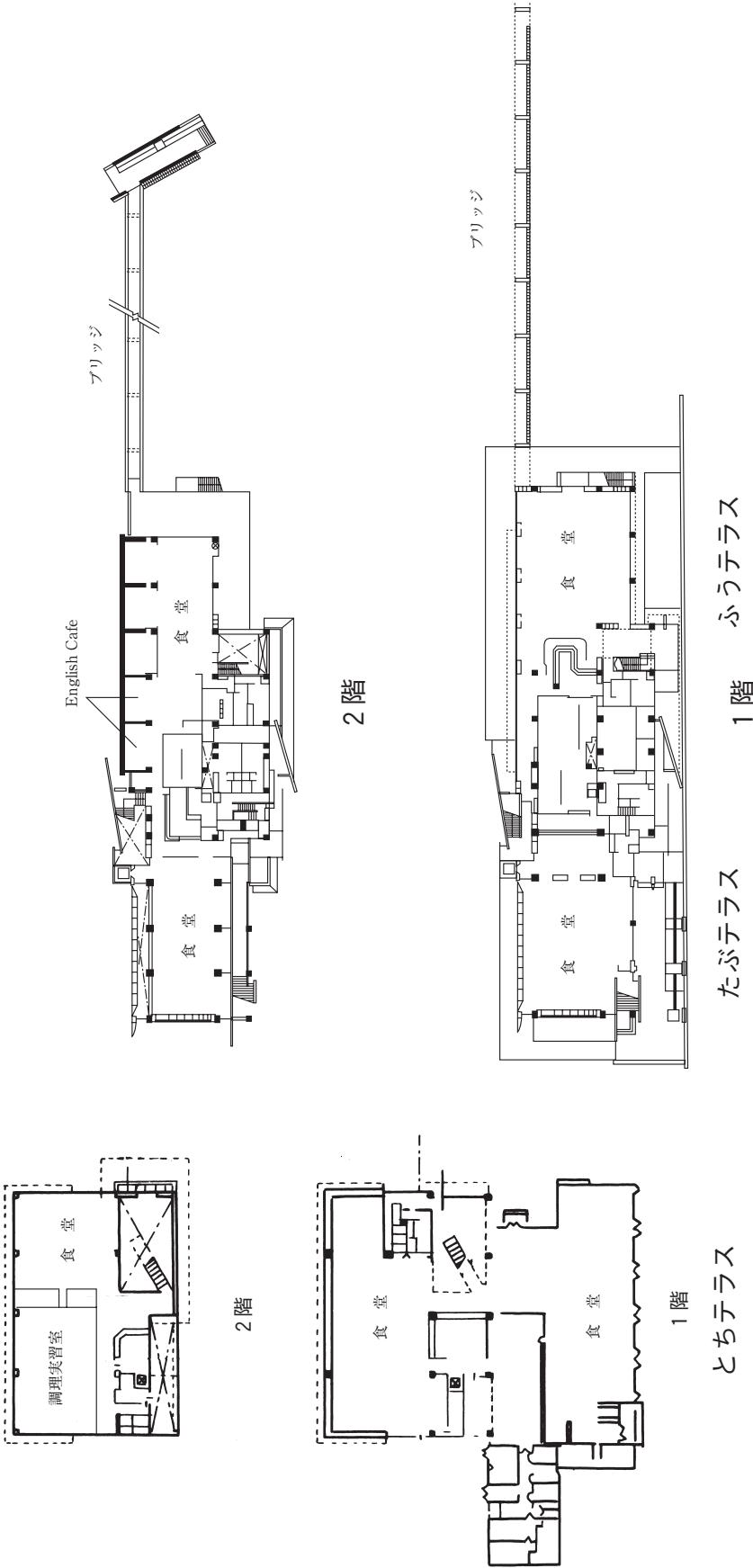
K棟 6階



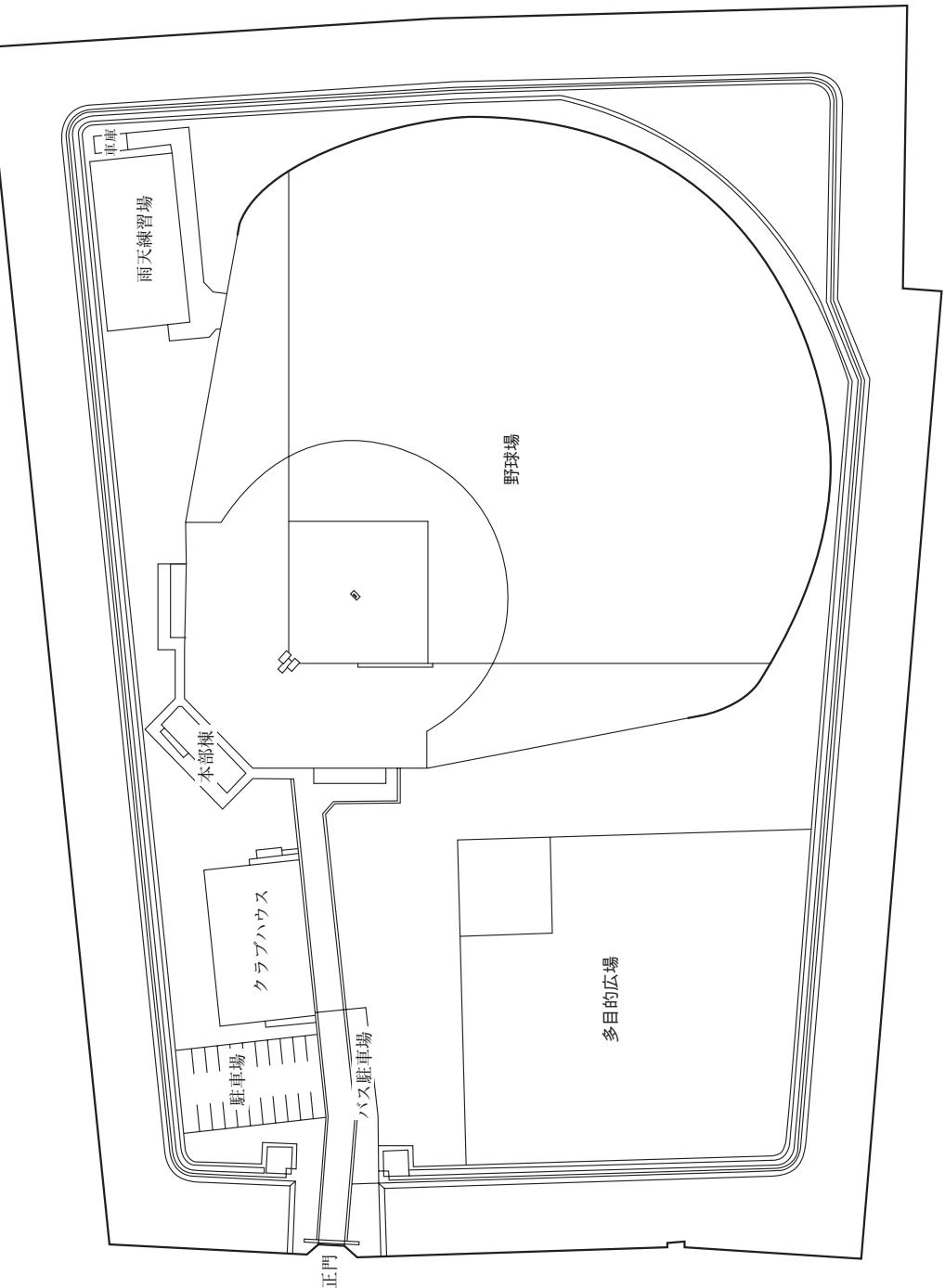
K棟 5階



（全館禁煙）

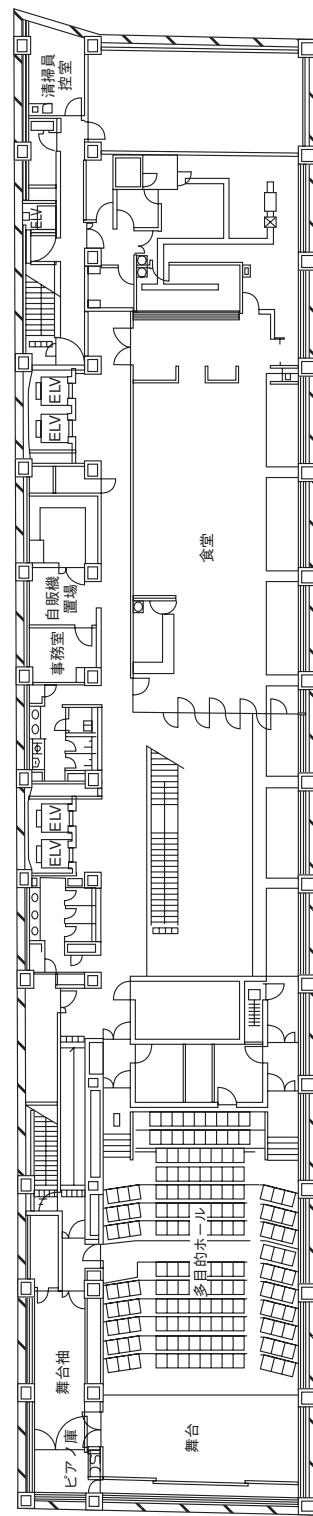


水田記念球場 (Togane Ball Park) 東金市二之袋字南原1204

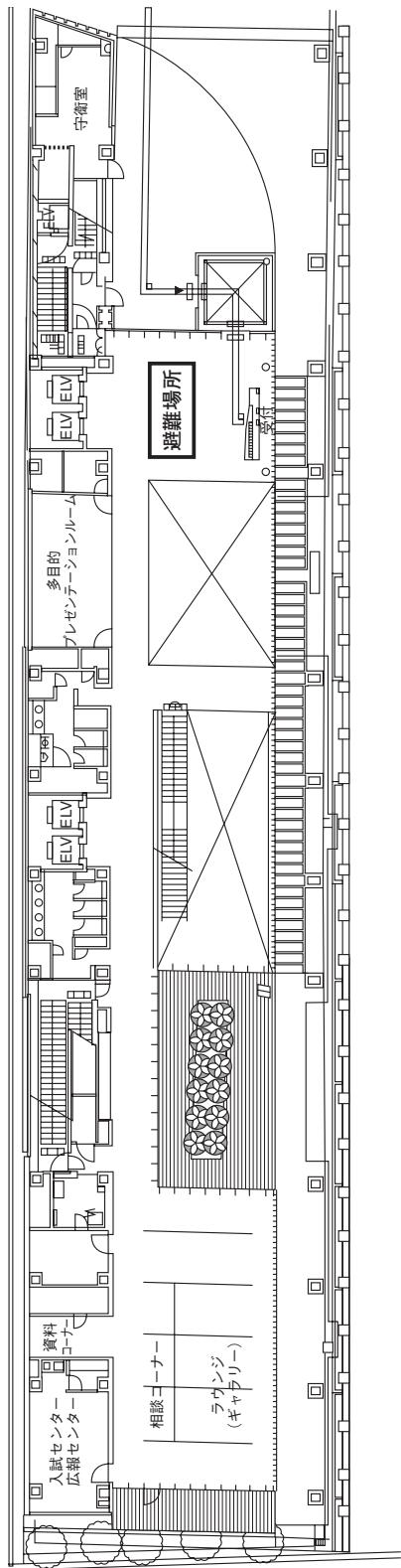


東京紀尾井町キャンパス

地下1階

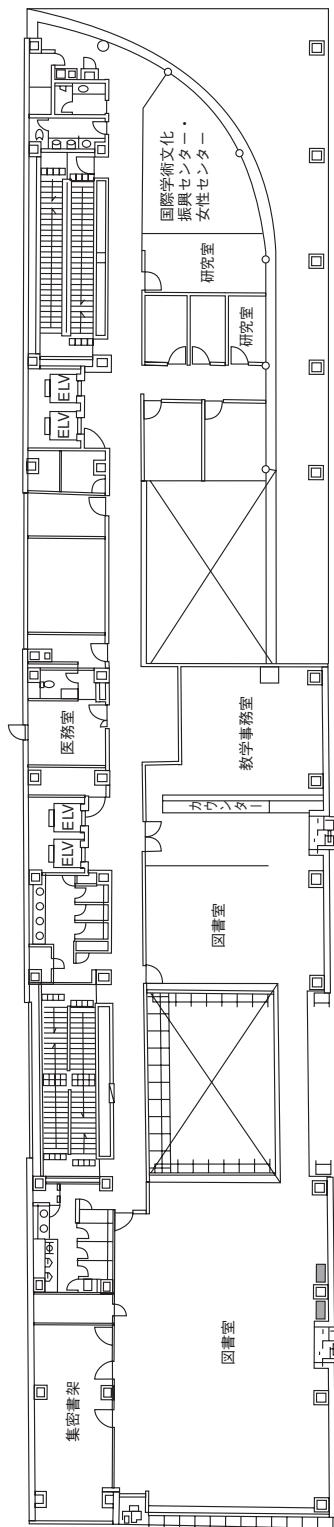


1階

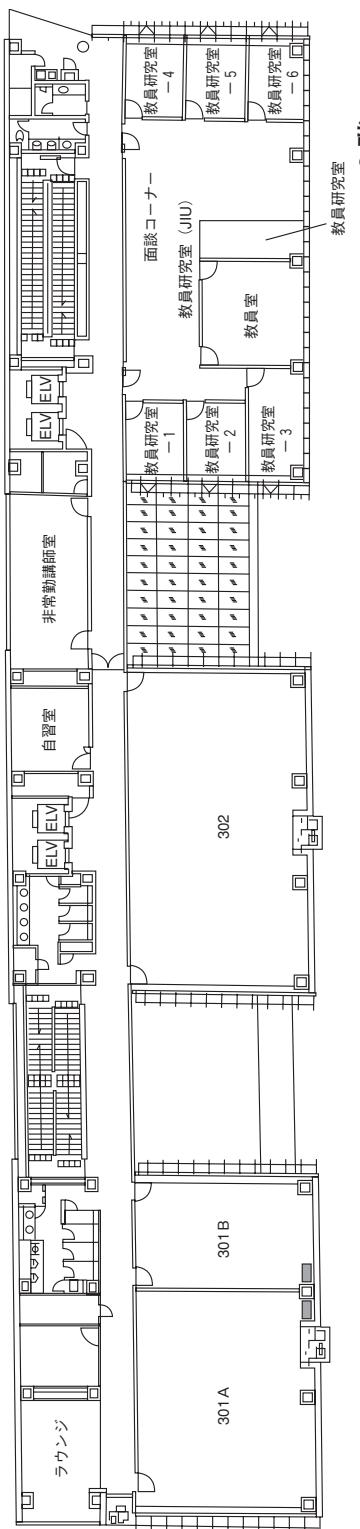


東京紀尾井町キャンパス

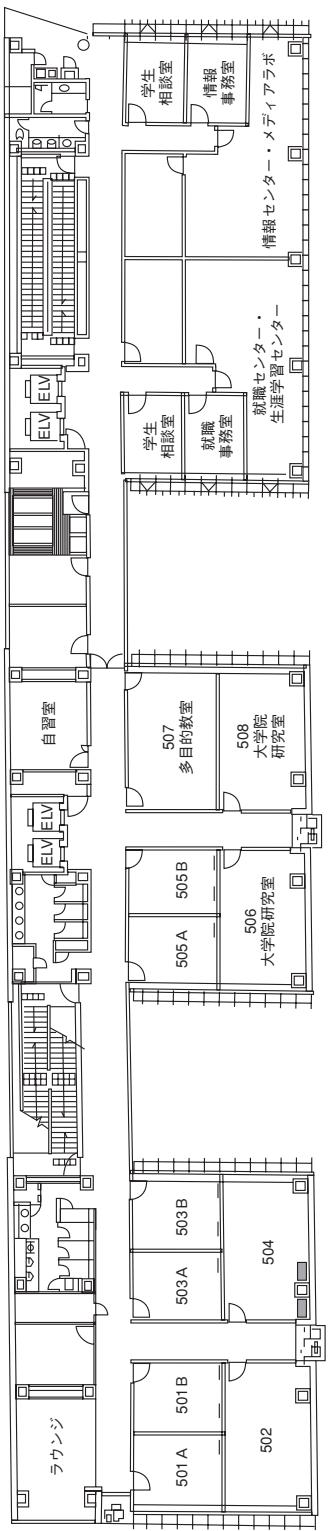
2階



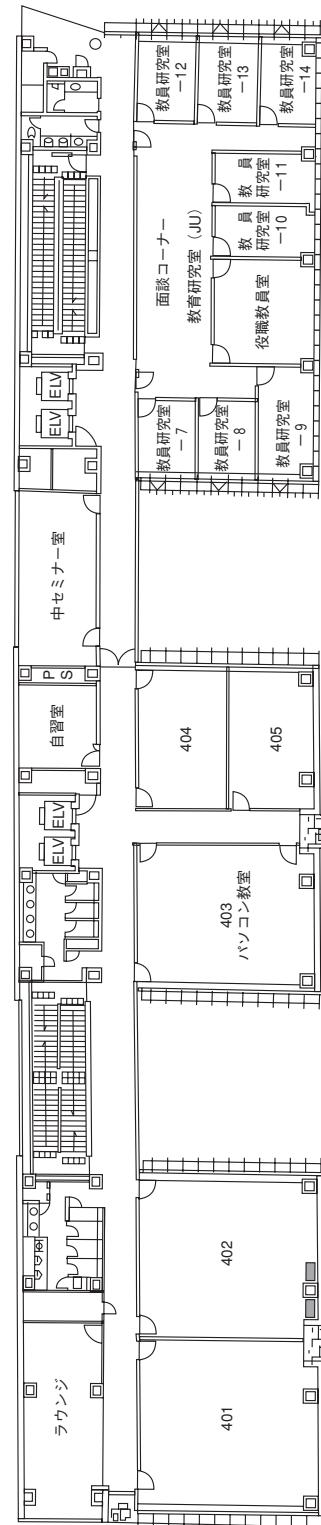
3階



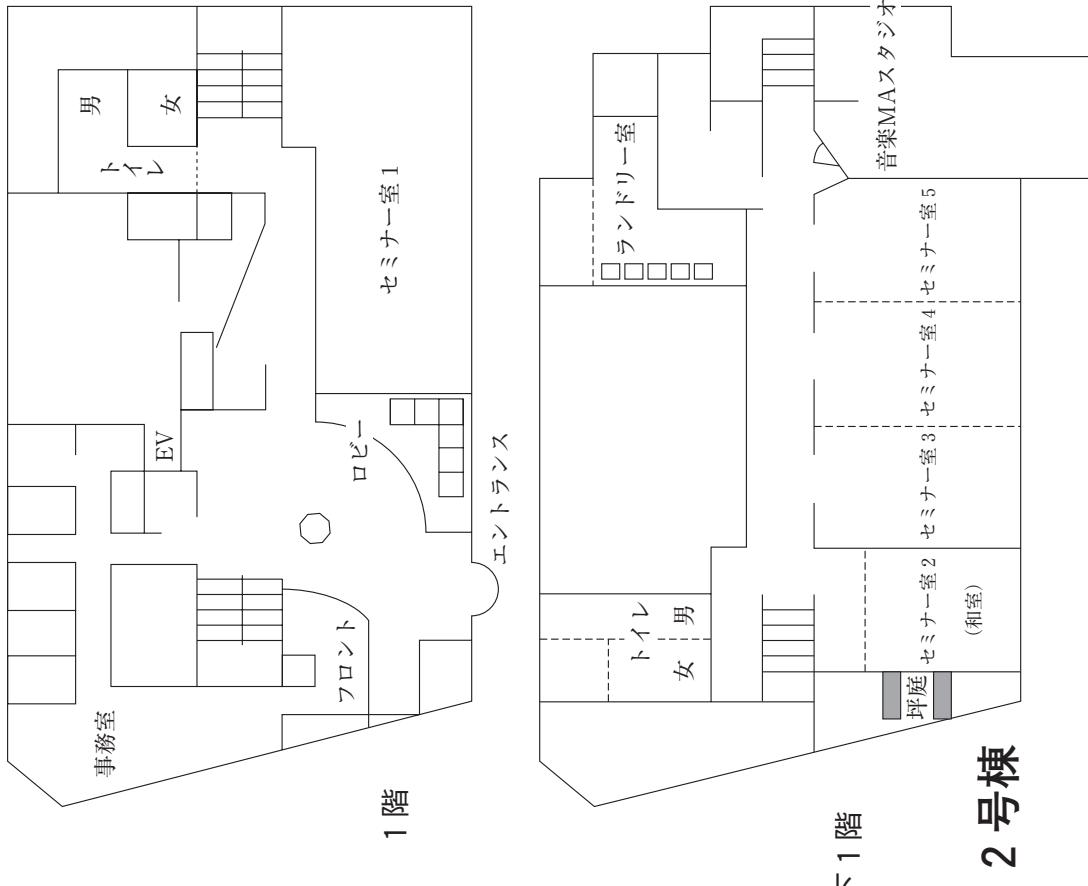
東京紀尾井町キャンパス



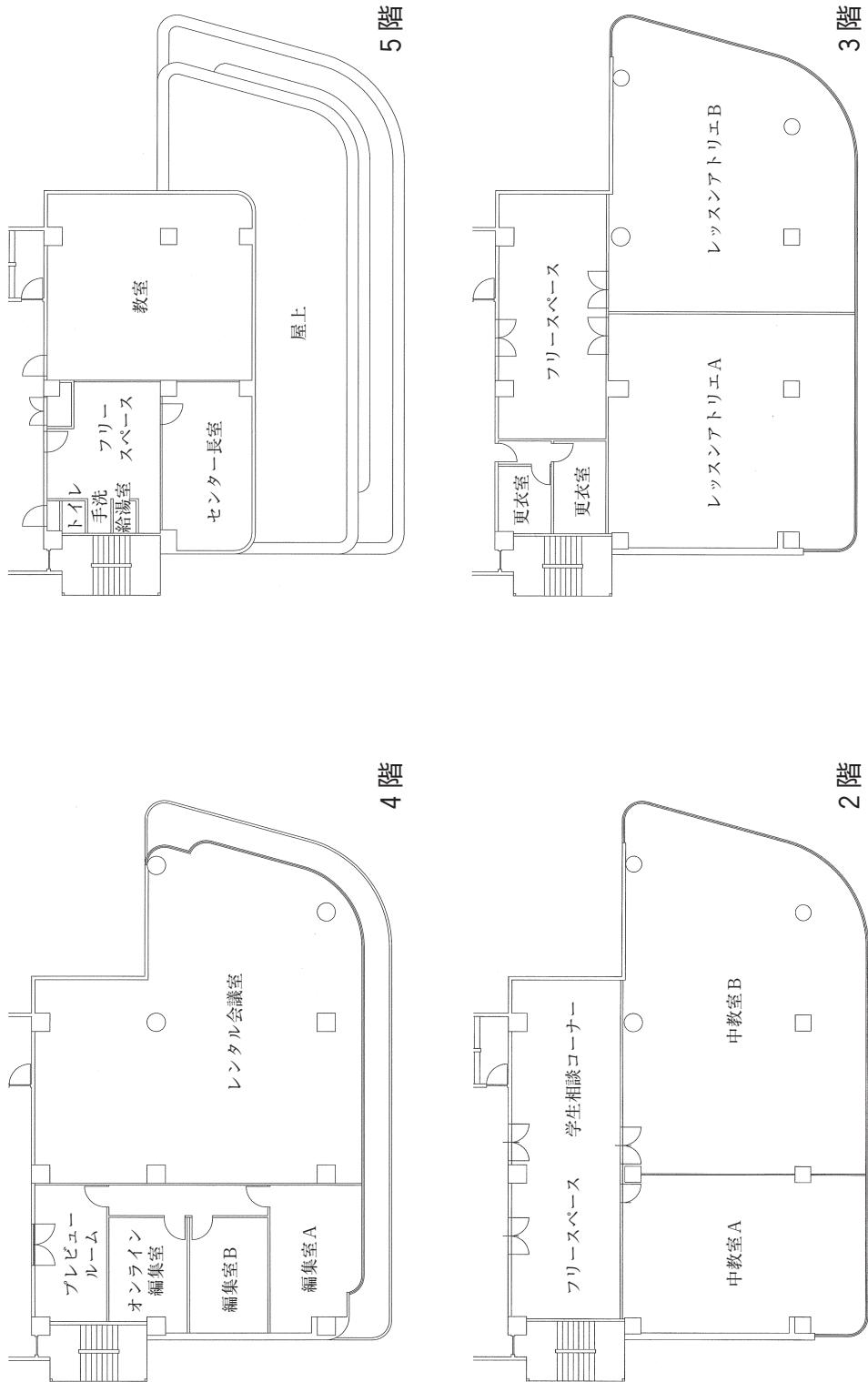
5 階

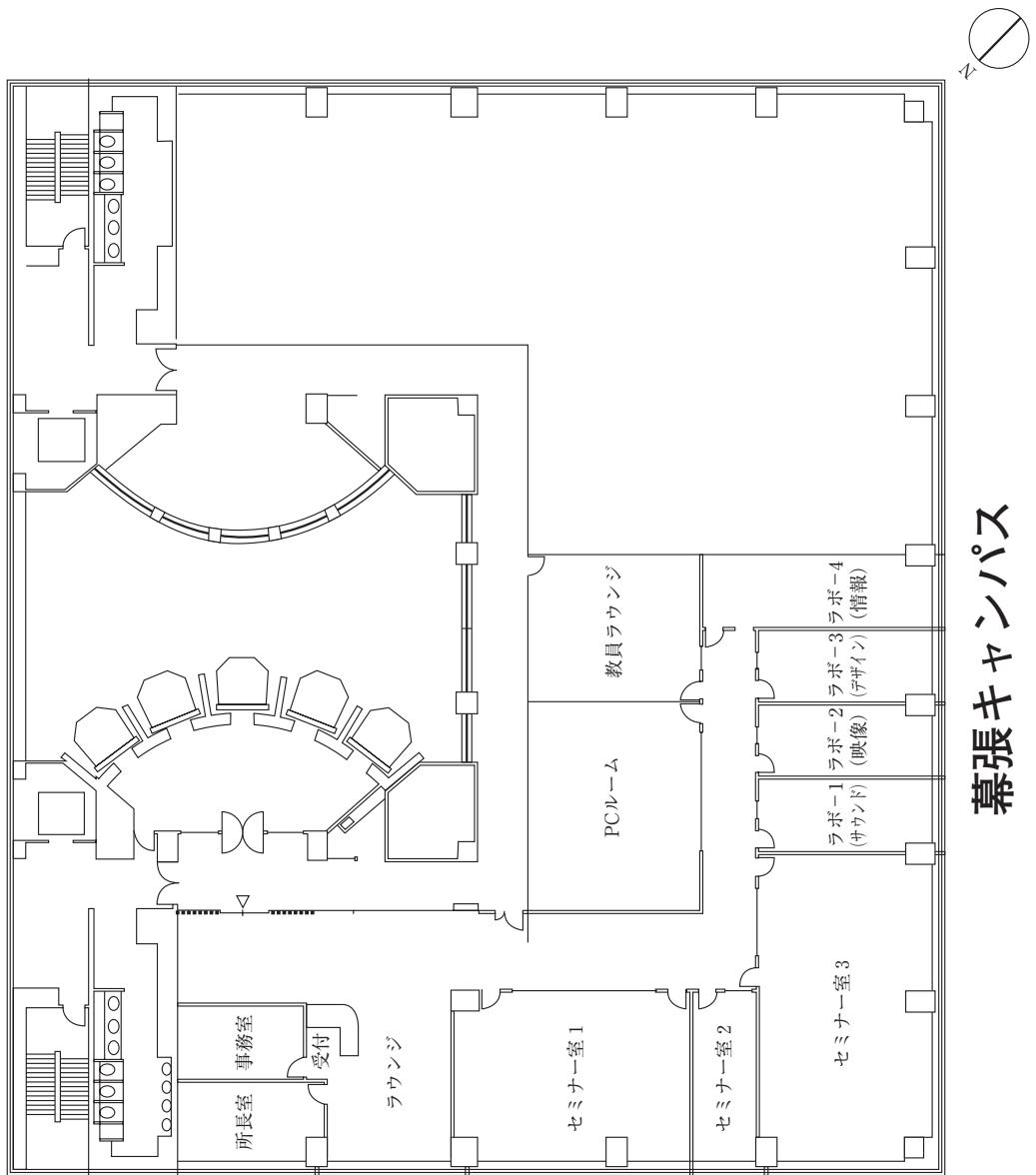


4 階

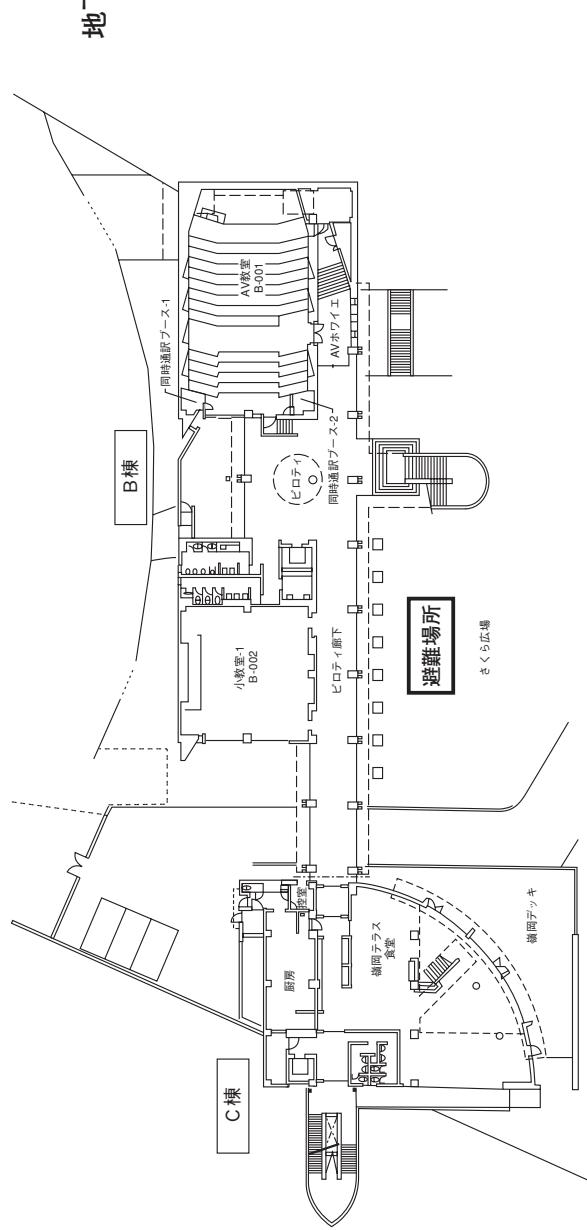
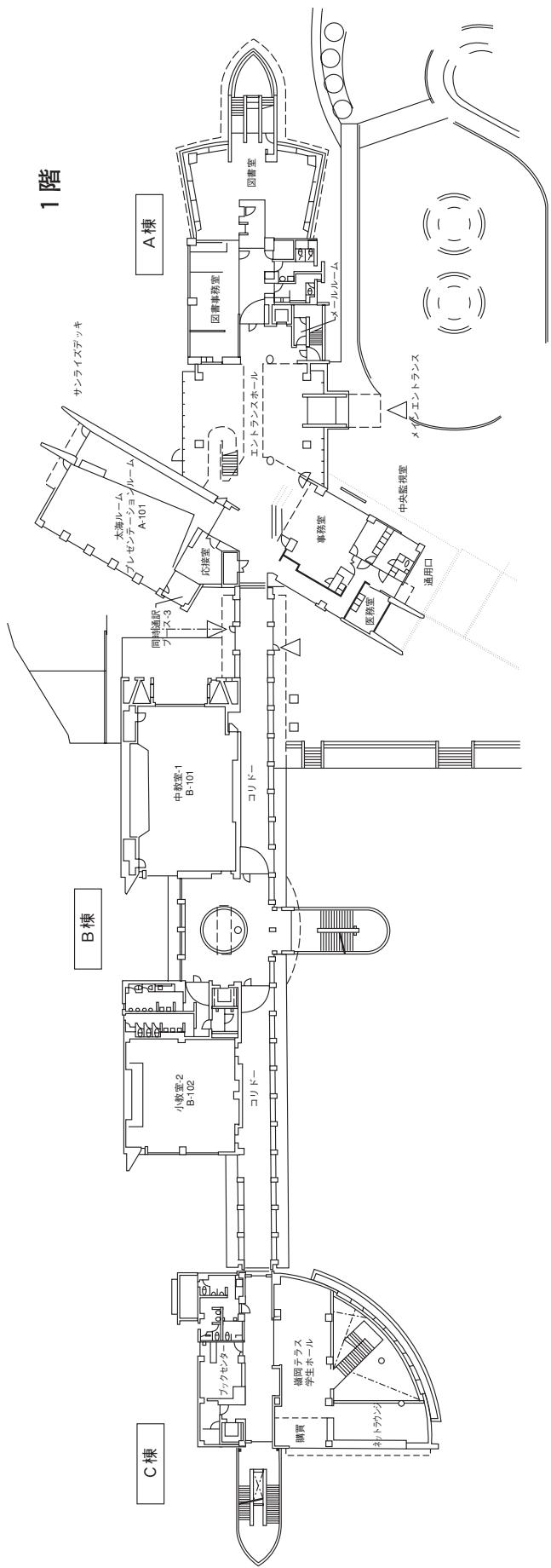


東京紀尾井町 キャンパス 4号棟





安房キヤンバズ

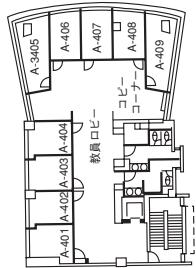


安房キャンパス

34

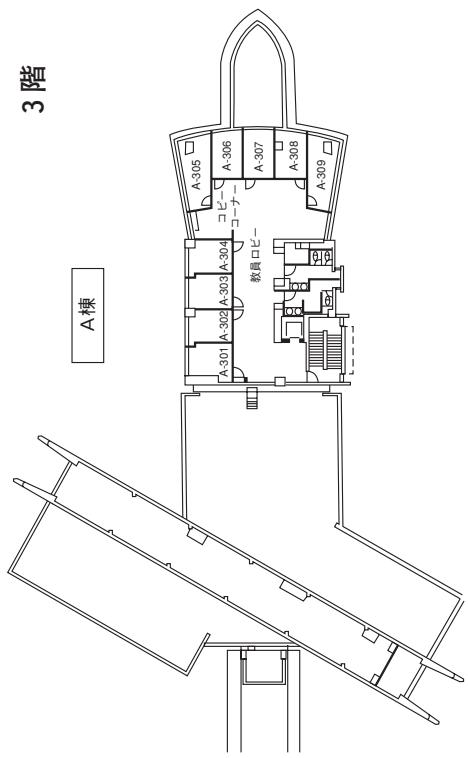
4階

A棟



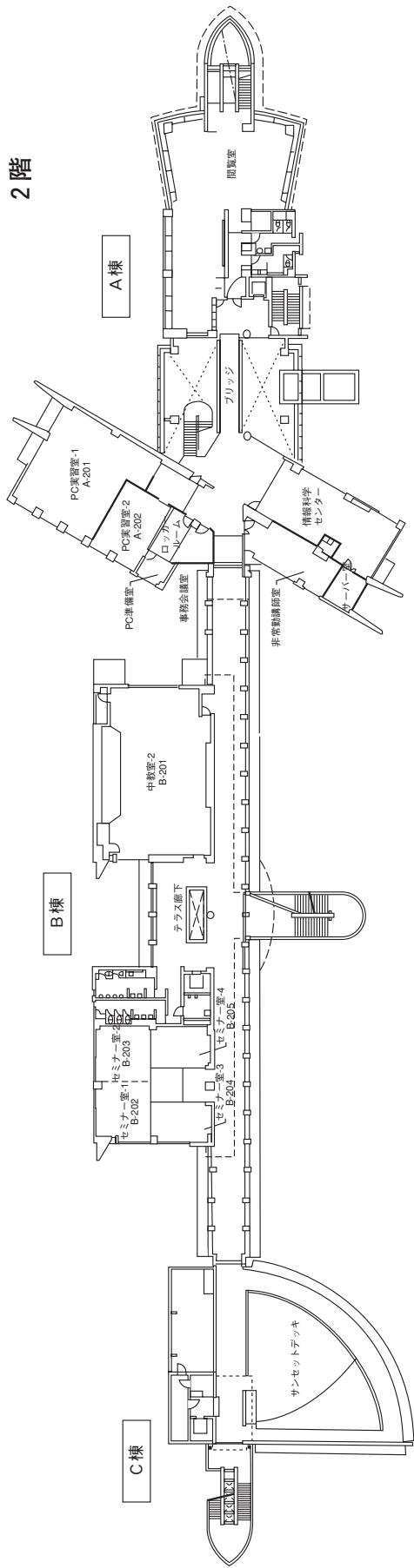
3階

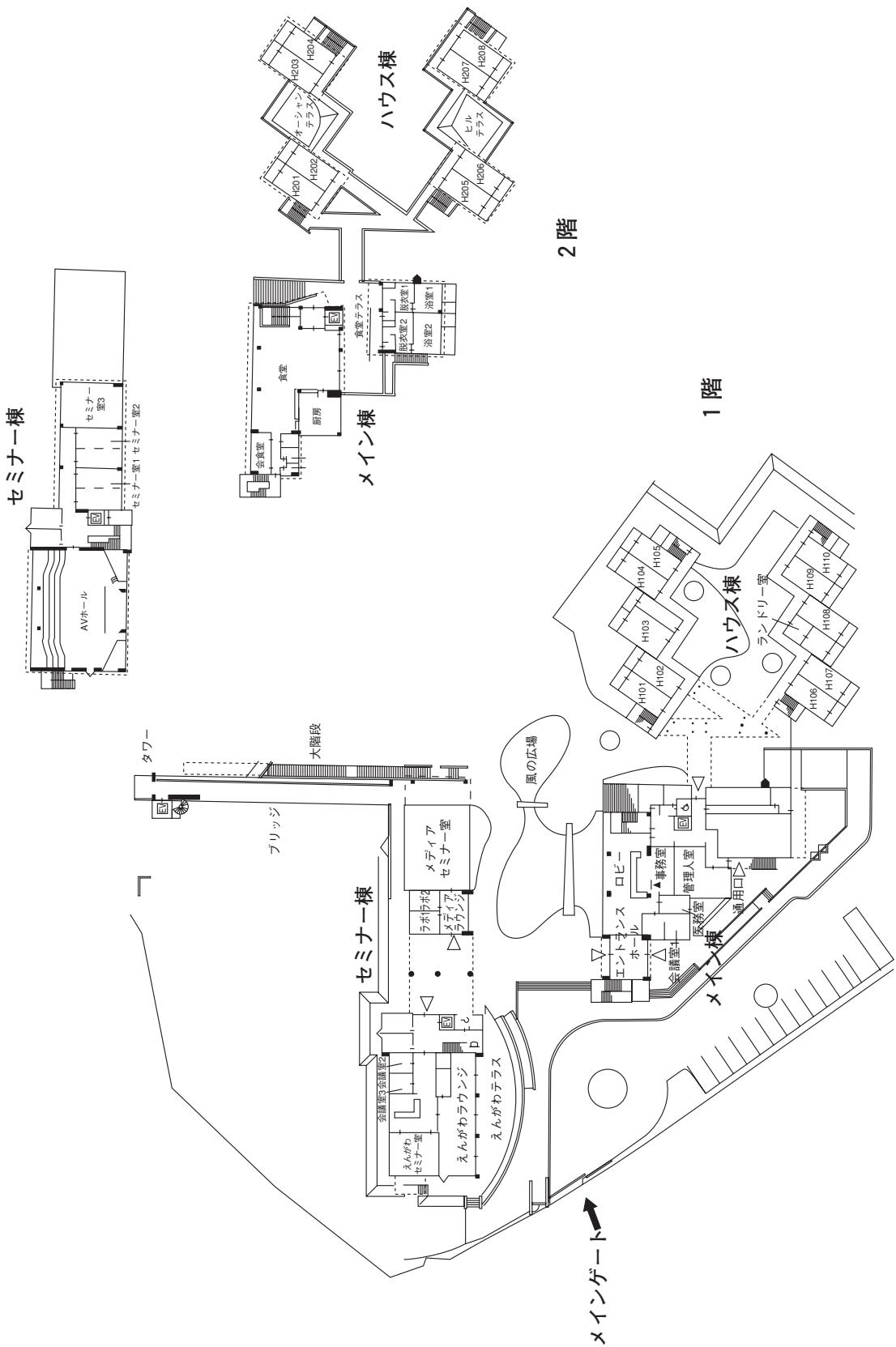
A棟



2階

A棟





安房ラーニングセンター

安房ラーニングセンターは、学校法人城西大学創設者水田三喜男先生の生誕の地であり、一年を通じて気候温暖で知られる鴨川にあります。雄大な太平洋や鳥の声に包まれた豊かな自然の中で、充実した研修時間やくつろぎの時間を過ごすことができます。

近くには、大自然の楽しさを満喫できる海やアミューズメント施設だけではなく、仁右衛門島や郷土資料館など文学探訪に適した名所・旧跡があります。

1. 利用範囲

- (1) ラーニング施設として、本学学生および教職員の教育・研究・研修の場として活用し、また生涯教育の推進を図ることを目的とし、特に必要と認められる者とします。
- (2) 学生の利用に際しては原則として教職員又は卒業生もしくは父母の引率を必要とし、引率者が利用責任者となります。

2. 利用期間

年間を通して利用可能です。ただし、毎年12月29日から1月3日は休館日とします。

3. 申込窓口・事務取扱時間

(1) 窓口

城西国際大学総務課 電話 0475-55-8800（代表）

(2) 受付時間

午前9:30～11:30 午後12:30～16:00

（8月1日～8月20日、年末年始、土・日曜・祝祭日・創立記念日を除く）

4. 利用日数

原則として3泊4日を限度とします。

5. 学生利用料金

一泊二食付 4,305円（税込み）

6. その他

細部については、城西国際大学 JOSAI 安房ラーニングセンター利用規定及び利用案内によります。

学生生活のしおり

学生生活のしおり

学生生活のしおり

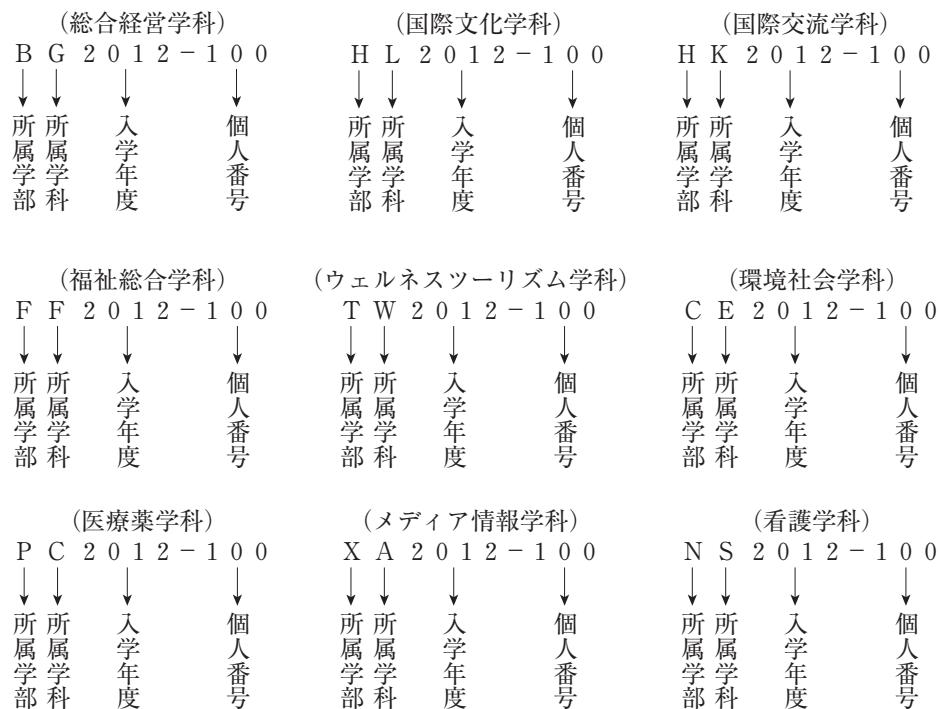
学 生 証

1. 学生証は、本学学生であることを証明するものです。通学時には必ず携帯し、本学の教職員より提示を求められた時は、速やかにこれに応じなければなりません。
2. 学生証は、入学時に交付します。有効期限が過ぎた場合、卒業、退学、除籍等学籍異動が生じた場合は、速やかに返還しなければなりません。
3. 学生証は、大変繊細なものです。保管・取扱いには充分に気をつけて下さい。
4. 学生証には暗証番号(パスワード)機能が備わっております。交付時は全員が一律、「1 1 1 1」の番号に設定しております。暗証番号を証明書自動発行機で必ず変更し各自の責任のもと管理して下さい。なお、暗証番号を忘れると各種の証明書の発行ができません。
5. 各試験を受ける時は、学生証の提示が義務づけられています。
6. 学生証を紛失、もしくは破損した場合は、「学生証再発行願」を学生課に提出し、申込んで下さい。なお、再発行にはいずれの理由に拘らず1,500円の発行手数料がかかります。

学生証のアルファベット記号

学部	経営情報学部	B	学部	国際人文学部	H
学科	総合経営学科	G	学科	国際文化学科	L
学部	福祉総合学部	F		国際交流学科	K
学科	福祉総合学科	F	学部	薬 学 部	P
学部	観光学部	T	学科	医療薬学科	C
学科	ウェルネスツーリズム学科W		学部	メディア学部	X
学部	環境社会学部	C	学科	メディア情報学科	A
学科	環境社会学科	E	学部	看護学部	N
研究 生	S		学科	看護学科	S
科 目 履 修 生	A					

学生証番号（学生番号）の見方



連絡事項

大学から学生への通知事項等は、すべてマグメディア（電動波動掲示板）または掲示板によってお知らせします。掲示を見落としたために、必要な手続きがとれなかったり、修学に支障をきたす場合があります。毎日機会あるごとに各掲示板を注意して見るよう心掛けてください。

なお、マグメディア及び掲示板の設置場所は下記の通りです。

マグメディア：A棟第一学生ホール前

B 104 教室前

F棟第二学生ホール内

G 3 棟前

掲 示 板：B棟西端B101横（学生課）

B棟西端エレベータ隣（教務課、全学科共通、福祉教育センター）

A棟第一学生ホール内（学生課）

G 1 棟 1 階通路（総合経営学科、福祉総合学科、看護学科）

G 2 棟 1 階通路（国際文化学科、環境社会学科、学生課・奨学金、
国際教育センター）

G 3 棟 1 階通路（国際交流学科、メディア情報学科）

- A棟1階 (福祉教育センター)
 L棟1階 (医療薬学科)
 2階教学事務室傍 (東京紀尾井町キャンパス)
 3階通路 (東京紀尾井町キャンパス)
 2階通路 (東京紀尾井町キャンパス4号棟)
 B棟コリドー (安房キャンパス)

授業関係

I 履修申請

1. 履修申請とは、所属する学部・学科のカリキュラムの中から学習すべき授業科目を自ら決定し、所定の様式に従い学部事務室に提出することによって、自己の学習計画を確立するとともに、申請した授業科目について履修する権利を持つことになります。

学年の始めに行われる履修申請の手続きは、非常に重要なものでありこの手続きを怠ったり、誤ったりすることは、その年度の履修が無効になったり、授業を受ける権利を放棄することになります。そのようなことでは進級、卒業にも支障をきたすことになりますので、特に留意して申請手続きを行ってください。

また、学年の始めには履修についての相談期間を設け、疑問にお応えします。期間・場所については、毎年オリエンテーション時にお知らせします。

II 授業時間表

時限	I	II	III	IV	V
時間	9:30~11:00	11:10~12:40	13:20~14:50	15:00~16:30	16:40~18:10
観光学部	9:40~11:10	11:20~12:50	13:40~15:10	15:20~16:50	17:00~18:30

※定期試験等の時間は、変更することがありますので掲示に注意してください。

III 授業時間割表

授業時間割表は、学生便覧の科目群・科目の並び順に表示されています。また、授業を実施する時期は、<期間>の欄に指定されています。

前期 前期セメスターに実施する科目

後期 後期セメスターに実施する科目

通年 1年間通して実施する科目

集中 集中講義期間に実施する授業（補講期間に実施する場合あり）

その他 実習、研修、インターンシップ科目

授業時間割は、クラスもしくは学籍番号によって編成されている科目がありますので、自分の所属するクラス等を確かめて、履修計画を立てるようにしてください。

ただし、学科共通科目等では、所属クラスに関係なく科目を選択することができます。詳細については、本便覧に載る学部ごとの「履修の手引と手続き」を参照してください。

教室番号の見方

教室番号の頭のアルファベットは棟を表し、後の数字で教室番号を表しますので、校地・建物配置図等を参考にしてください。

(例) **B 103**

B は棟番号 **103** は教室番号

(例) **G 1-101**

G 1 は棟番号 **101** は教室番号

IV 休 講

担当教員から連絡があり次第、掲示により連絡します。また、始業時刻から30分以上経過しても教室に連絡のない場合は、学部事務室まで問い合わせてください。

*交通機関の運行停止と授業について

交通機関の運行停止（ストライキまたは自然災害などの場合）の際ににおける授業の取扱いは、JR が始発時運行停止の場合に限り全日休講となりますので、ニュース速報等に十分注意してください。

V 欠 席 届

やむを得ぬ事情で授業や試験を欠席した場合は、欠席届に診断書または理由書を添えて学部事務室で検印を受けた後、授業担当教員に提出してください。なお、欠席届の用紙は学部事務室窓口に用意してあります。

学籍関係

休 学（学則第37条、第38条、第39条、第46条）

病気その他やむを得ない理由により、3か月以上出席することのできない者は、医師の診断書または理由書を添え保証人連署のうえ、休学願を学部事務室に提出し、学長の許可を得なければなりません。

なお、休学期間は1年以内とし、引き続き休学をする者は、改めて願い出ことによって更に1年、通算2年まで休学することができ、休学期間は在学年数に含みません。なお、休学を許可された者は、休学期間中の授業料および施設設備費の半額を免除します。

復 学（学則第38条）

休学していた者が復学する時は、原則として学期又は学年の始め1か月前までに、医師の診断書または理由書を添え保証人連署のうえ復学願を学部事務室に提出し、学長の許可を得なければなりません。

また、復学後の科目履修等については、学部事務室の指導を受けてください。

退 学（学則第40条）

やむを得ない理由により学業を継続することができないときは、その理由書を添え保証人連署

のうえ、退学願を学部事務室に提出し、学長の許可を得なければなりません。

除籍（学則第47条）

授業料及び施設設備費の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者は除籍されます。

再入学（学則第41条）

正当な理由により退学した者が、その理由を解消し学業の継続が可能となった時には、願い出により再入学を許可されることがあります。

なお、再入学願は学年の始め1か月前までに、学部事務室に提出しなければなりません。

転部（学則第33条）

転部を希望する者は、学年の始め2か月前までに、転部受験許可願を学部事務室に提出し、所属学部長の許可を得て受験することができます。

科目等履修生（学則第54条～第59条）

本学学部における授業の履修を希望する者は、学期又は学年の始め1か月前までに、科目等履修生受験願を入試課に提出し、入学の許可を得なければなりません。

研究生（学則第60条～第66条）

特殊な研究に従事しようとする者は、研究生受験願を学部事務室に提出し、入学の許可を得なければなりません。

授業料および施設設備費

I 授業料

1. 年間納入額を前期分および後期分の2期に分割納入してください。なお、大学から納入振込用紙が、4月上旬（前期分）および10月上旬（後期分）に送付されますので、必ず所定の「授業料等納入振込用紙」を使用してください。
2. 授業料負担者は、原則として第一保証人とし、変更がある場合は「授業料負担者変更届」を経理課に提出してください。

II 施設設備費

毎年度授業料と一緒に納入してください。なお、納入振込用紙は「授業料等納入振込用紙」を使用してください。

III 事情により、授業料および施設設備費の納入に支障をきたす場合には、「授業料延納願」を経理課に提出し、相談してください。用紙は経理課窓口に用意してあります。なお、学納金が未納の場合は、当該学期の定期試験を受けられない場合があります。

アドバイザー制度

アドバイザー制度は、それぞれ担当教員を定め、各担当教員が諸君にいろいろなアドバイスを行う制度です。諸君の担当教員や詳しいことについては、フレッシュマン・セミナーまたは

オリエンテーションにおいて説明いたします。

健康管理

健康を保持し、増進させていくことを目的に本部棟1階に医務室があります。怪我をしたとき、体の調子が悪いときなど、遠慮なく利用してください。利用する場合は、受付用紙が学生課窓口にありますので、必要事項を記入後、来室してください。また、体脂肪計、血圧計も設置しておりますので利用してください。(紀尾井町キャンパスは2階、安房キャンパスは1階にあります)。

I 定期健康診断

本学では毎年4月（前期入学）と11月（後期入学）に定期健康診断（内科検診、X線検査、身体測定、検尿、血圧、聴覚など）を実施しており、健康診断の結果は全員に配布します。異常があった学生は再検査（自費）が必要です。

なお、健康診断を受けなかった場合には、健康診断書の交付ができない事は当然ですが、各種の奨学金の申請にも支障をきたしますので指定日に必ず受診してください。止むを得ない理由により受診できなかった学生は、医療機関で発行される健康診断証明書を学生課に提出してください（この場合は自己負担となります）。

II 遠隔地被扶養者証

医療機関を利用するとき、保険証が必要となりますので、自宅通学以外の学生は在学証明書を自宅に送り、遠隔地被扶養者証の発行を受け、常に携帯してください。

学生相談室

大学生活をしていれば、困ったこと、解決したいこと、知りたいことなどいろいろ出できます。そんな時は、あなたの成長のチャンスです。

ぜひ学生相談室をご利用ください。

例えば、・「対人関係や家族関係で困っている」

- ・「友人のこと、家族のことで悩んでいる人がいる」
- ・「気分や体調がすぐれない」
- ・「意欲がわからない」
- ・「自分のことを知りたい」
- ・「今の学科が自分にあってないようだ」
- ・「進路について自信がない」
- ・「事故にあった」
- ・「金銭トラブルにまきこまれた」
- ・「誰に相談してよいかわからない」

相談したい時は、

☆ 相談は原則として予約制です。学生相談室に直接ご連絡ください。

〒283-8555 千葉県東金市求名1番地

城西国際大学 学生相談室

TEL 0475-53-2067 Email kokoro@jiu.ac.jp

☆ 開室時間

月・水・金曜日：11時から16時

☆ その他の時間帯；医務室へ相談の申し込みをしてください。

医務室 TEL 0475-55-8899

☆ 相談室；医務室隣

☆ なお、電話・手紙による相談も受け付けています。

☆ 相談については、プライバシーを尊重し秘密を守ります。

奨学制度

奨学制度には、大学独自の水田奨学生制度、日本学生支援機構および地方自治体等の育英資金があり、それぞれの部署で取り扱っています。

I 水田奨学生制度（学務課）

学校法人城西大学創立者水田三喜男先生の育英の理想を実現するために設けられ、城西国際大学の建学の精神に則り、優秀な学生の顕彰と、さらなる育成を目的として、成績・人物等優秀な者を大学院研究科においては、各専攻より1名、学部においては、各学年・各学科より1名を選考し、奨学金が授与されます。

II 水田国際奨学金制度（学務課）

学校法人城西大学創立者水田三喜男先生の育英の理想を実現するために設けられた水田奨学生制度とともに、城西国際大学学生の国際的な勉学を奨励することを目的とします。本学学生の場合は、JEAP制度による留学、海外からの留学生の場合は、姉妹校またはこれに準ずる大学からの留学生が対象となり、授業料の一部として500,000円を上限とし、奨学金が授与されます。

III 独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学金（学生課）

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は独立行政法人日本学生支援機構法により設立され、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難なものうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、これに認定された者に対して貸与されるものです。

学資として貸与する奨学金には、無利息の第一種奨学金と利息付の第二種奨学金の二種類があり、募集は4月の年1回となっています。なお、家計急変等による奨学金必要者については、緊急・応急での申込みを隨時受け付けます。

機構が行う奨学金は学生課で取り扱っており、申込み募集案内等の連絡事項はすべて掲示を行います。申込みについての詳細や、家計、学力などの申込み条件等については、事前に説明会を行いますので、必ずこれに出席して、出願手続きに不備のないように心がけて下さい。申込概要は以下のとおりです。

1. 第一種奨学金（無利子）

(1) 貸与月額

自宅通学者：30,000円、54,000円のいずれかを選ぶことができる。

自宅外通学者：30,000円、54,000円、64,000円の中から選ぶことができる。

(2) 学力

1年生：高校評定平均が3.5以上

2年生以上：大学における学業成績が1/3以上

2. 第二種奨学金（有利子）

(1) 貸与月額

3, 5, 8, 10, 12万円の中から選ぶことができる。

(薬学部生は12万円を選択した者に限り、2万円の増額貸与が受けられます。但し、利息は別途。)

(2) 利率

年3.0%が上限

利率固定方式 1.21% 利率見直し方式 0.40% (5年毎に見直し) (平成24年1月現在)

(3) 学力

1年生：出身学校の成績が平均水準以上であること。

2年生：大学における成績が平均水準であること。

3. 予約採用候補者

予約採用候補者については、大学が指定した期日に、「奨学生採用候補者決定通知」を提示し、必要事項をインターネットで入力してください。期日までに提示しないと、資格を失うことになりますので注意してください。

4. 在学届の提出

高等学校在学中に日本学生支援機構の奨学生であった者は、入学後直ちに「在学届」を学生課へ提出してください。提出しないと、大学在学中の奨学金の返還が猶予されません。

5. 奨学金の貸与と返還

奨学金の貸与は、学生本人の各個人名義銀行口座に日本学生支援機構から直接振込まれ、貸与が終了した後、必ず返還しなくてはなりません。奨学金の返還は口座振替（引落し）により行います。

返還金は、直ちに後輩学生の奨学金に循環運用されます。返還が円滑に行われないと後輩の奨学金貸与に重大な支障を来たすことになります。一人ひとりが奨学生としての責任を果たすことによりはじめて成り立つ制度の仕組みを理解していただき、約束どおり必ず返還してください。

6. 継続について

毎年1回奨学生としてふさわしいか否かを判断するために、「継続願」を提出することになっています。成績不良、単位不足、さらには素行不良者は、貸与が停止、または廃止とな

ることもあります。

IV 城西国際大学経済支援奨学制度（学生課）

本学の建学の精神である「学問による人間形成」を確立するため、人物学業とも優秀であるが、経済的理由により修学が困難と認められる場合、広く教育機会を与えることを目的に、本学独自の「貸与奨学生制度」を設けています（外国人留学生入試による入学者は申請できません）。

この制度は授業料年額相当額以内を奨学金として貸与します。奨学金は、4月及び10月の2回に分割して交付し、交付と同時に授業料として納付します。なお、申し込み対象は、2年次以上となっています（本学の卒業生で大学院入学者については初年度から適用できます）。貸与期間は1年間で、継続して出願することができます（奨学金総額が学費相当額の2年間分まで）。返還始期は、修業年度の翌年度4月以降となっており、年額12万円以上10年以内に返還する必要があります（大学院貸与学生は5年以内）。募集は年1回となっています。申し込み方法などの詳細は説明会で確認してください。なお、退学や除籍された場合は、奨学金の全額を指定の期日までに返還しなければなりません。

V 地方自治体等の奨学金（学生課）

各都道府県または市区町村の奨学金や交通遺児育英会等の奨学金があります。ただし、これらの奨学金については、大学を通じて募集しないものがありますので、申し込む場合は早めに各自治体の窓口に問い合わせてください。

VI 留学生への奨学金（国際教育センター）

外国人留学生に対し、日本学生支援機構や平和中島財団等の奨学金があります。募集については、掲示で連絡しますので見逃さないようにしてください。

住居関係

自宅から通学できない者は、通学可能なところに「住」を確保しなければなりません。「住」は学生生活を充実させるために大切な条件です。大学では、通学に便利な環境で勉学条件にかなったところを紹介しています。詳しくは学生課に相談してください。

アルバイト

学生は学問に専念し、これを通じて人格形成につとめるべきで、アルバイトに多くの時間をさくことは決して好ましいことではありません。しかし、やむを得ないときは勉学にさしさわりのない仕事を選びましょう。求人については、学生課の掲示板で紹介しております。

なお、留学生については、資格外活動許可書の交付を受ける義務があります。詳しくは、入学時のオリエンテーションで説明します。

施設使用

本学の体育施設・教室は、正課授業および課外活動で使用していますが、時間の許す限り一般学生にも開放しています。施設を使用するときは、学生課で手続をしてください。

拾得・紛失

学内で物品を拾得・紛失したときは、学生課に届け出て拾得届・紛失届に必要事項を記入してください。拾得物は学生課で保管していますので、学生課に申し出てください。

学内での忘れ物が多いので、持ち物には必ず、学籍番号、氏名を記入してください。

3ヶ月を過ぎた拾得物については処分します。

また、普段から盗難防止のために、各自の持ち物の保管・管理には十分注意してください。

学用バス

学生・教職員用に東京・横浜・木更津・西船橋・幕張キャンパス・蘇我・大綱・成東・成田の各駅から大学迄、学用バスを運行しています。回数券または利用券がないと乗車できませんので、事前に購入し乗車してください。回数券は経理課窓口、利用券はA棟1階ホール自動販売機でそれぞれ販売しています。

災害等、緊急時の対応について

キャンパス内において災害等が発生した場合、教職員の指示に従い、落ち着いて行動してください。また特に指示がない場合は、自主的に各避難場所に避難してください。

なお、緊急を要する連絡事項については、本学ホームページに掲載し、大学が付与したEメールアドレスにお知らせします。

<震災時> 慌てず身を守ること

避難場所

東金キャンパス・安房キャンパス 屋外の指定避難場所 (P7, 33参照)

幕張キャンパス 住友ビル1階広場

紀尾井町キャンパス（1号棟） 1階入口付近 (P27参照)

（2・4号棟） 都市センターホテルおよびJA共済ビル録地帯

※ 幕張・紀尾井町では特に落下物、飛散物に十分注意し、すぐに屋外へ出ないこと

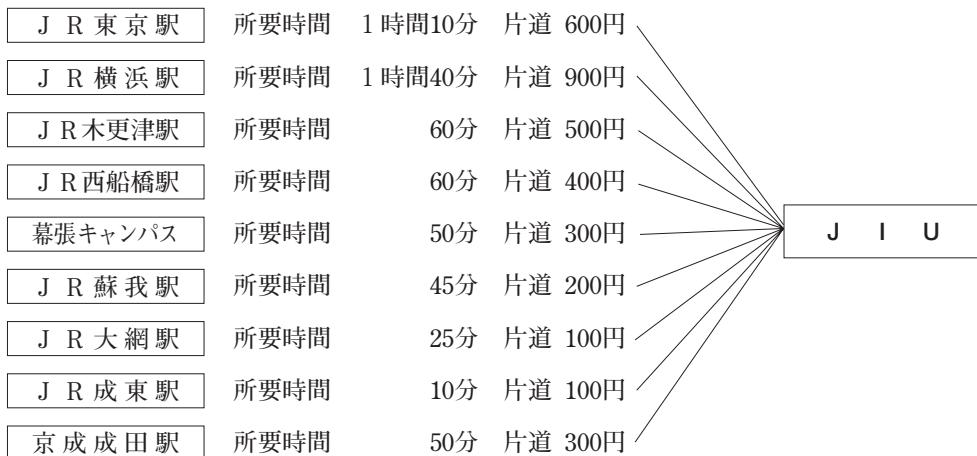
<火災時> 無理に消そうとせず、火から逃れること 避難場所

東金キャンパス・安房キャンパス 屋外の指定避難場所 (P7, 33参照)

幕張キャンパス 屋外

紀尾井町キャンパス 屋外

城西国際大学 シャトルバス



○各駅発大学行き

時間	東京駅発	横浜駅発	木更津駅発	西船橋駅発	幕張発	蘇我駅発	大網駅発	東金駅発	成東駅発	成田駅発
07	40	20								
08			10	10		25・30	50			15
09	00								05	
10						10・20	15・50			45
11							55		35	
12					50	10	40			
13						55	15			45
14					00		10		35	
15	00					50	05・30			
16						05				05
17							10		00	

○大 学 発

時間	東京駅行	横浜駅行	木更津駅行	西船橋駅行	幕張行	蘇我駅行	大網駅行	東金駅行	成東駅行	成田駅行
08										
09						20・30	50		40	40
10							25			
11					55	15	30			
12							15・50		45	45
13	00					05	45			
14					00		40			
15						05・15	05		05	05
16	50	50	50				45			
17				00						
18	30					20・30			20	20

※1 シャトルバスは高速道路を走行するため、定員以上の乗車はできません。

2 アクアラインが通行止めの場合、横浜行きは原則として運行を取りやめ、木更津までの運行となります。

自動車・オートバイ通学

現在、交通事故は毎日のように発生し、尊い命が奪われています。

事故により学生生活や修学に支障をきたすだけでなく、場合によっては人生全てを変えてしまします。自動車・オートバイ通学の場合、何時・何処で事故に遭遇するかわかりません。事故を未然に防ぐ為にも自動車・オートバイ通学ではなく、他の交通手段での通学を心がけましょう。

なお、やむを得ない事情で自動車・オートバイ通学をする者は、ドライバーとしての責任と自覚を持ち、事故の無いよう心掛けてください。車輌通学をする場合は、事前に学生課への登録が必要となります。登録のない場合は、車での通学を認めておりませんので、必ず登録をするようしてください。登録用紙は学生課窓口にあります。登録のない車輌で通学中に事故にあった場合は、保険の対象となりません。

また、学内への乗り入れは禁止です。東金キャンパスにおいては指定駐車場（自動車＝第1、第2駐車場の2箇所・有料 オートバイ＝第1駐車場1箇所・無料）に駐車する事を義務付けます。

大学周辺道路への駐車は、地域住民の方に非常に迷惑を掛けることとなりますので絶対にしないでください。迷惑駐車・違法駐車を発見した場合、自動車・オートバイで通学禁止及び大学より厳重処罰を下します。

= 分煙について= 大学の館内は全て禁煙です。喫煙は必ず指定された場所を守ること。歩きタバコ及びポイ捨ては厳禁です。

諸 届

I 住所変更届（電話番号を含む）

本人・第一保証人・第二保証人の住所等が変更したときは、所定の用紙がありますので記入のうえ、速やかに学生課に届け出してください。

II 保証人変更届

家庭の都合で保証人が変わるとときは、所定の用紙がありますので記入のうえ、速やかに学生課に届け出してください。

III 身上異動届

本籍地・姓名を変更するときは、所定の用紙がありますので記入のうえ、速やかに学生課に届け出してください。

IV 学生団体設立

学生が学内において団体を設立するときは、学生通則第8条を参照のうえ学生課に届け出してください。

※ 本学学生は、入学時に全員「学生個人別カード」を学生課へ、留学生の場合、加えて「外国人留学生登録カード」を記載し国際教育センターへ提出することになっています。この提出された各カードは、在学中における緊急時の連絡、保証人等への連絡及び在籍中の生活指導等に用いられます。

なお、その運用については「個人情報の保護に関する法律」の規定に則し、取り扱われます。また、「住所変更届」等の各種届出用紙や「証明書発行願」等の各種申請用紙についても前記法律に則し運用されます。

そ の 他

I 大学への電話による問い合わせ（行事予定・休講・その他授業及び試験に関することなど）には一切応じられません。必要のあるときは必ず登校のうえ、掲示により確認するか事務室窓口に問い合わせてください。

（取扱時間） 9：00～11：30 12：30～17：00

II 大学の機関ではありませんが、学生の厚生援護を目的とする団体に、〈日本学生支援機構〉があり、奨学援助、保険診療、厚生会館の運営、管理及び外国人留学生の援助・内外学生の交流等の事業を行なっています。

（取扱時間） 平 日 9：00～12：30 13：00～16：00

休 日 土曜、日曜、祝日、年末年始

日本学生支援機構

駒場事務所

〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29

〔留学生事業部〕

交流事業課 ☎ 03-6407-7455

青海事務所

〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1

〔留学生事業部〕

交流・宿舎事業課 ☎ 03-5520-6033

諸願・届一覧

種類	摘要	用紙配布窓口	提出先
休学願	事由が発生したとき、速やかに学部事務室で相談の上、手続きすること	学部事務室	学部事務室
復学願		教学事務室	教学事務室
退学願			
欠席届	やむを得ぬ事情で授業や試験を欠席したとき	学部事務室 教学事務室	担当教員 (学部事務室)
治癒証明書	麻しん、風しん等の感染症が治り、大学に通学する時	教学事務室 (学生課)	教学事務室 (学生課)
転部願		学部事務室 教学事務室	学部事務室 教学事務室
住所変更届	本人又は父母、第2保証人の住所を変更したとき	学生課 教学事務室	学生課 教学事務室
保証人変更届	保証人が変わるとき	×	×
身上異動届	本籍地異動・改姓名等があったとき	×	×
紛失届 拾得届	事由が発生したとき	×	×
施設使用願	大学の施設を使用したいとき	×	×
学生団体登録届	掲示により指示する(5月)	×	×
団体設立許可願	顧問教員が必要(講師以上の専任教員)	×	×
授業料延納願	やむを得ぬ事情で、授業料の納入がおくれるとき	経理課 教学事務室	経理課 教学事務室
授業料負担者変更届	授業料負担者が変わるとき	×	×

学生通則

第1条 本学学生に関する規定は関連法令に記載されたもののほか、この通則に定めるところによる。

第2条 学生は入学前に提出した個人調査票・学生個人別カードの記載事項(住所・電話番号など)に変更があったときは、そのつど速やかに学生課に届け出なければならない。

第3条 学生は学生証の交付を受け、必ずこれを携帯し、本学教職員より提示を求められた場合は、いつでもこれを提示しなければならない。

2 学生証は入学時に交付する。

- 3 学生証を紛失したときは、直ちに学生課に届け出て再発行を受けなければならない。
 - 4 学生証の所持資格を失ったときは、直ちにこれを返納しなければならない。
- 第4条 前条規定の他、学校法人城西大学東京紀尾井町キャンパスでの授業、課外活動その他のため入館する場合、必ず学生証を取り口にて提示し、別に定める様式のネックストラップを用いて、確認し易い位置に常に着装しなければならない。
- 第5条 学生は、毎年1回本学施行の健康診断を受けなければならない。
- 第6条 学生はその本分を自覚し、社会的な規則・マナーを遵守すること。他の人に対する暴力行為・迷惑行為・セクシュアルハラスメントなどは決して許されない行為である。また、これらの行為を目撃した際には速やかに学生部、学生課へ申し出ること。
- 第7条 学生が、交通手段として自動車を用いる場合、学生部に登録することによりそれを認める。その場合、指定の駐車場に駐車する事を義務付ける。
- 2 学生が自動車にて学内に乗り入れることを禁ずる。但し、特別な事情により学内への乗り入れを希望する場合、学生部を経て施設管理者の許可を得なければならない。
 - 3 許可を受けた学生が、学内に駐車する場合、施設管理者より発行された学内進入許可証を、車内の確認し易い位置に常に提示しなければならない。
 - 4 許可期間を過ぎた場合は、直ちにこれを返納しなければならない。
- 第8条 学生が学内で団体を結成しようとするときは、代表者と顧問教員（本学専任教員）を定め、所定の様式に従い、代表者および顧問教員が連署・押印をもって学生部長を経て学長の許可を得なければならない。
- 2 許可された団体は、毎年5月末日までに所定の団体名簿及び連絡網を学生部長に提出しなければならない。提出のないときは解散したものとみなす。
- 第9条 本学は、多様な文化的背景を持つ学生が世界各地から集まっている国際大学である。したがって、本学において、特定の政治的・思想的および宗教的活動をしてはならない。また、政治的・思想的および宗教的団体と認められるものを組織してはならない。なおかつ、学外においても、大学名を使用して同様の活動をしたり団体を組織してはならない。
- 第10条 学生団体が学外団体に参加しようとするとき、または学外において本学名を使用して団体活動をしようとするときは、代表者及び顧問教員の連署・押印をもって学生部長を経て学長の許可を得なければならない。
- 第11条 学生が学内において集会を開こうとするときは、代表者はその7日前までに所定の様式に従い、その日時・使用しようとする施設・その他必要事項を記載の上、学生部長に願い出て許可を得なければならない。なお、集会の終了後その結果について学生部長に報告するものとする。
- 2 前項の集会は、午前9時から午後5時までの間とする。
- 第12条 学生が学内外において文書の配布及び掲示をするときは、その責任者氏名を記載した文書を提示し、所定の様式に従い学生部長の許可を得なければならない。

- 2 前項の掲示は、本学所定の掲示板に掲示するものとし、その掲示期間は1週間以内とする。

第13条 学生が学内において募金活動、世論調査、署名運動、投票及び寄付募集などの行為をしようとするときは、本学教職員をもってする責任者より、あらかじめ学生部長を経て学長の許可を得なければならない。

- 2 前項に定める行為の責任者は、その行為実施に関しては学生部長の指示に従うとともにその結果を報告しなければならない。
- 3 第1項に定める行為は、本学教職員及び学生以外の者を含むときには、その行為の一切を禁ずる。

第14条 学生が、学生通則あるいは学内諸規則に違背したと認められるときは、学則第68条に基づき懲戒の対象となる。また、学生団体が学生通則あるいは学内諸規則に違背したと認められるときは、活動停止または解散を命ずる。

附 則 この規則は平成6年4月1日から施行する。

附 則 この改正は平成11年7月1日から施行する。

附 則 この改正は平成17年4月1日から施行する。

ハラスメント等の防止のためのガイドライン

1. ハラスメントとは

教育研究及び業務の場において、学生及び教職員等が、他の学生等もしくは教職員に対し、不利益や不快感を与える人権侵害的性質を持った言動を総称し、「キャンパス・ハラスメント」と言います。

(1) セクシュアル・ハラスメント

他の学生または教職員等に対し不快感を与える性的性質の言動を「セクシュアル・ハラスメント」と言います。

(2) アカデミック・ハラスメント

他の学生または教職員等に対し、教育研究の場における力関係または優位的地位を利用して不快感を与えるほか、教育研究上もしくは修学上の利益や権利を侵害する言動を「アカデミック・ハラスメント」と言います。

(3) パワー・ハラスメント

他の学生または教職員等に対し、組織内における職権、権力差を利用し、本来の業務等の範疇を超え、不快感や学生生活・労働環境の悪化、雇用不安等の不利益を与える言動を「パワー・ハラスメント」と言います。

(4) その他のハラスメント

(1)～(3)のハラスメントに該当しないが、他の学生または教職員等に対し、不利益や不快感を与える言動を「その他のハラスメント」と言います。

2. ハラスメント防止のための学生及び教職員等の責務

本学には、本学での教育研究・学習及び勤務等が、健全で快適な環境であるために、「城西国際大学ハラスメント等の防止に係る規程」やこの「城西国際大学ハラスメント防止のためのガイドライン」を整備しています。

学生及び教職員は、これらの規程やガイドラインを遵守し、当該規程に基づくハラスメント防止・啓発活動や調査等に積極的に協力をする責務があります。

【城西国際大学 ハラスメント等の防止に係る規程 第3条抜粋】

第3条 学生及び教職員等は、本規程並びに「城西国際大学ハラスメント防止のためのガイドライン」を遵守し、前条第1項の各号に定めるハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、本規程による調査等に協力するものとする。

3. 本ガイドラインの適用範囲及び対象

本ガイドラインは、本学に係るすべての学生及び教職員等を対象とし、教育・研究、就労、修学等に重大な影響を及ぼす言動について、ハラスメントに該当する行為の発生した時間及び場所を問わず適用します。

また、ハラスメントに該当する行為に学外の人物が関与している場合には、当該学外者に対して適切な措置を講じるとともに、必要に応じて所属組織に対し適切な措置を要望します。

4. ハラスメントを行わないための心構え

ハラスメントは、個人や立場により、その捉え方が異なるため、判断が難しい場合がありますが、以下の点について、十分に認識するよう心がけてください。

(1) 性的言動に対する受け止め方には、個人間や男女間、立場等により差異があります。親しさを表現するつもりでの言動であったとしても、発言者本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせてしまう場合が存在します。安易に「この程度であれば許容されるだろう」という憶測や、「良好な人間関係を構築できている」と思い込まないよう注意してください。

(2) 相手が拒否や嫌がっていると感じた場合は、同じ言動を繰り返さないようにしてください。

(3) ハラスメントに該当するか否かについて、相手から常に意思表示があるとは限りません。ハラスメントの被害を受けた者が、人間関係や力関係を考慮し、拒否することができない場合も多く、拒否の意思表示がないことを必ずしも合意もしくは同意であると解釈しないよう注意してください。

5. ハラスメントの被害に遭った場合は

ハラスメントの被害に遭った、あるいは遭ったと感じた、もしくは、明らかにハラスメントに該当する行為を目撲した場合は、事態が悪化する前にハラスメント相談員（以下「相談員」という。）に相談してください。

ハラスメントは、相手が、自分の言動がハラスメントに該当していることに気付いていない

場合も多々あります。相手との関係が敵対的でない場合等は、当該行為がハラスメントであり不快であることを、何らかの方法により相手に伝えることで、解決することが可能な場合もあります。

6. 問題の解決にむけて

(1) 相談員への相談

ハラスメントの相談に対応するため、相談窓口を各キャンパスに設置しています。そこでは、面談形式による相談を行うほか、カウンセラー等の専門家からのアドバイスを得ることもできます。

また、相談した内容は厳重に管理し、問題の解決に向けた適切な措置について審議をおこないます。

ハラスメントの被害に遭った、あるいは遭ったと感じた場合は、①いつ、②どこで、③誰から（誰に対して）、④どのような状況か、といった事項について詳しく正確に記録しておき、相談員との相談の際に申し出てください。また、当該事案の実情を良く知る第三者（目撃者等）が存在する場合は、必要に応じて、証人として相談員による第三者への状況確認を行うことが可能です。

(2) ハラスメント防止委員会

ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）は、本学におけるハラスメントに係るすべての事項について、公正な立場において統括しています。

(3) ハラスメント防止委員会による措置

防止委員会は、必要に応じて、調査委員会を設置します。

防止委員会は、調査委員会が行う調査の結果にもとづき、再発防止措置及び措置後の経過観察等、問題の解決に向けた対応・対処等を審議します。

また、緊急措置が必要と判断した場合は、各関係機関に「措置」を求める場合があります。

調査委員会による調査の結果、当該行為が意図的もしくは悪質であると判断された場合には、当該行為を行った者が所属する組織の長に対し、事案等の報告をするとともに、対応や相応の処分等について協議及び具申します。

なお、調査過程において、和解等により問題解決が図られた場合であっても、経過観察等により、同様の措置を講じことがあります。

(4) 不利益取扱いの禁止

ハラスメントに係る相談及び調査への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をおこなった者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをすることは、本学の規定（「城西国際大学ハラスメント等の防止に係る規程」第5条）により、処分の対象となります。

7. 啓発及び教育・研修活動について

本学では、ハラスメント防止委員会を中心に、各種ハラスメントの防止に関する情報の収集と提供、広報活動（リーフレットやホームページ等）、「相談員」の指導・援助力量の向上、

学生及び教職員等に向けた基本的人権に関する啓発並びに教育・研修活動等に取り組んでいます。

8. 守秘義務

ハラスメントに起因する事案に係るすべての関係者等は、プライバシーや名誉、その他人権を尊重するとともに、任務上もしくは手続き上知り得た事項について、本学の規定（「城西国際大学ハラスメント等の防止に係る規程」第4条）により、恒久的に守秘義務を負います。

ハラスメント等の防止に係る規程

(目的)

第1条 本規程は、城西国際大学（以下「本学」という。）におけるハラスメント等の防止及び適切な対応措置に係る諸事項について定めることを目的とする。

(ハラスメントの定義)

第2条 本規程における「ハラスメント」とは、次の各号に該当する人権侵害的性質を持った言動を指し、本学においては、これらを総称しキャンパス・ハラスメント（以下「ハラスメント」という。）とする。

(1) セクシュアル・ハラスメント

他の学生または教職員等に対し、不快感を与える性的性質の言動。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育研究の場における力関係または優位的地位を利用し、他の学生または教職員等に対し、不利益を与える言動。

(3) パワー・ハラスメント

組織内における職権または権力差を利用し、本来の業務等の範疇を超え、他の学生または教職員等に、学生生活・労働環境の悪化、雇用不安等を与える言動。

(4) その他のハラスメント

上記の各号に定めるハラスメントの定義に該当しないが、他の学生または教職員等に対し、不利益を与える言動。

(責務)

第3条 学生及び教職員等は、本規程並びに「城西国際大学ハラスメント防止のためのガイドライン」を遵守し、前条の各号に定めるハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、本規程による調査等に協力するものとする。

(守秘義務)

第4条 ハラスメントに起因する事案に係るすべての関係者等は、プライバシーや名誉、その他人権を尊重するとともに、任務上もしくは手続き上知り得た事項について、恒久的に守秘義務を負うものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第5条 ハラスメントに係る相談等及び調査への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をおこなった相談者及び関係者等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(監督者の職務)

第6条 学生及び教職員等を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、これに起因する事案が生じた場合は、迅速かつ適切に対処する。

(ハラスメント防止委員会)

第7条 ハラスメントの防止及び排除、並びにこれに起因する事案が生じた際の適切な対処を目的として、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置する。

第8条 防止委員会は、次の各号に定める諸事項を実施する。

- (1) 情報収集、研修及び啓発活動に係る事項
- (2) 苦情の申し立て及び相談、取り下げ等に係る事項
- (3) 当該事案の調査に係る事項
- (4) 善後策、再発防止措置等の検討及び実施等に係る事項
- (5) 当該事案に学外者が関与している場合における措置に係る事項
- (6) 本学の取り組み等の公表に係る事項
- (7) 本規程の改正等に係る事項
- (8) その他、ハラスメントに係る事項

(防止委員会の構成)

第9条 防止委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。

- (1) 防止委員会の委員長（以下「防止委員長」という。）は、学長が推薦し、理事長が任命する。
- (2) 防止委員会の副委員長（以下「防止副委員長」という。）は2名とし、うち1名以上は副学長をもって充て、防止委員長が指名する。
- (3) 防止委員会の委員（以下「防止委員」という。）は、防止委員長が指名する。

- 2 防止委員会における委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 防止委員長は、防止委員会を招集し、議長としてその業務を統轄する。
- 4 防止副委員長は、防止委員長を補佐し、防止委員長に事故あるときはその職務を代理する。

- 5 防止委員長は、必要に応じて学外の専門家を専門委員として委嘱することができる。また、専門委員は防止委員長の許可を得て、防止委員会に出席することができる。

(防止委員会の運営)

第10条 防止委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、出席委員の過半数をもって議決する。

2 防止委員会の運営について必要な事項は、防止委員会が定める。

(相談窓口の設置)

第11条 防止委員会は、ハラスメントに起因する苦情等の申し立て及び相談（以下「相談等」という。）の対応を目的として相談窓口を設置し、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談窓口責任者（以下「相談責任者」という。）は、設置した窓口毎に防止委員会が指名する。

3 相談員は、相談責任者の推薦により防止委員会が指名する。

4 相談等には、当事者からのものに限らず、次の各号によるものも含まれる。

- (1) 他者がハラスメントを受けているのを見て不快に感じた者からの相談。
- (2) ハラスメントに係る相談を受けた者からの相談。

5 相談員は、当事者、相談者及び関係者等からの相談内容や相談者がどのような解決を望んでいるか正しく理解したうえで相談責任者に対し文書で報告し、相談責任者は、これを防止委員長に報告する。

6 防止委員長、当事者の監督者及び相談責任者は、次の各号について協議し、これを実施する。なお、防止委員長は、協議内容について防止委員会へ報告する。

- (1) 協議等による和解
- (2) 当事者、相談者及び関係者等への事情の聴取
- (3) 防止委員会の招集
- (4) 緊急措置

(相談員の職務)

第12条 相談員は、相談等に対し「城西国際大学 ハラスメント防止のためのガイドライン」に基づき適切に対処する。

2 相談員は、防止委員会が実施する研修等を必ず受講する。

(ハラスメント調査委員会)

第13条 防止委員会は、必要に応じてハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会の委員（以下「調査委員」という。）は、ジェンダーバランスや公平性を考慮して組織する。

3 調査委員会の委員長は、防止委員長が指名する。

4 調査委員は、防止委員と重複することを妨げない。

第14条 調査委員会は、当該事案に係るハラスメントの有無、内容等について調査し、その結果を防止委員会に報告する。

2 前項に係る調査実施の際は、公平性及び客観性に留意し、迅速に対応する。

3 調査に際しては、当事者の申し出により、付添人を付することができる。

4 調査は、原則として調査委員会設置後2週間以内に、完了するものとする。ただし、止

むを得ない事由が生じた場合は、相当の期間を延長することができる。

5 調査委員会は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合に解散する。

(1) 防止委員会への報告後、調査が完了したと防止委員会が判断した場合。

(2) 防止委員会が解散の必要を認めた場合。

(調査報告に基づく対応)

第15条 防止委員会は、調査委員会による調査報告に基づき審議し、当該事案の再発防止措置について検討する。

2 防止委員長は、調査委員会による調査結果並びに再発防止措置案について学長に報告する。

3 当該事案に学外者が関与している場合は、防止委員長は学長と協議し、必要に応じて、当該学外者及び当該学外者の所属する組織等に対し適切な措置を講ずる。

4 学長は、再発防止措置の履行及び経過の観察について、当事者の監督者に対し、定期的な報告を指示する。

(懲戒処分等)

第16条 学長は、当該事案において、懲戒処分等を講ずることが適切であると判断した場合は、懲戒処分等について理事長と協議する。

2 理事長は、学長との協議を踏まえ、必要に応じて、別に定める「懲戒手続に係る規程」により懲戒委員会に諮る。

(規程の改正)

第17条 本規程の改正は、防止委員会の議を経て行う。

(庶務)

第18条 本規程の庶務は、次の各号に定める部局が担当する。

(1) 学生に係る事案：学生部

(2) 教職員に係る事案：人事課

(3) 上記各号の双方に係る事案もしくはどちらにも該当しない事案は、学生部及び人事課において協議のうえ、双方もしくはいずれかが行う。

附 則 1 本規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 本規程の制定に伴い、平成16年3月1日制定の「セクシュアル・ハラスメント及び迷惑行為の防止等に係わる内規」は、これを廃止する。

各種證明書

各種證明書

各種証明書

証明書センターは、本部棟1階事務室内の学生課に置き、各種証明書の受付・発行を取り扱っています。発行する証明書の種類と手数料については、次頁の「証明書発行一覧」を参照してください。

また、紀尾井町キャンパス及び安房キャンパスの学生は、教学事務室が窓口になります。

証明書の申し込みおよび発行について

1. 学生証を使用して証明書自動発行機(取扱時間：年末年始および日曜、祝祭日を除く9:00～17:00)で所定の操作をしてください。
2. 証明書は即日発行されます。
3. 証明書の種類によっては、証明書センター及び各教学事務室窓口で申し込みし、即日発行できない証明書もありますので注意してください。
4. 証明書の有効期間は3ヶ月です。
5. 電話による証明書の申込みは、原則として受け付けません。
6. 学生証はICカードなので折り曲げたり、磁気の傍に近づけないでください。

学生旅客運賃割引証（学割証）についての注意

1. 学割証は、片道の区間内において、100kmを超える帰省等で利用する場合に使用することができます。（JR各社のみ）
なお、8名以上の団体で旅行する場合は、団体割引が利用できます。
2. 学割証は、1回の交付で2枚までとなっています。（国土交通省規定）
3. 他人名義のものや記入事項を勝手に書き換えて使用すると、本人が処罰されることはもちろん、大学全体の学割証発行停止処分を受けることになりますので、使用には注意してください。

通学定期について

電車の通学定期は、最寄の定期券発売駅の窓口に学生証と通学定期乗車券購入兼用証明書を提示し、購入してください。なお、通学定期乗車券購入兼用証明書は、入学時に学生証と一緒に交付します。

その後、卒業まで自己管理となります。

ただし、バスの場合は、通学証明書（証明書センター窓口発行）を添えて購入してください。

なお、住所変更をした場合、住所変更届と一緒に通学定期乗車券購入兼用証明書を学生課へ提出してください。証明書に新住所を記入し、押印します。

証明書発行一覧

種類	手数料	交付期間	受付および発行
在学証明書	200円	即日	自動発行機
成績証明書	〃	〃	
卒業(見込)証明書	〃	〃	
健康診断証明書	〃	〃	
奨学金受給証明書	〃	3業務日後	学生課・教学事務室
教職関係証明書	〃	7業務日後	〃
福祉関係証明書	〃	〃	〃
推薦書(進学用)	〃	〃	〃
推薦書(就職用)	〃	〃	就職課
調査書(進学用)	〃	〃	学生課窓口
英文(在学証明書)	〃	3業務日後	学生課・教学事務室
その他証明書	〃	7業務日後	〃
学生証(再発行)	1,500円	3業務日後	〃
学割証	無料	即時	自動発行機
路線バス定期券購入用通学証明書	〃	2日後 (3日後)	学生課・教学事務室
通学定期乗車券購入兼用証明書	〃	2日後 (3日後)	〃

将来のみちしるべ

将来のみちしるべ

(キャリア形成・就職センター)

将来のみちしるべ

諸君の将来に大きな意義をもつ「キャリアの形成と進路の選択」について、適切な助言と指導を行なうとともに、就職に役立つ各種資格の取得や就職活動のサポートをするのが「キャリア形成・就職センター」です。各種資格取得講座を開催していますので、将来の進路の参考になるものを選び積極的に受講して下さい。また、キャリア形成・就職センターには資格取得のための各種の教材や問題集が用意されておりますので、ぜひ活用してください。

大学時代に何かひとつでも資格を取得したり特技を身につけることは大切なことです。簿記、TOEIC、MOS、販売士、ホームヘルパーなどの資格にも積極的に挑戦しましょう。

1年生・2年生にとっては遠い先のことのように思えるかもしれません、就職は決して卒業学年になってから考えればよいというものではありません。入学時から、将来の進路について真剣に考えることが大切です。以下に述べるような事柄に十分注意をして、キャリア形成・就職センターで行なう諸行事には積極的に参加するよう心がけてください。

キャリア形成・就職センターの活動は、就職委員会を中心になって年間の就職指導方針を立案し、全学年を対象とした各種資格取得講座の実施に始まり、3年生に対しては先ず7月に就職ガイダンスを実施します。次に就職適性検査、進路登録票提出、就職試験対策講座、公務員試験対策講座、個別面接指導などをスタートさせ、キメ細かい就職指導を行っていきます。さらに、希望者には、インターネットによる検索、就職図書コーナー、企業個別ファイル等を利用し、十分な情報を手に入れることができるとともにインターネットによるWEBテストの体験もできます。

また、履歴書・エントリーシートの添削、カウンセリングなども随時、行っております。

よりよき社会人になるために4年間を悔いのないように過してください。進路について相談したいことがありますたら、キャリア形成・就職センターをいつでも訪問してください。

主な行事予定

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1. 各種資格取得講座 | (各学年、年間を通じて) |
| 2. 就職オリエンテーション | (各学年4月) |
| 3. 就職ガイダンス | (3年次7月～1月) |
| 4. 就職適性検査 | (3年次9月) |
| 5. 進路登録票提出 | (3年次10月) |
| 6. 就職準備セミナー | (3年次12月～2月) |
| 7. 就職試験対策講座 | (3年次9月～2月) |
| 8. 公務員試験対策講座 | (3年次9月～3月) |
| 9. 企業・薬学・福祉就職面談会 | (3年次2月、薬学部は5年次) |
| 10. 留学生就職ガイダンス | (5月、9月) |

※ 詳細は掲示により連絡します。

図書館

図書館

水田記念図書館

水田記念図書館（以下、図書館）は知識の宝庫です。本学における学習、教育、研究に必要な資料を収集して利用に供しています。資料としては図書や雑誌をはじめとして、電子ジャーナルやデータベース及び視聴覚資料等を整備しており、現在約24万冊の蔵書があります。

図書館の利用環境としては利用者のアメニティーにも配慮した快適で最新の設備を整えており、更に図書館サービスにおける情報図書館的機能の充実に努めています。

1. 図書館施設

- ・ 1階：総合カウンター、雑誌コーナー、参考図書コーナー、水田三喜男文庫コーナー、大学刊行物コーナー、特別指定図書コーナー、本学教員著書コーナー、マンガコーナー、メディアラウンジ（PC60台）、視聴覚コーナー（30台）、オリエンテーションルーム（220席）、グループ学習室（1室）
- ・ 2階：開架閲覧室（和図書）、新書コーナー、文庫コーナー、千葉県資料コーナー、絵本・児童書コーナー、グループ学習室（3室）、書庫
- ・ 3階：開架閲覧室（洋図書）、中国図書コーナー（2,500冊）、雑誌バックナンバー・コーナー、グループ学習室（1室）、閲覧ブース（16室）
- ・ 閲覧席：653席（情報コンセント付き）

2. 図書館の利用にあたって

- (1) 利用者 学生、教職員、その他図書館長が利用を許可した者
- (2) 入館手続 学生証を「入館ゲート」に差し込み入館します
- (3) 開館時間 平日9:30～20:00、土曜日9:30～17:00
- (4) 休館日 日曜日、国民の祝日、本学創立記念日（4月28日）、春期・夏期・冬期休業中の一定期間（その他臨時に休館することがあります）

3. 図書館サービス

- (1) 資料の閲覧
館内の資料は自由に閲覧できます。閲覧後は元の場所に戻すか、近くの返却トラックに乗せておいてください。
- (2) 資料（図書）の館外貸出
一部の資料（参考図書、視聴覚資料、特別指定図書、新聞・雑誌最新号など）を除き、貸出手続きを受けて館外で利用することができます。
 - ① 貸出図書の冊数及び期間
学部学生、研究生、科目等履修生……5冊、2週間以内

大学院生……………10冊、1か月以内

(2) 貸出の手続き

貸出図書と学生証を総合カウンターに提出する、又は図書自動貸出返却装置で手続きを行う。

(3) 返却

貸出を受けた図書は、次のいずれかの方法で返却期限内に返却しなければなりません。

- ・総合カウンターに返却する。
- ・図書自動貸出返却装置で手続きを行う。
- ・ブックポストに返却する（図書館正面入口及び図書館棟事務室入口に設置）。

(4) 貸出期間の延長

貸出期間の延長は、返却期限内に総合カウンター又は図書館ホームページの「MyLibrary」で手続きを行ってください。他者から貸出予約されていない場合、1回に限り延長できます。

(5) 貸出に関する注意事項

- ・貸出図書を他の人に転貸しないでください。
- ・返却期限を過ぎた図書がある場合、新たな貸出を受けることはできません。
- ・図書を破損、紛失した場合には弁償していただきます。

(3) 図書館ホームページおよび電子的学術情報の利用

図書館ホームページは、蔵書検索（OPAC）、電子的学術情報の検索、図書館利用におけるお知らせなど情報検索・情報提供の窓口となっています（次ページを参照のこと）。

主な電子的学術情報の利用としては、次のものがあります。

- ・全国大学図書館等の所蔵情報及び国会図書館所蔵情報の検索
- ・JIU 電子ジャーナル・ポータル：Natureなどのジャーナル検索及びヒットジャーナルの閲覧
- ・SciFinder（生命科学関係）などのデータベースの検索
- ・蔵書：朝日新聞、JapanKnowledge：百科事典などの検索

(4) パソコンの利用

メディアラウンジのパソコンを利用する場合には、総合カウンターで手続きを行い、使用するパソコンの番号カードを受けてください。パソコンとして、次の2種類のものを設置しています。なお、インターネットにアクセスする場合には、情報科学研究センターからIDとパスワードを取得してください。

- ・NEC Mate-i5（50台）：図書館ホームページ及びWindowsOffice等の利用
- ・NEC Mate-i7（10台）：図書館ホームページ、WindowsOffice、及びADOBEのIllustrator、Photoshopなど各種ソフトの利用

(5) 視聴覚資料の利用

図書館所蔵の視聴覚資料（DVD、VHSテープなど）を視聴覚コーナーで利用（鑑賞）

することができます。総合カウンターで手続きを行ってください。

(6) グループ学習室・閲覧ブースの利用

グループ学習室は多人数（30人以内）で、閲覧ブースは数人（3人以内）で利用できます。総合カウンターで手続きを行ってください。予約もできます。

(7) 他大学図書館及び千葉県立図書館の利用

図書館から他大学の図書館が所蔵する雑誌の論文コピーを取寄せたり、現物の図書を借り受けることができます。また、他大学図書館を訪問して利用することもできます。

更に、千葉県立図書館が所蔵する図書を借り受けることもできます。

これらの利用手続きについては、総合カウンターに問合せしてください。

(8) 学生希望図書の購入

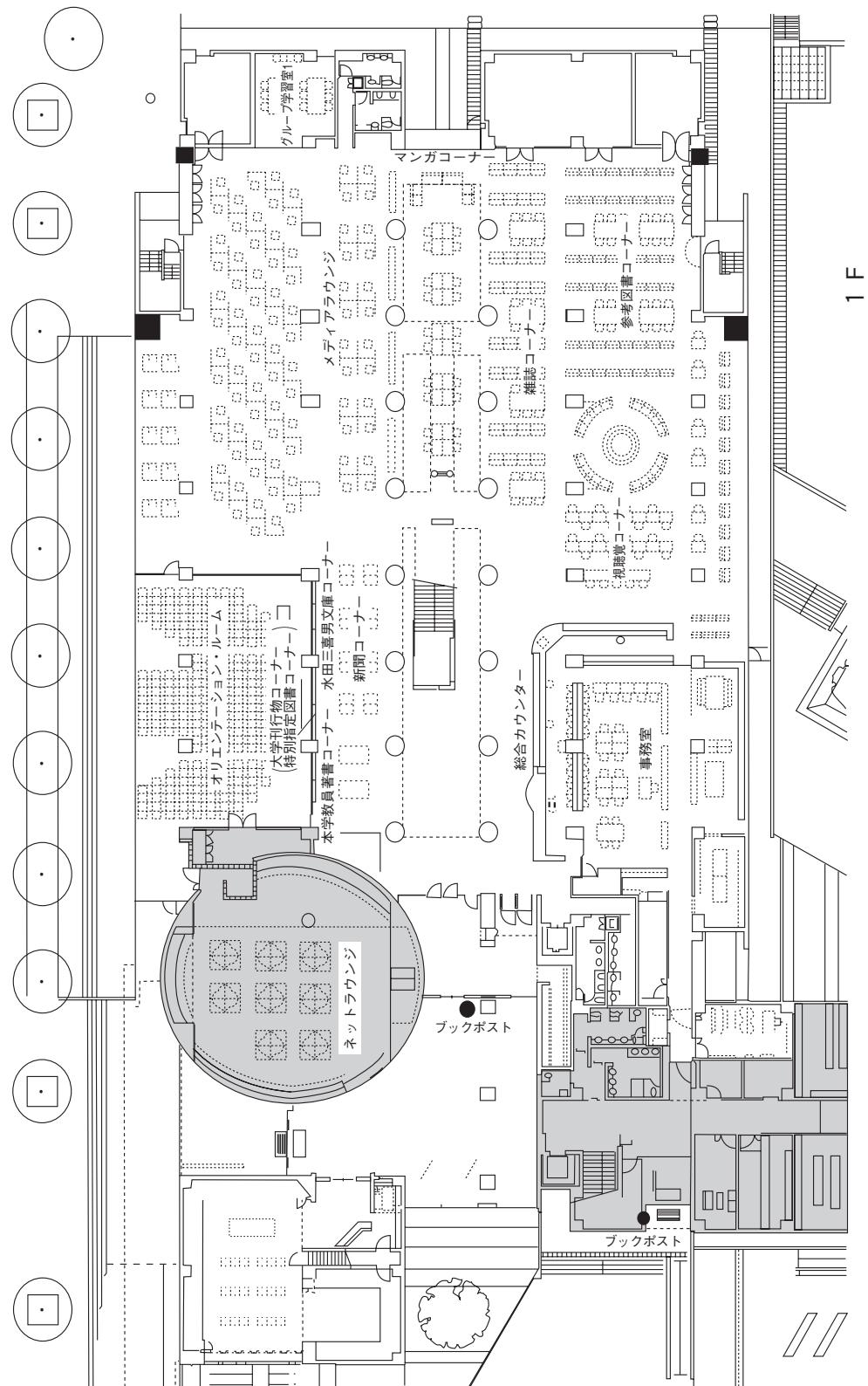
学習のために学生が希望する図書等の購入に努めています。「学生希望図書購入申込届」を総合カウンターに提出するか、図書館ホームページの「Mylibrary」で申込んでください。

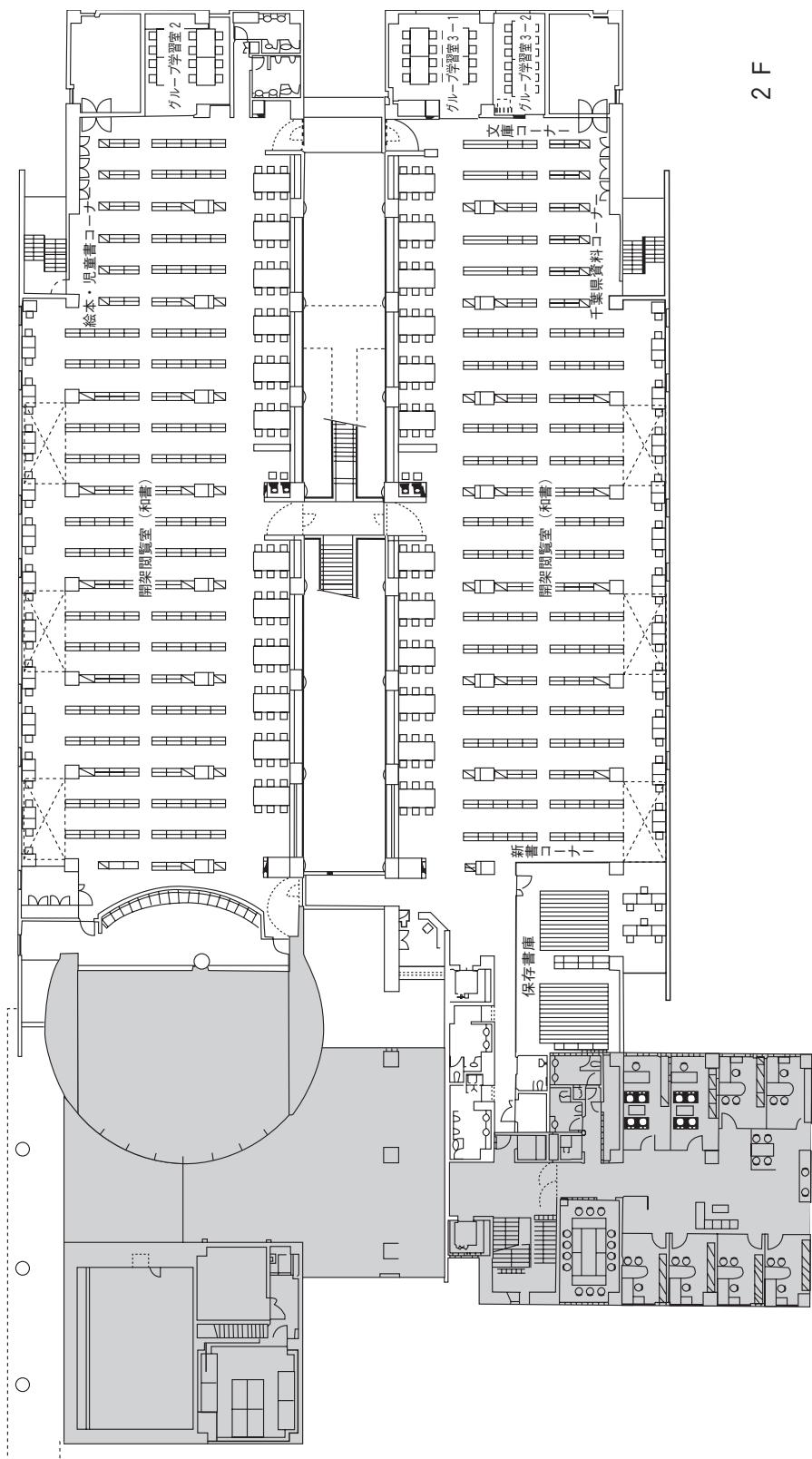
4. 図書館利用上の注意

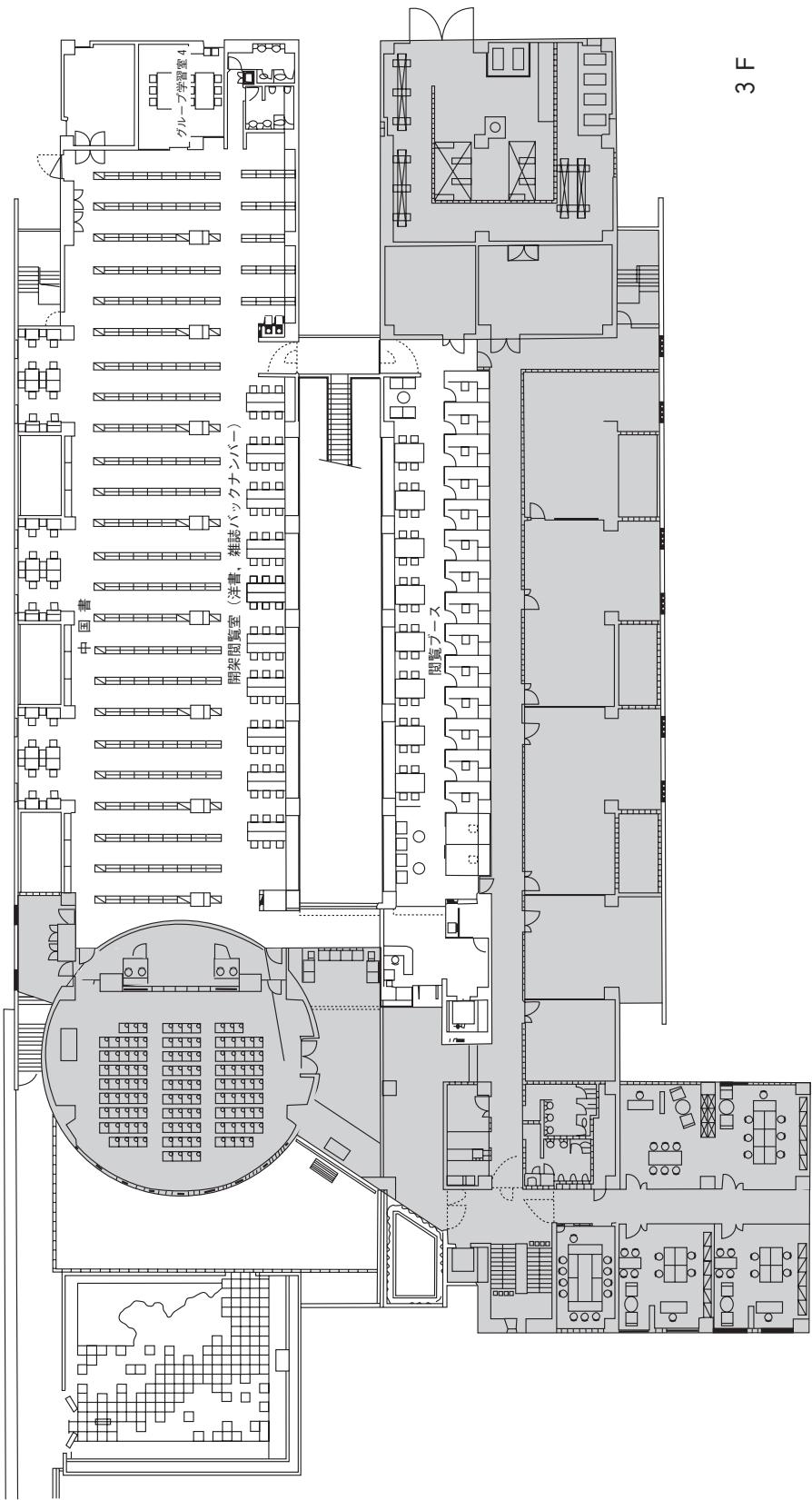
図書館の利用にあたっては、職員の指示に従い、次の事項を遵守してください。

- ① 図書館の資料及び設備は大切に扱ってください。
- ② 館内では肅清を保ち、喫煙・飲食及び他利用者への迷惑行為は行わないでください。
- ③ 所持品の管理は各自で責任を持ち、貴重品は常に携帯してください。
- ④ 図書館の利用にあたって、著作権法を遵守してください。
- ⑤ 館内で許可なく集会、印刷物の配布、貼紙等を行わないでください。

水田記念図書館ホームページ







情報科学研究センター

情報科学研究センター

情報科学研究センター利用案内

情報科学研究センター（以下「情報センター」という）では、研究教育活動の情報化、ネットワーク化、国際化を積極的に推進しています。すべての教室と研究室に情報コンセントを配置していますので、学生と教職員は3000を超える情報コンセント（無線LANを含む）から電子メール、WWW、データベースなどのサービスを自由に利用することができます。また、情報センターでは学生のキャリア形成にも貢献しています。

1. 設 備

(1) パソコン設置教室

ノンリニア編集室 (A209)

セミナー室 (A211)

教室 (B206, B207)

Mac ラボ (メディアセンター)

(2) ノートパソコン対応教室

A 210	B 303	B 310	G 1-101
-------	-------	-------	---------

G 1-102	G 1-302	G 3-311	C 2-105
---------	---------	---------	---------

(3) その他

TV スタジオ (A201)・調整室 (A206)

リニア編集室 (A207, 208)

サウンドスタジオ (A202, A203)

JIU TV ステーション、アドクリエイティブスタジオ (A204)

2. 利用にあたって

(1) 開館時間 9:00～17:00

(2) 休館日 日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、本学創立記念日（4月28日）、春期・夏期・冬期休業中の一定期間（その他臨時に休館することがあります）。

3. 利用上の注意

(1) パソコン教室は飲食厳禁です（持ち込みも不可）。

(2) 教室内のパソコンはファイルを保存できない設定です。ファイルを保存するには、CD-R/RW、USB メモリ等を各自で用意してください。

(3) 携帯電話の利用を禁止します。

(4) A 201 (スタジオ)・A 206 (調整室) および B 206, B 207 パソコン教室の自動扉は、時間管理しています。授業開始時10分前に開錠、授業終了時間10分後に施錠されます。

(5) 連絡事項等は情報センター前の掲示板で案内します。

(6) その他、他人に迷惑をかける行為を慎み、パソコン教室に関する秩序等については、情報センター職員および学生センターの指示に従ってください。

(7) ノート型パソコンは高価な精密機器です。紛失や取り扱いには注意してください。

4. インターネットの利用

教室内のパソコンは一部を除きインターネットに接続されていますので、ホームページの閲覧や電子メールの利用が可能です。また、学生ホールや図書館、ネットラウンジには、情報コンセントや電源コンセントが設置されていますので、ノートパソコンを接続してインターネットを利用することができます。利用規則やネチケットを守ることはもちろんですが、トラブルに巻き込まれたときには、教職員または情報センターに届けてください。

本学は、教育・研究、学術目的でインターネットに接続しています。節度ある利用を心がけてください。

大学内でのチャットおよびスカイプの使用は膨大なトラフィック（情報量）が発生し、教育・研究に支障をきたすため、禁止しています。

詳細は「城西国際大学学内ネットワーク利用基準」等に掲載しています。

5. 電子メールアドレスの取得

- (1) 電子メールアドレスは学部学科オリエンテーション、コンピュータを使用する授業等で取得することができます。その他の希望者は、「ネットワーク利用資格講習会」を受講し、所定の手続きを経て取得してください。
- (2) 1人あたりのメールフォルダの容量は400MB、メール1通あたりの送受信容量は10MBです。
- (3) アドレス取得後は速やかに仮パスワードを変更してください。パスワードを忘れた場合は、情報センターで「パスワード変更申請」をしてください。
- (4) 卒業時にはアカウントを削除しますので、必要なデータは他の媒体に保存してください。

6. プリントアウト（印刷）について

- (1) レポート提出時期は混雑が予想されます。時間に余裕をもって利用してください。
- (2) 紙は貴重な森林資源です。“印刷プレビュー”などを利用し、印刷は最小限にお願いします。
- (3) カラー印刷は情報センター内のカラープリンタを利用してください。カラー印刷は有料で、コピーカードを用意してください。

7. 学生サポート制度

コンピュータを使用する授業において、教員の補助をする学生サポート制度を導入しています。詳しくは情報センターへお問い合わせください。

城西国際大学学内ネットワーク利用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、城西国際大学学内ネットワーク管理・運用規程第8条に基づき、学内ネットワークの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 学内ネットワークは本学における教育・研究に関する活動の推進及び向上を図ることを目的として利用されなければならない。

(利用可能者)

第3条 学内ネットワークに機器を接続し、利用できる者は次の区分による。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生（留学生別科を含む）及び大学院生
- (3) 情報科学研究センター（以下「情報センター」という）所長が適当と認めた者

(接続手続き)

第4条 学内ネットワークに接続し、利用しようとする場合は、あらかじめ情報センター所長に申請し、承諾を受けなければならない。

2 接続申請及び接続手続きに関する要領は、次の各号による。

(1) 接続申し込み

学内ネットワークへの接続は、情報センター所定の申込書を提出して行うものとする。承諾を受けた事項を変更するときは、変更する事項についても同様とする。

(2) 接続の承諾

情報センターは、学内ネットワークへの接続が適当と認めた場合、これを承諾し、必要な手続きを行う。

(3) 接続の拒絶

情報センターは、次の場合、学内ネットワークへの接続と利用を承諾しないことがある。

ア 申込書に、故意に虚偽の事実を記載したとき。

イ 利用者が、本学または第三者の信用を毀損するおそれがある態様で学内ネットワークを利用するおそれがあるとき。

(利用形態)

第5条 学内ネットワークに利用および利用形態に関する要領は、次の各号による。

(1) 利用者の連絡義務

利用者は、情報センターのネットワーク機器に故障が生じたときは、直ちにその旨を情報センターに通知する。

(2) 利用の制限情報

センターは、天災・事変その他の非常事態が発生するか、もしくはおそれがあるときは、学内ネットワークの利用を制限する措置をとることがある。

(3) 利用の中止

情報センターは、次に掲げる事由があるときは、学内ネットワークの利用を中止することがある。

ア 情報センターの通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき。

イ 情報センターが設置する通信設備の障害等のやむを得ない事由があるとき。

(4) 利用の停止、登録抹消

ア 情報センターは上項(2)(3)の事情以外に、利用者が城西国際大学学内ネットワーク利用基準第6条に該当し、及び利用ガイド（情報倫理規程）にある違反行為を行った者に対して、事前に事情を聴取したうえで、学内ネットワークの利用を停止し、または登録の抹消を行うことができる。ただし、緊急を要し、事前に聴取することができない場合は、この限りではない。

イ 利用者が、著しく日本国内の法令・関係各国の法令・条例に抵触する行為を行った場合には、学生の場合は学生部長に、それ以外の場合は所属長に対し、事実を速やかに報告しなければならない。

ウ 報告を受けた各部署は、学則に基づく処分の要否、または既に講じられた措置の解除の要否を審議しなければならない。

エ 学生は、退学・除籍・卒業と同時に登録を抹消する。進学した場合には、新たに接続の申し込みをしなければならない。教職員は手続きにより、退職後も定められた期間内のみ、転送サービスを利用することができる。

(遵守事項)

第6条 学内ネットワーク利用者はその利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 教育・研究及びその支援の目的以外に利用しない。
- (2) 営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為に利用しない。
- (3) 第三者の権利・財産・プライバシーに損害を与える行為に利用しない。
- (4) 公序良俗に反する行為に利用しない。
- (5) 犯罪的行為、または犯罪的行為に結びつく行為に利用しない。
- (6) 学内ネットワークの運用を妨げる行為。
- (7) 法令に違反する、または違反するおそれのある行為をしない。
- (8) その他、城西国際大学学内ネットワーク利用ガイド（情報倫理規程）に定められた本学が

不適切と判断する行為をしない。または行為に利用しない。

(免責)

第7条 情報センター及び学内ネットワーク管理者は、学内ネットワークによるサービスの提供の遅延もしくは中断によって、または提供された情報に関する生じた損害に対し、一切の賠償責任を負わない。

附則

この基準は、平成16年1月1日より施行する。

城西国際大学 Web ページ管理・運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は城西国際大学学内ネットワーク管理・運用規程第8条に基づき、学内の WWW サーバーの利用に関する必要な事項を定めるものである。

(審議機関)

第2条 本学の Web ページの管理・運営に関し、必要な事項は情報科学研究センター研究員会議（以下「研究員会議」という）において審議・決定される。

(管理機関)

第3条 本学の WWW サーバーは城西国際大学情報科学研究センター（以下「情報センター」という）が管理する。

(WWW サーバーの利用可能者)

第4条 本学の各 WWW の各サーバーのディレクトリー領域の貸与可能者は以下のとおりとする。本学の学科・各センター・各事務部署と第2条の研究員会議が適当と認めた団体、本学教職員、情報教育担当教員、授業に活用する教員、大学院学生、学生および学生団体。

(Web ページ公開手続き)

第5条 第4条に掲げられた各部署・団体が Web ページを公開する際は、責任者及び作成担当者をおき、情報センター所定の申請書を提出しなければならない。

(責任者)

第6条 Web ページの記事内容は第5条において申請を行った各責任者が責任を負う。

(禁止事項)

第7条 本学 Web ページの内容については、研究・教育活動、または広報活動に沿ったものに限り、公序良俗に反するもの、商業活動、政治活動及び宗教活動を目的とするものは禁止する。他人の著作権、肖像権を侵害する行為、また、個人及び組織等の権利利益を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を禁止する。その他、城西国際大学学内ネットワーク利用ガイド（情報倫理規程）に定められた本学が不適切と判断する行為を禁止する。

(改善通知及び公開中止)

第8条 本学 Web ページから公開されたホームページの内容について、本規程の趣旨に反する

ものと研究員会議が判断したときは、情報を公開した者に対して、改善通知を行うとともに、情報の公開を中止する措置をとることができる。

(その他)

第9条 その他、本学Webページの管理・運用に関して必要な事項は研究員会議が定めることができる。

附則

この規程は平成16年1月1日より施行する。

城西国際大学学内ネットワーク利用ガイド (情報倫理規程)

(趣旨)

- 1 城西国際大学学内ネットワークの利用は、教育・研究の支援、またその発展と向上を目的としている。利用者は本学の建学の精神に基づき、品位を保ち社会の一員としての自覚を持ってネットワークを利用しなければならない。この利用ガイド（情報倫理規程）はネットワーク設備の利用に関する事項をまとめたものである。

(利用上の遵守事項)

- 2 城西国際大学学内ネットワーク利用基準第3条に定められている学内ネットワーク利用可能者は、本ガイドラインを理解したうえで利用しなければならない。
- 3 上述利用可能者の2に定められている本学学生は、本ガイドラインに基づいたネットワーク利用資格試験に合格し、利用資格を取得しなければならない。
- 4 ネットワークの利用に際しては、情報科学研究センター（以下「情報センター」という）の指示に従わなければならない。

(利用上の守るべきルール)

- 5 学内ネットワークを利用する際には最低限以下に掲げる事項を守らなければならない。

<申請について>

利用者はネットワークの利用を申請する際には以下の事項を守らなければならない。

- (1) 利用者は、資格取得後は全ての利用行為に関して全責任を負う。
- (2) 虚偽または二重の利用資格を申請してはならない。
- (3) 他の利用者と利用資格を共有してはならない。但し、円滑な情報の共有を目的としたメーリングリスト作成を申請する場合はこの限りではない。メーリングリスト作成を希望する団体は情報センターの所定の利用申請書を提出しなければならない。

<学内情報機器の使用に関して>

- (1) 学内の情報機器・設備を使用する際は、定める利用時間内に限られる。
- (2) 学内の情報機器設置教室は飲食持込禁止である。

<利用について禁止事項>

学内ネットワークの利用は利用基準第2条にあるように、教育・研究を目的としている。従つて、以下に掲げる行為は行ってはならない。

- (1) バーチャル企業やバーチャル・モール等の営利目的での利用
- (2) SOHO 等の自営業のための利用
- (3) 研究活動に関係のないゲーム、その他単に娯楽のためだけの利用
- (4) 政治活動・宗教活動の普及活動のためだけの利用
- (5) インターネットを利用したギャンブルやねずみ講などへの利用
- (6) ソフトウェアの違法コピーのための利用

以下に掲げる行為は学内ネットワークの運営を妨げるものであるので、遵守しなければならない。

- (7) ネットワークの資源（計算時間、ハードディスク使用量、通信時間）を大量に消費し続けるような行為によって他の利用者の利用を妨害してはならない。
映像や音楽等の大量のデータのダウンロードする際には注意しなくてはならない。
違法なダウンロードは禁止されている。
- (8) 事前の同意なしに、他の利用者が保有するファイルまたはデータを削除し、複製し、改変してはならない。
- (9) ネットワーク及びユーザーのパスワードの解読を試みてはならない。
- (10) システムファイルを複製・削除・改変してはならない。
- (11) リモートシステムへの権限外のアクセスを試みてはならない。
- (12) コンピュータ・ウィルス等、ネットワークの混乱の原因となる有害プログラムまたはデータを作成したり、故意に学内ネットワークに持ち込んだりしない。

<電子メールの利用について>

- (1) 発信された電子メールは、その発信者がすべての責任を負う。
- (2) 電子メールを偽造してはならない。
- (3) 他の利用者の電子メールを許可なく読み、削除・複製・変造または公開してはならない。
- (4) チェーンメールや爆弾メールなどの、いやがらせや公序良俗に反する内容の電子メール、脅迫的な電子メール、不確かな、社会通念に反する内容の電子メールを発信してはならない。
- (5) 営利目的のメッセージを発信してはならない。
- (6) 求められていないメールや迷惑となる電子メールを発信してはならない。
- (7) 機密を要するメッセージを送信するときはデジタル署名、その他、公に承認された電子証明書を用い、暗号化して送信するように努めるなど、十分に注意しなければならない。
- (8) パスワードはメモしたり、友人と共有したりすることなく自己管理し、定期的に変更しなければならない。

<法律上の禁止事項>

- (1) 他人の著作権、その他商標権などの権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を行ってはならない。
- (2) 他人の財産・プライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を行ってはならない。
- (3) 他人の名誉を毀損するような誹謗中傷を行ってはならない。
- (4) 第三者の著作物であるファイルやデータの引用・参照するときは著作権法の規定及び公正な慣行に従わなければならない。
- (5) わいせつな文書、画像その他のものを頒布してはいけない。
- (6) 商業用音楽CD・DVD等を許可なしに複製し、その複製物を営利目的に頒布してはならない。
- (7) コンピュータを破壊したり、不正の指令を与えるなどしてコンピュータによる業務を妨害してはならない。
- (8) コンピュータに不正の指令を与えるなどして、コンピュータを誤作動させ、不正の利益を得てはならない。

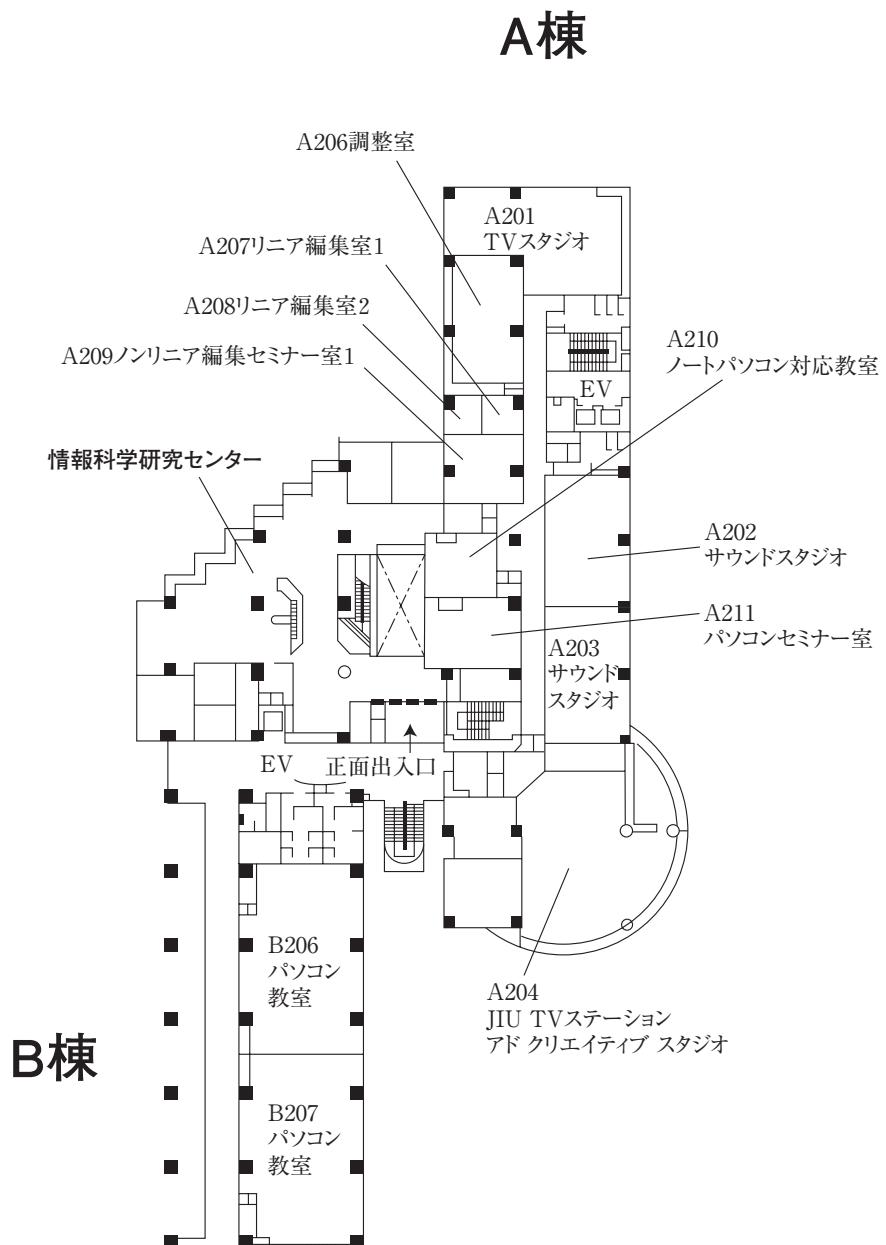
<その他>

学内WWWサーバーの利用、Webページ管理・運用規程は別に定めるが、遵守すべき行為、禁止される行為は上項と同様である。

附則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

情報科学研究センター配置図



※情報科学研究センターへの学生の入退室は、正面出入口を利用してください。

JEAP (城西国際大学海外教育プログラム)

JEAP (城西国際大学海外教育プログラム)

JEAP（城西国際大学海外教育プログラム）

I. 留 学

JEAP = Josai (International) Education Abroad Program（城西国際大学海外教育プログラム）は、国際化時代を生きる感性と能力を身につけるために設けられた本学独自の海外留学制度です。

その特徴は、休学せずに在学したまま姉妹大学に留学（留学派遣先大学および期間は別表1を参照のこと）し、本学を4年間で卒業できることです。とくにUCRでは、両大学間の協定にもとづいて本学の学生のために特別のカリキュラムを組んでおり、JCR (Josai Center in Riverside) に常駐する Resident Director が学生一人ひとりの学習・研究と生活の両面についてアドバイスを行い、皆さんの留学生活が円滑に送られるような体制を整えています。

1. 留学に必要な条件

- (1) 本学に1年以上在学していること（留学への派遣は2年次以降）。
- (2) 単年次配当科目の単位を取得していること。2年次で留学する場合には、1年次配当科目の単位を取得していること。
- (3) 留学生活が可能な英語能力を修得していること。

各姉妹大学への留学に際し、募集条件（TOEFL, TOEICなどのスコア）を満たしていることが必須となります。

また、留学生活を実り多いものにするにはTOEIC400点以上の英語能力をもっていることが望ましく、必要に応じて生涯教育センターのエクステンション講座などを受講するなどして能力アップに努めなくてはなりません。

2. 留学中の授業等

- (1) JCR (Josai Center in Riverside) のカリキュラム（UCRのみ）
 - ・JCR教員による講義・ゼミ等。
 - ・UCRのIntensive English (UCR・エクステンション学部による「外国人のための語学」プログラム)。
 - ・UCR学部の授業の履修（1, 2科目程度。英語力の条件あり）。
- (2) JCRの課外プログラム
 - ・UCRの図書館、テニスコートやプール、ゴルフコースなどの利用。
 - ・UCRの多彩なエクステンション・プログラムの自由な選択・受講。
 - ・企業・研究所・劇場・美術館・史跡などの見学。
 - ・個人または小グループでの週末の小旅行やスポーツ観戦など。

3. 単位の取得と認定

留学派遣先大学のカリキュラムにおいて履修した科目と単位が、1年間で最高30単位まで認定されます。

4. ホームステイ

UCR, CCならびにSMUでは、ホームステイ・システムが確立されており、学生一人ひとりが適切な家庭に滞在し、家族の一員として現地の人々の日常生活を体験することができまます。ホームステイ費用の中には、宿泊、食費が含まれています。

5. 大学寮

上記以外の大学においては、原則として大学寮への入居となります。

6. 費用

留学に際しては、本学への授業料他、留学先大学の授業料、渡航費、滞在費、傷害保険料等が必要です。為替レートや諸条件の変化により、毎年金額が変動しますので、詳しくは国際教育センターまでお問い合わせください。

II. 交換留学

交換留学とは、城西国際大学と海外諸大学間の協定に基づき、相互に派遣するプログラムです。派遣者は、成績、語学力、面接試験によって選抜され、本学の代表として派遣されます。本プログラムを利用して留学する場合、本学に授業料を納めることで、原則留学先の授業料は免除されます。ただし、渡航費および海外旅行保険料、滞在費、生活費等は自己負担となります。各提携校によって負担金額は異なりますので、詳細は国際教育センターにお問い合わせください。なお、派遣人数は提携校や年度に交流状況によって異なりますので出願時に確認するようにしてください。

[留学に向けての履修について]

JEAPでの留学効果をより高めるために、留学を希望する学生は次のことに注意して履修登録をしてください。

1. 1年次必修の英語ⅠA、英語ⅠBは必ず1年次中に履修し、単位を修得すること。
2. 「Oral Fluency I」、「Oral Fluency II」及び「Reading & Writing」、「Speaking & Listening」などの科目を履修すること。但し、これらの科目が必修科目の履修と重複する場合は必修科目の履修を優先すること。

III. サマーセミナー

下記の大学において、語学研修と同時に各国の文化や歴史に触れてみたい方のために、夏期休暇中にサマーセミナーを開講しています。

○サマーセミナー実施コース一覧

コース名	研修先大学名	研修期間	宿泊形態
アメリカ	カリフォルニア大学リバーサイド校 (UCR)	約 3 週間	ホームステイ
カナダ	カモーソン・カレッジ (CC)	約 2 週間	ホームステイ
	セント・メアリーズ大学 (SMU)	約 2 週間	ホームステイ
スペイン	バルセロナ自治大学 (UAB)	約 3 週間	大学宿泊施設
中国	首都師範大学	約 2 週間	大学宿泊施設
韓国	東西大学および建陽大学	約 2 週間	大学宿泊施設

各コースとも、プログラムの内容に特徴があり、各自の目標・目的に沿って適切なコースを選ぶことが可能です。詳しくは国際教育センターにお問い合わせください。

どのコースに参加する場合も、研修効果を高めるために、JEAP 関連科目から 1 科目（2 単位）を、サマーセミナーに先立って履修しておくことが望ましいといえます。

IV. JEAP 卒業生のための海外語学研修特別プログラム

英語力をさらに強化したい本学卒業生のために、カリフォルニア大学リバーサイド校 (UCR)において、英語力レベルごとの英語集中授業とホームステイ制度により、確実な英語力のアップを目指すプログラムを実施しています。また、さらに上級をめざしている方には、UCR での語学検定の結果によって、学部および大学院レベルの専門科目の授業を履修し、単位を修得することも可能です。

詳しくは、国際教育センターホームページ (<http://jiu.ac.jp/kcenter/jeap/index.html>) を参照してください。

別表1

国	大学名	留学期間	留学種別	留学期間	募集条件
アメリカ	カリフォルニア大学 リバーサイド校	前期・後期	JEAP	6ヶ月もしくは12ヶ月	TOEIC320点以上 ^{*2}
	スペルマンカレッジ	後期	交換留学	7ヶ月	TOEIC600点以上で日本語教員を目指す者
	ハワイ大学ヒロ校	後期	交換留学	10ヶ月	TOEFL (IBT) 45点以上
	リーワードコミュニティ カレッジ	後期	JEAP	6ヶ月もしくは10ヶ月	TOEIC320点以上 ^{*2}
カナダ	カモーソン・カレッジ	後期	交換留学 もしくはJEAP	8ヶ月	①交換留学： TOEIC400点以上 ②JEAP留学： TOEIC320点以上 ^{*2}
	セント・メアリーズ大学	前期・後期	JEAP	6ヶ月もしくは12ヶ月	TOEIC320点以上 ^{*2}
フィリピン	アテネオ・デ・マニラ大学	後期	交換留学 もしくはJEAP	6ヶ月	①交換留学： TOEIC550点以上 ②JEAP留学： TOEIC320点以上 ^{*2}
スペイン	バルセロナ自治大学	後期	交換留学	11ヶ月	TOEIC400点以上 および「スペイン語技能検定」のスコアを有する者 ^{*3}
ハンガリー	ブダペスト商科大学	後期	交換留学	5ヶ月もしくは11ヶ月	TOEIC400点以上 ^{*2}
ドイツ	ケルン大学	後期	交換留学	5ヶ月	TOEIC400点以上 および「ドイツ語技能検定」のスコアを有する者 ^{*3}
フランス	リール・カソリック大学	後期	交換留学	10ヶ月	TOEFL (IBT) 80点以上
フィンランド	北カレリア応用科学大学	後期	交換留学	5ヶ月もしくは10ヶ月	TOEFL (IBT) 80点以上
ノルウェー	オスロ大学	後期	交換留学	12ヶ月	TOEFL (IBT) 80点以上
中国	北京外国语大学	前期・後期	交換留学	11ヶ月	TOEFL (IBT) 80点以上 および「中国語検定」のスコアを有する者 ^{*3}
			JEAP		
	首都師範大学	前期・後期	JEAP		
	中国传媒大学	前期・後期	JEAP		
	大连外国语学院	前期・後期	JEAP		
	天津外国语大学	前期・後期	JEAP		
台湾	華南師範大学	前期・後期	JEAP	11ヶ月	TOEIC320点以上 ^{*2} および「中国語検定」のスコアを有する者 ^{*3}
	淡江大学	後期	交換留学		
	真理大学	後期	交換留学		
韓国	国立高雄餐旅学院	前期・後期	交換留学	4ヶ月もしくは10ヶ月	TOEFL (IBT) 80点以上 および「ハングル能力検定」のスコアを有する者 ^{*3}
	梨花女子大学校	前期・後期	交換留学		
	韓國外国语大学校	前期・後期	交換留学		
	西江大学校	前期・後期	交換留学		
	東西大学校	前期・後期	交換留学		
	建陽大学校	前期・後期	交換留学 もしくはJEAP		
	韓南大学校	前期・後期	交換留学		

※1 募集対象は、原則として2年次生および3年次生のみ（前期派遣で半年間に限る）となります。

※2 JEAPにおいて募集条件を満たしていない者は、エクステンション講座等補講の受講および修了が必須です。

※3 非英語圏への留学の際は、TOEIC等のスコアの他、留学する現地の語学検定試験のスコアを提出してください。

※4 所定用紙は国際教育センターホームページ内よりダウンロード、もしくは国際教育センター窓口にて入手できます。

2012年度（2013年3月出発UCR）JEAP留学の出発までのスケジュールは下記の通りを予定していますので参考にしてください。

2012年	4月～5月	TOEIC公開テスト受験申込み
	7月下旬	TOEIC公開受験
	9月上旬	留学願書提出期限 〔提出書類：願書、志望理由および目的、健康診断書、 語学能力証明書コピー、パスポートコピー〕
		面接
	12月下旬	派遣校への出願準備
2013年	1月下旬	留学ビザ取得準備
	2月上旬	渡航事前説明会（保護者同伴） ①留学許可書授与 ②留学生活等についての説明 ③取扱い旅行代理店による渡航事前説明 ④健康管理等についての説明 ⑤留学帰国学生との懇談 ⑥個別面談
	2月下旬	アメリカ大使館にて面接
	4月上旬	出発

これらの手続きスケジュールは派遣校や出発時期によって異なります。TOEIC公開テストや語学能力試験の実施スケジュールおよび留学願書提出期限の確認をし、留学のプランニングをするようにしてください。

プロジェクト教育センター

プロジェクト教育センター

プロジェクト教育センター

「プロジェクト教育センター」とは？

プロジェクト教育センターは，“Be Positive！”，をモットーとして、平成15年11月に設立されました。“Be Positive！”は、「前向きに生きよう」とか、「将来に希望を持とう」といった意味です。当センターでは、大学で将来の夢を育みたいと思っている学生を応援すべく、多彩なプログラムを用意して「あなた」をお待ちしています。

「プロジェクト教育プログラム」とは？

プロジェクト教育センターは、従来のカリキュラムではなかなか実施できない「プロジェクト教育プログラム」を実施しています。その内容は毎年変わりますが、次のような教育を目指しています。

- ・問題について考え、問題の解決方法（ソリューション）を見つけ出し、問題解決を実践する教育
- ・学生が積極的に関わり、個人としての力を高め、将来設計のなかで具体的な目に見える成果を挙げる教育
- ・何かを作るとか、イベントをするといったプロジェクトを実施することにより、学生が自らの力を高め、将来につなげていく教育

「プロジェクト教育プログラム」を受講するには？

- ・個々のプログラムの内容は掲示します。掲示に注意してください。
- ・問い合わせは、掲示の問い合わせ先にしてください（当センターには常設の事務局はありません）。
- ・城西国際大学の学生ならば、誰でも受講できます。ただし、定員や、希望者多数の場合には選抜をします。
- ・履修の仕方は、各プログラムで異なります。掲示に従ってください。各学期の初めの通常の履修申請とは、まったく別に履修申請をする形になります。

「プロジェクト教育プログラム」は単位になりますか？

単位認定をおこなうプログラムと、そうでないプログラムがあります。多くのプログラムでは、プロジェクト終了後、単位認定がなされます。その場合、国際人文学部の学生には、専門科目（「プロジェクト教育Ⅰ～Ⅳ」各2単位、計4科目のいずれか）として単位が認定されます。他の学部の学生は、他学部履修の枠があればそれを利用して、上記の科目の単位認定を受けることができます。他学部履修の枠がない学部の学生の場合は、単位認定を受けることはできませんが、受講はできます。

副 專 攻

副 專 攻

副専攻について

多様化する現代社会においては、学際的な学びの評価が注目されています。こうしたニーズに応えるために、本学では、学部・学科の枠を越えて学ぶ「副専攻」制度を設けています。「副専攻」とは、「主たる専攻＝所属する学部」以外の特定分野科目を一定単位数以上取得した学生に、その勉学の認証を付与する制度です。「主たる専攻」とは別の学問領域を体系的に、密度高く学ぶ良い機会です。

例えば、国際人文学部の学生が「日本の中世史」について学びながら「女性学」副専攻を修了することによって、幅広い視点から多角的な問題の捉え方ができるようになります。

これはアメリカなどで見られる二つの学問を専攻し、卒業時に二つの学士（Bachelor）学位を受け取るシステムに準じるもので、キャリア形成のうえでもたいへん有用です。また、専門分野以外の視点から考える能力も身につき、大学院の科目も先行履修できるため大学院への進学も有利になります。

副専攻を修了した学生は、卒業時に卒業証書以外に、「副専攻修了証」を受け取ることができます。また、履歴書にも記入でき相応の評価を受けることになります。

「副専攻」制度は、学生が自立的に学ぶ意欲を持って初めて有用なものとなります。学生のみなさんが専門的分野の学習に加えて、自ら多元的な理解力・総合力を育む上で役に立ててもらうことを期待しています。

<登録から修了証授与まで>

副専攻は、まず教務課で登録をおこない科目履修をしてください。

学 年	手続き関係	修得単位の目安
1 学 年	4月 オリエンテーション 登録カードの提出	登録時に 10,000円
2 学 年	4月 オリエンテーション	
3 学 年	4月 オリエンテーション	
4 学 年	4月 オリエンテーション 2月 副専攻認定申請書の提出	認定申請時に 40,000円
卒 業 式	3月 副専攻修了証の授与	計 50,000円

※副専攻登録者は、教務課にて副専攻の事前登録と履修申請時の事前相談をすることにより、1年次から他学科履修をすることができます。

<副専攻に関する問い合わせ>

【副専攻の登録・相談について】…………教務課

【授業科目の履修について】…………学部事務室

福祉教育センター

福祉教育センター

福祉教育センター

実際の福祉現場を体験的に理解し、福祉の理論を実践に活かす力を持つことは福祉教育の中的な課題です。福祉教育センターは、福祉の国家資格を取得するにあたって必要となる実習、国家試験受験、ボランティア活動などについての専門的な研究を通じて、福祉を学ぶ上で必要な環境を用意し、福祉を実践する実力の育成をめざします。

※ 福祉や実習に関する質問や資格の取得、ボランティア活動等に関するることは、気軽にA棟1階センター窓口まで問い合わせてください。

■実習について

福祉の学習は、理論から演習へ、さらに演習から現場実習へと進みます。福祉総合学部では、各コースにおいて社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士および幼稚園教諭などの資格取得が可能ですが、これらの資格養成の中心は実習であり、どの資格においても必修科目となっています。センターでは、この実習をより充実した実りの多い体験となるよう様々な面からフォローし、事前・事後および実習中の学習を支援します。また、実習教育を円滑に進めるために次のような活動を行っています。

- ・実習先との連絡調整、配属のコーディネイト、情報提供
- ・実習オリエンテーション、実習計画、個別相談
- ・実習教育に関する教育補助、教材開発、情報収集および研究・調査

※ 実習の実際については、実習オリエンテーションを開催しますので、必ず参加してください。

■国家試験について

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士など国家試験受験資格が得られる資格は、大学卒業と一緒に国家試験を受験することとなります。この国家試験突破のためには、モチベーション（動機）と持続的な受験勉強（努力）が必要となります。センターでは、これまで290名を超える社会福祉士合格者を輩出した実績を分析し、次のような学習の支援を行います。

- ・各指定科目授業、社会福祉専門研究・応用研究、受験対策講座、模擬試験の連携による実力アップ
- ・自主学習グループ、個別学習の支援によるモチベーションアップ
- ・国家試験に関する情報分析と個別アドバイス

■ボランティア活動など

施設や地域福祉の実際を体験し理解することは福祉の本質を知る上で、また、福祉の理論を学

ぶ上でも大切なものです。センターでは、ボランティア活動や施設行事への参加、アルバイト等の斡旋とコーディネイトを通じて、福祉体験学習の支援を行います。

■その他

以上のはか、福祉教育を充実するために次のような活動を行っています。

- ・福祉教育に関する研究・調査
- ・ニュースレター「WELL SAILING」の編集・発行
- ・実習意見交換会等の主催など

生涯教育センター

生涯教育センター

生涯教育センター

知識社会における生涯教育センターの役割

現代は知識社会といわれています。その中で学生の知識成長支援は、「エクステンション講座」の枠組みで、資格取得や語学・IT関係の各種講座によって授業を補完する機能を果たしています。地域貢献は、「コミュニティカレッジ」という枠組みで、芸術や文化や教養を深める多様な講座があり、地域の方々の活発な参加によって支えられています。リカレント教育については、社会で活躍する卒業生のために、各学部と協力して「卒後教育」のプログラムの充実を図っていく考えです。

このように、学生の知識成長支援、地域貢献、リカレント教育の3本柱をより強固にし、大学の多くのセンター・研究所と本センターが有機的に結び付くことで、学生や地域の方々の知的満足度がさらに高まることを願っています。

知識社会の中で、在学生・教職員、卒業生、地域の方々の知的好奇心と精神的成长の支えとなることで本センターも成長し、生涯を通じて学ぶことの重要性や意義を提示しながら、時代や環境に合わせて、講座、勉強会、塾を運営しています。

キッズ・ライブラリーで夢を育む

2008年12月に、JR成東駅前にあるJIU成東インフォメーションセンター内にキッズ・ライブラリーがオープンしました。書籍は現在1,800冊を超え、全て保護者の皆様方や本学の教職員の皆さまから寄贈していただいた図書です。キッズのためのライブラリーではありますが、『キッズ・ライブラリー憲章』には、『おねえさんもおにいさんも、おかあさんもおとうさんも、おばあさんもおじいさんも、ここではみんな子どもになって本を読んで下さい』と謳ってあります。海外の姉妹大学から寄贈された外国語の童話もあります。学生の皆さんも子どもの頃を思い出して、時間を忘れてライブラリーの本を楽しんでください。開館日は、月曜日から金曜日の10時から17時、土曜日は不定期です。第1土曜日に「絵本の読み聞かせ」や「みんなで童謡を歌おう」を開催しています。どなたでも気軽に参加いただけます。生涯教育センターで開館日時を確認してください。

生涯教育講座情報でキャリア形成

本センターでは、毎年「生涯教育講座情報」を作成しています。城西国際大学には20以上のセンター・研究所が存在し、それぞれが意欲的な講座を開設しています。そこで、各センター・研究所の講座情報を生涯教育センターが一括集約し、学生のみなさんや地域の方々にそれらの情報

を提供しています。学生の皆さん、各センターの講座を積極的に受講して、それぞれのキャリア形成に活かしてくださいと願っています。

●開講講座の紹介

<資格取得講座>

「ファイナンシャルプランナー 3 級講座」

金融機関、証券会社等への就職には、この資格を持っていると大変有利です。

「日商簿記検定試験対策講座」

2 級、3 級試験に対応する準備講座を行っています。

<語学講座>

「英会話」「韓国語」など

語学の学習をとおして文化も学んでいきます。JEAP 留学希望者は、事前準備として活用できます。

<教養講座>

「書道・ペン字講座」「クラフトバンド」「勘解由塾」「美術講座」など日常の生活、趣味に関する教養は、想像もしない時に役立ちます。今年度は「きもの着付け」講座が加わりました。

<健康講座>

「中国気功」、「太極拳」など長く続けることで心と体のバランスを保つことに役立ちます。

授業とは違った時間を過ごせます。地域の方たちも一緒に受講します。広い年代の方とも交流を持つことができます。

他にも多くの講座を開講していますのでお気軽にお問い合わせください。

東金キャンパス D 棟に事務室と教室を持っています。講座で作った作品も飾ってありますので、気分を変えたい時など気軽に訪ねてください。

経営情報学部 総合経営学科

履修の手引と手続き

<小 目>

I	授業科目について	108
II	授業科目の単位と認定	108
III	卒業に必要な単位について	108
IV	3年次への進級条件及び各学年における標準的な修得単位	109
V	授業科目の学年配当と履修すべき単位数	110
1.	学科共通科目群	110
2.	専門科目群	113
3.	特設科目群	120
4.	自由科目群	121
VI	リベラルアーツ&サイエンス科目群	123
VII	履修申請について	126
VIII	正規の履修からはずれる場合	126
IX	試験について	127
X	成績発表	128

履修の手引と手続き

I 授業科目について

経営情報学部総合経営学科における授業科目は学科共通科目群Ⅰ・Ⅱ、専門科目群Ⅰ・Ⅱ、演習科目群及び自由科目群から構成されている。

また東金キャンパス、東京キャンパスで開講される科目ならびに履修方法については、オリエンテーション等を通じて指示する。原則として、年度の途中にキャンパスの変更はできないので十分に注意すること。

なお、教職に関する科目は、自由科目群に準備されている。

II 授業科目の単位と認定

本学部では単位制を採用している。単位制とは、ひとつひとつの授業科目に一定の基準により定められた単位があり、履修した授業科目に対して、試験もしくはその他の方法により学習評価をしたうえで、その単位を認定する制度である。

単位の認定は、S・A・B・Cの4段階評価により行い、D・E・F・T・Zの評価は単位を認定しないものとする。成績の評価については、「X 成績発表」の項を参照すること。

III 卒業に必要な単位について

卒業に必要な単位は、次の表に示すとおりである。

ただし自由科目は卒業に必要な単位には含めない。

系 列	学部・学科	経営情報学部 総合経営学科
		単 位 数
学科共通科目群Ⅰ（英語・日本語・情報リテラシ）		16
学科共通科目群Ⅱ（基礎科目群）		20
専門科目群Ⅰ		16
専門科目群Ⅱ		16
演習科目群		12
指定された各科目群より修得した科目以外に選択必修		44
計		124

IV 3年次への進級条件及び各学年における標準的な修得単位

3年次に進級するには、「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」及び1年次の必修科目を含め36単位以上を修得しなければならない。

各学年における授業科目および修得単位数の目安は、次の表に示すとおりである。

また、年間の履修登録については原則50単位未満とすること。ただし、以下の項目に該当する場合は履修上限単位数を超えて履修することができる。

- (1) 編転入または転部科生については、履修上限単位数を超えて履修することを認めることがある。
- (2) 教職課程等に係る自由科目や、JEAP 留学生（短期語学研修含む）等、大学が教育上適当と認める場合は、履修上限単位数を超えて履修することを認めることがある。

学 年	単 位 数 の 目 安
1 年 次	学科共通科目群 I (英語・日本語・情報リテラシー) Fundamentals of English I・Oral Fluency I 2科目 4 単位 (必修) 日本語 I A・I B 2科目 4 単位 (外国人留学生・帰国生必修) 情報メディア論 1科目 2 単位 (必修) 経営情報基礎論 1科目 2 単位 (必修) コンピュータ基礎論、コンピュータ応用論 2科目 4 単位 (選択必修) 専門科目群 I 経営学総論 1科目 2 単位 (必修) 演習科目群 基礎ゼミ I 1科目 2 単位 (必修) ※指定された各科目群より修得した科目以外に14単位
修得単位数 30単位	
2 年 次	学科共通科目群 I (英語・日本語・情報リテラシー) Fundamentals of English II・Oral Fluency II 2科目 4 単位 (必修) 日本語 II A・II B 2科目 4 単位 (外国人留学生・帰国生必修) 演習科目群 基礎ゼミ II 1科目 2 単位 (必修) ※指定された各科目群より修得した科目以外に36単位
修得単位数 42単位	
3 年 次	演習科目群 ゼミナール I 1科目 4 単位 (必修) インターンシップ（国内）（海外） 1科目 2 単位 又は地域研修 (選択必修) ※指定された各科目群より修得した科目以外に28単位
修得単位数 34単位	
4 年 次	演習科目群 ゼミナール II 1科目 4 単位 (必修) ※指定された各科目群より修得した科目以外に14単位
修得単位数 18単位	
卒 業	
修得単位数 124単位	

V 授業科目の学年配当と履修すべき単位数

1. 学科共通科目群

学科共通科目群は、学科共通科目群Ⅰ（英語・日本語・情報リテラシ）、学科共通科目群Ⅱ（基礎科目群）の二系列に分かれている。それらの各系列の中から「Ⅲ. 卒業に必要な単位について」で示された所定の単位以上を修得するために、科目を履修し、卒業要件を満たさなければならない。

(1) 学科共通科目群Ⅰ（英語・日本語・情報リテラシ）

※単位数に○印を付してある科目は必修を示す。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
学科 共 通 科 目 群 I （英 語 ・ 日 本 語 ・ 情 報 リ テ ラ シ ）	Fundamentals of English I	②				16単位	「学科共通科目群Ⅰ（英語・日本語・情報リテラシ）」の中より必修科目及び「コンピュータ基礎論」または「コンピュータ応用論」のうち1科目を含み16単位以上を選択必修すること。 外国人留学生・帰国生は「日本語ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB」を第一外国語として必修すること。
	Oral Fluency I	②					
	Fundamentals of English II		②				
	Oral Fluency II		②				
	日本語ⅠA	②					
	日本語ⅠB	②					
	日本語ⅡA		②				
	日本語ⅡB		②				
	日本語Ⅲ		2				
	日本語Ⅳ		2				
	英会話Ⅰ	2					
	英会話Ⅱ		2				
	英会話Ⅲ		2				
	Reading & Writing I	2					
	Reading & Writing II		2				
	Reading & Writing III		2				
	Speaking & Listening I	2					
	Speaking & Listening II		2				
	Speaking & Listening III		2				

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
学科共通科目群I (英語・日本語・情報リテラシー)	日本語基礎表現法		2			16単位	「学科共通科目群I(英語・日本語・情報リテラシー)」の中より必修科目及び「コンピュータ基礎論」または「コンピュータ応用論」のうち1科目を含み16単位以上を選択必修すること。
	ドイツ語ⅠA		2				
	ドイツ語ⅠB		2				
	フランス語ⅠA		2				
	フランス語ⅠB		2				
	スペイン語ⅠA		2				
	スペイン語ⅠB		2				
	中国語ⅠA		2				
	中国語ⅠB		2				
	韓国語ⅠA		2				
	韓国語ⅠB		2				
	ハンガリー語ⅠA		2				
	ハンガリー語ⅠB		2				
	情報メディア論	(2)					
	コンピュータ基礎論	2					
	コンピュータ応用論	2					
	経営情報基礎論	(2)					

〔備考〕

- (1) 学科共通科目群Iでは第一外国語として英語(外国人留学生・帰国生徒は日本語)を学ぶ。うちFundamentals of EnglishⅠ・Ⅱ, Oral FluencyⅠ・Ⅱ(日本語は日本語ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB)は必修科目である。
- (2) Fundamentals of EnglishⅡ, Oral FluencyⅡを履修するためには履修前提条件として、それぞれのⅠを修得していかなければならない。
- (3) 日本語ⅠA・ⅠBのいずれか2単位を修得していなければ日本語ⅡA・ⅡBを履修することはできない。
- (4) 第2外国語においてⅠBを履修するにはⅠAを修得していかなければならない。

(2) 学科共通科目群Ⅱ（基礎科目群）

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
学 科 共 通 科 目 群 Ⅱ (基礎 科目群)	倫理学概論	2				20単位	「学科共通科目群Ⅱ（基礎科目群）」の中より20単位以上を選択必修すること。
	法律学概論	2					
	国家と政治	2					
	現代社会論	2					
	心理学	2					
	統計学の基礎知識	2					
	女性学入門	2					
	基礎の数学	2					
	線形代数学	2					
	生涯スポーツ概論	2					
	スポーツ科学Ⅰa	1					
	スポーツ科学Ⅰb	1					
	スポーツ科学Ⅱa		1				
	スポーツ科学Ⅱb		1				
	外国史概説		2				
	日本の歴史a			2			
	日本の歴史b			2			
	地理学a		2				
	地理学b		2				
	地誌			2			
	宗教学概論			2			
	異文化適応論		2				
	情報表現技法		2				
	経済学の基礎	2					
	経済事情		2				
	情報社会と情報倫理	2					

〔備考〕

(1) 学科共通科目群Ⅱ（基礎科目群）は経営基礎と教養基礎に関する科目群である。

卒業要件として2年次以降に「コース」を選択し、各コースが求める単位修得もあわせておこなわなければならない。詳細については、オリエンテーション時に説明します。

(2) スポーツ科学Ⅰa, Ⅰbを修得していなければ、スポーツ科学Ⅱa, Ⅱbを履修することが出来ない。

2. 専門科目群

専門科目群は、「専門科目群Ⅰ」「専門科目群Ⅱ」「演習科目群」によって構成されている。

本学部では、コース制を導入しており3年次からは「企業マネジメントコース」「公共マネジメントコース」「健康・スポーツ・生活マネジメントコース」「情報マネジメントコース」の4つに分かれ、その中の専門領域のゼミで研究を深めることになる。1年次の基礎教育と「基礎ゼミⅠ」、2年次の「基礎ゼミⅡ」と段階的に学び、十分な基礎知識を備えて専門領域の研究「ゼミナール」に進むことになる。

1. 企業マネジメントコース

企業マネジメントコースでは、1年次では語学、情報、簿記、経営とマーケティングの基礎を学び、基礎ゼミで各学生のコース選択を指導します。2年次以降は自分の将来を見据えて学生一人ひとりが、カリキュラムの編成を行います。また2年次からは、コースに対応した資格取得のための特訓プログラムや就職準備が始まります。3年次からはゼミナールやインターンシップ、実務家講座、体験プロジェクト等でマネジメント能力を高めて社会へ卒立つ準備を行います。

2. 公共マネジメントコース

公共マネジメントコースでは1年次では語学、情報、簿記、経営とマーケティングの基礎を学び、基礎ゼミで各学生のコース選択を指導します。2年次以降は自分の将来を想定して、キャリア形成を意識したカリキュラム作りを行います。2年次からコースに対応した公務員試験のための特訓プログラムや就職準備が始まります。3年次からはゼミナールや非営利分野でのインターンシップ、実務家講座、体験プロジェクト等でマネジメントの能力を高めて自治体、NPO、NGOなどの非営利組織で活躍できる準備をします。

3. 健康・スポーツ・生活マネジメントコース

健康・スポーツ・生活マネジメントコースでは1年次では語学、情報、簿記、経営とマーケティングの基礎を学び、基礎ゼミで各学生のコース選択を指導します。2年次からコースに対応した健康・体力づくり指導者関連資格のための特訓プログラムや消費生活アドバイザー試験や就職準備が始まります。3年次からはゼミナールや健康・スポーツ・生活分野でのインターンシップ、実務家講座、体験プロジェクト等でのマネジメントの能力を高めて健康・スポーツ・生活分野で活躍できる準備をします。

4. 情報マネジメントコース

情報マネジメントコースの授業は、情報の専門家育成、情報を経営に高度に利用する人材の育成、そして情報をビジネスとする人材の育成を目指しています。そのために、情報関連資格の修得は必須と考えられ、大学の授業を受講しているだけで経営に必要な知識とともに、4年次までに何らかの情報関連資格を修得できるようにカリキュラムが組まれています。

5. コース必修科目について

各コースに分かれて学習する上で、次のコース必修科目を履修しなければならない。

コース必修科目	企業マネジメント コース	公共マネジメント コース	健康・スポーツ・生活 マネジメントコース		情報マネジメント コース
			健康・スポーツマネジメントサブコース	消費生活・環境マネジメントサブコース	
コース必修科目	マーケティング論	経済原論 I	簿記論 I		情報社会と情報倫理
	企業と社会	経済原論 II	企業と社会		電子商取引論
	簿記論 I	行政自治体 マネジメント論	生涯スポーツ概論	マーケティング論	組織情報論
	企業倫理論 または 会計学 I	日本国憲法	スポーツ社会学	消費生活と行政 または 企業倫理論	※ 情報ネットワーク論 または データベース基礎論

※各コースの選択方法や手続きについては、基礎ゼミ I・IIを通じておこないます。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群I	企業と社会	2				16単位	「専門科目群I」の中より必修科目を含み16単位以上を選択必修すること。
	経営学総論	(2)					
	マーケティング論	2					
	流通論		2				
	ロジスティクス概論	2					
	国際ロジスティクス論		2				
	簿記論 I	2					
	簿記論 II	2					
	上級簿記論	2					
	工業簿記論 I	2					
	工業簿記論 II	2					
	会計学 I	2					
	会計学 II	2					
	財務諸表論 I		2				
	財務諸表論 II		2				
	経営分析論 I		2				
	経営分析論 II		2				
	経済原論 I	2					
	経済原論 II	2					
	地域と暮らし	2					
	消費生活と行政	2					
	日本国憲法	2					
	政治学		2				
	行政学		2				
	企業とスポーツ	2					
	ジャーナリズム論	2					
	電子商取引論		2				
	インターネット社会論		2				
	情報システム論		2				
	情報セキュリティ	2					

系 列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位 数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専 門 科 目 群 II	経営戦略論			2		16単位	「専門科目群Ⅰ」の中より必修科目を含み16単位以上を選択必修すること。
	経営史			2			
	経営管理総論			2			
	人事労務管理論			2			
	経営組織論			2			
	中小企業論				2		
	企業倫理論			2			
	企業とリスクマネジメント			2			
	管理会計論Ⅰ				2		
	管理会計論Ⅱ				2		
	原価計算論Ⅰ			2			
	原価計算論Ⅱ			2			
	会計監査論			2			
	現代ファイナンス論				2		
	財務会計学Ⅰ				2		
	財務会計学Ⅱ				2		
	流通情報システム論		2				
	マーケティング情報論				2		
	ビジネスデータ分析				2		
	ビジネスゲーム				2		
	情報と職業		2				
	情報産業論		2				
	デジタルメディア論		2				
	情報ネットワーク論		2				
	データベース基礎論		2				
	情報理論		2				
	組織情報論	2					
	情報化戦略論		2				
	データベース応用論		2				
	情報処理基礎論	2					
	情報処理応用論		2				
	アルゴリズム基礎論		2				

系 列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専 門 科 目 群 II	アルゴリズム応用論		2			16単位	「専門科目群II」の中より必修科目を含み16単位以上を選択必修すること。
	プログラム設計		2				
	プログラミング基礎		2				
	プログラミング応用		2				
	システム監査論		2				
	モデル化とシミュレーション			2			
	デジタルメディア アプリケーション基礎		2				
	情報学特論 I		2				
	情報学基礎演習	2					
	情報学応用演習	2					
	データベース演習			2			
	消費者行動分析論			2			
	広 告 論			2			
	非営利マーケティング論			2			
	サービスマーケティング論			2			
	国際マーケティング論			2			
	起業マネジメント論			2			
	事 業 と 繙 承		2				
	新規事業開発論		2				
	ベンチャーキャピタル論			2			
	NPOマネジメント論			2			
	行政・自治体マネジメント論			2			
	医 療 絏 営 論		2				
	健 康 管 理 概 論	2					
	社会保険と福祉			2			
	地 球 環 境 論	2					
	環 境 管 理 論		2				
	地 域 振 興 論		2				
	ス ポーツ ビジネス論		2				
	ス ポーツ 栄養学	2					
	心と身体の科学	2					
	運動生理学	2					

系 列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考		
		1年	2年	3年	4年				
専 門 科 目 群 II	ス ポ ーツ 医 学			2		16単位	「専門科目群II」の中より必修科目を含み16単位以上を選択必修すること。		
	ス ポ ーツ 心 理 学		2						
	救急处置（実習を含む）		2						
	ス ポ ーツ 社 会 学	2							
	ス ポ ーツ 経 営 学		2						
	ス ポ ーツ と 地 域 振 興			2					
	健 康 運 動 指 導 法（実習を含む）			2					
	体 力 ト レ ーニ ン グ 実 習			1					
	解 剖 生 理 学		2						
	衛 生 ・ 公 衆 卫 生 学			2					
	学 校 保 健 学			2					
	地 域 ス ポ ーツ マ ネ ジ メ ン ト 論 a			2					
	地 域 ス ポ ーツ マ ネ ジ メ ン ト 論 b			2					
	小 壳 経 営 論	2							
	サ ー ビ ス 実 践 論 a		2						
	サ ー ビ ス 実 践 論 b		2						
	国 際 経 営 論			2					
	ミ ク ロ 経 済 学			2					
	マ ク ロ 経 済 学			2					
	国 際 経 済 学	2							
	財 政 学				2				
	国 際 経 済 事 情	2							
	金 融 論 I		2						
	金 融 論 II		2						
	金 融 商 品 論		2						
	証 券 市 場 論		2						
	ファイナンシャルプランニング論I		2						
	ファイナンシャルプランニング論II		2						
	民 法 a		2						
	民 法 b		2						
	商 法 a		2						
	商 法 b		2						

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群II	会社法 a				2	16単位	「専門科目群II」の中より必修科目を含み16単位以上を選択必修すること。 「I・II」で表示された科目は、数字の順序に従い、履修すること。
	会社法 b				2		
	税法 a				2		
	税法 b				2		
	行政法			2			
	労働法			2			
	国際法 a				2		
	国際法 b				2		
演習科目群	経済法			2		12単位	「演習科目群」の中より必修科目及び「インターンシップ（国内）、同（海外）、地域研修」の内1科目を含み12単位以上を選択必修すること。
	基礎ゼミ I	(2)					
	基礎ゼミ II		(2)				
	ゼミナール I				(4)		
	ゼミナール II				(4)		
	インターンシップ（国内）			2			
	インターンシップ（海外）			2			
	地域研修			2			
実践科目群	プロジェクト研究		2			12単位	「実践科目群」の中より必修科目及び「インターンシップ（国内）、同（海外）、地域研修」の内1科目を含み12単位以上を選択必修すること。
	実習 I	(2)					
	実習 II		(2)				
	ゼミナール I				(4)		
	ゼミナール II				(4)		
	インターンシップ（国内）			2			
	インターンシップ（海外）			2			
	地域研修			2			

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
実践科目群	基礎ゼミ I	(2)				12単位	「実践科目群」の中より必修科目及び「インターンシップ（国内）、同（海外）、地域研修」の内1科目を含み12単位以上を選択必修すること。
	基礎ゼミ II		(2)				
	ゼミナール I				(4)		
	ゼミナール II				(4)		
	インターンシップ（国内）			2			
	インターンシップ（海外）			2			
	地域研修			2			
	プロジェクト研究		2				

3. 特設科目群

外国人留学生及び帰国生のための履修科目であり、企業活動全般にわたる日本的な枠組みの理解を深めさせる科目である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
特設科目群	日本事情 I (日本の政治)	2					外国人留学生・帰国生のための履修科目
	日本事情 II (日本の経済)	2					修得した単位の内4単位を学科共通科目群に振り替えることができる。
	日本事情 III (日本の経営)	2					
	日本語文章論 I (論理的表現)		2				
	日本語文章論 (文学的表現)			2			
	国際理解 I		2				
	国際理解 II			2			
	国際理解 III			2			

4. 自由科目群

系 列	授業科目	年次および単位数				備 考
		1年	2年	3年	4年	
自由 科 目 群	ボランティア活動Ⅰ A		2			
	ボランティア活動Ⅰ B		2			
	ボランティア活動Ⅱ A				2	
	ボランティア活動Ⅱ B				2	
	地理情報論Ⅰ		4			
	地理情報論Ⅱ			4		
	職業指導				4	
	教育原理		2			
	教育課程論	2				
	教職論	2				
	教育心理学		2			
	青年心理学	2				
	教育制度		2			
	教育方法論			2		
	社会科教育法Ⅰ			2		
	社会科教育法Ⅱ			2		
	社会科教育法Ⅲ			2		
	社会科教育法Ⅳ				2	
	公民科教育法Ⅰ			2		
	公民科教育法Ⅱ			2		
	商業科教育法Ⅰ			2		
	商業科教育法Ⅱ			2		
	情報科教育法Ⅰ			2		
	情報科教育法Ⅱ			2		

系 列	授業科目	年次および単位数				備　考
		1年	2年	3年	4年	
自由 科 目 群	保健体育科教育法Ⅰ			2		
	保健体育科教育法Ⅱ			2		
	保健体育科教育法Ⅲ			2		
	保健体育科教育法Ⅳ				2	
	体育史			2		
	体つくり運動		1			
	器械運動			1		
	陸上競技			1		
	水泳			1		
	サッカー			1		
	バレーボール			1		
	バスケットボール			1		
	柔道			1		
	ダンス			1		
	スキー			1		
	運動学(運動方法学を含む)			2		
	道徳教育の理論と方法	2				
	特別活動論		2			
	生徒指導 (進路指導の理論及び方法を含む)			2		
	教育相談 (カウンセリングを含む)				2	
	教育実習Ⅰ (事前及び事後指導を含む)				3	
	教育実習Ⅱ				2	
	教職実践演習(中・高)				2	

〔備　考〕

- (1) 自由科目とは卒業に必要な単位数には加算されないが、自由に選択履修することのできる授業科目である。
- (2) 本学科においては、自由科目として、教職課程の科目が準備されている。これらの自由科目については、後掲の「教職課程」の説明を参照のこと。

VI リベラルアーツ & サイエンス科目群

リベラルアーツ & サイエンス (LAS) センターは、本学の建学の精神に基づく人格形成、幅広い教養や知識の習得、専門分野での学業に役立つ問題意識の育成、社会人として求められる基礎能力の向上等を主たる目標として掲げています。

学生の皆さんにも、こうした問題意識をもって科目履修をしてもらうために、学部・学科ですでに開講している科目を“人格形成領域”“一般教養領域”“基礎能力領域”という3領域に大きく分けて整理し直し、「リベラルアーツ & サイエンス科目群」として特別に提示しています。各々の領域は、

人格形成領域：「地球と環境」「人間と思想」「国家と規範」「倫理と社会」「社会とジェンダー」
という5テーマ

一般教養領域：「人類のあゆみ」「文化のかたち」「社会と経済」「健康と福祉」という4テーマ

基礎能力領域：「非言語分野」「言語分野」「ビジネスマナー」「プレゼンテーション」という4
テーマ

に分けてまとめてあります。いずれも、学生の皆さんのが就職して社会へ出る準備をするうえで重要とされるテーマです。

これらに加えて、LASセンターが特に力を入れたい分野・テーマについては独自の科目として開講し、さらに必要に応じて開講するサマースクール等も「総合基礎教養Ⅰ～Ⅳ」として単位認定します。LASセンターが独自に開講するこれらの科目は、すべて1～4年次のいずれかで履修することができます。

「リベラルアーツ & サイエンス科目群」を履修して修得した単位は、30単位を限度として申請により、学部・学科の各科目群に振り替えることができます。「リベラルアーツ & サイエンス科目群」の履修や内容についての質問、学業に係わる相談等は、G1棟3階にあるLASセンターにて隨時受け付けています。

リベラルアーツ＆サイエンス科目群

領域	系 列	授業科目	年次および単位数				備 考
			1年	2年	3年	4年	
人 格 形 成 領 域	①地球と環境	生活と環境		2			
		現代の人間思想		2			
	②人間と思想	現代思想	2				
		国家と政治	※	2			
	③国家と規範	日本国憲法	※	2			
		法律学概論	※	2			
		政治学	※	2			
	④倫理と社会	倫理学概論	※	2			
		情報社会と情報倫理	※	2			
	⑤社会とジェンダー	女性学入門	※	2			
		ジェンダー論		2			
		女性学		2			
		男性学		2			
一 般 教 養 領 域	①人類のあゆみ	サルからヒトへ		2			
		日本の歴史 a	※	2			
		日本の歴史 b	※	2			
		アメリカの歴史		2			
		韓国の歴史		2			
		中国の歴史		2			
		人類と科学技術の発達		2			
	②文化のかたち	文化人類学		2			
		日本文化論	※	2			
		アメリカ文化概論		2			
		日本美術		2			
		西洋美術		2			
	③社会と経済	社会学入門		2			
		経済事情	※	2			
		経済学入門		2			
		経済学の基礎	※	2			
		中国経済入門		2			
	④健康と福祉	心と身体の科学	※	2			
		健康維持と生活習慣		2			
基 礎 能 力 領 域	①非言語分野	基礎の数学	※	2			
		線形代数学	※	2			
		統計学の基礎知識	※	2			
		総合基礎教養 I (非言語)		2			
		総合基礎教養 II (非言語)		2			
	②言語分野	日本語基礎表現法	※	2			
		総合基礎教養 III (言語)		2			
		総合基礎教養 IV (言語)		2			
	③ビジネスマナー	ビジネス入門		2			
		ビジネス基礎		2			
		ビジネスマナー		2			

L A S 科目群から修得した単位の中から 30 単位を限度として、各科目群に申請により振り替えることができます。詳細については、オリエンテーション時に説明します。

領域	系 列	授業科目	年次および単位数				備 考
			1年	2年	3年	4年	
基礎能力領域	③ビジネスマナー	航空・空港キャリア概論 a	2				
		航空・空港キャリア概論 b	2				
	④プレゼンテーション	プレゼンテーション I		2			
		プレゼンテーション II		2			

※ 印は、総合経営学科の他の科目群に配当

VII 履修申請について

各年次において履修しようとする授業科目は、毎学期の初めの指定された期日に、所定の方法（オリエンテーションで説明する）で履修申請をしなければならない。履修申請は、年間の受講計画をたて、単位を取得する意思表示をする学期初めの重要な手続きである。この履修申請手続きを間違えたために、授業科目の履修ができなくなり、その結果、進級はもとより卒業ができなくなる場合もあるので、以下に掲げる注意事項を厳守して、誤りのないように履修申請をすること。

- (1) 履修申請後は、授業科目および担当教員などの変更、追加、取消しなどがないよう、入力する前に授業時間割表に則してもう一度確認するなどの細心の注意を払うこと。なお、履修照合日が設けられているので間違いなく登録されているかどうかを必ず確認すること。
- (2) 履修申請をしていない授業科目は、受講しても単位は認められない。また修得した単位は分割することはできない。よって、授業科目の申請にあたっては進級や卒業に必要な単位の算定を慎重に行い、修得単位数が不足しないように万全を期すこと。
- (3) 同一学期の同一时限に2つ以上の授業科目を履修することはできない。
- (4) 一度単位を修得した授業科目は、再度履修することはできない。
- (5) Web 履修では、授業科目、コマ・コード番号など必要事項を正しく入力すること。入力上の誤りは申請自体が無効になるので十分注意すること。また、入力の際、PC の前で長時間考えているとタイムアウトになる可能性があるので、予め登録する講義、時間割の下書きを準備してから入力すること。なお、大学内に設置されている PC の台数は限られているので、Web 履修のために長時間占有しないこと
- (6) コマ・コード番号とは、時間割表に授業科目と共に記載されている番号で、その时限の授業科目に固有の番号である。
- (7) 指定された期日までに履修申請を怠った場合は、学業の意思なしとみなされて、退学処分となるので期限を厳守すること。
- (8) 教職課程・副専攻・留学等、履修についての質問は、それぞれのアドバイザーもしくは、学部事務室に相談すること。

VIII 正規の履修からはずれる場合

1. 再 履 修

履修申請をして単位が取得できなかった授業科目については、次年度または次学期において再び履修することができる。

2. 規定外履修

該当するクラスの授業時間以外のクラスで受講せざるを得ない場合は、アドバイザーと相談の上必ず学部事務室に申し出ること。ただし1年次生の規定外履修は原則として認めない。

IX 試験について

1. 定期試験および臨時試験

- (1) 試験は、定期試験と臨時試験があり、定期試験は原則として学期末あるいは学年末に行い、臨時試験は担当教員の判断により適宜行われる。
- (2) いずれの授業科目も授業時数の1/3以上を欠席した場合には、原則として当該授業科目の受験資格を失う。ただし、病気または正当な理由により長期欠席の場合には、特別に配慮されることがある。
- (3) 試験の時間割は掲示により連絡する。
- (4) 授業科目によっては論文（レポート）提出によって試験に代える場合がある。

2. 追試験

- (1) 追試験は、やむを得ない事情によって定期試験を受験できなかった者に対し、原則として学期末または学年末に実施する。
- (2) 追試験を希望する者は、正当な事由を証明する書面をもって速やかに授業担当教員に届け出ること。
- (3) 追試験は、成績表の当該科目に「T」の表示がなされた場合に限って受験することができる。

なお、追試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。

- (4) 追試験を受験しようとする者は、「追試験受験願」を学部事務室に提出しなければならない。

なお、追試験の受験料は、1科目につき200円である。

3. 再試験

- (1) 再試験は、原則として学期末または学年末に実施する。ただし、授業科目によっては再試験を行わない場合もある。
- (2) 定期試験の結果、不合格（この場合成績表の当該科目に「F」の表示がなされる）となった授業科目のある者は、当該授業科目の担当教員が再試験を行なう場合、受験することができる。

なお、再試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。

- (3) 再試験の受験を許可された者は、「再試験受験願」を学部事務室に提出しなければならない。

なお、再試験の受験料は、1科目につき1,000円である。

4. 試験に関する注意

1. 通則

- (1) 試験場内では、すべて監督者の指示に従わなければならない。なお、監督者の指示に従わない者には、退場を命ずることがある。
- (2) 試験場内では、筆記用具・持込みを許された資料以外のものは、すべて監督者の指

定する場所におかなければならない。

- (3) 受験者は学生証および受験許可証（追・再試験の場合）を、机の上の見やすい場所に提示しておかなければならない。
- (4) 試験開始から20分を経過した後は入室・受験を認めない。
- (5) 試験開始から25分を経過するまでは退場を認めない。なお、監督者が退場を命ずる場合はこの限りではない。
- (6) 受験者は、試験中監督者の許可を得ないで試験場を出てはならない。
- (7) 試験の行われる学期の授業料未納の者・授業時数の1/3以上欠席した者は、試験を受けることができない。
- (8) 病気・事故その他正当な事由によって受験できなかった者は、診断書・事故証明その他正当な事由を証明する書面を添えて、遅滞なく授業担当教員に届出なければならない。

2. 試験における不正行為の懲戒について

- (1) 不正行為をした者については、学則第68条により罰せられ、更に年度における当該授業科目の単位の認定を行わない。
- (2) 不正行為のあった者の懲戒処分については、教授会において審議のうえ決定する。
- (3) 教授会の決定により処分が確定したときは、学長はその旨保証人を召喚して通知すると共に学内にこれを公示する。

X 成績発表

- (1) 成績発表は、アドバイザーまたはゼミナール担当教員より本人に成績表を交付するので、学部事務室の指示に従って必ず交付を受けること。その際、学生証を提示すること。なお、指定された期日以外には交付しない。
- (2) 成績の評価は次の記号で表わし、60点以上をもって単位取得（合格）とする。

(合 格)	(正規試験不合格)	(追・再試験不合格)
S : 100~90点	F : 59点以下（再試験受験可）	D : 59点以下
A : 89~80点	T : 追試験受験可	E : 未受験
B : 79~70点	Z : 追・再試験の受験資格なし	
C : 69~60点		
- (3) 成績表には、学習成果を総合的に推し量る指標 GPA (Grade Point Average) を表記している。
詳細については、Web 履修登録画面にて確認すること。
- (4) 成績についての疑問、質問等は成績表交付日のみ受け付けるので、学部事務室に問合わせること。
- (5) 事故、病気等により指定日に成績表の交付を受けられない場合は、代理人を定め、成績表の交付を受けること。その場合は代理人学生証および委任状を持参すること。

国際人文学部
国際文化学科
履修の手引と手続き

国際人文学部 国際文化学科

履修の手引と手続き

<小 目>

I	授業科目について	130
II	授業科目の単位と認定	130
III	卒業に必要な単位について	130
IV	3年次への進級条件及び各学年における標準的な修得単位	131
V	授業科目の学年配当と履修すべき単位数	134
1.	学科共通科目群	134
2.	学部コア科目群	137
3.	専門基礎科目群	138
4.	専門科目群	139
5.	専門関連科目群	143
6.	自由科目群	145
VI	リベラルアーツ＆サイエンス科目群	146
VII	履修申請について	149
VIII	正規の履修からはずれる場合	149
IX	試験について	150
X	成績発表	151

履修の手引きと手続き

I 授業科目について

国際人文学部国際文化学科における授業科目は、学科共通科目群Ⅰ・Ⅱ、学部コア科目群、専門基礎科目群、専門科目群Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、専門関連科目群、自由科目群から構成されている。

なお、教職に関する科目および学芸員資格取得に関する科目の一部は、自由科目群に配置されている。

II 授業科目の単位と認定

本学部では単位制を採用している。単位制とは、一つひとつの授業科目に一定の基準により定められた単位があり、履修した授業科目に対して、試験もしくはその他の方法により学習評価をしたうえで、その単位を認定する制度である。

単位の認定は、S・A・B・Cの4段階の評価により行う。D・E・F・T・Zの評価については、単位を認定しないものとする。なお、N・Hは、単位振替により単位を認定したことを示す。

III 卒業に必要な単位について

卒業に必要な単位は、次の表に示すとおりである。

ただし、自由科目群の科目は卒業に必要な単位には含まれないので、注意すること。

学部・学科 系 列	国際人文学部 国際文化学科			
	単 位 数			
	比較文化 コース	日本文化 コース	中国言語文化 コース	韓国言語文化 コース
学科共通科目群Ⅰ（言語）	16	16	20	20
学科共通科目群Ⅱ（情報科学）	4	4	4	4
学部コア科目群	8	8	8	8
専門基礎科目群	16	16	16	16
専門科目群Ⅰ（国際日本）	24	28	4	4
専門科目群Ⅱ（東アジア）	6	6	26	26
専門科目群Ⅲ (プロジェクト研究・研修)	18	18	18	18
専門関連科目群	12	8	8	8
各科目群に指定された最低修得 単位のほかに、国際文化学科の 全ての科目群もしくは国際人文学 部国際交流学科、経営情報学 部、福祉総合学部、メディア学 部、環境社会学部、観光学部の 科目より22単位以上修得しな ければならない	22	22	22	22
計	126	126	126	126

IV 3年次への進級条件及び各学年における標準的な修得単位

3年次に進級するには原則として、「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」及び1年次の必修科目を含め36単位以上を修得していなければならない。

各学年に履修する科目群および修得単位数の目安は、次の表に示すとおりである。選択するコースによって卒業要件が異なるため、1年次から学習計画を立てる必要がある。

また、年間の履修登録については原則50単位未満とすること。ただし、以下の項目に該当する場合は履修上限単位数を超えて履修することができる。

- (1) 副専攻登録生、編転入または転部科生については、履修上限単位数を超えて履修することを認めることがある。
- (2) 教職課程等に係る自由科目や、JEAP 留学生（短期語学研修含む）・交換留学生および長期海外インターンシップ派遣学生等、大学が教育上適当と認める場合は、履修上限単位数を超えて履修することを認めることがある。

■比較文化コース

科目群	必修／選択	1年次	2年次	3年次	4年次		科目群合計	必修科目 コース必修科目
学科共通科目群Ⅰ (言語)	必修	4	4			8	Fundamentals of English I・II Oral Fluency I・II 第二外国語IA・IB	
	選択必修	4				4		
	選択		2	2		4		
学科共通科目群Ⅱ (情報科学)	必修	4				4	4	情報メディア論 コンピュータ技能I
学部コア科目群	選択	4	4			8	8	
専門基礎科目群	選択	8	8			16	16	
専門科目群Ⅰ (国際日本)	コース必修	4	2			6	国際日本学a・b 比較文化概論	
	選択	4	2	12		18		
専門科目群Ⅱ (東アジア)	必修					0	6	
	選択	2	2	2		6		
専門科目群Ⅲ (プロジェクト研究・研修)	必修	4	4	2	6	16	基礎ゼミI・II プロジェクト研究I・II・III・IV	
	選択			2		2		
専門関連科目群	選択		6	6		12	12	
その他		2	4	14	2	22	22	
学年別修得単位数 計		40	40	38	8	126	126	

■日本文化コース

科目群	必修／選択	1年次	2年次	3年次	4年次		科目群合計	必修科目 コース必修科目
学科共通科目群Ⅰ (言語)	必修	4	4			8	Fundamentals of English I・II Oral Fluency I・II 第二外国語IA・IB	
	選択必修	4				4		
	選択		2	2		4		
学科共通科目群Ⅱ (情報科学)	必修	4				4	4	情報メディア論 コンピュータ技能I
学部コア科目群	選択	4	4			8	8	
専門基礎科目群	選択	8	8			16	16	
専門科目群Ⅰ (国際日本)	コース必修	4	2			6	国際日本学a・b 日本文化論	
	選択	4	6	12		22		
専門科目群Ⅱ (東アジア)	必修					0	6	
	選択	2	2	2		6		
専門科目群Ⅲ (プロジェクト研究・研修)	必修	4	4	2	6	16	基礎ゼミI・II プロジェクト研究I・II・III・IV	
	選択			2		2		
専門関連科目群	選択		2	6		8	8	
その他		2	4	14	2	22	22	
学年別修得単位数 計		40	40	38	8	126	126	

■中国言語文化コース

科目群	必修／選択	1年次	2年次	3年次	4年次		科目群合計	必修科目 コース必修科目
学科共通科目群Ⅰ (言語)	必修	4	4			8	20	Fundamentals of English I・II Oral Fluency I・II
	コース必修	6	6			12		中国語ⅠA・ⅠB・Ⅱ・Ⅲ 中国語：語彙と文法a・b
	選択					0		
学科共通科目群Ⅱ (情報科学)	必修	4				4	4	情報メディア論 コンピュータ技能Ⅰ
学部コア科目群	選択	4	4			8	8	(推奨) 留学プランニング
専門基礎科目群	選択	8	8			16	16	(推奨) 中国概論
専門科目群Ⅰ (国際日本)	コース必修					0	4	
	選択		2	2		4		
専門科目群Ⅱ (東アジア)	コース必修	2				2	26	中国経済入門
	選択	6	6	12		24		
専門科目群Ⅲ (プロジェクト研究・研修)	必修	4	4	2	6	16	18	基礎ゼミⅠ・Ⅱ プロジェクト研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ
	選択	2				2		
専門関連科目群	選択		2	6		8	8	
その他			4	16	2	22	22	
学年別修得単位数 計		40	40	38	8	126	126	

■韓国言語文化コース

科目群	必修／選択	1年次	2年次	3年次	4年次		科目群合計	必修科目 コース必修科目
学科共通科目群Ⅰ (言語)	必修	4	4			8	20	Fundamentals of English I・II Oral Fluency I・II
	コース必修	6	6			12		韓国語ⅠA・ⅠB・Ⅱ・Ⅲ 韓国語：語彙と文法a・b
	選択					0		
学科共通科目群Ⅱ (情報科学)	必修	4				4	4	情報メディア論 コンピュータ技能Ⅰ
学部コア科目群	選択	4	4			8	8	(推奨) 留学プランニング
専門基礎科目群	選択	8	8			16	16	(推奨) 韓国学概論 (推奨) 韓国の歴史
専門科目群Ⅰ (国際日本)	必修					0	4	
	選択		2	2		4		
専門科目群Ⅱ (東アジア)	コース必修	2				2	26	アジア経済
	選択	6	6	12		24		
専門科目群Ⅲ (プロジェクト研究・研修)	必修	4	4	2	6	16	18	基礎ゼミⅠ・Ⅱ プロジェクト研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ
	選択	2				2		
専門関連科目群	選択		2	6		8	8	
その他			4	16	2	22	22	
学年別修得単位数 計		40	40	38	8	126	126	

V 授業科目の学年配当と履修すべき単位数

〔留意事項〕

- (1) 「I・II・III・IV」で表示された科目は、数字の順序に従って、履修するものとする。「IA・IB」は原則としてIAを先に履修すること。
- (2) 「a・b」はどちらを先に履修してもよい。また、どちらか一方のみの履修も可とする。
- (3) ただし、実際の履修については、シラバスに記された各科目の履修要件をよく読むこと。
- (4) 単位数を○で囲んだ科目は、必修を示す。
- (5) 本学は前期・後期の二学期制をとっている。基本的に大多数の科目は学期ごとに履修することになる。ただし、一部に一年間（前期・後期）を通して履修する通年科目がある。また、夏期と冬期には集中講義期間があり、集中講義期間には数日間同じ科目の授業が実施される。さらに、研修・インターンシップ等は、学期の枠と関係なく実施される場合もある。
- (6) 原則として上位学年の者は、下位学年に配当されている科目を履修できる。たとえば1年次の枠のみに指定されている科目でも、2年次以上になってから履修できる。但し、授業内容は学年が進むほど専門性が高くなるように設定してあるので、それぞれの学年の枠で履修することが望ましい。

1. 学科共通科目群

学科共通科目群は、同I（言語）、同II（情報科学）の2系列に分かれている。それらの各科目群の中から「III 卒業に必要な単位について」で示された所定の単位以上を修得しなければならない。

(1) 学科共通科目群 I（言語）

国際人文学部国際文化学科の基本をなす科目であり、国際化社会に生きるための教養としての言語、さらに専門分野の学修に必要な言語を学ぶための科目を配置している。コースによって卒業要件が異なるため、備考欄をよく参照すること。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
学科共通科目群I （言語）	Fundamentals of English I	②				比較文化コース・日本文化コース 16単位	■比較文化コース・日本文化コースを選択するもの (1)必修の英語4科目8単位を含め、16単位を修得すること。 (2)英語以外の言語から一言語を選択し、2科目4単位を選択必修。
	Oral Fluency I	②					
	Fundamentals of English II		②				
	Oral Fluency II		②				
	TOEIC: Vocabulary I		2				
	TOEIC: Grammar & Listening I		2				
	TOEIC: Vocabulary II			2			
	TOEIC: Grammar & Listening II			2			
	Basic Writing Skills		2				
	Intermediate Grammar		2				

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
学科共通科目群I(言語)	Intermediate Practical Discussion Skills		2			中国言語文化コース・韓国言語文化コースを選択するもの ■中国言語文化コース・韓国言語文化コースを選択するもの (1)必修の英語4科目 コース 8単位を含め、20単位を修得すること。 (2)英語以外の言語は、中国語6科目12単位または韓国語6科目12単位を選択するものとする。	
	Intermediate Reading Skills			2			
	Business English Writing				2		
	Spoken Business English				2		
	ドイツ語ⅠA	2					
	ドイツ語ⅠB	2					
	ドイツ語Ⅱ		2				
	ドイツ語Ⅲ			2			
	フランス語ⅠA	2					
	フランス語ⅠB	2					
	フランス語Ⅱ		2				
	フランス語Ⅲ			2			
	スペイン語ⅠA	2					
	スペイン語ⅠB	2					
	スペイン語Ⅱ		2				
	スペイン語Ⅲ			2			
	中国語ⅠA	2					
	中国語ⅠB	2					
	中国語Ⅱ		2				
	中国語Ⅲ			2			
	中国語Ⅳ				2		
	中国語演習(表記・文法・LLを含む)			2			
	中国語：文法と語彙a	2					
	中国語：文法と語彙b		2				
	韓国語ⅠA	2					
	韓国語ⅠB	2					
	韓国語Ⅱ		2				
	韓国語Ⅲ			2			
	韓国語Ⅳ				2		
	韓国語演習(表記・文法・LLを含む)			2			
	韓国語：文法と語彙a	2					
	韓国語：文法と語彙b		2				
	ハンガリー語ⅠA	2					
	ハンガリー語ⅠB	2					

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
学科共通科目群I (言語)	日本語ⅠA	(2)					留学生・指定された帰国生徒等対象
	日本語ⅠB	(2)					■比較文化コース・日本文化コースを選択するものは必修の日本語8単位を含み16単位を選択必修。選択の8単位分は、日本語以外の科目で修得することができる(ただし、母語を除く)。
	日本語ⅡA		(2)				■中国言語文化コース・韓国言語文化コースを選択するものは必修の日本語8単位を含み20単位を修得しなければならない。選択の12単位分は、日本語以外の科目で修得することができる(ただし、母語を除く)。
	日本語ⅡB		(2)				
	日本語Ⅲ			2			
	日本語Ⅳ			2			
	ビジネス日本語Ⅰ			2			
	ビジネス日本語Ⅱ			2			

〔備考〕

- (1) 学科共通科目群Iでは、第一外国語として英語を学ぶ。うち、Fundamentals of English I・II、Oral Fluency I・IIは必修科目である。
- (2) Fundamentals of English II、Oral Fluency IIを履修するためには、履修前提条件として、それぞれのIを修得していなければならない。
- (3) 外国人留学生および帰国生は、その日本語力に応じて、日本語科目(日本語ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB)を履修し、英語の必修科目(Fundamentals of English I・II、Oral Fluency I・II)に読み替えることができる。また、日本語Ⅲ・Ⅳ、ビジネス日本語Ⅰ・Ⅱをその他の学科共通科目群Iの単位として認定することができる。さらに、第二外国語として、母語あるいは居住していた地域の公用語以外の一言語を選択必修とする。

(2) 学科共通科目群Ⅱ（情報科学）

これから的情報化社会で必要とされる、パソコンやインターネットなどに関する知識と技能を修得し、実務能力を養う科目を配置している。「コンピュータ技能Ⅰ・Ⅱ」ではマイクロソフトの技能資格対策も行う科目であり、卒業までに、同資格を取得することが望ましい。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
学科共通科目群Ⅱ 情報科学	情報メディア論	(2)				4 単位	
	コンピュータ技能Ⅰ	(2)					
	コンピュータ技能Ⅱ			2			

2. 学部コア科目群

学部コア科目群は、国際交流学科と共通する科目を配置している。グローバル化する文化や社会、コミュニケーションのありかたを多様な切り口から学び、国際化社会に生きる人間としての教養を身につけ、人文学を学ぶことの意義を明確にする。

なお、留学を予定する者は、「留学プランニング」を履修すること。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
学部 コア 科目 群	日本とアジア	2				8 単位	4科目8単位を選択必修とする。
	歴史・文化の視点	2					
	異文化理解	2					
	コミュニケーションの基礎	2					
	ビジネス入門	2					
	日本語表現	2					
	留学プランニング	2					

3. 専門基礎科目群

3年次以降に選択する専門分野の基礎について学ぶ科目群である。言語、文学、美術、映像、政治、歴史、社会、法律、ジェンダー、比較文化、スポーツなどの科目及び関連科目からなる。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門基礎科目群	言語学概論 a	2				16単位	8科目16単位を選択必修とする。
	言語学概論 b	2					
	日本語学概論 a	2					
	日本語学概論 b	2					
	英語学概論 a	2					
	英語学概論 b	2					
	日本文学概論	2					
	比較文学論	2					
	美術史	2					
	映像文化論	2					
	政治学入門	2					
	社会学入門	2					
	法学概論	2					
	日本国憲法	2					
	ジェンダー論	2					
	日本の歴史 a	2					
	日本の歴史 b	2					
	外国史概説	2					
	アメリカの歴史	2					
	韓国歴史	2					
	韓国学概論	2					
	韓国文学の世界	2					
	中国歴史	2					
	中国概論	2					
	中国文学概論	2					
	スポーツ科学	2					

4. 専門科目群

国際文化学科の専門科目は、「国際日本」「東アジア」の2系列に分かれている。いずれかの系列を各自の専門として選択し、4年次には各自の研究内容や活動内容を文章や作品の形で集大成する。したがって、どの系列を選択するか、1年次から「学科共通科目群I（言語）」「専門基礎科目群」を計画的に履修し、系統立てて学習する必要がある。

（1）専門科目群I（国際日本）

「世界から見た日本、日本から見た世界」を基本理念に、日本語、歴史、社会、民俗、文学、美術、女性、視覚文化などの日本文化を国際的視点から見直し、世界に発信しうる力を養う。また、日本文化を相対的に理解するために、南北アメリカやヨーロッパなど各地域の文化について学ぶ。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群I（国際日本）	国際日本学a	2*				比較文化コース 24単位 *必修	■比較文化コースを選択するもの (1) 専門科目群Iよりコース必修3科目（「国際日本学a・b」「比較文化概論」）を含み12科目24単位を修得すること。 (2) 専門科目群IIより3科目6単位を修得すること。
	国際日本学b	2*					
	比較文化概論	2*					
	日本文化論	2*					
	日本民俗学	2					
	日本語の文法a	2					
	日本語の文法b	2					
	日本語の語彙・意味	2					
	日本語の音声		2				
	日本文学史		2				
	日本の文学a（古典）		2				
	日本の文学b（近・現代）		2				
	漢文講読a（韻文）		2				
	漢文講読b（散文）		2				
	書道a（書写中心）		2				
	書道b（書写中心）		2				
	西洋美術	2					
	日本美術	2					
日本	サブカルチャー論		2			中国言語文化コース 4単位	
	表象文化論		2				
	古典芸能と現代		2				
	伝統文化と生活		2				
	仏教文化		2				
	服飾文化論		2				
	家族論	2					
	女性学	2					
	男性学	2					
	ジェンダーと表現a（文学）			2			
	ジェンダーと表現b（美術）			2			

系 列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群I	越境文学論			2			
	創作作		2				
	多文化社会論			2			
	文化交流史b (日本:欧米)		2				
	日本と北米		2				
	日本と中南米		2				
	日本とヨーロッパ		2				

(2) 専門科目群II (東アジア)

日本が過去および現在、未来にわたって密接な関係をもち、今後も相互の関係の発展が求められる中国、韓国を中心に、その言語、文化、社会、経済を総合的に学ぶ。また、日本との比較の視点を組み込みながら深く追究する。将来的にビジネスの世界で活躍できる知識や視点を身に付ける。

系 列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群II (東アジア)	東アジアの映像文化	2				中国言語文化コース26単位 *必修	<p>■中国言語文化コースを選択するもの (1) 専門科目群IIよりコース必修1科目(「中国経済入門」)を含み13科目26単位を修得すること。 (2) 専門科目群Iより2科目4単位を修得すること。</p> <p>■韓国言語文化コースを選択するもの (1) 専門科目群IIよりコース必修1科目(「アジア経済」)を含み13科目26単位を修得すること。 (2) 専門科目群Iより2科目4単位を修得すること。</p>
	沖縄文化交流史		2				
	文化遺産		2				
	アジアの女性論		2				
	文化交流史a (日本:アジア)		2				
	アジア経済	2*					
	アジア政治	2					
	日韓ジェンダー論	2					
	韓国民俗論		2				
	時事韓国		2				
	中国文化論		2				
	中国経済入門	2*					
	中国産業論		2				
	アジア思想			2			
	中国ビジネス事情			2			
	中国ビジネス実務			2			
	日中比較文化			2			
	日韓比較文化			2			
	日中翻訳技法			2			
	日中通訳技法			2			
	日韓翻訳技法			2			
	日韓通訳技法			2			

系 列	授 業 科 目	年次および単位数				最低修得 単 位 数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専 門 科 目	韓国語コミュニケーションⅠ	2					
	韓国語コミュニケーションⅡ	2					
中 國 語 科 目	中国語コミュニケーションⅠ	2					
	中国語コミュニケーションⅡ	2					
韓 國 語 群 II	韓国語メンター・プログラム			2			
	中国語メンター・プログラム			2			

(3) 専門科目群Ⅲ（プロジェクト研究・研修）

基礎ゼミ、プロジェクト研究、研修の3系列を含む。

「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」はそれぞれ1年次、2年次の必修である。大学で学ぶための基礎的な学力を身につけることや専門分野への導入、およびキャリア形成への意識開発を目的としている。

「プロジェクト研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」は、1～4年次の必修である。「Ⅰ・Ⅱ」「Ⅲ・Ⅳ」、それぞれ2年間ずつ続けて同じ領域のプロジェクトに参加するものとする。「Ⅰ・Ⅱ」では研究法を含む初歩的な内容を実践的に学び、「Ⅲ・Ⅳ」では4年間の学びや活動の集大成として作品を制作したり、報告書や卒業論文をまとめたりする。

研修の内容は、「インターンシップ」「コミュニケーション・インターンシップ」「国際文化研修Ⅰ・Ⅱ」「海外活動Ⅰ・Ⅱ」であり、いずれも選択科目である。「インターンシップ」では、企業や各種団体において所定の期間、就業体験をする。「コミュニケーション・インターンシップ」は、海外において日本語教授の実習を行うもので、日本語教員養成課程（副専攻）の一環でもある。「国際文化研修Ⅰ・Ⅱ」は、海外あるいは国内に設定されたコースで研修を行う。当該地域の文化を現地において体験し、新たな知識と視野を獲得することを目的としている。「海外活動Ⅰ・Ⅱ」は、全学を対象に提供されているJEAP短期語学セミナーおよび学科が指定する海外活動プログラムに参加した場合に、単位として認定されるものである。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群 III (プロジェクト研究・研修)	基礎ゼミ I	(2)				18単位	必修科目「基礎ゼミ I・II」および「プロジェクト研究 I・II・III・IV」16単位を含み18単位を修得すること。
	基礎ゼミ II		(2)				
	プロジェクト研究 I	(2)					
	プロジェクト研究 II		(2)				
	プロジェクト研究 III			(2)			
	プロジェクト研究 IV (卒業論文および制作を含む)				(6)		
	インターンシップ			3			
	コミュニケーション・ インターンシップ	3					
	国際文化研修 I		2				
	国際文化研修 II		2				
	海外活動 I		2				
	海外活動 II		2				

〔備考〕

- (1) 「プロジェクト研究 I・II」, 「プロジェクト研究 III・IV」は、2年を通して同じ領域のプロジェクトを履修するものとする。
- (2) 「プロジェクト研究 III・IV」を履修するには、「基礎ゼミ I・II」「プロジェクト研究 I・II」を修得していなければならない。
- (3) 「国際文化研修 I・II」では、所定の研修に参加した場合に I・II の順に単位が認定される。
- (4) 「海外活動 I・II」は、サマーセミナー、ウィンターセミナーおよび学科が指定する海外活動プログラムに参加して所定の事前、事後指導を受けた場合に単位を認定する科目である。単位認定をするプログラムは掲示等で周知する。

5. 専門関連科目群

大学における学びと卒業後の活動や仕事とを結びつける科目が配置されており、将来の進路目標にむかって、学業と並行してキャリア形成を行う。国際的な場で仕事をするための知識や視点を修得する科目、専門職に必要な知識や技能を修得する科目、資格取得や検定試験合格を目指す科目が設置されているので、個々の目標を立てて履修していくことが望ましい。

系 列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位 数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専 門 関 連 科 目 群	国際法			4		比較文化 コース 12単位	■比較文化コース 12単位を選択必修とする。
	国際経済学			4			■日本文化コース・ 中国言語文化コース・韓国言語文化コース 8 単位を選択必修とする。
	国際関係論			4			
	翻訳の基礎（英日）			2			
	翻訳の技法（英日・実務翻訳）			2			
	通訳の基礎（英日）			2			
	通訳の技法（英日・実務通訳）			2			
	日本語教授法a（教授法）		2				
	日本語教授法b（コースデザイン・評価）		2				
	日本語教授法c（教材・教具）		2				
	日本語教育事情a			2			
	日本語教育事情b			2			
	日本語教育実習			3			
	秘書実務I		2			日本文化 コース 8単位	
	秘書実務II			2			
	プロジェクト教育I		2				
	プロジェクト教育II		2				
	生涯スポーツ概論	2					
	生涯学習論	2					
	文化人類学	2					
	アメリカ文化概論	2					
	アメリカ文学概論	2					
	ラテンアメリカの歴史		2				
	近代イギリス文学		2				
	ヨーロッパ世界とアメリカ		2				
	異文化間コミュニケーション論		2				

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専門関連科目群	第二言語習得論		2				
	国際政治入門	2					
	経済原論Ⅰ		2				
	経済原論Ⅱ		2				
	地理学a	2					
	地理学b	2					
	地誌		2				
	倫理学概論	2					
	宗教学概論		2				
	ミュゼオロジー入門	2					
	ミュージアムと展示		2				
	ミュージアムと情報・メディア		2				
	ミュージアムと教育		2				
	ミュージアム・マネジメント		2				
	ミュージアムの資料		2				
	ミュージアムと資料保存		2				
	国際文化特別講義Ⅰ			2			
	国際文化特別講義Ⅱ			2			

〔備考〕

- (1) 「翻訳の技法」「通訳の技法」を履修するには、原則として「翻訳の基礎」「通訳の基礎」を履修していかなければならない
- (2) 「プロジェクト教育Ⅰ・Ⅱ」では、所定のプロジェクトに参加し成果を修めた場合にⅠ～Ⅱの順に単位が認定される。
- (3) 「国際文化特別講義Ⅰ・Ⅱ」を履修する場合は、履修条件を確認すること。

6. 自由科目群

専門の内容以外に、教育職員免許状や学芸員資格などに必要な科目を配置する。本科目群の履修単位は、卒業単位に含まれない。

系 列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
自由 科 目 群	博物館実習Ⅰ			2			
	博物館実習Ⅱ				1		
	教育原理論		2				
	教育課程論	2					
	教育職論	2					
	教育心理学		2				
	青年心理学	2					
	教育制度		2				
	教育方法論		2				
	国語科教育法Ⅰ			2			
	国語科教育法Ⅱ			2			
	国語科教育法Ⅲ			2			
	国語科教育法Ⅳ				2		
	社会科教育法Ⅰ			2			
	社会科教育法Ⅱ			2			
	社会科教育法Ⅲ			2			
	社会科教育法Ⅳ				2		
	地理歴史科教育法Ⅰ			2			
	地理歴史科教育法Ⅱ			2			
	英語科教育法Ⅰ			2			
	英語科教育法Ⅱ			2			
	英語科教育法Ⅲ			2			
	英語科教育法Ⅳ				2		
	道徳教育の理論と方法	2					
	特別活動論		2				
	生徒指導（進路指導の理論及び方法を含む）		2				
	教育相談（カウンセリングを含む）			2			
	教育実習Ⅰ（事前及び事後指導を含む）				3		
	教育実習Ⅱ				2		
	教職実践演習（中・高）				2		

VI リベラルアーツ＆サイエンス科目群

リベラルアーツ＆サイエンス（LAS）センターは、本学の建学の精神に基づく人格形成、幅広い教養や知識の習得、専門分野での学業に役立つ問題意識の育成、社会人として求められる基礎能力の向上等を主たる目標として掲げています。

学生の皆さんにも、こうした問題意識をもって科目履修をしてもらうために、学部・学科ですでに開講している科目を“人格形成領域”“一般教養領域”“基礎能力領域”という3領域に大きく分けて整理し直し、「リベラルアーツ＆サイエンス科目群」として特別に提示しています。各々の領域は、

人格形成領域：「地球と環境」「人間と思想」「国家と規範」「倫理と社会」「社会とジェンダー」
という5テーマ

一般教養領域：「人類のあゆみ」「文化のかたち」「社会と経済」「健康と福祉」という4テーマ

基礎能力領域：「非言語分野」「言語分野」「ビジネスマナー」「プレゼンテーション」という4
テーマ

に分けてまとめてあります。いずれも、学生の皆さんのが就職して社会へ出る準備をするうえで重要とされるテーマです。

これらに加えて、LASセンターが特に力を入れたい分野・テーマについては独自の科目として開講し、さらに必要に応じて開講するサマースクール等も「総合基礎教養Ⅰ～Ⅳ」として単位認定します。LASセンターが独自に開講するこれらの科目は、すべて1～4年次のいずれかで履修することができます。

「リベラルアーツ＆サイエンス科目群」を履修して取得した単位は、30単位を限度として申請により、学部・学科の各科目群に振り替えることができます。「リベラルアーツ＆サイエンス科目群」の履修や内容についての質問、学業にかかる相談等は、G1棟3階にあるLASセンターにて随時受け付けています。

リベラルアーツ＆サイエンス科目群

領域	系 列	授業科目	年次および単位数				備 考
			1年	2年	3年	4年	
人 格 形 成 領 域	①地球と環境	生活と環境		2			
		現代の人間思想		2			
	②人間と思想	現代思想	2				
		国家と政治	2				
	③国家と規範	日本国憲法	※	2			
		法律学概論	※	2			
		政治学入門	※	2			
	④倫理と社会	倫理学概論	※	2			
		情報社会と情報倫理		2			
	⑤社会とジェンダー	女性学入門		2			
		ジェンダー論	※	2			
		女性学	※	2			
		男性学	※	2			
一 般 教 養 領 域	①人類のあゆみ	サルからヒトへ		2			
		日本の歴史 a	※	2			
		日本の歴史 b	※	2			
		アメリカの歴史	※	2			
		韓国の歴史	※	2			
		中国の歴史	※	2			
		人類と科学技術の発達		2			
	②文化のかたち	文化人類学	※	2			
		日本文化論	※	2			
		アメリカ文化概論	※	2			
		日本美術	※	2			
		西洋美術	※	2			
	③社会と経済	社会学入門	※	2			
		経済事情		2			
		経済学入門		2			
		経済学の基礎		2			
		中国経済入門	※	2			
	④健康と福祉	心と身体の科学		2			
		健康維持と生活習慣		2			
基 礎 能 力 領 域	①非言語分野	基礎の数学		2			
		線形代数学		2			
		統計学の基礎知識		2			
		総合基礎教養 I (非言語)		2			
		総合基礎教養 II (非言語)		2			
	②言語分野	日本語基礎表現法		2			
		総合基礎教養 III (言語)		2			
		総合基礎教養 IV (言語)		2			
	③ビジネスマナー	ビジネス入門	※	2			
		ビジネス基礎		2			
		ビジネスマナー		2			

L A S 科目群から修得した単位の中から 30 単位を限度として、各科目群に申請により振り替えることができます。詳細については、オリエンテーション時に説明します。

領域	系 列	授業科目	年次および単位数				備 考
			1年	2年	3年	4年	
基礎能力領域	③ビジネスマナー	航空・空港キャリア概論 a	2				
		航空・空港キャリア概論 b	2				
	④プレゼンテーション	プレゼンテーション I		2			
		プレゼンテーション II		2			

※ 印は、国際文化学科の科目群に既存

VII 履修申請について

各年次において履修しようとする科目は、毎学期の初めの指定された期日に、所定の方法（オリエンテーションで説明する）で履修申請をしなければならない。履修申請は、年間の受講計画をたて、単位を取得する意思表示をする学期初めの重要な手続きである。この履修申請手続きを間違えたために、授業科目の履修ができなくなり、その結果、進級はもとより卒業ができなくなる場合もあるので、以下に掲げる注意事項を厳守して、誤りのないように履修申請をすること。

- (1) 履修授業科目の変更、追加、取消しなどがないよう、入力する前に授業時間割表に則して再確認するなど細心の注意を払うこと。なお、履修照合期間が設けられているので、間違いなく登録されているか必ず確認すること。
- (2) 履修申請をしていない授業科目は、受講しても単位は認められない。また修得した単位は分割することはできない。よって、授業科目の申請にあたっては進級や卒業に必要な単位の算定を慎重に行い、修得単位数が不足しないように万全を期すこと。
- (3) 同一学期の同一时限に2つ以上の授業科目を履修することはできない。
- (4) 一度単位を修得した授業科目は、再度履修することはできない。
- (5) Web 履修登録では、授業科目、コマ・コード番号など必要事項を正しく入力すること。入力上の誤りは申請自体が無効になるので十分注意すること。また、入力の際、PC の前で長時間考えているとタイムアウトになる可能性があるので、登録する講義や時間割の下書きを予め準備してから入力すること。なお、大学内に設置されている PC の台数は限られているので、Web 履修登録のために長時間占有しないこと
- (6) コマ・コード番号とは、時間割表に授業科目と共に記載されている番号で、その时限の授業科目に固有の番号である。
- (7) 指定された期日までに履修申請を怠った場合は、学業の意思なしとみなされて、退学処分となるので入力期限を厳守すること。
- (8) 教職課程・副専攻・留学等、履修についての質問は、それぞれのアドバイザーもしくは、学部事務室に相談すること。

VIII 正規の履修からはずれる場合

1. 再 履 修

履修申請をして単位が取得できなかった授業科目については、次年度または次学期において再び履修することができる。

2. 規定外履修

該当するクラスの授業時間以外のクラスで受講せざるを得ない場合は、必ず国際人文学部事務室に相談すること。ただし1年次生の規定外履修は原則として認めない。

IX 試験について

1. 定期試験および臨時試験

- (1) 試験は、定期試験と臨時試験があり、定期試験は原則として学期末あるいは学年末に行い、臨時試験は担当教員の判断により適宜行われる。
- (2) いずれの授業科目も授業時数の1/3以上欠席した場合には、原則として当該授業科目の受験資格を失う。ただし、病気または正当な理由による長期欠席の場合には、特別に配慮されることがある。
- (3) 試験の時間割は掲示により連絡する。
- (4) 授業科目によっては論文（レポート）提出によって試験に代える場合がある。

2. 追試験

- (1) 追試験は、やむを得ない事情によって定期試験を受験できなかった者に対し、原則として学期末または学年末に実施する。
- (2) 追試験を希望する者は、正当な事由を証明する書面をもって速やかに授業担当教員に届け出ること。
- (3) 追試験は、成績表の当該科目にTの表示がなされた場合に限って受験することができる。

なお、追試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。

- (4) 追試験を受験しようとする者は、「追試験受験願」を国際人文学部事務室に提出しなければならない。

なお、追試験の受験料は、1科目につき200円である。

3. 再試験

- (1) 再試験は、原則として学期末または学年末に実施する。ただし、授業科目によっては再試験を行わない場合もある。
- (2) 定期試験の結果、不合格（この場合成績表の当該科目にFの表示がなされる）となった授業科目のある者は、当該授業科目の担当教員が再試験を行う場合、受験することができる。

なお、再試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。

- (3) 再試験の受験を許可された者は、「再試験受験願」を国際人文学部事務室に提出しなければならない。

なお、再試験の受験料は、1科目につき1,000円である。

4. 試験に関する注意

1. 通則

- (1) 試験場内では、すべて監督者の指示に従わなければならない。なお、監督者の指示に従わない者には、退場を命ずることがある。
- (2) 試験場内では、筆記用具・持込みを許された資料以外のものは、すべて監督者の指

定する場所におかなければならない。

- (3) 受験者は学生証または受験許可証を、机の上の見やすい場所に提示しておかなければならない。
- (4) 試験開始から20分を経過した後は入室・受験を認めない。
- (5) 試験開始から25分を経過するまでは退場を認めない。なお、監督者が退場を命ずる場合はこの限りではない。
- (6) 受験者は、試験中監督者の許可を得ないで試験場を出てはならない。
- (7) 試験の行われる学期の授業料が未納の者・授業時数の1/3以上欠席した者は、試験を受けることができない。
- (8) 病気・事故その他正当な事由によって受験できなかった者は、診断書・事故証明その他正当な事由を証明する書面を添えて、遅滞なく授業担当教員に届出なければならない。

2. 試験における不正行為の懲戒について

- (1) 不正行為をした者については、学則第68条により罰せられ、更に年度における当該授業科目の単位の認定を行わない。
- (2) 不正行為のあった者の懲戒処分については、教授会において審議のうえ決定する。
- (3) 教授会の決定により処分が確定したときは、学長はその旨保証人を召喚して通知すると共に学内にこれを公示する。

X 成績発表

- (1) 成績発表は、アドバイザーまたはプロジェクト担当教員より本人に成績表を交付するので、国際人文学部事務室の指示に従って必ず交付を受けること。その際、学生証を提示すること。なお、指定された期日以外には交付しない。
- (2) 成績の評価は次の記号で表わし、60点以上をもって単位修得（合格）とする。

(合 格)	(正規試験不合格)	(追・再試験不合格)
S : 100～90点	F : 59点以下 (再試験受験可)	D : 59点以下
A : 89～80点	T : 追試験受験可	E : 未受験
B : 79～70点	Z : 追・再試験の受験資格なし	
C : 69～60点		
- (3) 成績表には、学習成果を総合的に推し量る指標 GPA (Grade Point Average) を表記している。
詳細については、Web 履修登録画面にて確認すること。
- (4) 成績についての疑問、質問等は成績表交付日のみ受け付けるので、国際人文学部事務室に問合せること。
- (5) 事故、病気等により指定日に成績表の交付を受けられない場合は、代理人を定め、成績表の交付を受けること。その場合は学生証および委任状を持参すること。

国際人文学部
国際交流学科
履修の手引と手続き

国際人文学部 国際交流学科

履修の手引と手続き

<小 目>

I	授業科目について	154
II	授業科目の単位と認定	154
III	卒業に必要な単位について	154
IV	3年次への進級条件及び各学年における標準的な修得単位	155
V	授業科目の学年配当と履修すべき単位数	157
1.	学科共通科目群	157
2.	学部コア科目群	161
3.	国際教養科目群	162
4.	専門基礎科目群	163
5.	専門科目群	165
6.	自由科目群	170
VI	リベラルアーツ＆サイエンス科目群	171
VII	履修申請について	174
VIII	正規の履修からはずれる場合	174
IX	試験について	175
X	成績発表	176
XI	英語のみで学ぶプログラム (All-English BA in 4 Years Program)について	177
	児童英語指導員養成課程	190

履修の手引きと手続き

I 授業科目について

国際人文学部国際交流学科における授業科目は、学科共通科目群Ⅰ・Ⅱ、学部コア科目群、国際教養科目群、専門基礎科目群Ⅰ・Ⅱ、専門科目群Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ、及び自由科目群から構成されている。

なお、自由科目群は、教職に関する科目群であり、卒業単位には算入されない。

II 授業科目の単位と認定

本学部では単位制を採用している。単位制とは、一つひとつの授業科目に一定の基準により定められた単位があり、履修した授業科目に対して、試験もしくはその他の方法により学習評価をしたうえで、その単位を認定する制度である。

単位の認定は、S・A・B・Cの4段階の評価により行い、D・E・F・T・Zの評価は単位を認定しないものとする。なおN・Hは、単位振替により単位を認定したことを表す。

III 卒業に必要な単位について

卒業に必要な単位は、次の表に示すとおりである。

自由科目群は卒業に必要な単位には含まれないので、注意すること。

系 列	学部・学科	国際人文学部 国際交流学科
	必 要 单 位 数	
学科共通科目群Ⅰ（英語・日本語）	22	
学科共通科目群Ⅱ（情報科学）	4	
学部コア科目群	6	
国際教養科目群	10	
専門基礎科目群Ⅰ（世界の文化と言語）	6	
専門基礎科目群Ⅱ（国際交流基礎論）	6	
専門科目群Ⅰ（国際アドミニストレーション）		
専門科目群Ⅱ（国際コミュニケーション）		30*
専門科目群Ⅲ（英語プロジェクト）		(コース専門科目より12以上)
専門科目群Ⅳ（演習）	12**	
専門科目群Ⅴ（専門関連科目群）	8	
専門科目群Ⅵ（International Exchange Studies）	なし***	
各科目群に指定された最低修得単位のほかに、国際交流学科の全ての科目群もしくは人文学部国際文化学科、経営情報学部、福祉総合学部、メディア学部、環境社会学部、観光学部の科目より22単位以上修得しなければならない	22	
計	126単位	

* 国際交流学科には、「国際アドミニストレーションコース」と「国際コミュニケーションコース」の2つのコースがある。正式にどちらのコースに所属するかは、国際交流演習の指導教員が決まる3年次に確定する。国際アドミニストレーションコースの学生は、専門科目群Ⅰより12単位以上修得すること。国際コミュニケーションコースの学生は、専門科目群Ⅱより12単位以上修得すること。また専門科目群Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ合計で、30単位以上修得すること。

** 卒業論文を履修しない場合は、専門科目群Ⅰ～Vの内より卒業論文に替えて4単位を修得すること。

*** 専門科目群Ⅵは4年間英語で学ぶAll-English BA in 4 Years Programの科目群である。その履修等については別途XIIに定める。

IV 3年次への進級条件及び各学年における標準的な修得単位

3年次に進級するには、「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」及び1年次の必修科目を含め36単位以上を修得しなければならない。

各学年における科目および修得単位数の目安は、次の表に示すとおりである。

また、年間の履修登録については原則50単位未満とすること。ただし、以下の項目に該当する場合は履修上限単位数を超えて履修することができる。

- (1) 副専攻登録者、編転入または転部科生については、履修上限単位数を超えて履修することを認めることがある。
- (2) 教職課程等に係る自由科目や、JEAP 留学生（短期語学研修含む）・交換留学生および長期海外インターンシップ派遣学生等、大学が教育上適当と認める場合は、履修上限単位数を超えて履修することを認めることがある。

学 年	単 位 数 の 目 安
1 年 次	学科共通科目群Ⅰ（英語・日本語） Fundamentals of English I 1科目 3 単位（必修） Oral Fluency I 1科目 2 単位（必修） Fundamentals of English II 1科目 3 単位（必修） Oral Fluency II 1科目 2 単位（必修） Basic Writing Skills 1科目 2 単位（必修） Intermediate Practical Discussion Skills 1科目 2 単位（必修） 学科共通科目群Ⅱ（情報科学） 情報メディア論 1科目 2 単位（必修） コンピュータ技能Ⅰ 1科目 2 単位（必修） 学部コア科目群 留学プランニング 1科目 2 単位（選択） コミュニケーションの基礎 1科目 2 単位（選択） 国際教養科目群 国際日本学 a 1科目 2 単位（必修） 専門基礎科目群Ⅰ（世界の文化と言語） 第二外国語2科目 第二外国語科目（同一言語前期IA、前・後期IB） 4 単位（選択必修） 専門基礎科目群Ⅱ（国際交流基礎論） 1科目 2 単位（選択） 専門科目群Ⅲ（英語プロジェクト） English Communication I 1科目 2 単位（選択） 専門科目群Ⅳ（演習） 基礎ゼミⅠ 1科目 2 単位（必修） 国際交流研修（海外） 1科目 2 単位（選択）
修得単位数 36単位	学科共通科目群Ⅰ（英語・日本語） Intermediate Reading Skills 1科目 2 単位（必修） Oral Fluency III 1科目 2 単位（必修） Intermediate Writing Skills 1科目 2 単位（必修） 学部コア科目群 ビジネス入門 1科目 2 単位（選択）
2 年 次	

学 年	単 位 数 の 目 安
2 年次 修得単位数 42単位	国際教養科目群 政治学入門 1科目 2 単位 (必修) 経済学入門 1科目 2 単位 (必修) 國際ボランティア論 1科目 2 単位 (選択) 地球環境論 1科目 2 単位 (選択) 専門基礎科目群 I (世界の文化と言語) 第二外国語科目 (1年次と同一言語の II) 1科目 2 単位 (選択) 専門基礎科目群 II (国際交流基礎論) 2科目 4 単位 (選択) 専門科目群 I (国際アドミニストレーション) 3科目 6 単位 (選択) 専門科目群 II (国際コミュニケーション) 3科目 6 単位 (選択) 専門科目群 III (英語プロジェクト) 2科目 4 単位 (選択) 専門科目群 IV (演習) 基礎ゼミ II 1科目 2 単位 (必修) 専門科目群 V (専門関連科目群) 1科目 2 単位 (選択)
3 年次 修得単位数 34単位	学科共通科目群 I (英語・日本語) 2科目 4 単位 (選択) 専門科目群 I (国際アドミニストレーション) 4科目 10 単位 (選択) 専門科目群 II (国際コミュニケーション) 4科目 10 単位 (選択) 専門科目群 III (英語プロジェクト) 2科目 4 単位 (選択) 専門科目群 IV (演習) 国際交流演習 I 1科目 2 単位 (必修) 専門科目群 V (専門関連科目群) 2科目 4 単位 (選択)
4 年次 修得単位数 14単位	学科共通科目群 I (英語・日本語) 1科目 2 単位 (選択) 専門科目群 I (国際アドミニストレーション) 1科目 2 単位 (選択) 専門科目群 II (国際コミュニケーション) 1科目 2 単位 (選択) 専門科目群 III (英語プロジェクト) 2科目 4 単位 (選択) 専門科目群 IV (演習) 国際交流演習 II 1科目 2 単位 (必修) 卒業論文 1科目 4 単位 (選択) 専門科目群 V (専門関連科目群) 1科目 2 単位 (必修)
卒 業 修得単位数 126単位	

V. 授業科目の学年配当と履修すべき単位数

〔留意事項〕

- (1) 「I・II・III・IV」で表示された科目は、数字の順序に従って、履修するものとする。
「IA・IB」は原則として、IAを先に履修すること。
- (2) 「a・b」はどちらを先に履修してもよい。また、どちらか一方のみの履修も可とする。
- (3) ただし、実際の履修については、シラバスに記された各科目の履修要件をよく読むこと。
- (4) 単位数を○で囲んだ科目は、必修を示す。
- (5) 本学は前期・後期の二学期制をとっている。基本的に大多数の科目は学期ごとに履修することになる。ただし、一部に一年間（前期・後期）を通して履修する通年科目がある。また、夏期と冬期には集中講義期間があり、集中講義期間には数日間同じ科目の授業が実施される。さらに、研修・インターンシップ等は、学期の枠と関係なく実施される場合もある。
- (6) 原則として上位学年の者は、下位学年に配当されている科目を履修できる。たとえば1年次の枠のみに指定されている科目でも、2年次以上になってから履修できる。但し、授業内容は学年が進むほど専門性が高くなるように設定してあるので、それぞれの学年の枠で履修することが望ましい。
- (7) 履修を指定された必修科目が自分の取りたい必修以外の科目と重複した場合には、必修科目の履修を優先すること。
- (8) クラスA・クラスBといったクラス分けは、履修指導の一環として設けているクラスである。クラス指定は、履修者数が偏らないように必修科目などでなされていることが多い。クラスの指定がある科目は、それぞれ自分のクラスで履修すること。
- (9) 語学・演習・実習科目においては、原則として週1回の授業につき一学期（15週）で1単位を付与する（たとえば、2単位の語学科目の場合、週2回同じ科目の授業がある。3単位の語学科目の場合は、週3回）。
- (10) 講義系の科目においては、原則として週1回の授業につき一学期（15週）で2単位を付与する（たとえば、2単位の講義科目的場合、週1回授業がある。4単位の講義科目的場合は週2回）。

1. 学科共通科目群

学科共通科目群は、学科共通科目群Ⅰ（英語・日本語）、学科共通科目群Ⅱ（情報科学）の2科目群に分かれている。それらの各科目群の中から「Ⅲ 卒業に必要な単位について」で示された所定の単位を修得しなければならない。

(1) 学科共通科目群Ⅰ（英語・日本語）

国際交流学科の特徴の一つとしては、充実した英語教育が挙げられる。とくに1年次には、英語を集中的に学び、実践的な英語力を身に付けるために6科目14単位を必修としている。2年次には3科目6単位が必修となっている。英語の必修科目については、原則として能力別のクラス分けがなされている。各自に履修すべきクラスを指定するので、必ずそのクラスを履修すること。個人の都合で指定されたクラスを勝手に変えることはできない。能力別クラス編成のため年度末（新入生の場合には年度当初）に英語能力テスト（プレイスメント

テスト) を実施するので、このテストを必ず受けること。

系 列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考		
		1年	2年	3年	4年				
学 科 共 通 科 目 群 I (英 語)	Fundamentals of English I	③				22単位	必修20単位を含み 22単位を選択必修		
	Oral Fluency I	②							
	Fundamentals of English II	③							
	Oral Fluency II	②							
	Basic Writing Skills	②							
	Intermediate Practical Discussion Skills	②							
	Intermediate Reading Skills		②						
	Oral Fluency III		②						
	Intermediate Writing Skills		②						
	TOEIC : Vocabulary I	2							
	TOEIC : Grammar & Listening I	2							
	TOEIC : Vocabulary II		2						
	TOEIC : Grammar & Listening II		2						
	Advanced Practical Discussion Skills			2					
	Advanced Reading Skills			2					
	Oral Fluency IV			2					
	Business English Writing			2					
	Spoken Business English			2					
	English Pronunciation	2							

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
学科共通科目群I (日本語)	日本語ⅠA	②				22単位	留学生・指定された帰国生徒等対象
	日本語ⅠB	②					必修8単位を含み22単位を選択必修。(但し、日本語力が充分な水準に達していると判断される学生は、必修22単位のうち8単位分までを学科の日本語以外の科目で修得することができる。)
	日本語ⅡA		②				
	日本語ⅡB		②				
	日本語Ⅲ			2			
	日本語Ⅳ			2			
	ビジネス日本語Ⅰ			2			
	ビジネス日本語Ⅱ			2			
	日本語基礎a	4					
	日本語基礎b	4					
	日本語基礎c	4					
	日本語基礎d	4					
	日本語基礎e	4					
	日本語基礎f	4					
	日本語基礎g	4					
	日本語基礎h	4					
	国際理解a		2				
	国際理解b		2				
	国際理解c		2				

〔備考〕

- (1) 学科共通科目群Iでは、第一外国語として英語（外国人留学生・指定された帰国生徒等は日本語）を学ぶ。うち、単位数を○で囲んである科目は必修科目である。
- (2) Fundamentals of English II, Oral Fluency IIを履修するためには、履修前提条件として、それぞれのⅠを修得していなければならない。Oral Fluency III, IVも同様に、同II, 同IIIを履修していなければならない。
- (3) 日本語ⅠA・ⅠBのいずれか2単位を修得していなければ、日本語ⅡA・ⅡBを履修することはできない。
- (4) 日本語力が充分な水準に達しているかどうかの判断は、個別になされる。従って日本語の履修については、語学教育センターの指示に従うこと。

(2) 学科共通科目群Ⅱ（情報科学）

これから的情報化社会で必要とされる、パソコンやインターネットなどに関する知識と技能を修得し、実務能力を養う科目を配置している。一年次にはこれらの科目を必修として学ぶが、これと合わせてマイクロソフトの技能資格を取得することが望ましい。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
学科共通科目群Ⅱ（情報科学）	情報メディア論	②				4 単位	
	コンピュータ技能Ⅰ	②					
	コンピュータ技能Ⅱ			2			

2. 学部コア科目群

学部コア科目群は、国際文化学科と共通する科目を配置している。グローバル化する文化や社会、コミュニケーションのありかたを多様な切り口から学び、国際化社会に生きる人間としての教養を身につけ、人文学を学ぶことの意義を明確にする。

なお、留学を予定する者は、「留学プランニング」を履修すること。

系 列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
学 部 コ ア 科 目 群	日本とアジア	2				6 単位	3科目6単位を選択必修とする。
	歴史・文化の視点	2					
	異文化理解	2					
	コミュニケーションの基礎	2					
	ビジネス入門	2					
	日本語表現	2					
	留学プランニング	2					

3. 国際教養科目群

基礎的な国際教養を身に付けるための科目を配置している。国際社会で活躍するために国際教養は必須である。世界の中の日本、人間と社会、地球の未来、スポーツ、ジェンダーについて学ぶ。なかでも「国際日本学a」「政治学入門」「経済学入門」は必修科目である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
国 際 教 養 科 目 群	国際日本学a	(2)				10単位	必修6単位を含み 10単位以上を選択必修。
	国際日本学b	2					
	日本文化a(外国人留学生対象)	2					
	日本文化b(外国人留学生対象)	2					
	日本社会a(外国人留学生対象)	2					
	日本社会b(外国人留学生対象)	2					
	政治学入門		(2)				
	経済学入門		(2)				
	日本国憲法	2					
	国際ボランティア論	2					

4. 専門基礎科目群

専門基礎科目群は、専門基礎科目群Ⅰ（世界の文化と言語）と専門基礎科目群Ⅱ（国際交流基礎論）の2科目群で構成されている。

(1) 専門基礎科目群Ⅰ（世界の文化と言語）

世界の言語と文化について学ぶ科目群である。英語（留学生においては日本語）以外の第二外国語を必修としている。グローバル化が進み、英語プラスもう一ヶ国語の外国语の能力が求められるようになっている。第二外国语もぜひマスターしてほしい。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門基礎科目Ⅰ （世界の文化と言語）	文化人類学		2			6 単位	第二外国语一ヶ国語4単位（同一第二外国语のⅠ A, Ⅰ B）を含み、6単位以上選択必修のこと。 ※外国人留学生は、第二外国语一ヶ国語に替えて、「学科共通課目群Ⅰ（英語）」より2科目4単位を選択することができる。
	宗教学概論		2				
	外国史概説		2				
	地理学 a		2				
	地理学 b		2				
	地誌			2			
	ドイツ語Ⅰ A	2					
	ドイツ語Ⅰ B	2					
	ドイツ語Ⅱ	2					
	ドイツ語Ⅲ			2			
	フランス語Ⅰ A	2					
	フランス語Ⅰ B	2					
	フランス語Ⅱ	2					
	フランス語Ⅲ			2			
	スペイン語Ⅰ A	2					
	スペイン語Ⅰ B	2					
	スペイン語Ⅱ	2					
	スペイン語Ⅲ			2			
	中国語Ⅰ A	2					
	中国語Ⅰ B	2					
	中国語Ⅱ			2			
	中国語Ⅲ			2			
	韓国語Ⅰ A	2					
	韓国語Ⅰ B	2					
	韓国語Ⅱ			2			
	韓国語Ⅲ			2			
	ハンガリー語Ⅰ A	2					

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
	ハンガリー語ⅠB	2					
	ハンガリー語Ⅱ		2				
	ハンガリー語Ⅲ			2			
	ハンガリー語Ⅳ			2			
	ハンガリー文化研究a	2					
	ハンガリー文化研究b	2					

〔備考〕

- (1) 第二外国語において、ⅠBを履修するには、ⅠAを修得していなければならない。
- (2) 第二外国語のうちヨーロッパ系言語ではⅠA・ⅠBを前期、Ⅱを後期に、中国語・韓国語ではⅠAは前期、ⅠBは後期に配当している。外国語の学習においては継続性が重要であるので、一年間（前期・後期）を通して履修することが望ましい。ⅠA、ⅠBを修得し、さらに上のレベルの語学力を身につけたい学生はⅡ（外国語によってはさらにⅢ・Ⅳ）を履修すること。また第二外国語を習得した上で、それぞれの言語圏の大学にも積極的に留学してほしい。

(2) 専門基礎科目群Ⅱ（国際交流基礎論）

国際交流・国際協力・文化交流の基礎を学ぶ科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門基礎科目群Ⅱ （国際交流基礎論）	国際交流論	2				3科目 6 単位を選択必修とする。 6 単位	
	国際協力論	2					
	文化交流史a(日本:アジア)		2				
	文化交流史b(日本:欧米)		2				
	海外活動I		2				
	海外活動II		2				

〔備考〕

- (1) 科目「海外活動」はサマーセミナー、ワインターセミナーおよび学科が指定する海外活動プログラムに参加して所定の事前・事後指導を受けた場合に単位を認定する科目である。単位認定をするプログラムは掲示等で周知する。

5. 専門科目群

国際交流学科の専門科目は、6科目群に分かれている。うち「専門科目群Ⅰ（国際アドミニストレーション）」と「専門科目群Ⅱ（国際コミュニケーション）」は、「国際アドミニストレーションコース」と「国際コミュニケーションコース」の2つのコースにそれぞれ対応する科目群である。それぞれのコースでの専門性を高めるために、国際アドミニストレーションコースの学生は、専門科目群Ⅰより12単位以上、国際コミュニケーションコースの学生は、専門科目群Ⅱより12単位以上修得する必要がある。正式にどちらかのコースに所属するかは、演習教員が決まってからの3年次に確定するが、どのコースを選択するか、1年次から意識しながら計画的に履修し、系統立てて学習することが必要である。また、「専門科目群Ⅲ（英語プロジェクト）」と合わせて、専門科目群Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ合計で、30単位以上修得することが必要である。さらに「専門科目群Ⅳ（演習）」と「専門科目群Ⅴ（専門関連科目群）」がある。「専門科目群Ⅵ（International Exchange Studies）」は、4年間英語で学ぶ学生のための科目群であり、その履修方法等については別途定める。

(1) 専門科目群Ⅰ（国際アドミニストレーション）

日本と他地域との関係、国際社会、国際関係、国際開発、NGOなどについて学ぶ科目群であり、国際的な組織で活躍するアドミニストレーターの育成を目指している。

系 列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門 科目群 I (国 際 ア ド ミ ニ ス ト レ ー シ ョ ン)	国際交流・協力実践	2				専門科目 群Ⅰ～Ⅲ 合計で 30単位	国際アドミニストレーションコースの学生は 12単位以上選択必修。
	日本と北米	2					
	日本と中南米	2					
	日本とヨーロッパ	2					
	アジアの女性論	2					
	大学戦略マネジメント			2			
	国際機構論			4			
	NGO・NPO入門		2				
	NGO・NPO論			2			
	NGO・NPO実務			2			
	国際開発論			4			
	国際関係論			4			
	アジア国際関係論			4			
	アメリカ対外関係論			4			
	開発と女性			4			

(2) 専門科目群Ⅱ（国際コミュニケーション）

言語、異文化などを切り口に国際コミュニケーションについて学ぶ科目とともに、ビジネスに必要なコミュニケーション能力を養うための科目を配置している。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群Ⅱ （国際コミュニケーション）	言語学概論 a	2				専門科目群Ⅰ～Ⅲ 合計で 30単位	国際コミュニケーションコースの学生は12単位以上選択必修。
	言語学概論 b	2					
	英語学概論 a	2					
	英語学概論 b	2					
	社会言語学			2			
	言語コミュニケーション論		2				
	非言語コミュニケーション論		2				
	国際コミュニケーション入門	2					
	異文化間コミュニケーション論		2				
	異文化適応論		2				
	マスコミュニケーション論		2				
	第二言語習得論		2				
	Public Speaking			2			
	Presentation Skills			2			
	秘書実務 I		2				
	秘書実務 II			2			
	ビジネス基礎	2					
	ビジネスコミュニケーション			2			
	航空・空港キャリア概論 a	2					
	航空・空港キャリア概論 b	2					
	航空・空港キャリア実習	2					

(3) 専門科目群Ⅲ（英語プロジェクト）

英語によるプロジェクト教育科目、日英の翻訳・通訳関係の科目、児童英語教授法科目などを配置しており、英語を実践的に学ぶ科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
	English Communication I	2					
	English Communication II	2					
	English Communication III	2					
	English Communication IV	2					
	TOEIC 600		2				

系 列	授 業 科 目	年次および単位数				最低修得 単 位 数	備 考
		1 年	2 年	3 年	4 年		
専 門 科 目 群 III ～ 英 語 プ ロ ジ エ ク ト ～	TOEIC 700		2			専門科目 群 I ～ III 合計で 30単位	
	TOEIC 800		2				
	English Project Education: Lecture Series I	2					
	English Project Education: Lecture Series II		2				
	English Project Education: Lecture Series III			2			
	English Project Education: Lecture Series IV				2		
	English Project Education: Newspaper Writing I		2				
	English Project Education: Newspaper Writing II			2			
	English Project Education: Newspaper Writing III				2		
	English Project Education: English News Production I			4			
	English Project Education: English News Production II				4		
	English Project Education: Mentor Program I			2			
	English Project Education: Mentor Program II				2		
	翻訳の基礎（英日）			2			
	翻訳の技法(英日・実務翻訳)			2			
	通訳の基礎（英日）			2			
	通訳の技法(英日・実務通訳)			2			
	児童英語教授法 I		2				
	児童英語教授法 II		2				
	English Teaching Methodology I		2				
	English Teaching Methodology II			2			
	英米児童文学 a		2				
	英米児童文学 b			2			
	Oral English for Children a		2				
	Oral English for Children b			2			
	発達心理学		2				

〔備考〕

- (1) 科目「English Communication I」から「同IV」は、英語週末特訓合宿等を含む科目であり、履修にあたっては別途説明等を十分に受けること。

- (2) 科目「TOEIC 600」「TOEIC 700」「TOEIC 800」は、TOEICで600, 700, 800点以上を達成した場合に単位認定がなされる科目である。単位認定を受けるに当たっては別途定めた規準を満たす必要がある。
- (3) 科目「English Project Education」では、それぞれ I, II, III, IVの順番に単位認定がなされる。
- (4) 「翻訳の技法」「通訳の技法」を履修するには、原則として「翻訳の基礎」「通訳の基礎」を履修していなければならない。
- (5) 「児童英語教授法Ⅰ」から「発達心理学」までの9科目は、児童英語指導員養成課程の科目である。

(4) 専門科目群IV（演習）

ゼミ・演習8単位が必修である。1年次・2年次は基礎ゼミを通して、基礎教育を受ける。3年次・4年次は、全員がいずれかの演習に所属して、綿密な少人数教育を受ける。他に、研修・インターンシップ科目を配置し、選択で卒業論文もおいている。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群IV (演習)	基礎ゼミⅠ	②				12単位	必修8単位を含み12単位以上を選択必修のこと。 卒業論文を履修しない場合は、4年次に専門科目群Ⅰ～Ⅴの内より卒業論文に替えて4単位を修得すること。
	基礎ゼミⅡ		②				
	国際交流演習Ⅰ			②			
	国際交流演習Ⅱ				②		
	国際交流研修a(海外)	2					
	国際交流研修b(海外)	2					
	国際交流研修c(海外)	2					
	国際交流研修d(国内)	2					
	コミュニケーション インターンシップ	3					
	国際交流インターンシップ			3			
	卒業論文				4		

(5) 専門科目群V（専門関連科目群）

日本語教授法を中心とした日本語関連科目、及び専門に関連する科目を学ぶ科目群である。

系 列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専 門 科 目 群 V ～ 専 門 関 連 科 目 群	法律学概論		2			8単位	
	国際法			4			
	国際経済学			4			
	経済原論I		2				
	経済原論II		2				
	倫理学概論	2					
	比較文化概論	2					
	日本語学概論a	2					
	日本語学概論b	2					
	日本の歴史a	2					
	日本の歴史b	2					
	日本語の音声		2				
	日本語の語彙・意味	2					
	日本語の文法a	2					
	日本語の文法b	2					
	日本語教授法a(教授法)		2				
	日本語教授法b (コースデザイン・評価)		2				
	日本語教授法c (教材・教具)		2				
専 門 科 目 群	日本語教育事情a			2			
	日本語教育事情b			2			
	日本語教育実習			3			
	アメリカ文学概論	2					
	近代イギリス文学		2				
	生涯スポーツ概論	2					
	プロジェクト教育I		2				
	プロジェクト教育II		2				
専 門 科 目 群	プロジェクト教育III		2				
	プロジェクト教育IV		2				

〔備考〕

- (1) 科目「プロジェクト教育I」から「同IV」では、所定のプロジェクトに参加した場合にIから順番に単位認定がなされる。

6. 自由科目群

専門の内容以外に、教育職員免許状取得などに必要な科目を配置する。本科目群の履修単位は、卒業単位に含まれない。

系 列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
自由 科 目 群	教 育 原 理		2				
	教 育 課 程 論	2					
	教 職 論	2					
	教 育 心 理 学		2				
	青 年 心 理 学	2					
	教 育 制 度		2				
	教 育 方 法 論		2				
	社会科教育法 I			2			
	社会科教育法 II			2			
	社会科教育法 III			2			
	社会科教育法 IV				2		
	公民科教育法 I			2			
	公民科教育法 II			2			
	英語科教育法 I			2			
	英語科教育法 II			2			
	英語科教育法 III			2			
	英語科教育法 IV				2		
	道徳教育の理論と方法	2					
	特 別 活 動 論		2				
	生徒指導(進路指導の理論及び方法を含む)		2				
	教育相談(カウンセリングを含む)			2			
	教 育 実 習 I (事前及び事後指導を含む)				3		
	教 育 実 習 II				2		
	教職実践演習(中・高)				2		

VI リベラルアーツ & サイエンス科目群

リベラルアーツ & サイエンス (LAS) センターは、本学の建学の精神に基づく人格形成、幅広い教養や知識の習得、専門分野での学業に役立つ問題意識の育成、社会人として求められる基礎能力の向上等を主たる目標として掲げています。

学生の皆さんにも、こうした問題意識をもって科目履修をしてもらうために、学部・学科ですでに開講している科目を“人格形成領域”“一般教養領域”“基礎能力領域”という3領域に大きく分けて整理し直し、「リベラルアーツ & サイエンス科目群」として特別に提示しています。各々の領域は、

人格形成領域：「地球と環境」「人間と思想」「国家と規範」「倫理と社会」「社会とジェンダー」
という5テーマ

一般教養領域：「人類のあゆみ」「文化のかたち」「社会と経済」「健康と福祉」という4テーマ

基礎能力領域：「非言語分野」「言語分野」「ビジネスマナー」「プレゼンテーション」という4
テーマ

に分けてまとめてあります。いずれも、学生の皆さんのが就職して社会へ出る準備をするうえで重要とされるテーマです。

これらに加えて、LASセンターが特に力を入れたい分野・テーマについては独自の科目として開講し、さらに必要に応じて開講するサマースクール等も「総合基礎教養Ⅰ～Ⅳ」として単位認定します。LASセンターが独自に開講するこれらの科目は、すべて1～4年次のいずれかで履修することができます。

「リベラルアーツ & サイエンス科目群」を履修して取得した単位は、30単位を限度として申請により、学部・学科の各科目群に振り替えることができます。「リベラルアーツ & サイエンス科目群」の履修や内容についての質問、学業にかかる相談等は、G1棟3階にあるLASセンターにて随時受け付けています。

リベラルアーツ＆サイエンス科目群

領域	系 列	授業科目	年次および単位数				備 考
			1年	2年	3年	4年	
人 格 形 成 領 域	①地球と環境	生活と環境		2			
		現代の人間思想		2			
	②人間と思想	現代思想	2				
		国家と政治	2				
	③国家と規範	日本国憲法	※	2			
		法律学概論	※	2			
		政治学入門	※	2			
	④倫理と社会	倫理学概論	※	2			
		情報社会と情報倫理		2			
	⑤社会とジェンダー	女性学入門		2			
		ジェンダー論	※	2			
		女性学		2			
		男性学		2			
一 般 教 養 領 域	①人類のあゆみ	サルからヒトへ		2			
		日本の歴史 a	※	2			
		日本の歴史 b	※	2			
		アメリカの歴史		2			
		韓国の歴史		2			
		中国の歴史		2			
		人類と科学技術の発達		2			
	②文化のかたち	文化人類学	※	2			L A S 科目群から修得した単位の中から 30 単位を限度として、各科目群に申請により振り替えることができます。詳細については、オリエンテーション時に説明します。
		日本文化論		2			
		アメリカ文化概論		2			
		日本美術		2			
		西洋美術		2			
	③社会と経済	社会学入門		2			
		経済事情		2			
		経済学入門	※	2			
		経済学の基礎		2			
		中国経済入門		2			
	④健康と福祉	心と身体の科学		2			
		健康維持と生活習慣		2			
基 礎 能 力 領 域	①非言語分野	基礎の数学		2			
		線形代数学		2			
		統計学の基礎知識		2			
		総合基礎教養 I (非言語)		2			
		総合基礎教養 II (非言語)		2			
	②言語分野	日本語基礎表現法		2			
		総合基礎教養 III (言語)		2			
		総合基礎教養 IV (言語)		2			
	③ビジネスマナー	ビジネス入門	※	2			
		ビジネス基礎	※	2			
		ビジネスマナー		2			

領域	系 列	授業科目	年次および単位数				備 考
			1年	2年	3年	4年	
基礎能力領域	③ビジネスマナー	航空・空港キャリア概論 a ※	2				
		航空・空港キャリア概論 b ※	2				
	④プレゼンテーション	プレゼンテーション I		2			
		プレゼンテーション II		2			

※ 印は、国際交流学科の科目群に既存

VII 履修申請について

各年次において履修しようとする科目は、毎学期の初めの指定された期日に、所定の方法（オリエンテーションで説明する）で履修申請をしなければならない。履修申請は、年間の受講計画をたて、単位を取得する意思表示をする学期初めの重要な手続きである。この履修申請手続きを間違えたために、授業科目の履修ができなくなり、その結果、進級はもとより卒業ができなくなる場合もあるので、以下に掲げる注意事項を厳守して、誤りのないように履修申請をすること。

- (1) 履修授業科目の変更、追加、取消しなどがないよう、入力する前に授業時間割表に則して再確認するなど細心の注意を払うこと。なお、履修照合期間が設けられているので、間違いなく登録されているか必ず確認すること。
- (2) 履修申請をしていない授業科目は、受講しても単位は認められない。また修得した単位は分割することはできない。よって、授業科目の申請にあたっては進級や卒業に必要な単位の算定を慎重に行い、修得単位数が不足しないように万全を期すこと。
- (3) 同一学期の同一时限に2つ以上の授業科目を履修することはできない。
- (4) 一度単位を修得した授業科目は、再度履修することはできない。
- (5) Web 履修登録では、授業科目、コマ・コード番号など必要事項を正しく入力すること。入力上の誤りは申請自体が無効になるので十分注意すること。また、入力の際、PC の前で長時間考えているとタイムアウトになる可能性があるので、登録する講義や時間割の下書きを予め準備してから入力すること。なお、大学内に設置されている PC の台数は限られているので、Web 履修登録のために長時間占有しないこと
- (6) コマ・コード番号とは、時間割表に授業科目と共に記載されている番号で、その时限の授業科目に固有の番号である。
- (7) 指定された期日までに履修申請を怠った場合は、学業の意思なしとみなされて、退学処分となるので入力期限を厳守すること。
- (8) 教職課程・副専攻・留学等、履修についての質問は、それぞれのアドバイザーもしくは、学部事務室に相談すること。

VIII 正規の履修からはずれる場合

1. 再 履 修

履修申請をして単位が取得できなかった授業科目については、次年度または次学期において再び履修することができる。

2. 規定外履修

該当するクラスの授業時間以外のクラスで受講せざるを得ない場合は、必ず国際人文学部事務室に相談すること。ただし1年次生の規定外履修は原則として認めない。

IX 試験について

1. 定期試験および臨時試験

- (1) 試験は、定期試験と臨時試験があり、定期試験は原則として学期末あるいは学年末に行い、臨時試験は担当教員の判断により適宜行われる。
- (2) いずれの授業科目も授業時数の1/3以上欠席した場合には、原則として当該授業科目の受験資格を失う。ただし、病気または正当な理由による長期欠席の場合には、特別に配慮されることがある。
- (3) 試験の時間割は掲示により連絡する。
- (4) 授業科目によっては論文（レポート）提出によって試験に代える場合がある。

2. 追試験

- (1) 追試験は、やむを得ない事情によって定期試験を受験できなかった者に対し、原則として学期末または学年末に実施する。
- (2) 追試験を希望する者は、正当な事由を証明する書面をもって速やかに授業担当教員に届け出ること。
- (3) 追試験は、成績表の当該科目にTの表示がなされた場合に限って受験することができる。

なお、追試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。

- (4) 追試験を受験しようとする者は、「追試験受験願」を国際人文学部事務室に提出しなければならない。

なお、追試験の受験料は、1科目につき200円である。

3. 再試験

- (1) 再試験は、原則として学期末または学年末に実施する。ただし、授業科目によっては再試験を行わない場合もある。
- (2) 定期試験の結果、不合格（この場合成績表の当該科目にFの表示がなされる）となった授業科目のある者は、当該授業科目の担当教員が再試験を行う場合、受験することができる。

なお、再試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。

- (3) 再試験の受験を許可された者は、「再試験受験願」を国際人文学部事務室に提出しなければならない。

なお、再試験の受験料は、1科目につき1,000円である。

4. 試験に関する注意

1. 通則

- (1) 試験場内では、すべて監督者の指示に従わなければならない。なお、監督者の指示に従わない者には、退場を命ずることがある。

- (2) 試験場内では、筆記用具・持込みを許された資料以外のものは、すべて監督者の指定する場所におかなければならぬ。
 - (3) 受験者は学生証または受験許可証を、机の上の見やすい場所に提示しておかなければならぬ。
 - (4) 試験開始から20分を経過した後は入室・受験を認めない。
 - (5) 試験開始から25分を経過するまでは退場を認めない。なお、監督者が退場を命ずる場合はこの限りではない。
 - (6) 受験者は、試験中監督者の許可を得ないで試験場を出てはならない。
 - (7) 試験の行われる学期の授業料が未納の者・授業時数の1/3以上欠席した者は、試験を受けることができない。
 - (8) 病気・事故その他正当な事由によって受験できなかつた者は、診断書・事故証明その他正当な事由を証明する書面を添えて、遅滞なく授業担当教員に届出なければならない。
2. 試験における不正行為の懲戒について
- (1) 不正行為をした者については、学則第68条により罰せられ、更に年度における当該授業科目の単位の認定を行わない。
 - (2) 不正行為のあった者の懲戒処分については、教授会において審議のうえ決定する。
 - (3) 教授会の決定により処分が確定したときは、学長はその旨保証人を召喚して通知すると共に学内にこれを公示する。

X 成績発表

- (1) 成績発表は、アドバイザーまたは演習担当教員より本人に成績表を交付するので、国際人文学部事務室の指示に従つて必ず交付を受けること。その際、学生証を提示すること。なお、指定された期日以外には交付しない。
- (2) 成績の評価は次の記号で表わし、60点以上をもって単位修得（合格）とする。

(合 格)	(正規試験不合格)	(追・再試験不合格)
S : 100～90点	F : 59点以下 (再試験受験可)	D : 59点以下
A : 89～80点	T : 追試験受験可	E : 未受験
B : 79～70点	Z : 追・再試験の受験資格なし	
C : 69～60点		
- (3) 成績表には、学習成果を総合的に推し量る指標 GPA (Grade Point Average) を表記している。
詳細については、Web 履修登録画面にて確認すること。
- (4) 成績についての疑問、質問等は成績表交付日のみ受け付けるので、国際人文学部事務室に問合せること。
- (5) 事故、病気等により指定日に成績表の交付を受けられない場合は、代理人を定め、成績表の交付を受けること。その場合は学生証および委任状を持参すること。

XI All-English BA Program in 4 Years

1. About All-English BA in 4 Years Program

この All-English BA in 4 Years Program は、英語を共通語として外国人学生と日本人学生と一緒に学ぶ、国際的な教育プログラムである。外国人学生は英語で学びながら日本語をマスターし、日本人学生は英語を使って英語力に磨きをかけ、共に日本についての知識と教養を深めた上で、世界で通用するグローバル人材に育ってもらうことを目標としている。世界のなかの日本、外国語の考え方、ビジネスと政治といった分野を英語で学び、第二あるいは第三外国語も身に付ける。

- (1) 外国人学生は、外国語としての日本語を集中的に学びながら、その他の科目は原則として英語を主たる言語として受講する。
- (2) 日本人学生は、英語力が一定レベルに達すれば、個別科目、あるいはプログラムの受講も可能である。但し、プログラム受講日本人学生には、外国語としての英語科目と一部日本語による科目的受講を義務付ける場合がある。
- (3) 本プログラムの受講生も、認められた場合には、国際交流学科の通常カリキュラムの科目を履修することができる。

This program is designed to offer students a global understanding of Japan, East Asia and the World. This curriculum prepares students for careers in international business, administration and teaching and enables them to work effectively in an international environment. The medium of instruction is, in general, in English. Foreign students should also study Japanese intensively. Japanese students with the required level of English proficiency can be enrolled in the program or take an individual course in this program. Japanese students enrolled in this program may have to take English language courses and/or some courses taught in Japanese to improve their language ability. Some courses such as a second foreign language may be jointly offered to students in the program and those in the Japanese program.

2. Courses in the program

All courses in the program are part of Course Group VI and approximately correspond to the courses in the Japanese Curriculum of the Department of International Exchange Studies. Many courses in the program are interchangeable with corresponding courses in the Japanese curriculum.

3. Credits required to graduate

Credits required to graduate are as follows:

Requirements	All-English BA
Course Group	Minimum Credits
A1: Co-Listings I (Japanese/English)	22
A2: Co-Listings II (Information Media)	4
B: Core Courses	6
C: Basic Courses on International Understanding	20
D1: Fundamental Courses I: Languages and Culture	6
D2: Fundamental Courses II: International Exchange	4
E1: Major Courses I: International Administration	
E2: Major Courses II: International Communication	22
E3: Major Courses III: International Exchange Studies	
E4: Major Courses IV: Seminars	12 *
E5: Major Courses V: Other Recommended Courses	6
24 credits from courses in above mentioned groups and/or in other faculties and departments except the Faculty of Pharmaceutical Sciences	24
Total	126

* Those who choose not to write a Graduation Thesis must take 4 additional credits in courses from D1 to E5.

** Students in the program are able to take any course in the official Japanese curriculum whenever admitted.

4. Sample Course Registration

To progress up to the third year, each student must meet the following requirements: Earn a total of 36 or more credits, and pass all compulsory courses in the first year together with Seminars I & II.

A sample Course Registration will be distributed at the beginning of each semester. It is strongly recommended that as the courses offered in the program are limited you should follow the sample course registration.

5. Courses offered in each year and the minimum credits

[Note]

- (1) Courses ending with I, II, III and IV should be taken in this order. The course ending with IA should be taken before that of IB.
- (2) Courses with ending a, b, and c can be taken in any order.
- (3) Courses in which the number of credits is circled means that they are compulsory.
- (4) As the university operates a semester system, each course will be completed within the semester. However there are some courses which should be taken in both semesters. Some courses are offered during the summer or winter intensive lecture periods between semesters.
- (5) The following shows the standard allocation of credits for courses and the number of credits.

Course category	The number of classes per week in each semester	Number of credits
Language classes, Seminars, Practical courses	1	1
	2	2
	3	3
Lectures	1	2
	2	4

A. Co-Listings

The Co-listings consist of two groups: Co-listings I (Japanese) and Co-listings II (Information Media).

A1. Co-listings I (Japanese)

Foreign students are required to study the Japanese language. They have to take a Japanese proficiency test before enrollment and will be designated to take some of the following courses based on their language level. Students are not permitted to change the designated courses without permission. Japanese students in the program will be instructed to take courses in English language classes and/or other courses in the Japanese curriculum.

Co-listings I (Japanese)

Course Title	Credits				Minimum Credits	Remarks
	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4		
Japanese I A	(2)					
Japanese I B	(2)					
Japanese II A		(2)				
Japanese II B		(2)				
Japanese III				2		
Japanese IV				2		
Business Japanese I				2		
Business Japanese II				2		
Fundamentals of Japanese a	4					
Fundamentals of Japanese b	4					
Fundamentals of Japanese c	4					
Fundamentals of Japanese d	4					
Fundamentals of Japanese e	4					
Fundamentals of Japanese f	4					
Fundamentals of Japanese g	4					
Fundamentals of Japanese h	4					

22 credits

A2. Co-listings II (Information Media)

The purpose of these courses is to teach students computer and Internet proficiency and to acquire skills in Information Science.

Co-listings II (Information Media)

Course Title	Credits				Minimum Credits	Remarks
	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4		
Information Media	(2)					
Computer Skills I	(2)				4 credits	

B. Core Courses

The three core courses — Japan and Asia, Cross-Culture Understanding, and Introduction to Business Administration — are designed to provide a diversified view of 'humanities' and are an essential element of the degree.

Core Courses

Course Title	Credits				Minimum Credits	Remarks
	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4		
Japan and Asia	2				6 credits	
Cross-Culture Understanding	2					
Introduction to Business Administration	2					

C. Basic Courses on International Understanding

These courses help the student to acquire a global sense and a basic knowledge of the world. Among them, three courses, 'Japan from an International Perspective a,' 'Introduction to Political Science,' and 'Introduction to Economics' are compulsory.

Basic Courses on International Understanding

Course Title	Credits				Minimum Credits	Remarks
	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4		
Japan from an International Perspective a	(2)				20 credits	
Japan from an International Perspective b	2					
Introduction to Japanese Literature	2					
Japanese Film and Visual Art	2					
Japanese Art and Literature	2					
Japanese Culture a: Art & World Heritage Sites	2					
Japanese Culture b: Popular Culture (Manga)	2					
Japanese Culture c: Tea Ceremony and Flower Arranging	2					
Japanese Culture d: Popular Culture (Anime)	2					
Japanese Society a: Thought and Behavior	2					
Japanese Society b: Business Culture	2					
Introduction to Political Science		(2)				
Introduction to Economics		(2)				
International Volunteering	2					

D. Fundamental Courses

Fundamental Courses are required in order to study major courses. These consist of two groups: Fundamental Courses I: Languages and Culture, and Fundamental Courses II: International Exchange.

D1. Fundamental Courses I: Languages and Culture

The courses here teach cultures of the world and foreign languages other than English and Japanese. Students are required to study both IA and IB of at least one other foreign language which is neither English nor Japanese nor their mother tongue.

Fundamental Courses I: Languages and Culture

Course Title	Credits				Minimum Credits	Remarks
	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4		
German IA	2					
German IB	2					
German II		2				
French IA	2					
French IB	2					
French II		2				
Spanish IA	2					
Spanish IB	2					
Spanish II		2				
Spanish III		2				
Chinese IA	2					
Chinese IB	2					
Chinese II		2				
Chinese III		2				
Korean IA	2					
Korean IB	2					
Korean II		2				

6 credits

[Note]

To study IB, you must have already taken IA.

D2. Fundamental Courses II: International Exchange

These are courses designed to cover the basic knowledge of international cooperation and exchange.

Fundamental Courses II: International Exchange

Course Title	Credits				Minimum Credits	Remarks
	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4		
Introduction to International Cooperation in Asia	2				4 credits	
History of International Exchange: Asia		2				
History of International Exchange: Europe & North America		2				

E. Major Courses

Major Courses consist of 5 groups of courses: Major Courses I: International Administration, Major Courses II: International Communication, Major Courses III: International Exchange Studies, Major Courses IV: Seminars, and Major Courses V: Other Recommended Courses.

Note 1: Students are required to select 22 credits from the three categories below.

E1. Major Courses I: International Administration

These courses are aimed at studies related to NGO activities, women in Asia and international relations.

Major Courses I: International Administration

Course Title	Credits				Minimum Credits	Remarks
	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4		
Women in Asia	2				See note 1	
Introduction to NGO NPO		2				
NGO NPO Studies		2				
International Relations: Politics, Organizations and Law		4				

E2. Major Courses II: International Communication

These courses aim to educate students about international communication skills and linguistics.

Major Courses II: International Communication

Course Title	Credits				Minimum Credits	Remarks
	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4		
Introduction to Linguistics a	2				See note 1	
Non-Verbal Communication: Japan		2				

Introduction to International Communication		2			
Theory of Acculturation: Minorities in Japan	2				
Second Language Acquisition		2			

E3. Major Courses III: International Exchange Studies

These courses offer regional studies courses, international development and literature.

Major Courses III: International Exchange Studies

Course Title	Credits				Minimum Credits	Remarks
	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4		
Japan and North America: Minority Studies	2					
Japan and Central and South America	2					
Japan and Europe	2					
International Development				4		
British Children's Literature		2				

The following courses are courses of "Senmonkamokugun III (Eigo project) " in the Japanese Curriculum and are certified as credits of Major Courses III.

The courses titled 'English Project Education: Lecture Series' require students to attend special lectures by invited guest speakers and experts in various fields.

Course Title	Credits				Minimum Credits	Remarks
	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4		
English Project Education: Lecture Series I	2					
English Project Education: Lecture Series II		2				
English Project Education: Lecture Series III			2			
English Project Education: Lecture Series IV				2		
English Teaching Methodology I		2				
English Teaching Methodology II			2			

E4. Major Courses IV: Seminars

Seminars I and II and International Exchange Seminars I and II are compulsory. Graduation Theses should be written under the instruction of seminar teachers.

Major Courses IV: Seminars

Course Title	Credits				Minimum Credits	Remarks
	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4		
Seminar I: Study Skills	(2)					
Seminar II: Research and Presentation Skills		(2)				
International Exchange Seminar I			(2)			
International Exchange Seminar II				(2)		
International Exchange Field Study: Japan	2					
Graduation Thesis				4		

E5. Major Courses V: Other Recommended Courses

Major Courses V: Other Recommended Courses

Course Title	Credits				Minimum Credits	Remarks
	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4		
International Economics			2			
History of Japan a	2					
History of Japan b	2					
Modern American Literature	2					
British Literature		2				

6. Curriculum and Credits

For each semester of an academic year, the student should submit a course registration request form which shows the courses that the student plans to take. The form should conform to the faculty's regulations, which will be explained in detail during the orientation sessions, and should be submitted by the time specified by the department. The form is an important document that describes the student's study schedule in the current semester, quoting the course titles, the names of the professors in charge, the number code of each course and the number of credits attached to each course. Any mistakes in this process may lead to the student being unable to progress to higher-level classes or even graduate.

- (1) After completing the course registration request form, the student should reread it

carefully to avoid possible mistakes. The student also needs to check and see whether there are changes in the list of courses, the timetables, and the professors in charge of these courses so that he/she can make appropriate modification of his/her course registration request form.

In each semester there will be one day assigned for curriculum verification. The modified course registration request form should be submitted to the Faculty Affairs Office by the end of this day. As the Faculty Affairs Office doesn't return the application form to the student once submitted, it is advised that the student keeps a copy.

(2) The student cannot obtain any credits related to those courses not listed in his/her course registration request form.

(3) The student cannot apply for two or more courses which are taught in the same hour of a day. As an example, if an application form contains course A, course B, and course C and all these courses are scheduled in the same period of a weekday, all courses will automatically be deleted.

(4) The student cannot apply for a course for which he/she has already obtained credits.

(5) The course registration request form should be completed online with correct course names, course code numbers, and number of credits assigned to each course. Course registration request forms containing input errors on these items are invalid and will not be processed. Note that if you spend too much time filling out the online form, there is a risk of timing out and losing your data. Therefore, it is best to prepare in advance a draft of course names and periods you are requesting, and only then begin the online process of filling out the course registration request form. Be advised that there are a limited number of PCs on campus and you must not monopolize them accessing the Web for long periods.

(6) As the registration procedure for the Japanese language courses may differ from that for other courses, the student is advised to pay due attention during the orientation sessions to avoid possible mistakes.

(7) Each course code number corresponds to a course in a specific period of the timetable.

(8) A student who does not submit his/her course registration request form online in due time may be assumed to be unwilling to follow the Faculty's academic program, and thus may be dismissed from school.

7. Registration for Courses Previously Attended and Courses not Included in the Faculty's Program

1. Registration for previously attempted Courses

If the student fails to pass a course, he/she can register again for that course in a later semester.

2. Registration for courses not included in the Faculty's current curriculum

In the specific situation that the student is obliged to take a course that is not included in the Faculty's current program the student should consult with the Faculty Affairs Office for permission. In principle, a student in his/her freshman year is not allowed to take classes that are not included in the current curriculum.

8. End-of-Term Examinations

1. Scheduled and unscheduled examinations

(1) There are two categories of examinations: scheduled and unscheduled. The scheduled examinations are held at the end of each semester for most courses in the department. Unscheduled or extraordinary examinations are held on an irregular basis for special cases in which the professors in charge administer the exams on their own initiative.

(2) For any course, the student may not be allowed to take the term examination if he/she fails to attend more than two thirds of the total classes held in the semester (absences due to sickness or other unavoidable reasons may be given special consideration).

(3) The time schedule for the term examinations in each semester will be displayed on the department's bulletin boards.

(4) There may be cases in which the professor in charge will assign a term paper (sometimes called 'report' in Japanese) instead of a term examination.

2. Make-up exams ("Tsuishiken")

Make-up examinations are generally held at the end of each semester for those students who have not taken the scheduled exams due to justifiable reasons.

(1) In order to be eligible for a make-up exam, the student should submit official documents to the professor in charge, justifying the reasons for which he/she could not attend the scheduled exam.

(2) The student can take a make-up exam for a course that gets a grade "T" in his/her academic records card.

(3) To take a make-up exam for a course, the student must submit a make-up exam card ("Tsuishiken Juken Negai") to the Faculty Affairs Office and pay the exam fee (200 yen for each course).

3. Re-examinations ("Saishiken")

(1) In principle, at the end of each semester, re-examinations are held for all courses provided in that semester. (But in some special cases the professors in charge may determine not to hold re-examinations).

(2) A student can take a re-examination for a course that he/she fails to pass in the

scheduled exam if given an F grade and if the professor in charge determines to hold the exam. However, the time span that a student can take the re-examination of a course is limited to the semester or academic year in which he/she registers for that course.

(3) A student eligible for the re-examination of a course has to submit a re-examination application form (Saishiken Juken Negai) to the Faculty Affairs Office and pay a re-examination fee (1000 yen for each course).

4. Term Exam Regulations

General regulations

(1) In the room where the examination is being held, the student must follow the administrators' instructions, otherwise he/she could be ordered to leave the examination room.

(2) In the room where the examination is being held, the student must keep all his/her belongings, except writing implements and other allowed materials, in the places indicated by the administrators.

(3) The student must exhibit his/her student ID or Permission Card in a visible location on the desk.

(4) After twenty minutes from the beginning of the test, the students are not allowed to enter the room and take the exam.

(5) The student is not allowed to leave the room during the first twenty-five minutes, except for justifiable reasons (sickness, etc) .

(6) During the examination the student cannot leave the room without the administrators' permission.

(7) Students who fail to pay tuition due for the semester and those who fail to attend more than two thirds of the total number of course classes are not allowed to take the examination.

(8) Those students who cannot show up for an examination due to sickness or accidents should promptly submit a medical certification or accident report document to the professor in charge.

Disciplinary actions against misconduct

(1) School regulation code No. 68 will be applied to all misconducts in an examination, disallowing the concerned student from applying for the related credits in that academic year.

(2) When misconducts occur in an examination, the faculty's professor committee will hold meetings to deliberate and determine due disciplinary actions.

(3) For any cases of student misconduct, the Faculty's professor committee will inform its decisions to the president of JIU, who then will summon the student's guarantor to announce the decisions. The decisions will also be announced on the faculty's bulletin boards.

9. Report of Academic Records

(1) The student will receive his/her academic records through his/her advisor. As the delivery of academic records takes place on a specific day in the current semester, the student should strictly follow the faculty office's instructions. The student will be requested to show his/her student ID when receiving the academic records.

(2) The student is considered to have passed an exam and to be eligible for credits of the concerned course when his/her mark is equal to or over 60 percent. The grading system at JIU is as follows:

<u>Passing</u>	<u>Failing in a scheduled exam</u>	<u>Failing in a make-up/re-exam</u>
S: 90~100	F: less than 60 (eligible for re-exam)	D: less than 59
A: 80~89	T: eligible for make-up exam	E: did not take the exam
B: 70~79	Z: not eligible for make-up/re-exam	
C: 60~69		

(3) The student can question his/her academic records on the day of academic record delivery at the Faculty Affairs Office.

(4) If the student is unable to appear on the day of record delivery, the student can ask another person to receive his/her academic records. In this case, the representative must show the student's ID card and commission letter.

児童英語指導員養成課程

1. 児童英語指導員について

2014年より、小学校5・6年次において英語が必修になります。それに伴い、早期英語教育への関心はますます高まっています。児童に英語を教えるということは、音声重視ということと、英語に対する興味を抱かせるという点において、中高生の指導法とは異なります。児童英語指導員養成講座では、児童の発達段階を考慮し、早期英語教育に対応できる英語教師を養成することを目的とします。

2. 課程修了認定について

現時点では、児童英語指導員には、資格認定や免許制度がありません。大学や専門学校などの養成機関は、それに基づいてカリキュラムを組み、それぞれに課程修了認定を行っています。

本学も、所定の単位を修得した学生には、独自の課程修了認定証を発行します。修了証が必要な場合は、卒業時あるいは卒業後に、所定の手続きにより発行申請してください。

3. 課程修了認定に必要な単位について

児童英語指導員養成課程に関する科目は、国際人文学部国際交流学科に設置されています。

以下の表にしたがって、合計34単位（必修30単位、選択4単位）を取得することで、修了認定証が交付されます。なお、これらの科目はすべて卒業要件単位にも含まれます。

領域	科目名	科目群	履修年次	単位	必修選択	【参考】英語教免
児童英語教育	英語科教育法 I	自由科目群	3	2	必修	必修
	児童英語教授法 I	専門科目群Ⅲ	2・3	2	必修	
	児童英語教授法 II	専門科目群Ⅲ	2・3	2	必修	
	English Teaching Methodology I	専門科目群Ⅲ	2・3	2	必修	
	English Teaching Methodology II	専門科目群Ⅲ	3・4	2	必修	
児童英語	英米児童文学 a	専門科目群Ⅲ	2・3	2	必修	
	英米児童文学 b	専門科目群Ⅲ	3・4	2	必修	
	Oral English for Children a	専門科目群Ⅲ	2・3	2	必修	
	Oral English for Children b	専門科目群Ⅲ	3・4	2	必修	
児童心理	発達心理学	専門科目群Ⅲ	2・3	2	必修	
英米文学	アメリカ文学概論	専門科目群V	1・2	2	必修	必修
	近代イギリス文学	専門科目群V	2・3	2	必修	必修
言語学	英語学概論 a	専門科目群Ⅱ	1・2	2	必修	必修
	英語学概論 b	専門科目群Ⅱ	1・2	2	必修	必修
	Basic Writing Skills	学科共通I	1	2	必修	必修
英米文化	アメリカ文化概論	他学科（国際文化学科）	1・2	2	2科目4単位選択必修	選択
	異文化間コミュニケーション論	専門科目群Ⅱ	2・3	2		必修
	比較文化概論	専門科目群V	1・2	2		選択
	ヨーロッパ世界とアメリカ	他学科（国際文化学科）	2・3・4	2		選択

問い合わせ先：国際人文学部事務室

修了証の申請先：証明書センター

福祉総合学部
福祉総合学科
履修の手引と手続き

福祉総合学部 福祉総合学科

履修の手引と手続き

<小 目>

I	授業科目について	194
II	授業科目の単位と認定	194
III	卒業に必要な単位について	194
IV	3年次への進級条件及び各学年における標準的な修得単位	195
V	授業科目の学年配当と履修すべき単位数	196
1.	学科共通科目群	196
2.	専門科目群およびその他の選択科目群	198
3.	自由科目群	204
VI	リベラルアーツ & サイエンス科目群	206
VII	履修申請について	208
VIII	正規の履修からはずれる場合	208
IX	試験について	209
X	成績発表	210

履修の手引と手続き

I 授業科目について

福祉総合学部福祉総合学科における授業科目は、学科共通科目群Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、専門科目群及び自由科目群から構成されている。

なお、自由科目においては、教職課程に関する専門科目が配置されている。

II 授業科目の単位と認定

本学では単位制を採用している。単位制とは、一つひとつの授業科目に一定の基準により定められた単位があり、履修した授業科目に対しては、試験もしくはその他の方法により学習評価をしたうえで、その単位を認定する制度である。

単位の認定は、S・A・B・C、4段階の評価により行い、D・E・F・T・Zの評価は単位を認定しない。

III 卒業に必要な単位について

卒業に必要な単位は、次の表に示すとおりである。

ただし、自由科目は卒業に必要な単位には含めない。

学部・学科 系 列	福祉総合学部 福祉総合学科
学科共通科目群Ⅰ（基礎科目群）	6
学科共通科目群Ⅱ（フィールド学習科目群）	4
学科共通科目群Ⅲ（コア科目群）	6
専門科目群	96
指定された各科目群より修得した科目以外に、上記の科目群もしくは経営情報学部、国際人文学部、メディア学部の科目から12単位以上修得	12
計	124

IV 3年次への進級条件及び各学年における標準的な修得単位

3年次に進級するには、「基礎ゼミ」及び1年次の必修科目を含め36単位以上修得していなければならない。

各学年に履修する授業科目群および修得単位数の目安は、次の表に示すとおりである。

また、年間の履修登録については原則50単位未満とすること。ただし、以下の項目に該当する場合は履修上限単位数を超えて履修することができる。

- (1) 編転入または転部科生については、履修上限単位数を超えて履修することを認めることがある。
- (2) 教職課程等に係る自由科目や、JEAP 留学生（短期語学研修含む）等、大学が教育上適当と認める場合は、履修上限単位数を超えて履修することを認めることがある。

学 年	単 位 数 の 目 安	
1年次 修得単位数 40単位	学科共通科目群（基礎科目群） Fundamentals of English I 情報メディア演習 I 基礎ゼミ 学科共通科目群 II（フィールド学習科目群） 学科共通科目群 III（コア科目群） 専門科目群	1科目 2 単位（必修） 1科目 2 単位（必修） 1科目 2 単位（必修） 1科目 2 単位（選択） 3科目 6 単位（選択） 9科目 26 単位（選択）
2年次 修得単位数 36単位	学科共通科目群 II（フィールド学習科目群） 専門科目群 ※上記指定された科目以外に 1 科目 2 単位	1科目 2 単位（選択） 10科目 32 単位（選択）
3年次 修得単位数 30単位	専門科目群 ゼミナール I 選択科目 ※上記指定された科目以外に 1 科目 2 単位	1科目 2 単位（必修） 9科目 26 単位（選択）
4年次 修得単位数 18単位	専門科目群 ゼミナール II 選択科目 ※上記指定された科目以外に 2 科目 8 単位	1科目 2 单位（必修） 2科目 8 单位（選択）
卒業 修得単位数 124単位		

V 授業科目の学年配当と履修すべき単位数

1. 学科共通科目群

学科共通科目群は、同Ⅰ（基礎科目群）、同Ⅱ（フィールド学習科目群）、同Ⅲ（コア科目群）の3系列に分かれている。それらの各科目群のうちから「Ⅲ. 卒業に必要な単位について」に示した所定の単位以上を修得しなければならない。

(1) 学科共通科目群Ⅰ（基礎科目群）

学科共通科目群Ⅰ（基礎科目群）は、英語によるコミュニケーション能力、情報リテラシー能力の養成と、円滑に学生生活に入るための基礎知識・技法を身につけるための科目群である。

※単位数に○印を付してある科目は必修科目

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
学科共通科目群Ⅰ	Fundamentals of English I	②				6単位	「学科共通科目群Ⅰ（基礎科目群）」の中より、必修科目を含み6単位以上選択必修
	情報メディア演習Ⅰ	②					
	情報メディア演習Ⅱ		2				
	基礎ゼミ	②					

〔備考〕

- (1) 第一外国語として英語を学ぶ。うち、Fundamentals of English Iは必修科目である。
- (2) 情報メディア演習Ⅱを履修するには、情報メディア演習Ⅰの単位を修得していること。

(2) 学科共通科目群Ⅱ（フィールド学習科目群）

学科共通科目群Ⅱ（フィールド学習科目群）は、地域・社会・文化の実際、福祉分野の経営活動などを体験的に学ぶことにより、実践力を向上させるために設置した科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
学科共通科目群Ⅱ	地域ボランティア研修	2				4単位	「学科共通科目群Ⅱ（フィールド学習科目群）」の中より、4単位以上選択必修
	福祉疑似体験	2					
	ユニバーサルデザイン論	2					
	福祉文化環境研修（日本）	2					
	福祉文化環境研修（海外）		2				
	福祉インターンシップ		2				

(3) 学科共通科目群Ⅲ（コア科目群）

学科共通科目群Ⅲ（コア科目群）は、専門教育を受けるために必要な素養を身につけるために設置した科目群である。

系 列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
学 科 共 通 科 目 群 Ⅲ	人間学	2				6 単位	「学科共通科目群Ⅲ（コア科目群）」の中より、6単位以上選択必修
	女性福祉論	2					
	ジェンダーと福祉社会	2					
	地域ボランティア論	2					
	ジェンダー論	2					
	福祉文化論	2					
	福祉政策論	2					
	サステイナブル社会論	2					
	福祉まちづくり論	2					

2. 専門科目群およびその他の選択科目群

(1) 専門科目群

専門科目群は、「社会福祉士」、「精神保健福祉士」、「介護福祉士」の国家試験受験資格および「保育士」の国家資格を取得するために必要な科目と、それ以外の専門科目およびゼミナールから成っている。

特に国家資格、国家試験受験資格の取得については、厳正な履修条件があるので、後掲の「社会福祉士国家試験受験資格」「精神保健福祉士国家試験受験資格」「介護福祉士国家試験受験資格」および「保育士国家資格」の説明をよく読んで、履修科目の選択に誤りがないように注意すること。また、資格の取得については、毎年度オリエンテーションにおいて詳細な資料に基づいて説明を行うので、その指示に従うこと。

国家資格、国家試験受験資格取得に必要な科目以外の専門科目は、福祉の問題についてより幅広く、より深く学ぶための科目であり、自らのキャリア目標に従って、適切な科目を選択すること。アドバイザーに相談することもそのための一つの方法である。

ゼミナールは、学生各自がテーマを持って研究する科目であり、指導教員の下で、大学における学習のまとめをする必修科目である。

(2) その他の選択科目群

指定された各科目群より修得した科目以外に、学科共通科目群Ⅰ・Ⅱ・Ⅲおよび専門科目群もしくは経営情報学部、国際人文学部、メディア学部の科目より12単位以上修得しなければならない。

※単位数に○印を付してある科目は必修科目

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位 数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専 門 科 目 群	ゼミナール I			(2)		96単位	「専門科目群」の中より、必修科目を含み96単位以上選択必修 授業科目欄にEまたはFの表示のある科目は、原則Eクラス(子ども福祉コース)またはFクラス(介護福祉コース)所属の者ののみのクラス編成がされる科目である。
	ゼミナール II				(2)		
	相談援助の基礎と専門職	4					
	ソーシャルワーク論 I			4			
	ソーシャルワーク論 II			4			
	医学知識	2					
	介護の知識と技術	2					
	高齢者福祉論	4					
	子ども家庭福祉論	4					
	社会会学	2					
	社会調査	2					
	現代社会と福祉(職業指導を含む)		4				
	障がい者福祉論		4				
	心理学	2					
	司法福祉		1				
	国際福祉論	2					
	生活保護論		2				
	社会保障論		4				
	地域福祉論	4					
	ソーシャルワークの基礎	1					
	ソーシャルワーク演習 I		2				
	E相談援助演習		2				
	ソーシャルワーク演習 II			2			
	ソーシャルワーク実習		6				
	ソーシャルワーク基礎実習指導	1					
	ソーシャルワーク実習指導		2				
	社会福祉専門研究 I			2			
	社会福祉専門研究 II			2			
	社会福祉応用研究 I			2			
	社会福祉応用研究 II			2			
	医療福祉		2				
	就労支援		1				
	福祉の財政と計画	2					
	福祉経営論		2				
	医療ソーシャルワーク論		4				

系 列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専 門 科 目 群	くすりの知識		2			96単位	「専門科目群」の中より、必修科目を含み96単位以上選択必修 授業科目欄にEまたはFの表示のある科目は、原則Eクラス(子ども福祉コース)またはFクラス(介護福祉コース)所属の者ののみのクラス編成がされる科目である。
	権利擁護論		2				
	Eスポーツ科学	2					
	E Oral English for Children	2					
	E保育の表現技術(音楽)	2					
	E保育の表現技術(造形)		1				
	E保育の表現技術(体育)		1				
	E幼児国語			2			
	E子どもの生活と社会		2				
	E音楽入門	2					
	E幼児文化論			2			
	E子どもの食と栄養		2				
	E子どもの保健I		4				
	E子どもの保健II		1				
	E障がい児保育		2				
	生涯スポーツ概論		2				
	E乳児保育		2				
	E保育の心理学I	2					
	E保育の心理学II		1				
	E保育実習I		2				
	E保育実習II			2			
	E保育実習III				2		
	E保育実習IV				2		
	E保育実習指導I		1				
	E保育実習指導II		1				
	E保育実習指導III				4		
	E保育内容総論		1				
	E保育内容演習(健康)		1				
	E保育内容演習(人間関係)		1				
	E保育内容演習(環境・言葉)			2			
	E保育内容演習(表現)			1			
	E社会的養護		2				
	E社会的養護内容		1				
	E家庭支援論			2			
	E保育・教職実践演習				2		

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群	E保育原理		2			96単位	「専門科目群」の中より、必修科目を含み96単位以上選択必修 授業科目欄にEまたはFの表示のある科目は、原則Eクラス(子ども福祉コース)またはFクラス(介護福祉コース)所属の者ののみのクラス編成がされる科目である。
	E教職入門	2					
	E幼児教育原理	2					
	教育社会学	2					
	E保育・教育課程論		2				
	保育内容指導法		2				
	幼児教育研究(遊びの援助)			2			
	発達障がい支援			2			
	幼児教育方法論			2			
	教育実習(事前及び事後指導を含む)				5		
	福祉と文化	2					
	生命と倫理			2			
	幼児造形				2		
	幼児体育				2		
	地域における子育て支援				2		
	表現コミュニケーション				2		
	子どもの権利と福祉				2		
	子どもの発達と相談				2		
	障がいを持つ子の理解と支援				2		
	子ども観察法				2		
	音楽演習				2		
	精神医学I	2					
	精神医学II			2			
	精神保健学I			2			
	精神保健学II			2			
	精神保健福祉援助技術総論	4					
	心理療法概論			2			
	臨床心理学I	2					
	臨床心理学II			2			
	精神保健福祉援助技術各論		4				
	精神保健福祉論		2				
	精神保健福祉制度論		4				
	精神科リハビリテーション学			4			
	認知心理学			2			
	社会心理学			2			

系 列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専 門 科 目 群	人 格 心 理 学		2			96単位	「専門科目群」の中より、必修科目を含み96単位以上選択必修 授業科目欄にEまたはFの表示のある科目は、原則Eクラス(子ども福祉コース)またはFクラス(介護福祉コース)所属の者ののみのクラス編成がされる科目である。
	精神保健福祉援助演習Ⅰ			2			
	精神保健福祉援助演習Ⅱ				2		
	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ		1				
	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ			5			
	精神保健福祉援助実習Ⅰ			4			
	精神保健福祉援助実習Ⅱ			3			
	心理アセスメント基礎演習			2			
	臨床心理ケース・スタディ演習			2			
	臨床心理技法体験演習			2			
	芸 術 療 法		2				
	人間関係とコミュニケーション	2					
	社 会 の 理 解	4					
	生 活 と 文 化	2					
	リーダーシップ論	2					
	生 命 科 学	2					
	現代社会と福祉法制度	2					
	F介護とリスクマネジメント		2				
	Fリハビリテーション論			2			
	Fレクリエーション活動援助法		2				
	F介護概論Ⅰ	2					
	F介護概論Ⅱ		2				
	Fコミュニケーション技法Ⅰ			4			
	Fコミュニケーション技法Ⅱ			1			
	F生活支援技術Ⅰ	3					
	F生活支援技術Ⅱ			2			
	F生活支援技術Ⅲ			2			
	F生活支援技術Ⅳ			2			
	F生活支援技術Ⅴ			3			
	医 療 的 ケ ア Ⅰ			2			
	医 療 的 ケ ア Ⅱ			1			
	F介護過程Ⅰ	2					
	F介護過程Ⅱ			2			
	F介護過程Ⅲ			1			
	F介護総合演習Ⅰ	1					

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群	F介護総合演習Ⅱ		1			96単位	「専門科目群」の中より、必修科目を含み96単位以上選択必修 授業科目欄にEまたはFの表示のある科目は、原則Eクラス(子ども福祉コース)またはFクラス(介護福祉コース)所属の者ののみのクラス編成がされる科目である。
	F介護総合演習Ⅲ			1			
	F介護総合演習Ⅳ				1		
	F介護実習Ⅰ	2					
	F介護実習Ⅱ		4				
	F介護実習Ⅲ			4			
	発達と老化の理解		4				
	認知症の理解Ⅰ	2					
	認知症の理解Ⅱ		2				
	医学概論	4					
	こころとからだのしくみⅠ		2				
	こころとからだのしくみⅡ		2				
	NPOマネジメント		2				
	環境情報論		2				
	福祉情報論		2				
	福祉と経営	2					
	福祉リスクマネジメント		2				
	簿記論		2				
	生活と環境		2				
	福祉ビジネス論		2				
	福祉外国専門書講読		2				

3. 自由科目群

自由科目とは卒業に必要な単位数には加算されないが、自由に選択履修することのできる授業科目である。

本学科においては、自由科目として、教職課程の科目が準備されている。これらの自由科目については、後掲の「教職課程」の説明を参照のこと。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
自由科目群	介護演習		2				
	外国史概説		2				
	日本の歴史 a		2				
	日本の歴史 b		2				
	地理学 a		2				
	地理学 b		2				
	地誌			2			
	法医学概論		2				
	国際法				4		
	国際経済学				4		
	経済原論 I		2				
	経済原論 II		2				
	倫理学概論		2				
	宗教学概論			2			
	日本国憲法	2					
	Oral Fluency I		2				
	教育原理		2				
	教職論	2					
	教育心理学		2				
	青年心理学	2					
	教育課程論	2					
	教育制度		2				
	教育方法論		2				
	社会科教育法 I				2		
	社会科教育法 II				2		
	社会科教育法 III				2		
	社会科教育法 IV					2	
	公民科教育法 I				2		
	公民科教育法 II				2		
	福祉科教育法 I				2		

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位 数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
自由 科 目 群	福 祉 科 教 育 法 II			2			
	道徳教育の理論と方法	2					
	特 别 活 動 論		2				
	生 徒 指 導 (進路指導の理論及び方法を含む)		2				
	教 育 相 談 (カウンセリングを含む)			2			
	教 育 実 習 I (事前及び事後指導を含む)				3		
	教 育 実 習 II				2		
	教職実践演習(中・高)				2		
	介 護 実 技 現 場 実 習				1		

VI リベラルアーツ＆サイエンス科目群

リベラルアーツ＆サイエンス（LAS）センターは、本学の建学の精神に基づく人格形成、幅広い教養や知識の習得、専門分野での学業に役立つ問題意識の育成、社会人として求められる基礎能力の向上等を主たる目標として掲げています。

学生の皆さんにも、こうした問題意識をもって科目履修をしてもらうために、学部・学科ですでに開講している科目を“人格形成領域”“一般教養領域”“基礎能力領域”という3領域に大きく分けて整理し直し、「リベラルアーツ＆サイエンス科目群」として特別に提示しています。各々の領域は、

人格形成領域：「地球と環境」「人間と思想」「国家と規範」「倫理と社会」「社会とジェンダー」
という5テーマ

一般教養領域：「人類のあゆみ」「文化のかたち」「社会と経済」「健康と福祉」という4テーマ

基礎能力領域：「非言語分野」「言語分野」「ビジネスマナー」「プレゼンテーション」という4
テーマ

に分けてまとめてあります。いずれも、学生の皆さんのが就職して社会へ出る準備をするうえで重要とされるテーマです。

これらに加えて、LASセンターが特に力を入れたい分野・テーマについては独自の科目として開講し、さらに必要に応じて開講するサマースクール等も「総合基礎教養Ⅰ～Ⅳ」として単位認定します。LASセンターが独自に開講するこれらの科目は、すべて1～4年次のいずれかで履修することができます。

「リベラルアーツ＆サイエンス科目群」を履修して修得した単位は、30単位を限度として申請により、学部・学科のいずれかの科目群に振り替えることができます。「リベラルアーツ＆サイエンス科目群」の履修や内容についての質問、学業に係わる相談等は、G1棟3階にあるLASセンターにて隨時受け付けています。

リベラルアーツ＆サイエンス科目群

領域	系 列	授業科目	年次および単位数				備 考
			1年	2年	3年	4年	
人 格 形 成 領 域	①人間と思想	現代の人間思想		2			
		現代思想		2			
	②国家と規範	国家と政治		2			
		政治学入門		2			
	③倫理と社会	情報社会と情報倫理		2			
		女性学入門		2			
	④社会とジェンダー	女性学		2			
		男性学		2			
		サルからヒトへ		2			
一 般 教 養 領 域	①人類のあゆみ	アメリカの歴史		2			
		韓国の歴史		2			
		中国の歴史		2			
		人類と科学技術の発達			2		
	②文化のかたち	文化人類学		2			
		日本文化論		2			
		アメリカ文化概論		2			
		日本美術			2		
		西洋美術			2		
	③社会と経済	社会学入門		2			
		経済事情		2			
		経済学入門		2			
		経済学の基礎		2			
		中国経済入門			2		
	④健康と福祉	心と身体の科学		2			
		健康維持と生活習慣			2		
基 礎 能 力 領 域	①非言語分野	基礎の数学		2			
		線形代数学		2			
		統計学の基礎知識		2			
		総合基礎教養I(非言語)			2		
		総合基礎教養II(非言語)			2		
	②言語分野	日本語基礎表現法		2			
		総合基礎教養III(言語)			2		
		総合基礎教養IV(言語)			2		
	③ビジネスマナー	ビジネス入門		2			
		ビジネス基礎			2		
		ビジネスマナー			2		
		航空・空港キャリア概論a		2			
		航空・空港キャリア概論b		2			
	④プレゼンテーション	プレゼンテーションI			2		
		プレゼンテーションII			2		

L A S 科目群から修得した単位の中から 30 単位を限度として、各科目群に申請により振り替えることができます。詳細については、オリエンテーション時に説明します。

VII 履修申請について

各年次において履修しようとする授業科目は、毎学期の初めの指定された期日に、所定の方法（オリエンテーションで説明する）で履修申請をしなければならない。履修申請は、年間の受講計画をたて、単位を取得する意思表示をする学期初めの重要な手続きである。この履修申請手続きを間違えたために、授業科目の履修ができなくなり、その結果、進級はもとより卒業ができなくなる場合もあるので、以下に掲げる注意事項を厳守して、誤りのないように履修申請をすること。

- (1) 履修申請後は、授業科目および担当教員などの変更、追加、取消しなどがないよう、入力する前に授業時間割表に則してもう一度確認するなどの細心の注意を払うこと。なお、履修照合日が設けられているので間違いなく登録されているかどうかを必ず確認すること。
- (2) 履修申請をしていない授業科目は、受講しても単位は認められない。また修得した単位は分割することはできない。よって、授業科目の申請にあたっては進級や卒業に必要な単位の算定を慎重に行い、修得単位数が不足しないように万全を期すこと。
- (3) 同一学期の同一时限に2つ以上の授業科目を履修することはできない。
- (4) 一度単位を修得した授業科目は、再度履修することはできない。
- (5) Web 履修では、授業科目、コマ・コード番号など必要事項を正しく入力すること。入力上の誤りは申請自体が無効になるので十分注意すること。また、入力の際、PC の前で長時間考えているとタイムアウトになる可能性があるので、予め登録する講義、時間割の下書きを準備してから入力すること。なお、大学内に設置されている PC の台数は限られているので、Web 履修のために長時間占有しないこと
- (6) コマ・コード番号とは、時間割表に授業科目と共に記載されている番号で、その时限の授業科目に固有の番号である。
- (7) 指定された期日までに履修申請を怠った場合は、学業の意思なしとみなされて、退学処分となるので入力期限を厳守すること。
- (8) 教職課程・副専攻・留学等、履修についての質問は、それぞれのアドバイザーもしくは、学部事務室に相談すること。

VIII 正規の履修からはずれる場合

1. 再 履 修

履修申請をして単位が取得できなかった授業科目については、次年度または次学期において再び履修することができる。

2. 規定外履修

該当するクラスの授業時間以外のクラスで受講せざるを得ない場合は、必ず学部事務室に相談すること。ただし1年次生の規定外履修は原則として認めない。アドバイザーと相

談の上必ず学部事務室に申しでること。

IX 試験について

1. 定期試験および臨時試験

- (1) 試験は、定期試験と臨時試験があり、定期試験は原則として学期末あるいは学年末に行い、臨時試験は担当教員の判断により適宜行われる。
- (2) いずれの授業科目も授業時数の1/3以上欠席した場合には、原則として当該授業科目の受験資格を失う。ただし、病気または正当な理由により長期欠席の場合には、特別に配慮されることがある。
- (3) 試験の時間割は掲示により連絡する。
- (4) 授業科目によっては論文（レポート）提出によって試験に代える場合がある。

2. 追 試 験

- (1) 追試験は、やむを得ない事情によって定期試験を受験できなかった者に対し、原則として学期末または学年末に実施する。
- (2) 追試験を希望する者は、正当な事由を証明する書面を速やかに授業担当教員に届け出ること。
- (3) 追試験は、成績表の当該科目にTの表示がなされた場合に限って受験することができる。

なお、追試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。

- (4) 追試験を受験しようとする者は、「追試験受験願」を学部事務室に提出しなければならない。

なお、追試験の受験料は、1科目につき200円である。

3. 再 試 験

- (1) 再試験は、原則として学期末または学年末に実施する。ただし、授業科目によっては再試験を行わない場合もある。
- (2) 定期試験の結果、不合格（この場合成績表の当該科目にFの表示がなされる）となった授業科目のある者は、当該授業科目の担当教員が再試験を行う場合、受験することができる。

なお、再試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。

- (3) 再試験の受験を許可された者は、「再試験受験願」を学部事務室に提出しなければならない。

なお、再試験の受験料は、1科目につき1,000円である。

4. 試験に関する注意

1. 通 則

- (1) 試験場内では、すべて監督者の指示に従わなければならない。なお、監督者の指示に従わない者には、退場を命ずることがある。

- (2) 試験場内では、筆記用具・持込みを許された資料以外のものは、すべて監督者の指定する場所におかなければならぬ。
 - (3) 受験者は学生証および受験許可証（追・再試験の場合）を、机の上の見やすい場所に提示しておかなければならぬ。
 - (4) 試験開始から20分を経過した後は入室・受験を認めない。
 - (5) 試験開始から25分を経過するまでは退場を認めない。なお、監督者が退場を命ずる場合はこの限りではない。
 - (6) 受験者は、試験中監督者の許可を得ないで試験場を出てはならない。
 - (7) 試験の行われる学期の授業料未納の者・授業時数の1/3以上を欠席した者は、試験を受けることができない。
 - (8) 病気・事故その他正当な事由によって受験できなかつた者は、診断書・事故証明その他正当な事由を証明する書面を添えて、遅滞なく授業担当教員に届出なければならない。
2. 試験における不正行為の懲戒について
- (1) 不正行為をした者については、学則第68条により罰せられ、更に年度における当該授業科目の単位の認定を行わない。
 - (2) 不正行為のあった者の懲戒処分については、教授会において審議のうえ決定する。
 - (3) 教授会の決定により処分が確定したときは、学長はその旨保証人を召喚して通知すると共に学内にこれを公示する。

X 成績発表

- (1) 成績発表は、アドバイザーまたは演習担当教員より本人に成績表を交付するので、学部事務室の指示に従って必ず交付を受けること。その際、学生証を提示すること。
なお、指定された期日以外には交付しない。
- (2) 成績の評価は次の記号で表わし、60点以上をもって単位修得（合格）とする。

(合 格)	(正規試験不合格)	(追・再試験不合格)
S : 100～90点	F : 59点以下（再試験受験可）	D : 59点以下
A : 89～80点	T : 追試験受験可	E : 未受験
B : 79～70点	Z : 追・再試験の受験資格なし	
C : 69～60点		
- (3) 成績表には、学習成果を総合的に推し量る指標 GPA (Grade Point Average) を表記している。
詳細については、Web 履修登録画面にて確認すること。
- (4) 成績についての疑問、質問等は成績表交付日のみ受け付けるので、学部事務室に問合わせること。
- (5) 病気、事故等により指定日に成績表の交付を受けられない場合は、代理人を定め、成績表の交付を受けること。その場合、代理人は学生証および委任状を持参すること。

薬学部
医療薬学科
履修の手引と手続き

薬学部 医療薬学科

履修の手引と手続き

<小 目>

I 授業科目について	212
II 授業科目の単位と認定	212
III 進級基準	212
IV 卒業に必要な単位について	213
V 授業科目の学年配当と履修すべき単位数	214
1. 学科共通科目群	214
2. 専門科目群	215
VI 履修申請について	219
VII 正規の履修からはずれる場合	220
VIII 試験について	220
IX 授業科目の単位認定と進級および留年	221
X 成 績 発 表	222

履修の手引と手続き

I 授業科目について

薬学部医療薬学科における授業科目は、学科共通科目群Ⅰ及びⅡ、専門科目群Ⅰ及びⅡから構成されている。

II 授業科目の単位と認定

本学部では単位制が採用されている。単位制とは、ひとつひとつの授業科目に一定の基準により定められた単位があり、履修授業科目に対して、試験もしくは、その他の方法により学習評価をしたうえで、その単位を認定する制度である。

単位の認定は、S・A・B・C 4段階の評価により行い、D・E・F・T・Z の評価は単位を認定しないものとする。

III 進級基準

1. 当該学年に配分されている必修科目（専門科目群Ⅰのうちの必修科目）の単位を修得しなければ進級できない。

ただし、未修得必修科目数が3科目以下の者の進級を認めことがある。

なお、未修得必修科目数は、下級学年の未修得必修科目数をも加算したものという。

実習科目の単位は必ず修得していること。また、2年から3年への進級にあたっては、総合演習Ⅰおよび専門科目群Ⅱ（選択必修4単位以上）を必ず修得していること、3年から4年への進級にあたっては学科共通科目群Ⅰ（必修6単位）を必ず修得していること、4年から5年への進級にあたっては、総合演習ⅡおよびⅢを必ず修得していること。

6年次に実務実習の単位取得が見込めない場合、5年から6年への進級を認めない。また、年間の履修登録については、原則50単位未満とするが、編転入または転部科生およびJEAP留学生（短期語学研修含む）等、大学が教育上適当と認める場合は、履修上限単位数を超えて履修することを認めることがある。

2. 同一学年に2年以上在籍し、正当な理由なく進級可能でない者については、学則に従い適当な処置を講ずるものとする。

3. 進級判定の対象となる科目及び進級に必要な科目数

1年→2年	2年→3年	3年→4年	4年→5年
科目名	科目名	科目名	科目名
医療薬学基礎ゼミ 薬学概論 言語コミュニケーション演習 薬学基礎化学 薬学基礎生物 薬学基礎物理 解剖生理学 I 解剖生理学 II 化学 I 化学 II 生物学 分析科学 I 生理化学 I 物理化学 細胞生理学 基礎栄養学 基礎薬学実習	薬学外国書講読 有機化学 I 創薬化学 I 分析科学 II 生理化学 II 物理薬剤学 微生物学 I 微生物学 II 生薬学 食品衛生学 公衆衛生学 環境衛生学 薬理学 I 薬理学 II 医療薬剤学 I 医療系実習 生物系実習 ☆総合演習 I 福祉論 専門科目群 II (選択必修) 4 単位	分析科学 III 生理化学 III 生体防御学 毒性学 薬理学 III 医薬品化学 I 病態解析学 薬物治療学 I 薬物治療学 II 医療薬剤学 II 医療系実習 医薬品情報学 分子生物学 物理製剤学 I 物理製剤学 II 病態解析学演習 I 医療薬剤学演習 高齢者医療サービス論 演習 医療薬学系実習 I 医療薬学系実習 II	医療倫理 臨床化学 薬物治療学 III 臨床薬理学 臨床栄養学 漢方医学 薬事関係法規 臨床コミュニケーション演習 医療経済学 病態解析学演習 II 病院・薬局事前実習 ☆総合演習 II ☆総合演習 III 福祉制度論
◎進級となる対象科目数	◎進級となる対象科目数	◎進級となる対象科目数	◎進級となる対象科目数
《17》	《19》	《18》	《16》

*総合演習 I は 3 年進級上には必修。

*総合演習 II、III は 5 年進級上には必修。

*学科共通科目群 I (英語) 必修 6 単位が 3 年次までに単位取得できない場合、3 年から 4 年への進級を認めない。

*共用試験を合格した学生のみ、病院実務実習、薬局実務実習を受けることができる。

*6 年次に実務実習の単位取得が見込めない場合、5 年から 6 年への進級を認めない。

IV 卒業に必要な単位数について

卒業に必要な単位は、次の表に示すとおりである。

学科群	各科目群毎に必要とされる単位数	
学科共通科目	学科共通科目群 I (英語)	6 単位
	学科共通科目群 II (情報基礎科目群)	1 単位
専門科目	専門科目群 I	179 単位
	専門科目群 II (専門関連科目)	4 単位
卒業に必要な総単位数	190 単位	

V 授業科目の学年配当と履修すべき単位数

1. 学科共通科目群

(1) 学科共通科目群 I (英語)

* 単位数に○印を付してある科目は必修を示す。

系列	授業科目	年次および単位数						最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年	5年	6年		
学科 共 通 科 目 群 I	Fundamentals of English I	(2)						6 単位	
	Oral Fluency I	(2)							
	Fundamentals of English II		(2)						
	TOEIC I						2		
	TOEIC II						2		
	葉学実践英語						2		

[備考]

- (1) Fundamentals of English II を履修するためには、Fundamentals of English I を修得しないなければならない。

(2) 学科共通科目群 II (情報・基礎科目群)

* 単位数に○印を付してある科目は必修を示す。

系列	授業科目	年次および単位数						最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年	5年	6年		
学科 共 通 科 目 群 II	情報メディア演習 I	(1)						1 単位	
	情報メディア演習 II		1						
	スポーツ科学 I a		1						
	スポーツ科学 I b		1						

2. 専門科目群

* 単位数に○印を付してある科目は必修を示す。

系 列	授業科目	年次および単位数						最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年	5年	6年		
専 門 科 目 群 I	医療薬学基礎ゼミ	(1)						179単位	(1) 専門科目群Iの中より、必修を含めて179単位以上選択必修。
	医療倫理				(2)				
	薬学概論	(2)							
	言語コミュニケーション論演習	(1)							
	薬学外国書講読		(2)						
	薬学基礎化学	(1)							
	薬学基礎生物	(1)							
	薬学基礎物理	(1)							
	薬学基礎数学	1							
	解剖生理学 I	(2)							
	解剖生理学 II	(2)							
	化学 I	(2)							
	化学 II	(2)							
	有機化学 I		(2)						
	有機化学 II		2						
	創薬化学 I		(2)						
	創薬化学 II			2					
	生物学	(2)							
	分析科学 I	(2)							
	分析科学 II		(2)						
	分析科学 III			(2)					
	生理化学 I	(2)							
	生理化学 II		(2)						
	生理化学 III			(2)					
	物理化学	(2)							
	物理薬剤学		(2)						
	細胞生理学	(2)							
	微生物学 I		(2)						
	微生物学 II		(2)						
	生体防御学			(2)					
	生薬学		(2)						
	食品衛生学		(2)						
	公衆衛生学		(2)						

系列	授業科目	年次および単位数						最低修得 単位数	備考
		1年	2年	3年	4年	5年	6年		
専門科目群I	環境衛生学		(2)						
	基礎栄養学	(2)							
	薬物代謝学			2					
	毒性学			(2)					
	薬理学Ⅰ		(2)						
	薬理学Ⅱ		(2)						
	薬理学Ⅲ			(2)					
	医薬品化学Ⅰ			(2)					
	医薬品化学Ⅱ						2		
	病態解析学			(2)					
	臨床化学				(2)				
	薬物治療学Ⅰ			(2)					
	薬物治療学Ⅱ			(2)					
	薬物治療学Ⅲ				(2)				
	薬物治療学Ⅳ				2				
	医療薬剤学Ⅰ		(2)						
	医療薬剤学Ⅱ			(2)					
	医療薬剤学Ⅲ			(2)					
	医療薬剤学Ⅳ				2				
	医薬品情報学			(2)					
	臨床薬理学				(2)				
	臨床栄養学				(2)				
	食品機能学				2				
	分子生物学			(2)					
	物理製剤学Ⅰ			(2)					
	物理製剤学Ⅱ			(2)					
	医薬品開発論				2				
	ゲノム創薬論				2				
	臨床薬効評価学				2				
	漢方医学				(2)				
	薬事関係法規				(2)				
	臨床コミュニケーション学演習				(1)				
	医療経済学				(2)				
	医療統計学						(2)		
	薬剤疫学				2				

系列	授業科目	年次および単位数						最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年	5年	6年		
専門科目群I	卒業研究及び卒業論文						(4)		
	薬学特別演習						(2)		
	化学系演習		1						
	生物系演習		1						
	病態解析学演習 I			(1)					
	病態解析学演習 II				(1)				
	医療薬剤学演習			(1)					
	医薬品情報学演習						1		
	基礎薬学実習	(2)							
	化学系実習		(2)						
	生物系実習		(2)						
	医療薬学系実習 I			(2)					
	医療薬学系実習 II			(2)					
	病院・薬局事前実習				(5)				
	病院実務実習						(10)		
	薬局実務実習						(10)		
	総合演習 I		(1)						
	総合演習 II				(1)				
	総合演習 III				(1)				
	総合演習 IV			1					
	総合演習 V				1				
	薬学総合演習及び卒業試験						(4)		
	介護演習			1					
	看護学演習			1					
	高齢者医療サービス論演習			(1)					
	福祉論		(2)						
	福祉制度論				(2)				
	臨床生理学				2				
	臨床検査総論				2				
	臨床検査実習				1				
	ジェンダー・ライフステージ薬学特論演習						2		
	高齢者薬学特論演習						2		
	専門薬剤師・認定薬剤師特論演習						2		
	薬局機能特論演習						2		

系列	授業科目	年次および単位数						最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年	5年	6年		
専門科目群I	医療安全対策特論演習						2	4 単位	(2) ジェンダー・ライフステージ薬学特論演習、高齢者薬学特論演習、専門薬剤師・認定薬剤師特論演習、薬局機能特論演習、医療安全対策特論演習、創薬科学特論演習、ゲノム科学特論演習、医薬品開発特論演習、医薬品規制特論演習、食品機能特論演習、地域医療特論演習、セルフメディケーション特論演習、の中より、4単位以上選択必修。 また、応用臨床コミュニケーション特別演習および国際社会薬学特別演習の単位を修得した学生は、そのうちの1科目のみ（2単位分）を5、6年次の特論演習単位に振り替えることができる。
	創薬科学特論演習						2		
	ゲノム科学特論演習						2		
	医薬品開発特論演習						2		
	医薬品規制特論演習						2		
	食品機能特論演習						2		
	地域医療特論演習						2		
	セルフメディケーション特論演習						2		
	応用臨床コミュニケーション特別演習					2			
専門科目群II	国際社会薬学特別演習				2				
	経営学	2						4 単位	(3) 専門科目群II（専門関連科目）の中より、4単位以上選択必修。
	法律学	2							
	倫理学	2							
	ジェンダー論	2							
	宗教学	2							
	心理学	2							

VI 履修申請について

各年次において履修しようとする授業科目は、毎学期の初めの指定された期日に、所定の方法（オリエンテーションで説明する）で履修申請をしなければならない。履修申請は、年間の受講計画をたて、単位を取得する意思表示をする学期初めの重要な手続きである。この履修申請手続きを間違えたために、授業科目の履修ができなくなり、その結果進級はもとより、卒業ができない場合もあるので、以下に掲げる注意事項を厳守して、誤りのないように履修申請をすること。

- (1) 各学年に配当された必修科目は当該学年でのみ履修が認められる。
ただし、下級学年の科目を修得出来ずに上級学年に進級した者が、その科目を再履修する場合はこの限りではない。
- (2) 上級年次の選択科目を履修することは認めない。
2 下級年次の選択科目の履修は、当該学年に配分されている科目的履修に支障のない場合に限りこれを許可する。
- (3) 実習科目は、全出席とし、実習レポートおよび実習試験等により判定される。
但し、正当と認められる理由により欠席した場合に限り、実習期間内および、それに準ずる期間内に追実習等がなされることがある。
- (4) 履修申請後は、授業科目および担当教員などの変更、追加、取消しなどがないように、申請する前に授業時間割表に則してもう一度確認するなど、細心の注意を払うこと。なお、履修照合日が設けられているので間違いなく登録されているかどうか確認すること。
- (5) 履修申請をしていない授業科目は、受講しても単位は認められないので、授業科目の申請にあたっては進級や卒業に必要な単位の算定を慎重に行ない、修得単位数が不足しないよう万全を期すこと。
- (6) 同一学期の同一时限に2つ以上の授業科目を履修することはできない。もしもこのような重複する授業科目を履修申請書に記入した場合は、両科目とも登録無効になるので注意すること。
- (7) Web 履修では、授業科目、コマ・コード番号など必要事項を正しく入力すること。入力上の誤りは申請自体が無効になるので十分注意すること。また、入力の際、PC の前で長時間考えているとタイムアウトになる可能性があるので、予め登録する講義、時間割の下書きを準備してから入力すること。なお、大学内に設置されている PC の台数は限られているので、Web 履修のために長時間占有しないこと。
- (8) 英語必修科目および選択科目の履修申請手続きは、他の科目と異なる場合があるので、オリエンテーションで十分説明を受けること。
- (9) コマ・コード番号とは、時間割表に授業科目と共に記入されている番号で、その时限の授業の授業科目に固有の番号である。
- (10) 指定された期日までに履修申請を怠った場合は、学業の意思なしとみなされて、退学処分

となるので、提出期日を厳守すること。

- (1) 留学等、履修についての質問は、それぞれのアドバイザーもしくは、学部事務室に相談すること。

VII 正規の履修からはずれる場合

1. 再 履 修

履修申請をして単位が取得できなかった授業科目については、次年度または次学期において再び履修することができる。

2. 規定外履修

該当するクラスの授業時間以外のクラスで受講せざるを得ない場合は、必ず学部事務室に相談すること。ただし1年次生の規定外履修は原則として認めない。

3. 試験履修

未修得必修科目が3科目以下の者で、前年度不合格となった科目のうち、特に定められた条件により、試験のみによる履修を認めることがある。

VIII 試験について

1. 定期試験及び臨時試験

- (1) 試験は、定期試験と臨時試験があり、定期試験は原則として学期末あるいは学年末に行い、臨時試験は担当教員の判断により適宜行われる。
- (2) 授業科目（実習科目を除く）は授業時数の3分の1以上欠席した場合には、原則として当該授業科目の受験資格を失う。ただし、病気または正当な理由により長期欠席の場合には、特別に配慮されることがある。
- (3) 授業科目によっては論文（レポート）提出によって試験に代える場合がある。

2. 追 試 験

- (1) 追試験は、やむを得ない事情によって定期試験を受験できなかった者に対し、原則として学期末または学年末に実施する。
- (2) 追試験を希望する者は、正当な事由を証明する書面もって速やかに授業担当教員に届け出ること。
- (3) 追試験は、成績表の当該科目にTの表示がなされた場合に限って受験することができる。
なお、追試験は、履修した年度に限り受験することができる。
- (4) 追試験を受験しようとする者は、「追試験受験願」を学部事務室に提出しなければならない。なお、追試験の受験料は、1科目につき200円である。

3. 再 試 験

- (1) 再試験は、原則として学期末または学年末に実施する。
- (2) 定期試験の結果、不合格（この場合成績表の当該科目にFの表示がなされる）となった授業科目のある者は、当該授業科目の担当教員が再試験を行う場合、受験することができ

る。

なお、再試験は、履修した年度に限り受験することができる。

- (3) 再試験の受験を許可された者は、「再試験受験願」を学部事務室に提出しなければならない。なお、再試験の受験料は、1科目につき1,000円である。

4. 試験に関する注意

1. 通 則

- (1) 試験場内では、すべて監督者の指示に従わなければならない。なお、監督者の指示に従わない者には、退場を命ずることがある。
- (2) 試験場内では、筆記用具・持込みを許された資料以外のものは、すべて監督者の指定する場所におかなければならぬ。
- (3) 受験者は学生証および受験許可証（追・再試験の場合）を、机の上の見やすい場所に提示しておかなければならぬ。
- (4) 試験開始から20分を経過した後は入室・受験を認めない。
- (5) 試験開始から25分を経過するまでは退場を認めない。なお、監督者が退場を命ずる場合はこの限りではない。
- (6) 受験者は、試験中監督者の許可を得ないで試験場を出てはならない。
- (7) 試験の行われる学期の授業料未納の者・授業時数の1／3以上欠席した者は、試験を受けることができない。
- (8) 病気・事故その他正当な事由によって受験できなかった者は、診断書・事故証明その他正当な事由を証明する書面を添えて、遅滞なく授業担当教員に届出なければならない。

2. 試験における不正行為の懲戒について

- (1) 不正行為をした者については、学則第68条により罰せられ、更に年度における当該授業科目の単位の認定を行わない。
- (2) 不正行為のあった者の懲戒処分については、教授会において審議のうえ決定する。
- (3) 教授会の決定により処分が確定したときは、学長はその旨保証人を召喚して通知すると共に学内にこれを公示する。

IX 授業科目の単位認定と進級および留年

1. 単位認定

- (1) 各科目的成績は試験の成績等により総合的に判定する。
- (2) 100点を満点とし、60点以上を合格とし、単位を仮認定する。

その評価は次に従う。

評価	得点分布
S	100点～90点
A	89点～80点
B	79点～70点

C 69点～60点

- (3) 再試験における評価は60点を合格とし、79点を上限とする。
- (4) 再試験による成績評価の最高点は、定期試験合格者の成績評価の最低点を上回らないものとする。
- (5) 欠席数、不正行為等で「Z」判定となった場合、授業スケジュールの関係で該当科目の再履修が困難な場合は、試験履修を認める。

2. 正当なる理由*による長期欠席者の取り扱い

- (1) 全授業の2／3以上出席した者に限り定期試験の受験資格を与えるという規則は適用しない。
- (2) 欠席数が全授業数の1／3を越えた場合でも正当なる理由がある場合、補習等を受けることにより、定期試験、追・再試験の受験を認めることがある。
- (3) 不合格科目（専門科目群I：薬学必修科目）が3科目を越えた場合は、進級を認めない。

3. 無断欠席者の取り扱い

正当なる理由*なく、各科目において全授業回数1／3を欠席した場合はその科目評価については、「Z」評価とする。科目担当教員は事前にその該当者にその旨を伝え、正規試験を受験させないことを伝える。

4. 不正行為の取り扱い

- (1) 不正行為を行った場合、その科目評価については「Z」評価とする。
- (2) 不正行為者に対するその他の扱いについては、学生便覧P221、4 試験に関する注意の2に基づく。

5. 進級及び留年

- (1) 各学年の進級は、仮認定された単位が別に定める進級基準に従って認定されたとき、可能となる。
- (2) 原級に留年した者は、当該学年の専門科目群Iの必修科目のうち単位未修得科目の全てを再履修しなければならない。また、選択科目を再履修するときは、履修届を提出する。
- (3) 6年次生で卒業出来なかった者は留年または卒業延期とする。
- (4) 同一学年に2年以上在籍し、正当なる理由なく進級可能でない者については、学則に従い適切な処置を講ずるものとする。

* 正当なる理由（診断書・遅延証明書・葬儀会葬礼状等の添付証明書があること）

X 成績発表

- (1) 成績発表は、アドバイザーまたは配属研究室教員より本人に成績表を交付することにより行う。学部事務室の指示に従って必ず交付を受けること。その際、学生証を提示すること。なお、指定された期日以外には交付しない。
- (2) 成績の評価は次の記号で表わし、60点以上をもって単位修得（合格）とする。

(合 格)	(正規試験不合格)	(追・再試験不合格)
S : 100 ~ 90点	F : 59点以下 (再試験受験可)	D : 59点以下
A : 89 ~ 80点	T : 追試験受験可	E : 未受験
B : 79 ~ 70点	Z : 追・再試験の受験資格なし	
C : 69 ~ 60点		

(3) 成績表には、学習成果を総合的に推し量る指標 GPA (Grade Point Average) を表記している。

詳細については、Web 履修登録画面にて確認すること。

(4) 成績についての疑問、質問等は成績表交付日のみ受け付けるので学部事務室に問合せること。

(5) 事故・病気等により指定日に成績表の交付を受けられない場合は、代理人を定め、成績表の交付を受けること。その場合は学生証および委任状を持参すること。

メディア学部 メディア情報学科

履修の手引と手続き

<小 目>

I	授業科目について	226
II	授業科目の単位と認定	226
III	卒業に必要な単位について	226
IV	3年次への進級条件及び各学年における標準的な修得単位	227
V	授業科目の学年配当と履修すべき単位数	231
1.	学科共通科目群	231
2.	専門基礎科目群	233
3.	専門科目群	234
4.	特設科目群	240
5.	自由科目群	241
VI	リベラルアーツ＆サイエンス科目群	242
VII	履修申請について	245
VIII	正規の履修からはずれる場合	245
IX	試験について	246
X	成績発表	247

履修の手引と手続き

I 授業科目について

メディア学部メディア情報学科における授業科目は、学科共通科目群Ⅰ・Ⅱ、専門基礎科目群、専門科目群Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ及び自由科目群から構成されている。

なお、自由科目においては、教職に関する科目が準備されている。

II 授業科目の単位と認定

本学部では単位制を採用している。単位制とは、ひとつひとつの授業科目に一定の基準により定められた単位があり、履修した授業科目に対して、試験もしくはその他の方法により学習評価をしたうえで、その単位を認定する制度である。

単位の認定は、S・A・B・C 4段階の評価により行い、D・E・F・T・Zの評価は単位を認定しないものとする。

III 卒業に必要な単位について

卒業に必要な単位は、次の表に示すとおりである。

ただし、自由科目は卒業に必要な単位には含めない。

系 列	学部・学科	メディア学部	メディア情報学科
		単 位 数	
学科共通科目群Ⅰ（英語・日本語）		4	
学科共通科目群Ⅱ（総合科目群）		14	
専門基礎科目群		16	
専門科目群Ⅰ（情報コア）			
専門科目群Ⅱ（映像コア）			
専門科目群Ⅲ（デザインコア）			28
専門科目群Ⅳ（サウンドコア）			
専門科目群Ⅴ（広告）			
専門科目群Ⅵ（芸能）			
専門科目群Ⅶ（演習・インターンシップ）		24	
指定された各科目群より修得した科目以外に、以上の科目群、「特設科目群」(外国人留学生・帰国生徒に限る)、または他学部（経営情報学部・国際人文学部・福祉総合学部）の科目より選択必修			40
※ただし、他学部の科目で履修可能な単位は、20単位を上限とする。			
計		126	

IV 3年次への進級条件及び各学年における標準的な修得単位

3年次に進級するには、「メディア制作Ⅰ・Ⅱ」及び1年次の必修科目を含め36単位以上修得しなければならない。

各学年における授業科目および修得単位数の目安は、次の表に示すとおりである。

表は6種類に分かれており、映像芸術コースの4つの履修モデルとクロスマディアコースの2つの履修モデルからなっている。それぞれの表に示された科目は、各コース、フィールドにおける推奨科目であり、他のコース、フィールドの科目を履修することもできる。ただし、他コースの科目を履修する場合は、受講するキャンパスが異なるので注意が必要である。(表1～6)

また、年間の履修登録については原則50単位未満とすること。ただし、以下の項目に該当する場合は履修上限単位数を超えて履修することができる。

- (1) 編転入または転部科生については、履修上限単位数を超えて履修することを認めることがある。
- (2) 教職課程等に係る自由科目や、JEAP留学生(短期語学研修含む)等、大学が教育上適当と認める場合は、履修上限単位数を超えて履修することを認めることができる。

表1) 映像芸術コース履修モデル(制作演出フィールド)

★必修科目

	1年次前期	1年次後期	2年次	3年次	4年次
学科共通科目群I (語学) 最低修得単位数4単位	Fundamentals of English I②★ Oral Fluency I②★				
学科共通科目群II 最低修得単位数10単位	映像概論② サウンド概論② ビジネスコミュニケーション② マーケティング論② エンターテインメント概論② 身体表現概論② シナリオライティング② アニメーション概論②	メディア概論② クリエイティブプランニング② デザイン概論②	インターネット情報基盤④★		
専門基礎科目群 最低修得単位数16単位	メディア制作ゼミⅠ④★		メディア制作ゼミⅡ④★ 音楽研究Ⅱ② 芸能演劇研究Ⅰ②	芸能演劇研究Ⅱ②	
	ビジネスアプリⅠ②★ デジタルメディアアプリⅠ②★ 表現基礎論② 音楽研究Ⅰ②	ビジネスアプリⅡ②★ デジタルメディアアプリⅡ②★			
専門科目群I～VI 最低修得単位数24単位	映画研究Ⅰ② 映像技術概論②	演出制作概論② シナリオ概論② 映像編集Ⅰ② 映像美術概論② アニメーションⅠ② 特殊メイクⅠ② WebデザインⅠ②	映像演出② シナリオ制作② 映画研究Ⅱ② 映画プロデュース② WebデザインⅡ② 映像表現② 映画制作Ⅰ⑧	映画制作Ⅱ⑧Ⅲ⑧ 日米映画比較研究	映画制作Ⅳ⑧
専門科目群VII (演習およびインター ンシップ) 最低修得単位数24単位			制作演習Ⅰ⑧	プロジェクト研究Ⅰ⑧★ 制作演習Ⅱ⑧Ⅲ⑧ インターンシップ②	プロジェクト研究Ⅱ⑧★ 制作演習Ⅳ⑧ 卒業論文⑧
奨励年次単位数	40		40	36	10
累積単位数	40		80	116	126

※制作演出フィールドを履修する学生に推奨する科目を示している。他フィールドの科目を履修することも自由にできる。

クロスマディアコースの科目を履修する場合は、東京または幕張キャンパスで受講する。

表2) 映像芸術コース履修モデル（映像技術フィールド）

★必修科目

	1年次前期	1年次後期	2年次	3年次	4年次
学科共通科目群Ⅰ (語学) 最低修得単位数4単位	Fundamentals of English I ②★ Oral Fluency I ②★				
学科共通科目群Ⅱ 最低修得単位数10単位	映像概論② サウンド概論② ビジネスコミュニケーション② マーケティング論② エンタテインメント概論② 身体表現概論② シナリオライティング② アニメーション概論②	メディア概論② クリエイティブプランニング② デザイン概論②	インターネット情報基盤④★		
専門基礎科目群 最低修得単位数16単位	メディア制作ゼミ I ④★		メディア制作ゼミ II ④★ 音楽研究 II ② 芸能演劇研究 I ②	芸能演劇研究 II ②	
	ビジネスアプリ I ②★ デジタルメディアアプリ I ②★ 表現基礎論② 音楽研究 I ②	ビジネスアプリ II ② デジタルメディアアプリ II ②			
専門科目群Ⅰ～VI 最低修得単位数24単位	映像技術概論② 映画研究 I ②	映像編集 I ② 映像撮影照明② 演出制作概論② シナリオ概論② 映像美術概論② アニメーション I ② 特殊メイク I ② Web デザイン I ②	映像録音② 映像編集 II ② VFX3DCG 技法 I ② 映画制作 I ⑧ Web デザイン II ② 映像表現② 音響効果 映画研究 II ②	映画制作 II ⑧ III ⑧ フィルム映画技法② スクリプト技法② VFX3DCG 技法 I ②	映画制作 IV ⑧
専門科目群Ⅶ (演習およびインター ンシップ) 最低修得単位数24単位			制作演習 I ⑧	プロジェクト研究 I ⑧ ★ 制作演習 II ⑧ III ⑧ インターンシップ②	プロジェクト研究 II ⑧ ★ 制作演習 IV ⑧ 卒業論文⑧
奨励年次単位数	40		40	36	10
累積単位数	40		80	116	126

※映像技術フィールドを履修する学生に推奨する科目を示している。他フィールドの科目を履修することも自由にできる。

クロスメディアコースの科目を履修する場合は、東金または幕張キャンパスで受講する。

表3) 映像芸術コース履修モデル（映像美術フィールド）

★必修科目

	1年次前期	1年次後期	2年次	3年次	4年次
学科共通科目群Ⅰ (語学) 最低修得単位数4単位	Fundamentals of English I ②★ Oral Fluency I ②★				
学科共通科目群Ⅱ 最低修得単位数10単位	映像概論② サウンド概論② ビジネスコミュニケーション② マーケティング論② エンタテインメント概論② 身体表現概論② シナリオ概論② アニメーション概論②	メディア概論② クリエイティブプランニング② デザイン概論②	インターネット情報基盤④★		
専門基礎科目群 最低修得単位数16単位	メディア制作ゼミ I ④★		メディア制作ゼミ II ④★ 音楽研究 II ② 芸能演劇研究 I ②	芸能演劇研究 II ②	
	ビジネスアプリ I ②★ デジタルメディアアプリ I ②★ 表現基礎論② 音楽研究 I ②	ビジネスアプリ II ②★ デジタルメディアアプリ II ②★			
専門科目群Ⅰ～VI 最低修得単位数24単位	デッサン彫塑④		映画美術② 映像美術デザイン② 視覚表現② アニメーション II ② Web デザイン II ② 映像表現② VFX3DCG 技法 I ② 特殊メイク II ② 映画制作 I ⑧	映画制作 II ⑧ III ⑧ VFX3DCG 技法 II ②	映画制作 IV ⑧
専門科目群Ⅶ (演習およびインター ンシップ) 最低修得単位数24単位	映像技術概論② 映画研究 I ②	映像美術概論② アニメーション I ② 特殊メイク I ② 演出制作概論② シナリオ概論② 映像編集 I ② コマック制作② Web デザイン I ②	制作演習 I ⑧	プロジェクト研究 I ⑧ ★ 制作演習 II ⑧ III ⑧ インターンシップ②	プロジェクト研究 II ⑧ ★ 制作演習 IV ⑧ 卒業論文⑧
奨励年次単位数	40		40	36	10
累積単位数	40		80	116	126

※映像美術フィールドを履修する学生に推奨する科目を示している。他フィールドの科目を履修することも自由にできる。

クロスメディアコースの科目を履修する場合は、東金または幕張キャンパスで受講する。

表4) 映像芸術履修モデル(芸能フィールド)

★必修科目

	1年次前期	1年次後期	2年次	3年次	4年次
学科共通科目群I (語学) 最低修得単位数4単位	Fundamentals of English I ②★ Oral Fluency I ②★				
学科共通科目群II 最低修得単位数10単位	映像概論② サウンド概論② ビジネスコミュニケーション② マーケティング論② エンタテインメント概論② 身体表現概論② シナリオライティング② アニメーション概論②	メディア概論② クリエイティブプランニング② デザイン概論②	インターネット情報基盤④★		
専門基礎科目群 最低修得単位数16単位	メディア制作ゼミ I ④★		メディア制作ゼミ II ④★ 音楽研究Ⅱ② 芸能演劇研究Ⅰ②	芸能演劇研究Ⅱ②	
	ビジネスアブリ I ②★ デジタルメディアアブリ I ②★ 表現基礎論② 音楽研究 I ②	ビジネスアブリ II ②★ デジタルメディアアブリ II ②★			
専門科目群I～VI 最低修得単位数24単位	ヴォーカル I ② 演奏 I ② ダンスフィットネス I ② 声優 I ④ アナウンス I ④ アクティング I ④ サウンド表現論④ 演劇制作 I ④	サウンドデザイン基礎実習② エンタテインメント特別講義 I ② 演出制作概論② シナリオ概論② エンタテインメントマーケティング② 音楽ビジネス② Web デザイン I ② キャスティングマネジメント②	ヴォーカル II ② 演奏 II ② ダンスフィットネス II ② 声優 II ④ アナウンス II ④ アクティング II ④ デジタル音楽表現 I ② II ② デジタルサウンド II ② 演劇制作 II ④	演劇運営プロデュース② 古典芸能研究② エンタテインメント特別講義 III ②	
専門科目群VII (演習およびインター ンシップ) 最低修得単位数24単位			制作演習 I ⑧	プロジェクト研究 I ⑧★ 制作演習 II ⑧ III ⑧ インターンシップ②	プロジェクト研究 II ⑧★ 制作演習 IV ⑧ 卒業論文⑧
奨励年次単位数	40		44	30	12
累積単位数	40		84	114	126

※制作演出フィールドを履修する学生に推奨する科目を示している。他フィールドの科目を履修することも自由にできる。

クロスマディアコースの科目を履修する場合は、東金または幕張キャンパスで受講する。

表5) クロスマディアコース履修モデル(情報・デザイン分野)

★必修科目

	1年次	2年次	3年次	4年次
学科共通科目群I (英語・日本語)	Fundamentals of English I ★ Oral Fluency I ★	韓国語 I A		
学科共通科目群II (総合科目群)	情報システム論 デザイン概論 情報と倫理 コミュニケーション概論	インターネット情報基盤★		
専門基礎科目群	メディア制作ゼミ I ★ ビジネスアブリケーション I ★ ビジネスアブリケーション II ★ デジタルメディアアブリケーション I ★ デジタルメディアアブリケーション II ★ 表現基礎論	メディア制作ゼミ II ★ マスクミニケーション論 ジャーナリズム論		
専門科目群I (情報)	Web デザイン I	プログラミング I プログラミング II Web プログラミング	データベース I Web コンテンツプロデュース ゲーム制作	
専門科目群II (映像)	映像技術概論 映画研究 I	映像表現		
専門科目群III (デザイン)	デザイン基礎実習 写真概論	グラフィックデザイン イラストレーション デジタルデザイン I デジタルデザイン III パブリッシングデザイン I	パブリッシングデザイン II 生活文化デザイン	
専門科目群IV (サウンド)	サウンドデザイン基礎実習	サウンドデザイン I		
専門科目群V (広告)	CM・広告論	CM 制作論 I 広告メディア論	ブランド・マネジメント論 広告コピー論	広告戦略論
専門科目群VI (演習・インターンシ ップ)	メディアプロジェクト I		プロジェクト研究 I ★ インターンシップ	プロジェクト研究 II ★
単位数	42	44	30	10

表6) クロスメディアコース履修モデル（映像・サウンド分野）

★必修科目

	1年次	2年次	3年次	4年次
学科共通科目群Ⅰ (英語・日本語)	Fundamentals of English I ★ Oral Fluency I ★	中国語ⅠA	English for Broadcasting	
学科共通科目群Ⅱ (総合科目群)	サウンド概論 マーケティング論	インターネット情報基盤★ コミュニケーション概論		
専門基礎科目群	メディア制作ゼミI ★ ビジネスアプリケーションⅠ★ ビジネスアプリケーションⅡ★ デジタルメディアアプリケーションⅠ★ デジタルメディアアプリケーションⅡ★ 表現基礎論	メディア制作ゼミⅡ★ 音楽研究Ⅰ	ジャーナリズム論 音楽研究Ⅱ	
専門科目群Ⅰ (情報)	WebデザインⅠ	プログラミングⅠ		
専門科目群Ⅱ (映像)	映像技術概論 映像撮影照明 映画研究Ⅰ 映像編集Ⅰ	映像表現	スタジオ番組Ⅰ スタジオ番組Ⅱ	
専門科目群Ⅲ (デザイン)	写真概論 コミック制作	グラフィックデザイン コンテンポラリーアート論		
専門科目群Ⅳ (サウンド)	サウンドデザイン基礎実習	サウンドデザインⅠ デジタルレコーディングⅠ デジタルレコーディングⅡ デジタル音楽表現Ⅰ	サウンドデザインⅡ サウンドデザインⅢ デジタル音楽表現Ⅱ	
専門科目群Ⅴ (広告)	デザインマネジメント	CM制作論Ⅰ		ブランド・マネジメント論
専門科目群Ⅵ (演習・インターンシップ)		制作演習Ⅰ	プロジェクト研究Ⅰ ★ インターンシップ	プロジェクト研究Ⅱ ★
単位数	40	48	28	10

V 授業科目の学年配当と履修すべき単位数

1. 学科共通科目群

学科共通科目群は、I（英語・日本語）、II（総合科目群）の2つの科目群からなる。それらの各科目群のうちから「III. 卒業に必要な単位について」に示した所定の単位以上を修得しなければならない。

(1) 学科共通科目群 I（英語・日本語）

学科共通科目群 I は、英語によるコミュニケーション能力と日本語文章力の向上をはかる科目群である。

※単位数に○印を付してある科目は必修科目

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
学科共通科目群 I	Fundamentals of English I	②				4 単位	「学科共通科目群 I（英語・日本語）」の中より必修科目を含み、4 単位以上選択必修。
	Oral Fluency I	②					
	Fundamentals of English II		2				
	Oral Fluency II		2				
	Basic Media English		2				
	English for Broadcasting		2				
	日本語 I A	②					
	日本語 I B	②					
	日本語 II A		②				
	日本語 II B		②				
	日本語 III			2			
	日本語 IV			2			
	中国語 I A	2					
	中国語 I B	2					
	韓国語 I A	2					
	韓国語 I B	2					
日本語	ビジネス日本語 I			2			
	ビジネス日本語 II			2			
	ビジネス英語 I			2			
	ビジネス英語 II			2			

〔備考〕

- (1) 学科共通科目群 I では、第一外国語として英語（外国人留学生・帰国生徒は日本語）を学ぶ。うち、Fundamentals of English I, Oral Fluency I（日本語は日本語 I A・I B・II A・II B）は必修科目である。
- (2) Fundamentals of English II, Oral Fluency II を履修するためには、それぞれの I を修得していなければならない。
- (3) 日本語 I A・I B のいずれか 2 単位を修得していなければ、日本語 II A・II B を履修することはできない。

(2) 学科共通科目群Ⅱ（総合科目群）

学科共通科目群Ⅱは、社会、経済、文化に関する問題解決に資する総合的知識について学ぶ科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
学科 共 通 科 目 群 Ⅱ (総合科目群)	インターネット情報基盤		④			14単位	「学科共通科目群Ⅱ（総合科目群）」の中より、必修科目を含み、14単位以上選択必修。
	ビジネスコミュニケーション	2					
	マーケティング論	2					
	情報と倫理	2					
	シナリオライティング	2					
	アニメーション概論	2					
	コミュニケーション概論	2					
	情報システム論	2					
	サウンド概論	2					
	映像概論	2					
	メディア概論	2					
	デザイン概論	2					
	エンタテイメント概論	2					
	クリエイティブプランニング	2					
	身体表現概論	2					

2. 専門基礎科目群

専門基礎科目群は、学科の専門領域教育への円滑な導入を図るために情報メディアリテラシー能力の養成と、メディア関連領域の基礎知識と基礎的な方法論を学習する科目を配置している。

また「メディア制作ゼミⅠ・Ⅱ」(1・2年次)は、学生生活の導入科目としの役割を持つ。キャリア・アンカー（職業上の自分イメージ）の確立と形成のために、具体的な「学習計画」と「キャリアプラン」を作成していく。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門基礎科目群	メディア制作ゼミⅠ	(④)				16単位	「専門基礎科目群」の中より、必修科目を含み16単位以上選択必修。
	メディア制作ゼミⅡ		(④)				
	ビジネスアプリケーションⅠ	(②)					
	ビジネスアプリケーションⅡ	(②)					
	デジタルメディアアプリケーションⅠ	(②)					
	デジタルメディアアプリケーションⅡ	(②)					
	表現基礎論	2					
	マスコミュニケーション論	2					
	ジャーナリズム論	2					
	音楽研究Ⅰ	2					
	音楽研究Ⅱ		2				
	芸能演劇研究Ⅰ			2			
	芸能演劇研究Ⅱ				2		

3. 専門科目群

専門科目群は、IからVIの6群より構成されている。「情報」「映像」「デザイン」「サウンド」「広告」「芸能」の6つのメディアの専門領域に焦点を当てている。それらに関する専門知識と実践能力の養成を目的とし、加えてそれらを取り巻く社会と文化、及びメディア情報環境への理解を深めることになる。

前述の6つのメディア学習領域には、それぞれの根幹となる科目を、コア科目として配置している。コア科目授業は講義科目授業とそれに適合する実習科目授業を統合し、専門知識と対応する技術と方法を同時学習することにより、統合的、実践的な教育効果を高めるように配置されている。

(1) 専門科目群I（情報コア）

専門科目群Iは、情報に関する専門知識とスキルコアを学ぶ科目群であり、「データベースI・II」「プログラミングI・II」を専門コア科目として配置している。そして、データ構造とアルゴリズム論、情報環境の情報の基礎を学ぶとともに、地理情報のような最新の科目も展開されている。

(2) 専門科目群II（映像コア）

専門科目群IIは、映画やテレビなどの映像制作と映像文化に関わる科目群である。映像制作の基本概念を理解する科目として「演出制作概論」「シナリオ概論」「映像技術概論」「映像美術概論」があり、1年次後期と2年次前期には、演出制作、映像技術、映像美術の各分野について幅広い知識と技術を習得する科目を学ぶ。2年次後期から日活撮影所で実施する「映画制作I・II・III・IV」、東金キャンパスで2年次から実施する「スタジオ番組I・II」を専門コア科目として配置している。映画研究、特殊メイク、アニメーションの分野にも科目を配置している。

(3) 専門科目群III（デザインコア）

専門科目群IIIは、デザインに関わる科目群である。「デザイン基礎実習」でデザインの基礎を学習する。専門コア科目として「生活文化デザイン」「デジタルデザインI・II」「パブリッシングデザインI・II」が配置されており、専門知識とスキルを学習していく。「生活文化デザイン」では、日常生活のなかで機能し、地域社会と協働し貢献できるデザイン能力と実践力を養う。「パブリッシングデザインI・II」では、印刷と出版に関わるデザイン能力を養う。

(4) 専門科目群IV（サウンドコア）

専門科目群IVは、音声とサウンドに関わる科目群である。「サウンドデザイン基礎実習」「サウンド表現論」でサウンド領域に関する基礎能力を養い、「映像音響技法」では、映像制作に関連する音声制作理論とスキルを学習する。この科目群の専門コア科目である「サウンドデザインI・II・III」「デジタルレコーディングI・II」「デジタルサウンドI・II」「デジタル音楽表現I・II」では、音の収集、サウンドコンテンツ制作、サウンド配信、音データベースについて習得していく。

(5) 専門科目群V（広告）

専門科目群Vは、広告に関わる科目群であり、「CM制作論I・II」を専門コア科目として配

置している。具体的な問題解決のために、どのように「情報」「映像」「デザイン」「サウンド」の4つのメディアを統合し、複合メディアとして展開すべきかについて学習していく。

(6) 専門科目群VI（芸能）

専門科目群VIは、身体表現とエンタテインメントビジネスに関わる科目群である。「ウォーカルI・II」「演奏I・II」「アナウンスI・II」「アクティングI・II」「ダンスフィットネスI・II」では身体表現の基礎能力を養い、「演劇制作I・II」では演劇と演技について総合的、実践的に学習する。エンタテインメントビジネスに関わる科目を配置し、マネジメント、キャスティング、プロモーション、著作権など幅広い分野について学ぶ。

(7) 専門科目群VII（演習・インターンシップ）

「インターンシップ」は、実践教育の一環として、メディア情報関連企業、地方公共団体、各種文化施設、NPOなどの非営利団体における企業研修、地域研究、イベント参加などの学習をはじめ、国内・海外でのメディア情報インターンシップ研修を行う。大学で勉強した専門知識を活かしながら、実務経験を蓄積し、ビジネス現場で必要とされている能力を自分自身の目で理解し、感じ取ることをねらいとしている。

「制作演習I・II・III・IV」は、大学で勉強した幅広い専門知識を活かし、コンテンツ制作の現場との協働によって映画や演劇、コンサートなどのコンテンツ制作プロジェクトの実際を実践的、総合的に学びます。2年次後期からの日活撮影所では「映画制作I・II・III・IV」と連動して、映画制作プロジェクトを経験し、映像制作現場で必要とされている専門的な能力を理解します。紀尾井町キャンパスでは、演劇公演や朗読会、音楽ライブ、コンサートなどのライブプロジェクトを運営しながら、エンタテインメント業界における諸問題を認識し、問題解決と価値の創造をめざします。

「メディアプロジェクト」は、大学内での講義と実習授業だけでなく、地域社会から学ぶフィールドワークによって、地域社会における諸問題の認識とその解決方法を発見し、分析し、解決能力を養成することを目的とし、「情報」「映像」「デザイン」「サウンド」「広告」「芸能」の6つのメディアをどのように統合して、問題解決と価値創造のためにどのように複合メディアとして展開していくか実践的に学んでいく。

「プロジェクト演習I・II」は、3・4年次の必修科目であり、「テーマ別複合メディアプロジェクト」と「専門領域別複合メディアプロジェクト」からなる。

<テーマ別複合メディアプロジェクト>

地域の文化、環境、行政、経済、教育、医療、福祉などの具体的な課題を取り上げて、情報とメディアの活用による問題解決と価値の創造をめざしていく。

<専門領域別複合メディアプロジェクト>

映像制作、ビジュアルコミュニケーションデザイン、サウンドデザイン、地理情報、モバイル・ブロードバンドなどの専門領域により特化したプロジェクト活動を行うことにより、各専門領域をより深く学んでいく。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群I (情報コア)	プログラミング I		2			28単位	「専門科目群 I (情報コア)」の中より、必修科目を含み 4 単位以上選択必修。 専門科目群 I ~ VI の中より 28 単位以上選択必修。
	プログラミング II			4			
	データベース I		2				
	データベース II			4			
	データ構造とアルゴリズム論			2			
	Web プログラミング	2					
	Web コンテンツプロデュース			2			
	Web デザイン I	2					
	Web デザイン II			2			
専門科目群II (映像科)	ゲーム制作			2		28単位	
	マルチメディアコンテンツ制作			2			
	テレビ番組論		2				
	番組企画・構成			2			
	スタジオ番組 I			2			
	スタジオ番組 II			2			
	映像表現		2				
	日米映画比較研究			2			
	演出制作概論	2					
	シナリオ概論	2					
	映画研究 I	2					
	映画研究 II		2				
	映画プロデュース		2				
	映像演出		2				
	シナリオ制作		2				
	映像編集 I	2					
	映像編集 II			2			
	映像技術概論	2					
	映像撮影照明 I		2				
	映像撮影照明 II			2			
	映像録音			2			
	音響効果			2			
	スクリプト技法		2				
	フィルム映画技法			2			
	VFX3DCG 技法 I		2				
	VFX3DCG 技法 II			2			
	映像美術概論	2					

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群II (映像コア)	デッサンⅠ		2			28単位	専門科目群I～VIの中より28単位以上選択必修。
	デッサンⅡ			2			
	色彩学		2				
	映画美術			2			
	映像美術デザイン(製図法)			2			
	視覚表現			2			
	CG映像		2				
	特殊メイクⅠ	2					
	特殊メイクⅡ		2				
	アニメーションⅠ	2					
	アニメーションⅡ		2				
	映画制作Ⅰ		8				
専門科目群III (デザインコア)	映画制作Ⅱ			8			
	映画制作Ⅲ			8			
	映画制作Ⅳ				8		
	デザイン基礎実習	2					
	写真概論	2					
	立体構成	2					
	グラフィックデザイン		4				
	イラストレーション		2				
	生活文化デザイン		4				
	デジタルデザインⅠ		2				
	デジタルデザインⅡ		4				
	デジタルデザインⅢ		2				
専門科目群IV (サウンドコア)	デジタルデザインⅣ		4				
	パブリッシングデザインⅠ		2				
	パブリッシングデザインⅡ		4				
	ヴィジュアルデザインⅠ		2				
	ヴィジュアルデザインⅡ		2				
	コンテンポラリーアート論		2				
	コミック制作	2					
	サウンド表現論	4					
	サウンドデザインⅠ		2				
	サウンドデザインⅡ		4				
	サウンドデザインⅢ		2				
	デジタルレコーディングⅠ		4				

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群IV(サウンドコア)	デジタルレコーディングⅡ		4			28単位	専門科目群I～VIの中より28単位以上選択必修。
	映像音響概論		2				
	映像音響技法			2			
	サウンドデザイン基礎実習	2					
	デジタル音楽表現Ⅰ		2				
	デジタル音楽表現Ⅱ		2				
	デジタルサウンドⅠ	2					
	デジタルサウンドⅡ		2				
専門科目群V(広告)	CM・広告論	2				28単位	
	広告メディア論			2			
	CM制作論Ⅰ			4			
	CM制作論Ⅱ			4			
	ブランド・マネジメント論				2		
	広告コピー論			4			
	広告戦略論			2			
	デザインマネジメント		2				
専門科目群VI(芸能)	ヴォーカルⅠ	2				28単位	
	ヴォーカルⅡ		2				
	演奏Ⅰ	2					
	演奏Ⅱ		2				
	ダンスフィットネスⅠ	2					
	ダンスフィットネスⅡ		2				
	声優Ⅰ	4					
	声優Ⅱ		4				
	アナウンスⅠ	4					
	アナウンスⅡ		4				
	アクティングⅠ	4					
	アクティングⅡ		4				
	演劇運営プロデュース		2				
	舞台空間概論	2					
	舞台空間Ⅰ		4				
	舞台空間Ⅱ		4				
	古典芸能研究		2				
	戯曲研究		2				
	エンタテイメントマーケティング	2					
	キャスティングマネジメント	2					

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群VI (芸能)	権利マネジメント概論		2			28単位	専門科目群I～VIの中より28単位以上選択必修。
	エンタテイメントプロモーション		2				
	音楽ビジネス	2					
	エンタテインメント特別講義Ⅰ	2					
	エンタテインメント特別講義Ⅱ	2					
	エンタテインメント特別講義Ⅲ	2					
	演劇制作Ⅰ	4					
	演劇制作Ⅱ			4			
専門科目群VII (演習・インターンシップ)	プロジェクト研究Ⅰ			(8)		24単位	「専門科目群VII(演習・インターンシップ)」の中より、必修科目を含み24単位以上選択必修。
	プロジェクト研究Ⅱ				(8)		
	制作演習Ⅰ	4					
	制作演習Ⅱ	4					
	制作演習Ⅲ	4					
	制作演習Ⅳ	4					
	制作演習Ⅴ	4					
	制作演習Ⅵ	4					
	卒業論文(卒業制作含む)				8		
	インターンシップ			2			
	メディアプロジェクトⅠ	2					
	メディアプロジェクトⅡ	2					
	メディアプロジェクトⅢ	2					
	メディアプロジェクトⅣ	2					

4. 特設科目群

特設科目群は、外国人留学生・帰国生が現代日本の社会状況と日本の文化を理解し、日本とアジアの関係について認識を深めると同時に、上級の日本語能力を習得するための科目を配置している。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
特設科目群	日本事情Ⅰ（日本の政治）	2					外国人留学生及び帰国生のための履修科目
	日本事情Ⅱ（日本の経済）	2					「特設科目群」より取得した単位の内4単位は、「学科共通科目群Ⅱ（総合科目群）」に振り替えることができる。
	日本事情Ⅲ（日本の経営）	2					
	日本語文章論Ⅰ (論理的表現)		2				
	日本語文章論Ⅱ (文学的表現)				2		
	国際理解Ⅰ		2				
	国際理解Ⅱ		2				
	国際理解Ⅲ		2				

5. 自由科目群

自由科目は、教職課程に関する科目を配置している。各教科に必要な科目については、教職課程のページを参照すること。

なお、自由科目は、卒業単位に算入されない。

系列	授業科目	年次および単位数				備 考
		1年	2年	3年	4年	
自由科目群	日本国憲法		2			
	生涯スポーツ概論		2			
	外国史概説		2			
	日本の歴史 a		2			
	日本の歴史 b		2			
	地理学 a		2			
	地理学 b		2			
	地誌			2		
	国際法	4				
	倫理学概論			2		
	宗教学概論			2		
	経済原論 I		2			
	経済原論 II		2			
	国際経済学			4		
	経済学入門		2			
	異文化適応論		2			
	法律学概論		2			
	教育原理		2			
	教育課程論	2				
	教職論	2				
	教育心理学		2			
	青年心理学	2				
	教育制度		2			
	教育方法論		2			
	社会科教育法 I			2		
	社会科教育法 II			2		
	社会科教育法 III			2		
	社会科教育法 IV				2	
	公民科教育法 I			2		
	公民科教育法 II			2		
	情報科教育法 I			2		
	情報科教育法 II			2		
	情報と職業		2			
	道徳教育の理論と方法	2				
	特別活動論		2			
	生徒指導 (進路指導の理論及び方法を含む)		2			

系列	授業科目	年次および単位数				備考
		1年	2年	3年	4年	
自由科目群	教育相談 (カウンセリングを含む)			2		
	教育実習Ⅰ (事前及び事後指導を含む)				3	
	教育実習Ⅱ				2	
	教職実践演習(中・高)				2	

VI リベラルアーツ＆サイエンス科目群

リベラルアーツ＆サイエンス (LAS) センターは、本学の建学の精神に基づく人格形成、幅広い教養や知識の習得、専門分野での学業に役立つ問題意識の育成、社会人として求められる基礎能力の向上等を主たる目標として掲げています。

学生の皆さんにも、こうした問題意識をもって科目履修をしてもらうために、学部・学科ですでに開講している科目を“人格形成領域”“一般教養領域”“基礎能力領域”という3領域に大きく分けて整理し直し、「リベラルアーツ＆サイエンス科目群」として特別に提示しています。各々の領域は、

人格形成領域：「地球と環境」「人間と思想」「国家と規範」「倫理と社会」「社会とジェンダー」
という5テーマ

一般教養領域：「人類のあゆみ」「文化のかたち」「社会と経済」「健康と福祉」という4テーマ

基礎能力領域：「非言語分野」「言語分野」「ビジネスマナー」「プレゼンテーション」という4
テーマ

に分けてまとめています。いずれも、学生の皆さんのが就職して社会へ出る準備をするうえで重要とされるテーマです。

これらに加えて、LASセンターが特に力を入れたい分野・テーマについては独自の科目として開講し、さらに必要に応じて開講するサマースクール等も「総合基礎教養Ⅰ～Ⅳ」として単位認定します。LASセンターが独自に開講するこれらの科目は、すべて1～4年次のいずれかで履修することができます。

「リベラルアーツ＆サイエンス科目群」を履修して修得した単位は、30単位を限度として申請により、学部・学科の各科目群に振り替えることができます。「リベラルアーツ＆サイエンス科目群」の履修や内容についての質問、学業に係わる相談等は、G1棟3階にあるLASセンターにて随時受け付けています。

リベラルアーツ＆サイエンス科目群

領域	系 列	授業科目	年次および単位数				備 考
			1年	2年	3年	4年	
人 格 形 成 領 域	①地球と環境	生活と環境		2			
		現代の人間思想		2			
	②人間と思想	現代思想	2				
		国家と政治	2				
	③国家と規範	日本国憲法	2				
		法律学概論	2				
		政治学入門	2				
	④倫理と社会	倫理学概論		2			
		情報と倫理	※	2			
	⑤社会とジェンダー	女性学入門	2				
		ジェンダー論	2				
		女性学	2				
		男性学	2				
一 般 教 養 領 域	①人類のあゆみ	サルからヒトへ		2			L A S 科目群から修得した単位の中から 30 単位を限度として、各科目群に申請により振り替えることができます。詳細については、オリエンテーション時に説明します。
		日本の歴史 a	2				
		日本の歴史 b	2				
		アメリカの歴史	2				
		韓国の歴史	2				
		中国の歴史	2				
		人類と科学技術の発達		2			
	②文化のかたち	文化人類学	2				
		日本文化論	2				
		アメリカ文化概論	2				
		日本美術		2			
		西洋美術		2			
	③社会と経済	社会学入門	2				
		経済事情	2				
		経済学入門	2				
		経済学の基礎	2				
		中国経済入門		2			
	④健康と福祉	心と身体の科学	2				
		健康維持と生活習慣		2			
基 礎 能 力 領 域	①非言語分野	基礎の数学	2				
		線形代数学	2				
		統計学の基礎知識	2				
		総合基礎教養 I (非言語)		2			
		総合基礎教養 II (非言語)		2			
	②言語分野	日本語基礎表現法		2			
		総合基礎教養 III (言語)		2			
		総合基礎教養 IV (言語)		2			
	③ビジネスマナー	ビジネス入門	2				
		ビジネス基礎		2			
		ビジネスマナー		2			

領域	系 列	授業科目	年次および単位数				備 考
			1年	2年	3年	4年	
基礎能力領域	③ビジネスマナー	航空・空港キャリア概論 a	2				
		航空・空港キャリア概論 b	2				
	④プレゼンテーション	プレゼンテーション I		2			
		プレゼンテーション II		2			

※ 印は、メディア情報学科の他の科目群に配当

VII 履修申請について

各年次において履修しようとする授業科目は、毎学期の初めの指定された期日に、所定の方法（オリエンテーションで説明する）で履修申請をしなければならない。履修申請は、年間の受講計画をたて、単位を取得する意思表示をする学期初めの重要な手続きである。この履修申請手続きを間違えたために、授業科目の履修ができなくなり、その結果、進級はもとより卒業ができなくなる場合もあるので、以下に掲げる注意事項を厳守して、誤りのないように履修申請をすること。

- (1) 履修申請後は、授業科目および担当教員などの変更、追加、取消しなどがないよう、入力する前に授業時間割表に則してもう一度確認するなどの細心の注意を払うこと。なお、履修照合日が設けられているので間違いなく登録されているかどうかを必ず確認すること。
- (2) 履修申請をしていない授業科目は、受講しても単位は認められない。また修得した単位は分割することはできない。よって、授業科目の申請にあたっては進級や卒業に必要な単位の算定を慎重に行い、修得単位数が不足しないように万全を期すこと。
- (3) 同一学期の同一时限に2つ以上の授業科目を履修することはできない。
- (4) 一度単位を修得した授業科目は、再度履修することはできない。
- (5) Web 履修では、授業科目、コマ・コード番号など必要事項を正しく入力すること。入力上の誤りは申請自体が無効になるので十分注意すること。また、入力の際、PC の前で長時間考えているとタイムアウトになる可能性があるので、予め登録する講義、時間割の下書きを準備してから入力すること。なお、大学内に設置されている PC の台数は限られているので、Web 履修のために長時間占有しないこと
- (6) コマ・コード番号とは、時間割表に授業科目と共に記載されている番号で、その时限の授業科目に固有の番号である。
- (7) 指定された期日までに履修申請を怠った場合は、学業の意思なしとみなされて、退学処分となるので入力期限を厳守すること。
- (8) 教職課程・副専攻・留学等、履修についての質問は、それぞれのアドバイザーもしくは、学部事務室に相談すること。

VIII 正規の履修からはずれる場合

1. 再 履 修

履修申請をして単位が取得できなかった授業科目については、次年度または次学期において再び履修することができる。

2. 規定外履修

該当するクラスの授業時間以外のクラスで受講せざるを得ない場合は、必ず学部事務室に相談すること。ただし1年次生の規定外履修は原則として認めない。

IX 試験について

1. 定期試験および臨時試験

- (1) 試験は、定期試験と臨時試験があり、定期試験は原則として学期末あるいは学年末に行い、臨時試験は担当教員の判断により適宜行われる。
- (2) いずれの授業科目も授業時数の1/3以上欠席した場合には、原則として当該授業科目の受験資格を失う。ただし、病気または正当な理由により長期欠席の場合には、特別に配慮されることがある。
- (3) 試験の時間割は掲示により連絡する。
- (4) 授業科目によっては論文（レポート）提出によって試験に代える場合がある。

2. 追試験

- (1) 追試験は、やむを得ない事情によって定期試験を受験できなかった者に対し、原則として学期末または学年末に実施する。
- (2) 追試験を希望する者は、正当な事由を証明する書面もって速やかに授業担当教員に届け出ること。
- (3) 追試験は、成績表の当該科目にTの表示がなされた場合に限って受験することができる。
なお、追試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。
- (4) 追試験を受験しようとする者は、「追試験受験願」を学部事務室に提出しなければならない。
なお、追試験の受験料は、1科目につき200円である。

3. 再試験

- (1) 再試験は、原則として学期末または学年末に実施する。ただし、授業科目によっては再試験を行わない場合もある。
- (2) 定期試験の結果、不合格（この場合成績表の当該科目にFの表示がなされる）となつた授業科目のある者は、当該授業科目の担当教員が再試験を行なう場合、受験することができる。
なお、再試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。
- (3) 再試験の受験を許可された者は、「再試験受験願」を学部事務室に提出しなければならない。
なお、再試験の受験料は、1科目につき1,000円である。

4. 試験に関する注意

1. 通則

- (1) 試験場内では、すべて監督者の指示に従わなければならない。なお、監督者の指示に従わない者には、退場を命ずることがある。
- (2) 試験場内では、筆記用具・持込みを許された資料以外のものは、すべて監督者の指定する場所におかなければならぬ。

- (3) 受験者は学生証および受験許可証（追・再試験の場合）を、机の上の見やすい場所に提示しておかなければならない。
- (4) 試験開始から20分を経過した後は入室・受験を認めない。
- (5) 試験開始から25分を経過するまでは退場を認めない。なお、監督者が退場を命ずる場合はこの限りではない。
- (6) 受験者は、試験中監督者の許可を得ないで試験場を出てはならない。
- (7) 試験の行われる学期の授業料未納の者・授業時数の1/3以上欠席した者は、試験を受けることができない。
- (8) 病気・事故その他正当な事由によって受験できなかった者は、診断書・事故証明その他正当な事由を証明する書面を添えて、遅滞なく授業担当教員に届出なければならない。

2. 試験における不正行為の懲戒について

- (1) 不正行為をした者については、学則第68条により罰せられ、更に年度における当該授業科目的単位の認定を行わない。
- (2) 不正行為のあった者の懲戒処分については、教授会において審議のうえ決定する。
- (3) 教授会の決定により処分が確定したときは、学長はその旨保証人を召喚して通知すると共に学内にこれを公示する。

X 成績発表

- (1) 成績発表は、アドバイザーまたはプロジェクト研究Ⅲ・Ⅳ担当教員より本人に成績表を交付するので、学部事務室の指示に従って必ず交付を受けること。その際、学生証を提示すること。

なお、指定された期日以外には交付しない。

- (2) 成績の評価は次の記号で表わし、60点以上をもって単位修得（合格）とする。

(合 格)	(正規試験不合格)	(追・再試験不合格)
S : 100～90点	F : 59点以下（再試験受験可）	D : 59点以下
A : 89～80点	T : 追試験受験可	E : 未受験
B : 79～70点	Z : 追・再試験の受験資格なし	
C : 69～60点		

- (3) 成績表には、学習成果を総合的に推し量る指標 GPA (Grade Point Average) を表記している。

詳細については、Web 履修登録画面にて確認すること。

- (4) 成績についての疑問、質問等は成績表交付日のみ受け付けるので、学部事務室に問合わせること。
- (5) 事故、病気等により指定日に成績表の交付を受けられない場合は、代理人を定め、成績表の交付を受けること。その場合、代理人は学生証および委任状を持参すること。

観光学部
ウェルネスツーリズム学科
履修の手引と手続き

観光学部 ウェルネスツーリズム学科

履修の手引と手続き

<小 目>

I	授業科目について	250
II	授業科目の単位と認定	250
III	卒業に必要な単位について	250
IV	3年次への進級条件及び各学年における標準的な修得単位	251
V	授業科目の学年配当と履修すべき単位数	254
1.	基礎科目群	254
2.	専門基礎・関連科目群	257
3.	専門科目群	257
VI	履修申請について	261
VII	正規の履修からはずれる場合	261
VIII	試験について	262
IX	成績発表	263

履修の手引と手続き

I 授業科目について

観光学部ウェルネスツーリズム学科における授業科目は、基礎科目群Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、専門基礎・関連科目群、専門科目群Ⅰ・Ⅱ・Ⅲから構成されている。

II 授業科目の単位と認定

本学部では単位制を採用している。単位制とは、ひとつひとつの授業科目に一定の基準により定められた単位があり、履修した授業科目に対して、試験もしくはその他の方法により学習評価をしたうえで、その単位を認定する制度である。

単位の認定は、S・A・B・Cの4段階評価により行い、D・E・F・T・Zの評価は単位を認定しないものとする。

III 卒業に必要な単位について

卒業に必要な単位数は、次の表に示すとおりである。

系列	学科	ウェルネスツーリズム学科	
		最低修得単位数	
		英語を集中的に履修する場合	第二外国語を集中的に履修する場合
基礎科目群Ⅰ（外国語・日本語）		18	14
基礎科目群Ⅱ（観光情報・リスクマネジメント）		4	4
基礎科目群Ⅲ（コミュニケーション）		4	4
専門基礎・関連科目群		12	12
専門科目群Ⅰ（ウェルネス観光・国際観光・地域観光・観光経営）		28	28
専門科目群Ⅱ（キャリア形成）		16	16
専門科目群Ⅲ（プロジェクト・ゼミナール）		12	12
各科目群に指定された最低修得単位数以外に、上記の科目群から選択必修		30	34
計		124	

V 3年次への進級条件及び各学年における標準的な修得単位

3年次に進級するためには、「キャリア形成演習Ⅰ・Ⅱ」及び1年次の必修科目を含め合計で36単位以上修得しなければならない。そのためには、以下の履修モデルを参照して慎重に履修計画をたてる必要がある。

また、年間の履修登録については、原則50単位未満とすること。ただし、以下の項目に該当する場合は履修上限単位数を超えて履修することができる。

- (1) 編転入または転部科生については、履修上限単位数を超えて履修することを認めがある。
- (2) JEAP 留学生（短期語学研修含む）等、大学が教育上適当と認める場合は、履修上限単位数を超えて履修することを認めがある。

1. 履修モデル A

(英語圏に留学し、ホテル志望の場合)

	1年次	2年次	3年次	4年次
基礎科目群 I (外国語・日本語) 必修科目を含み18単位以上選択必修	Fundamentals of English I ② Oral Fluency I ② English for Tourism I ② TOEIC for Careers 400 I ② TOEIC for Careers 400 II ②	Fundamentals of English II ② Oral Fluency II ② TOEIC for Careers 600 I ② English for Tourism II ②	TOEIC for Careers 600 II ②	TOEIC for Careers 800 ②
基礎科目群 II (観光情報・リスクマネジメント) 必修科目を含み4単位以上選択必修	観光情報アプリケーション② リスクマネジメント I ②	情報と社会②		
基礎科目群 III (コミュニケーション) 必修科目を含み4単位以上選択必修	ホスピタリティ サービス I ② ホスピタリティ サービス II ②	ビジネス プレゼンテーション② ビジネスマナー②		
専門基礎・関連科目群 必修科目を含み12単位以上選択必修	観光概論④ 日本地誌② ウェルネス概論② ケア論②	簿記② 世界地誌② 日本の伝統文化② 観光関連法制②	経営学入門② ジェンダーと観光②	
専門科目群 I (ウェルネス観光・国際観光・地域観光・観光経営) 必修科目を含み28単位以上選択必修		国際観光 I (国際観光概説) ② 観光経営 I (サービス経営・マーケティング) ④	ウェルネス観光 I (ヘルス・セラピーツーリズム) ④ ウェルネス観光 II (ユニバーサルツーリズム) ② 地域観光 I (地域概論) ② 地域観光 IV (鴨川・千葉) ② 国際観光 III (欧米研究) ② 観光ビジネス研究 II (宿泊業) ④	ウェルネス観光 V (温泉観光学) ② 国際観光 IV (食文化) ② 観光経営 III (経営戦略) ② 観光ビジネス研究 IV (イベント・コンベンション) ②
専門科目群 II (キャリア形成) 必修科目を含み16単位以上選択必修	キャリア形成演習 I ② 観光実務基礎④ 旅行業務演習④	キャリア形成演習 II ② 観光企業研究②	インターンシップ I ② 海外研修 I ② サービス介助演習② 観光ビジネス特別講座②	インターンシップ II ②
専門科目群 III (プロジェクト・ゼミナール) 必修科目を含み12単位以上選択必修		観光プロジェクト I ④	観光ゼミナール I ② 基礎演習 II ②	観光ゼミナール II (卒業論文・卒業研究) ④
年次単位数	38	36	34	16
累積単位数	38	74	108	124

2. 履修モデルB

(韓国・ハンガリーで研修し、旅行業志望の場合)

	1年次	2年次	3年次	4年次
基礎科目群I (外国语・日本語) 必修科目を含み14単位以上選択必修	Fundamentals of English I (2) Oral Fluency I (2) 韓国語 I A (2) 韓国語 I B (2)	韓国語 II A (2) 韓国語 II B (2)	韓国語 III (2)	TOEIC for Careers 600 I (2) 韓国語 IV (2)
基礎科目群II (観光情報・ リスクマネジメント) 必修科目を含み4単位以上選択必修	観光情報アプリケーション (2) 観光メディア論 (2) リスクマネジメント I (2)	情報と社会 (2) リスクマネジメント II (2)		
基礎科目群III (コミュニケーション) 必修科目を含み4単位以上選択必修	ホスピタリティ サービス I (2) ホスピタリティ サービス II (2)	ビジネス プレゼンテーション (2) ビジネススマナー (2)		
専門基礎・関連科目群 必修科目を含み12単位以上選択必修	観光概論 (4) 日本地誌 (2) ウェルネス概論 (2)	簿記 (2) 世界地誌 (2) 観光調査・統計 (2)	経営学入門 (2)	
専門科目群I (ウェルネス観光・国際観光・地域観光・観光経営) 必修科目を含み28単位以上選択必修		ウェルネス観光 I (ヘルス・セラピーツーリズム) (4) 地域観光 I (地域概論) (2)	国際観光 I (国際観光概説) (2) 観光経営 I (サービス経営・マーケティング) (4) 観光経営 II (会計) (2) 観光ビジネス研究 III (エアライン) (2) 観光ビジネス研究 I (旅行業) (2) 観光経営 II (経営戦略) (2) 地域観光 II (観光まちづくり) (4) ウェルネス観光 III (エコツーリズム) (2)	国際観光 V (国際日本学) (2) 地域観光 IV (鴨川・千葉) (2) 国際観光特別講座 II (2)
専門科目群II (キャリア形成) 必修科目を含み16単位以上選択必修	キャリア形成演習 I (2) 観光実務基礎 (4) 旅行業務演習 (4) 観光企業研究 (2)	キャリア形成演習 II (2) 添乗実務演習 (2) 海外研修 I (2)	インターンシップ I (2) 海外研修 II (2) サービス介助演習 (2) 観光ビジネス特別講座 (2)	公益事業研究 (2)
専門科目群III (プロジェクト・ゼミナール) 必修科目を含み12単位以上選択必修		基礎演習 I (2) 観光プロジェクト I (4)	観光ゼミナール I (2)	観光ゼミナール II (卒業論文・卒業研究) (4)
年次単位数	38	36	34	16
累積単位数	38	74	108	124

V 授業科目の学年配当と履修すべき単位数

1. 基礎科目群

基礎科目群は、Ⅰ（外国語・日本語）、Ⅱ（観光情報・リスクマネジメント）、Ⅲ（コミュニケーション）の3つの科目群からなる。それらの各科目群のうちから「Ⅲ. 卒業に必要な単位について」(P.236)に示した所定の単位以上を修得しなければならない。

(1) 基礎科目群Ⅰ（外国語・日本語）

基礎科目群Ⅰは、グローバル化時代の到来とともに、近い将来やってくると予想される大交流時代に向けて、英語に加えてスペイン語、中国語、韓国語、ハンガリー語の語学能力向上をはかる科目群である。

※ 単位数に○を付してある科目は必修科目

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
基礎科目群Ⅰ (外国語・日本語)	Fundamentals of English I	②				18単位 (14単位)	「基礎科目群Ⅰ（外国語・日本語）」の中より、必修科目を含み18単位以上選択必修。ただし第二外国語科目を履修する場合は、1か国語4科目8単位を必修とし、必修科目を含み14単位以上選択必修。
	Fundamentals of English II		2				
	Oral Fluency I	②					
	Oral Fluency II		2				
	English for Tourism I	2					
	English for Tourism II		2				
	English for Tourism III			2			
	TOEIC for Careers 400 I	2					
	TOEIC for Careers 400 II	2					
	TOEIC for Careers 600 I			2			
	TOEIC for Careers 600 II			2			
	TOEIC for Careers 800			2			
	日本語ⅠA		2				
	日本語ⅠB		2				
	日本語ⅡA		2				
	日本語ⅡB		2				
	日本語Ⅲ		2				
	日本語Ⅳ		2				
	観光日本語ⅠA		2				
	観光日本語ⅠB		2				

系 列	授 業 科 目	年次および単位数				最 低 修 得 単 位 数	備 考
		1 年	2 年	3 年	4 年		
基礎科目群 I (外 国 語 ・ 日 本 語)	日本語検定試験演習 I		2				
	日本語検定試験演習 II		2				
	スペイン語 I A	2					
	スペイン語 I B	2					
	スペイン語 II A		2				
	スペイン語 II B		2				
	中国語 I A	2					
	中国語 I B	2					
	中国語 II A		2				
	中国語 II B		2				
	中国語 III				2		
	韓国語 I A	2					
	韓国語 I B	2					
	韓国語 II A		2				
	韓国語 II B		2				
	韓国語 III				2		
	ハンガリー語 I A	2					
	ハンガリー語 I B	2					
	ハンガリー語 II A		2				
	ハンガリー語 II B		2				
	ハンガリー語 III				2		

〔備考〕

- (1) 基礎科目群 I では、第一外国語として英語および第二外国語を学ぶ。うち、Fundamentals of English I, Oral Fluency I は必修科目である。
- (2) Fundamentals of English II, Oral Fluency II を履修するためには、それぞれの I の単位を修得していかなければならない。同様に English for Tourism II を履修するためには、その I の単位を修得していかなければならない。
- (3) スペイン語、中国語、韓国語、ハンガリー語のそれぞれにおいて、I B を履修するためには I A を、II A を履修するためには I B の単位を修得していかなければならない。同様に II B を履修するためには II A を、III を履修するには II B を修得していかなくてはならない。

(2) 基礎科目群Ⅱ（観光情報・リスクマネジメント）

基礎科目群Ⅱは、新しい時代の観光テクノロジストに不可欠な「情報と社会」「観光情報アプリケーション」「観光メディア論」などによって情報・メディアリテラシーについて学ぶ科目群である。加えて、ツーリズム産業に不可欠な「リスクマネジメント」についても学ぶことができるよう科目配置している。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
基礎科目群Ⅱ（観光情報・リスクマネジメント）	情報と社会	2				4 単位	「基礎科目群Ⅱ（観光情報・リスクマネジメント）」の中より、必修科目を含み4単位以上選択必修。
	観光情報アプリケーション	(2)					
	観光メディア論	2					
	観光メディア制作		2				
	リスクマネジメントⅠ	(2)					
	リスクマネジメントⅡ		2				

(3) 基礎科目群Ⅲ（コミュニケーション）

基礎科目群Ⅲは、あらゆる職業領域において必要不可欠なマナーやプレゼンテーションを学び、その基盤としてのコミュニケーションの基礎およびサービスの基礎について学ぶ科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
基礎科目群Ⅲ（コミュニケーション）	ビジネスプレゼンテーション		2			4 単位	「基礎科目群Ⅲ（コミュニケーション）」の中より、必修科目を含み4単位以上選択必修。
	ビジネスマナー		2				
	ホスピタリティサービスⅠ	(2)					
	ホスピタリティサービスⅡ		2				

2. 専門基礎・関連科目群

専門基礎・関連科目群は、心身の健康と豊かさに関する体験や学習を重視するウェルネスマインドを学び、サービス業としての観光に不可欠なホスピタリティマインドおよび関連基礎科目を学ぶための科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門基礎・関連科目群	観光概論	(4)				12単位	「専門基礎・関連科目群」の中より、必修科目を含み12単位以上選択必修。
	ウェルネス概論	(2)					
	日本地誌	(2)					
	世界地誌		(2)				
	簿記	2					
	観光関連法制	2					
	企画・構想力概論	2					
	観光心理学	2					
	ジェンダーと観光	2					
	ケア論	2					
	日本の伝統文化	2					
	経営学入門	2					
	経済学入門	2					
	観光調査・統計	2					
	観光地理学	2					
	観光文化論	2					

3. 専門科目群

専門科目群は、「専門科目群Ⅰ（ウェルネス観光・国際観光・地域観光・観光経営）」、「専門科目群Ⅱ（キャリア形成）」と「専門科目群Ⅲ（プロジェクト・ゼミナール）」の3分野からなり、テーマ別実務教育、資格取得教育、フィールド教育、プロジェクト教育、ゼミナールなどを大きな柱としている。

(1) 専門科目群Ⅰ（ウェルネス観光・国際観光・地域観光・観光経営）

専門科目群Ⅰは、ウェルネス観光、国際観光、地域観光、観光経営という観光学の4つの主要領域を学ぶ科目群である。

ウェルネス観光領域では、「ウェルネス観光Ⅰ～V」で、ヘルス・セラピーツーリズム、ユニバーサルツーリズム、エコツーリズム、スポーツツーリズム、温泉観光学を学ぶ。

国際観光領域では、「国際観光Ⅰ～V」で国際観光概説、アジア研究、欧米研究、食文

化、国際日本学に加え、国際観光特別講座Ⅰ・Ⅱで、ハワイ大学マノア校やハンガリーのセント・イシュトヴァン大学等の海外提携大学とインターネット回線を使った遠隔授業を行う。

地域観光領域では、「地域観光Ⅰ～V」において、地域概論、観光まちづくり、地域資源論、鴨川・千葉、日本について学ぶ。

観光経営領域では、「観光経営Ⅰ～Ⅲ」で、観光経営学のなかのサービス経営、マーケティング、会計、経営戦略について学ぶ。また、観光ビジネス研究Ⅰ～Ⅳでは、旅行業、宿泊業、エアライン、イベント・コンベンションなどの各業種の業務の詳細について学ぶ。

(2) 専門科目群Ⅱ（キャリア形成）

専門科目群Ⅱでは、「キャリア形成演習Ⅰ・Ⅱ」で授業への適応から就職活動に必要な文書法やビジネスマナーについて学び、「観光実務基礎」で地元鴨川での実務体験をし、インターンシップⅠ（国内）・Ⅱ（海外）の職業体験につなげる。

また、「旅行業務演習」「添乗実務演習」「サービス介助演習」「エコ・スポーツリーダー演習」等で、観光分野に必要な実務力を養い、資格を取得する。

加えて、「留学プランニング」で、自らの海外体験の計画を立て、留学や研修、インターンシップにつなげる。

さらに、「観光企業研究」「公益事業研究」等で様々な官民の業種を事例的に研究し、観光業の枢要について学ぶ。

(3) 専門科目群Ⅲ（プロジェクト・ゼミナール）

専門科目群Ⅲでは、プロジェクト教育の徹底と各専門分野の追究のために設けられた科目群である。

「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」で、テーマ学習の基礎を学び、「ダイレクテッドリーディング」で専門書の読み方を学ぶ。「観光プロジェクトⅠ・Ⅱ」は、地域密着型のプロジェクトに参加しつつ学ぶものであり、将来各地に根づいてまちづくりを行いたい場合に有用な科目である。

「観光ゼミナールⅠ・Ⅱ」では、一貫して自己のテーマを研究し、Ⅱでは卒業論文・卒業研究を行う。

系 列	授 業 科 目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考		
		1年	2年	3年	4年				
専 門 科 目 群 I (ウ エ ル ネ ス 観 光 ・ 国 際 観 光 ・ 地 域 観 光 ・ 觀 光 經 營)	ウェルネス観光 I (ヘルス・セラピーツーリズム)		(4)				専門科目群 I (ウェルネス・国際・地域観光・観光経営)では、必修を含めて28単位以上選択必修。 28単位		
	ウェルネス観光 II (ユニバーサルツーリズム)			2					
	ウェルネス観光 III (エコツーリズム)		2						
	ウェルネス観光 IV (スポーツツーリズム)	2							
	ウェルネス観光 V (温泉観光学)			2					
	国際観光 I (国際観光概説)		(2)						
	国際観光 II (アジア研究)			2					
	国際観光 III (欧米研究)			2					
	国際観光 IV (食文化)			2					
	国際観光 V (国際日本学)			2					
	国際観光特別講座 I	2							
	国際観光特別講座 II	2							
	地域観光 I (地域概論)		(2)						
	地域観光 II (観光まちづくり)			4					
	地域観光 III (地域資源論)			2					
	地域観光 IV (鴨川・千葉)		2						
	地域観光 V (日本)		2						
	観光経営 I (サービス経営・マーケティング)		(4)						
	観光経営 II (会計)			2					
	観光経営 III (経営戦略)			2					
	観光ビジネス研究 I (旅行業)		4						
	観光ビジネス研究 II (宿泊業)		4						
	観光ビジネス研究 III (エアライン)		4						
	観光ビジネス研究 IV (イベント・コンベンション)			2					

系 列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群II (キャリア形成)	キャリア形成演習I	(2)				16単位	「専門科目群II(キャリア形成)」の中より、必修科目を含み16単位以上選択必修。
	キャリア形成演習II		(2)				
	観光実務基礎	(4)					
	旅行業務演習	4					
	観光企業研究	2					
	添乗実務演習	2					
	サービス介助演習		2				
	エコ・スポーツリーダー演習	2					
	留学プランニング	2					
	国内研修	2					
	海外研修I	2					
	海外研修II	2					
	インターンシップI(国内)		2				
	インターンシップII(海外)		2				
	公益事業研究			2			
	観光ビジネス特別講座	2					

系 列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群III (プロジェクト・ゼミナール)	基礎演習I	2				12単位	「専門科目群III(プロジェクト・ゼミナール)」の中から必修を含み12単位以上選択必修。
	基礎演習II	2					
	ダイレクテッドリーディング	2					
	観光プロジェクトI		(4)				
	観光プロジェクトII			4			
	観光ゼミナールI				(2)		
	観光ゼミナールII (卒業論文・卒業研究)				(4)		

VI 履修申請について

各年次において履修しようとする授業科目は、毎学期の初めの指定された期日に、所定の方法（オリエンテーションで説明する）で履修申請をしなければならない。履修申請は、年間の受講計画をたて、単位を取得する意思表示をする学期初めの重要な手続きである。この履修申請手続きを間違えたために、授業科目の履修ができなくなり、その結果、進級はもとより卒業ができなくなる場合もあるので、以下に掲げる注意事項を厳守して、誤りのないように履修申請をすること。

- (1) 履修申請後は、授業科目および担当教員などの変更、追加、取消しなどがないよう、入力する前に授業時間割表に則してもう一度確認するなどの細心の注意を払うこと。なお、履修照合日が設けられているので間違いなく登録されているかどうかを必ず確認すること。
- (2) 履修申請をしていない授業科目は、受講しても単位は認められない。また修得した単位は分割することはできない。よって、授業科目の申請にあたっては進級や卒業に必要な単位の算定を慎重に行い、修得単位数が不足しないように万全を期すこと。
- (3) 同一学期の同一时限に2つ以上の授業科目を履修することはできない。
- (4) 一度単位を修得した授業科目は、再度履修することはできない。
- (5) Web 履修では、授業科目、コマ・コード番号など必要事項を正しく入力すること。入力上の誤りは申請自体が無効になるので十分注意すること。また、入力の際、PC の前で長時間考えているとタイムアウトになる可能性があるので、予め登録する講義、時間割の下書きを準備してから入力すること。なお、大学内に設置されている PC の台数は限られているので、Web 履修のために長時間占有しないこと。
- (6) コマ・コード番号とは、時間割表に授業科目と共に記載されている番号で、その时限の授業科目に固有の番号である。
- (7) 指定された期日までに履修申請を怠った場合は、学業の意思なしとみなされて、退学処分となるので入力期限を厳守すること。
- (8) 副専攻や留学等、履修についての質問は、それぞれのアドバイザーもしくは、学部事務室に相談すること。

VII 正規の履修からはずれる場合

1. 再 履 修

履修申請をして単位が取得できなかった授業科目については、次年度または次学期において再び履修することができる。

2. 規定外履修

該当するクラスの授業時間以外のクラスで受講せざるを得ない場合は、アドバイザーと相談の上、必ず観光学部事務室に申し出ること。ただし1年次生の規定外履修は原則として認めない。

VIII 試験について

1. 定期試験および臨時試験

- (1) 試験は、定期試験と臨時試験があり、定期試験は原則として学期末または学年末に行い、臨時試験は担当教員の判断により適宜行われる。
- (2) いずれの授業科目も授業時数の1/3以上欠席した場合には、原則として当該授業科目の受験資格を失う。ただし、病気または正当な理由により長期欠席の場合には、特別に配慮されることがある。
- (3) 試験の時間割は掲示により連絡する。
- (4) 授業科目によって論文（レポート）提出によって試験に代える場合がある。

2. 追試験

- (1) 追試験は、やむを得ない事情によって定期試験を受験できなかった者に対し、原則として学期末または学年末に実施する。
- (2) 追試験を希望する者は、正当な事由を証明する書面をもって速やかに授業担当教員に届け出ること。
- (3) 追試験は、成績表の当該科目に「T」の表示がなされた場合に限って受験することができる。

なお、追試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。

- (4) 追試験を受験しようとする者は、「追試験受験願」を観光学部事務室に提出しなければならない。

なお、追試験の受験料は、1科目につき200円である。

3. 再試験

- (1) 再試験は、原則として学期末または学年末に実施する。ただし、授業科目によっては再試験を行わない場合もある。
- (2) 定期試験の結果、不合格（この場合成績表の当該科目に「F」の表示がなされる）となった授業科目のある者は、当該授業科目の担当教員が再試験を行なう場合、受験することができる。

なお、再試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。

- (3) 再試験の受験を許可された者は、「再試験受験願」を観光学部事務室に提出しなければならない。

なお、再試験の受験料は、1科目につき1,000円である。

4. 試験に関する注意

1. 通則

- (1) 試験場内では、すべて監督者の指示に従わなければならない。なお、監督者の指示に従わない者には、退場を命ずることがある。
- (2) 試験場内では、筆記用具・持込みを許された資料以外のものは、すべて監督者の指定

する場所におかなければならない。

- (3) 受験者は学生証および受験許可証（追・再試験の場合）を、机の上の見やすい場所に提示しておかなければならない。
- (4) 試験開始から20分を経過した後は入室・受験を認めない。
- (5) 試験開始から25分を経過するまでは退場を認めない。なお、監督者が退場を命ずる場合はこの限りでない。
- (6) 受験者は、試験中監督者の許可を得ないで試験場を出てはならない。
- (7) 試験の行われる学期の授業料未納の者・授業時数の1/3以上欠席した者は、試験を受けることができない。
- (8) 病気・事故その他正当な事由によって受験できなかった者は、診断書・事故証明その他正当な事由を証明する書面を添えて、遅滞なく授業担当教員に届出なければならない。

2. 試験における不正行為の懲戒について

- (1) 不正行為をした者については、学則第68条により罰せられ、更に年度における当該授業科目的単位の認定を行なわない。
- (2) 不正行為のあった者の懲戒処分については、教授会において審議のうえ決定する。
- (3) 教授会の決定により処分が確定したときは、学長はその旨保証人を召喚して通知すると共に学内にこれを公示する。

IX 成績発表

- (1) 成績発表は、アドバイザーより本人に成績表を交付するので、観光学部事務室の指示に従って必ず交付を受けること。その際、学生証を提示すること。
なお、指定された期日以外には交付しない。
- (2) 成績の評価は次の記号で表わし、60点以上をもって単位修得（合格）とする。

(合 格)	(正規試験不合格)	(追・再試験不合格)
S : 100～90点	F : 59点以下（再試験受験可）	D : 59点以下
A : 89～80点	T : 追試験受験可	E : 未受験
B : 79～70点	Z : 追・再試験の受験資格なし	
C : 69～60点		
- (3) 成績表には、学習成果を総合的に推し量る指標 GPA (Grade Point Average) を表記している。
詳細については、Web 履修登録画面にて確認すること。
- (4) 成績についての疑問、質問等は成績表交付日のみ受け付けるので観光学部事務室窓口に問合せること。
- (5) 事故、病気等により指定日に成績表の交付を受けられない場合は、代理人を定め、成績表の交付を受けること。その場合は学生証および委任状を持参すること。

環境社会学部
環境社会学科
履修の手引と手続き

環境社会学部 環境社会学科

履修の手引と手続き

<小 目>

I	授業科目について	266
II	授業科目の単位と認定	266
III	卒業に必要な単位について	266
IV	3年次への進級条件及び各学年における標準的な修得単位	267
V	授業科目の学年配当と履修すべき単位数	269
1.	学科共通科目群 I	269
2.	基礎科目群	270
3.	専門科目群 I	271
4.	専門科目群 II	272
5.	専門関連科目群	273
6.	演習科目群	274
VI	リベラルアーツ&サイエンス科目群	275
VII	履修申請について	278
VIII	正規の履修からはずれる場合	278
IX	試験について	279
X	成績発表	280

履修の手引と手続き

I 授業科目について

環境社会学部環境社会学科における授業科目は、学科共通科目群Ⅰ、基礎科目群、専門科目群Ⅰ・Ⅱ、専門関連科目群及び演習科目群から構成されている。

II 授業科目の単位と認定

本学部では単位制が採用されている。単位制とは、ひとつひとつの授業科目に一定の基準により定められた単位があり、履修授業科目に対して、試験もしくは、その他の方法により学習評価をしたうえで、その単位を認定する制度である。

単位の認定は、S・A・B・C の4段階の評価により行い、D・E・F・T・Z の評価は単位を認定しないものとする。

III 卒業に必要な単位について

卒業に必要な単位は、次の表に示すとおりである。

系列	学部・学科	環境社会学部	環境社会学科
		単位数	
学科共通科目群Ⅰ（外国語・情報リテラシ）		12	
基礎科目群		12	
専門科目群Ⅰ		16	
専門科目群Ⅱ		16	
専門関連科目群		8	
演習科目群		12	
指定された各科目群より修得した科目以外に選択必修		48	
計		124	

IV 3年次への進級条件及び各学年における標準的な修得単位

3年次に進級するには、「キャリア形成演習Ⅰ・Ⅱ」及び1年次の必修科目を含めて36単位以上修得しなければならない。

各学年における授業科目および修得単位数の目安は、次の表に示すとおりである。

また、年間の履修登録については原則50単位未満とすること。ただし、以下の項目に該当する場合は履修上限単位数を超えて履修することができる。

- (1) 編転入または転部科生については、履修上限単位数を超えて履修することを認めがある。
- (2) JEAP 留学生（短期語学研修含む）等、大学が教育上適当と認める場合は、履修上限単位数を超えて履修することを認めがある。

学年	単位数の目安
1年次 修得単位数 40 単位	<p>学科共通科目群 I (外国語・情報リテラシ) Fundamentals of English I・Oral Fluency I … 2 科目 4 単位 (必修) 情報メディア論……1 科目 2 単位 (必修) コンピュータ基礎論……1 科目 2 単位 (必修)</p> <p>基礎科目群 社会学原論……1 科目 4 単位 (必修) 社会調査法……1 科目 2 単位 (必修)</p> <p>専門科目群 II ガーデニング実習 I …… 1 科目 2 単位 (必修)</p> <p>演習科目群 キャリア形成演習 I …… 1 科目 2 単位 (必修)</p> <p>※ 指定された各科目群より修得した科目以外に 22 単位</p>
2年次 修得単位数 40 単位	<p>学科共通科目群 I (外国語・情報リテラシ) Fundamentals of English II・Oral Fluency II … 2 科目 4 単位 (必修)</p> <p>専門科目群 I 循環型社会形成論……1 科目 2 単位 (必修) 地域福祉論……1 科目 4 単位 (必修) 現代社会と福祉……1 科目 4 単位 (必修)</p> <p>専門科目群 II 園芸論……1 科目 2 単位 (必修) 園芸療法論……1 科目 2 単位 (必修) ガーデニング概論……1 科目 2 単位 (必修) ガーデニング実習 II …… 1 科目 2 単位 (必修)</p> <p>専門関連科目群 ビジネスマナー……1 科目 2 単位 (必修)</p> <p>演習科目群 キャリア形成演習 II …… 1 科目 2 単位 (必修)</p> <p>※ 指定された各科目群より修得した科目以外に 14 単位</p>
3年次 修得単位数 34 単位	<p>専門科目群 II 園芸療法実習……1 科目 2 単位 (必修)</p> <p>演習科目群 キャリア形成演習 III …… 1 科目 2 単位 (必修)</p> <p>※ 指定された各科目群より修得した科目以外に 30 単位</p>
4年次 修得単位数 10 単位	<p>演習科目群 キャリア形成演習 IV …… 1 科目 2 単位 (必修)</p> <p>※ 指定された各科目群より修得した科目以外に 8 単位</p>
卒業修得単位数 124 単位	

V 授業科目の学年配当と履修すべき単位数

1. 学科共通科目群 I (外国語・情報リテラシ)

学科共通科目群 I は、「Ⅲ. 卒業に必要な単位について」で示された所定の単位数以上を修得するために、科目を履修し、卒業要件を満たさなければならない。

系 列	授業科目	年次および単位数				最低取得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
学科共通科目群 I (外 国 語 ・ 情 報 リ テ ラ シ)	Fundamentals of English I	(2)				12 単位	
	Oral Fluency I	(2)					
	Fundamentals of English II		(2)				
	Oral Fluency II		(2)				
	ビジネス英語 I			2			
	ビジネス英語 II			2			
	スペイン語 IA	2					
	スペイン語 IB	2					
	スペイン語 II		2				
	中国語 IA	2					
	中国語 IB	2					
	中国語 II		2				
	韓国語 IA	2					
	韓国語 IB	2					
	韓国語 II		2				
	ハンガリー語 IA	2					
	ハンガリー語 IB	2					
	ハンガリー語 II		2				
	情報メディア論	(2)					
	コンピュータ基礎論	(2)					
	コンピュータ応用論	2					

[備考]

- (1) 学科共通科目群 I では、第一外国語として英語を学ぶ。うち、Fundamentals of English I・II, Oral Fluency I・IIは必修科目である。
- (2) Fundamentals of English II, Oral Fluency IIを履修するためには履修前提条件として、それぞれ I を修得していかなければならない。
- (3) 第二外国語において IB を履修するには IA を修得していかなければならない。

2. 基礎科目群

基礎科目群は、社会学および環境社会学を学び、専門科目につながる基礎知識の習得をめざす科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低取得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
基礎科目群	社会学原論	(4)				12 単位	
	社会学史	2					
	社会調査法	(2)					
	社会調査実習		2				
	環境社会学	4					
	現代社会と法	2					
	ジェンダーと社会	2					
	地域環境論	4					
	環境関連法	2					
	生活の科学史	2					
	社会と衛生	2					
	世界の食糧事情	2					
	環境政策論		2				
	環境教育論		2				

3. 専門科目群 I

専門科目群 I は、地域社会や福祉社会について学び、地域の人々の暮らしなど、主に社会環境の観点から環境専門家に必要な知識・技術を習得するための科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低取得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群 I	循環型社会形成論		(2)			16 単位	
	地域開発と国際協力		2				
	地域ボランティア論		2				
	地域食文化論		2				
	地域福祉論		(4)				
	現代社会と福祉		(4)				
	高齢者福祉		4				
	障がい者福祉		4				
	子ども家庭福祉		4				
	高齢者の心理			2			
	身体障がい者の心理			2			
	福祉まちづくり論		2				
	介護理論			2			
	芸術療法			2			
	生涯スポーツ概論		2				

4. 専門科目群Ⅱ

専門科目群Ⅱは、環境保全や緑化・園芸技術について学び、自然との共生・緑の活用など、主に自然環境の観点から環境専門家に必要な知識・技術を習得するための科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低取得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群Ⅱ	里地里山保全論		2			16 単位	
	緑地まちづくり		2				
	環境生態学		4				
	園芸社会学		4				
	園芸論	(2)					
	屋上緑化		2				
	園芸療法論	(2)					
	園芸療法実習			(2)			
	ガーデニング概論	(2)					
	園芸植物病論		2				
	土壤・肥料論		2				
	ガーデニング実習Ⅰ	(2)					
	ガーデニング実習Ⅱ		(2)				
	育苗実習		2				
	家庭菜園		2				
	ハーブ園芸		2				
	エクステリア		2				

5. 専門関連科目群

専門関連科目群は、専門科目で学んだ知識を社会で幅広く活用するために、ビジネスの知識や関連業界で役立つ技能などを修得するための科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低取得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門 関連 科目 群	色彩の心理		2			8 単位	
	香りの心理		2				
	アロマテラピー			4			
	食とサブリメント			2			
	薬草薬膳				2		
	看護学			2			
	救急法			1			
	エコビジネス				2		
	アグリビジネス				2		
	フードビジネス				2		
	メニュープランニング				2		
	ビジネスマナー		(2)				
	ビジネスプレゼンテーション				2		

6. 演習科目群

演習科目群は、フィールド教育（学外研修、インターンシップ）、プロジェクト研究、キャリア形成演習からなる実践・体験を通じて社会で活躍する力を養うための科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低取得単位数	備考		
		1年	2年	3年	4年				
演習科目群	キャリア形成演習Ⅰ	(2)				12 単位			
	キャリア形成演習Ⅱ		(2)						
	キャリア形成演習Ⅲ			(2)					
	キャリア形成演習Ⅳ				(2)				
	環境社会国内研修	2							
	環境社会海外研修	2							
	インターンシップ			2					
	環境社会プロジェクト研究 a	2							
	環境社会プロジェクト研究 b			2					
	環境社会プロジェクト研究 c (卒業研究指導を含む)				2				

VI リベラルアーツ & サイエンス科目群

リベラルアーツ & サイエンス (LAS) センターは、本学の建学の精神に基づく人格形成、幅広い教養や知識の習得、専門分野での学業に役立つ問題意識の育成、社会人として求められる基礎能力の向上等を主たる目標として掲げています。

学生の皆さんにも、こうした問題意識をもって科目履修をしてもらうために、学部・学科ですでに開講している科目を“人格形成領域”“一般教養領域”“基礎能力領域”という3領域に大きく分けて整理し直し、「リベラルアーツ & サイエンス科目群」として特別に提示しています。各々の領域は、

人格形成領域：「地球と環境」「人間と思想」「国家と規範」「倫理と社会」「社会とジェンダー」
という5テーマ

一般教養領域：「人類のあゆみ」「文化のかたち」「社会と経済」「健康と福祉」という4テーマ

基礎能力領域：「非言語分野」「言語分野」「ビジネスマナー」「プレゼンテーション」という4
テーマ

に分けてまとめてあります。いずれも、学生の皆さんのが就職して社会へ出る準備をするうえで重要とされるテーマです。

これらに加えて、LASセンターが特に力を入れたい分野・テーマについては独自の科目として開講し、さらに必要に応じて開講するサマースクール等も「総合基礎教養I～IV」として単位認定します。LASセンターが独自に開講するこれらの科目は、すべて1～4年次のいずれかで履修することができます。

「リベラルアーツ & サイエンス科目群」を履修して修得した単位は、30単位を限度として申請により、学部・学科の各科目群に振り替えることができます。「リベラルアーツ & サイエンス科目群」の履修や内容についての質問、学業に係わる相談等は、G1棟3階にあるLASセンターにて隨時受け付けています。

リベラルアーツ＆サイエンス科目群

領域	系 列	授業科目	年次および単位数				備 考
			1年	2年	3年	4年	
人 格 形 成 領 域	①地球と環境	生活と環境		2			
		現代の人間思想		2			
	②人間と思想	現代思想	2				
		国家と政治	2				
	③国家と規範	日本国憲法	2				
		法律学概論	2				
		政治学入門	2				
	④倫理と社会	倫理学概論		2			
		情報社会と情報倫理	2				
	⑤社会とジェンダー	女性学入門	2				
		ジェンダー論	2				
		女性学	2				
		男性学	2				
一 般 教 養 領 域	①人類のあゆみ	サルからヒトへ		2			
		日本の歴史 a	2				L A S 科目群か ら修得した単位 の中から 30 単 位を限度とし て、各科目群に 申請により振り 替えることがで きます。詳細に ついては、オリ エンテーション 時に説明しま す。
		日本の歴史 b	2				
		アメリカの歴史	2				
		韓国の歴史	2				
		中国の歴史	2				
		人類と科学技術の発達		2			
	②文化のかたち	文化人類学	2				
		日本文化論	2				
		アメリカ文化概論	2				
		日本美術		2			
		西洋美術		2			
	③社会と経済	社会学入門	2				
		経済事情	2				
		経済学入門	2				
		経済学の基礎	2				
		中国経済入門		2			
	④健康と福祉	心と身体の科学	2				
		健康維持と生活習慣		2			
基 礎 能 力 領 域	①非言語分野	基礎の数学	2				L A S 科目群か ら修得した単位 の中から 30 単 位を限度とし て、各科目群に 申請により振り 替えることがで きます。詳細に ついては、オリ エンテーション 時に説明しま す。
		線形代数学	2				
		統計学の基礎知識	2				
		総合基礎教養 I (非言語)		2			
		総合基礎教養 II (非言語)		2			
	②言語分野	日本語基礎表現法		2			
		総合基礎教養 III (言語)		2			
		総合基礎教養 IV (言語)		2			
	③ビジネスマナー	ビジネス入門	2				
		ビジネス基礎		2			
		ビジネスマナー ※		2			

領域	系 列	授業科目	年次および単位数				備 考
			1年	2年	3年	4年	
基礎能力領域	③ビジネスマナー	航空・空港キャリア概論 a	2				
		航空・空港キャリア概論 b	2				
	④プレゼンテーション	プレゼンテーション I		2			
		プレゼンテーション II		2			

※ 印は、環境社会学科の他の科目群に配当

VII 履修申請について

各年次において履修しようとする授業科目は、毎学期の初めの指定された期日に、所定の方法（オリエンテーションで説明する）で履修申請をしなければならない。履修申請は、年間の受講計画をたて、単位を取得する意思表示をする学期初めの重要な手続きである。この履修申請手続きを間違えたために、授業科目の履修ができなくなり、その結果進級はもとより、卒業ができない場合もあるので、以下に掲げる注意事項を厳守して、誤りのないように履修申請をすること。

- (1) 履修申請書提出後は、授業科目および担当教員などの変更、追加、取消しなどがないように、提出する前に授業時間割表に則してもう一度確認するなど、細心の注意を払うこと。
なお、履修照合日が設けられているので間違いなく登録されているかどうか確認すること。ただし、履修申請書の返還または照合には応じないので、必ず「学生控」をとっておくこと。
- (2) 履修申請をしていない授業科目は、受講しても単位は認められない。また修得した単位は分割することはできない。よって、授業科目の申請にあたっては進級や卒業に必要な単位の算定を慎重に行ない、修得単位数が不足しないよう万全を期すこと。
- (3) 同一学期の同一时限に2つ以上の授業科目を履修することはできない。もしもこのような重複する授業科目を履修申請書に記入した場合は、両科目とも登録無効になるので注意すること。
- (4) 一度単位を取得した授業科目は、再度履修することはできない。
- (5) 履修申請書には授業科目、コマ・コード番号など必要事項を正しく記入すること。記載上の誤りや不明瞭なものは申請自体が無効になるので十分注意すること。
- (6) コマ・コード番号とは、時間割表に授業科目と共に記入されている番号で、その时限の授業の授業科目に固有の番号である。
- (7) 指定された期日までに履修申請を怠った場合は、学業の意思なしとみなされて、退学処分となるので、提出期日を厳守すること。
- (8) 副専攻や留学等、履修についての質問は、それぞれのアドバイザーもしくは、学部事務室に相談すること。

VIII 正規の履修からはずれる場合

1. 再履修

履修申請をして単位が取得できなかった授業科目については、次年度または次学期において再び履修することができる。

2. 規定期外履修

該当するクラスの授業時間以外のクラスで受講せざるを得ない場合は、必ず学部事務室に相談すること。ただし1年次生の規定外履修は原則として認めない。

IX 試験について

1. 定期試験及び臨時試験

- (1) 試験は、定期試験と臨時試験があり、定期試験は原則として学期末あるいは学年末に行い、臨時試験は担当教員の判断により適宜行われる。
- (2) いずれの授業科目も授業時数の3分の1以上を欠席した場合には、原則として当該授業科目の受験資格を失う。ただし、病気または正当な理由により長期欠席の場合には、特別に配慮されることがある。
- (3) 試験の時間割は掲示により連絡する。
- (4) 授業科目によっては論文（レポート）提出によって試験に代える場合がある。

2. 追試験

- (1) 追試験は、やむを得ない事情によって定期試験を受験できなかった者に対し、原則として学期末または学年末に実施する。
- (2) 追試験を希望する者は、正当な事由を証明する書面もって速やかに授業担当教員に届け出ること。
- (3) 追試験は、成績表の当該科目にTの表示がなされた場合に限って受験することができる。なお、追試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。
- (4) 追試験を受験しようとする者は、「追試験受験願」を学部事務室に提出しなければならない。なお、追試験の受験料は、1科目につき200円である

3. 再試験

- (1) 再試験は、原則として学期末または学年末に実施する。ただし、授業科目によっては再試験を行わない場合もある。
- (2) 定期試験の結果、不合格（この場合成績表の当該科目に「F」の表示がなされる）となつた授業科目のある者は、当該授業科目の担当教員が再試験を行う場合、受験することができる。
なお、再試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。
- (3) 再試験の受験を許可された者は、「再試験受験願」を学部事務室に提出しなければならない。なお、再試験の受験料は、1科目につき1,000円である。

4. 試験に関する注意

1. 通 則

- (1) 試験場内では、すべて監督者の指示に従わなければならない。なお、監督者の指示に従わない者には、退場を命ずることがある。
- (2) 試験場内では、筆記用具・持込みを許された資料以外のものは、すべて監督者の指定する場所におかなければならない。
- (3) 受験者は学生証および受験許可証（追・再試験の場合）を、机の上の見やすい場所に提示しておかなければならない。

- (4) 試験開始から20分を経過した後は入室・受験を認めない。
- (5) 試験開始から25分を経過するまでは退場を認めない。なお、監督者が退場を命ずる場合はこの限りではない。
- (6) 受験者は、試験中監督者の許可を得ないで試験場を出てはならない。
- (7) 試験の行われる学期の授業料未納の者・授業時数の1/3以上欠席した者は、試験を受けることができない。
- (8) 病気・事故その他正当な事由によって受験できなかった者は、診断書・事故証明その他正当な事由を証明する書面を添えて、遅滞なく授業担当教員に届出なければならない。

2. 試験における不正行為の懲戒について

- (1) 不正行為をした者については、学則第68条により罰せられ、更に年度における当該授業科目の単位の認定を行わない。
- (2) 不正行為のあった者の懲戒処分については、教授会において審議のうえ決定する。
- (3) 教授会の決定により処分が確定したときは、学長はその旨保証人を召喚して通知すると共に学内にこれを公示する。

X 成績発表

- (1) 成績発表は、アドバイザーより本人に成績表を交付することにより行うので学部事務室の指示に従って必ず交付を受けること。その際、学生証を提示すること。なお、指定された期日以外には交付しない。
- (2) 成績の評価は次の記号で表わし、60点以上をもって単位取得（合格）とする。

(合 格)	(正規試験不合格)	(追・再試験不合格)
S : 100～90点	F : 59点以下（再試験受験可）	D : 59点以下
A : 89～80点	T : 追試験受験可	E : 未受験
B : 79～70点	Z : 追・再試験の受験資格なし	
C : 69～60点		
- (3) 成績表には、学習成果を総合的に推し量る指標 GPA (Grade Point Average) を表記している。
詳細については、Web 履修登録画面にて確認すること。
- (4) 成績についての疑問、質問等は成績表交付日のみ受け付けるので学部事務室に問合せること。
- (5) 事故・病気等により指定日に成績表の交付を受けられない場合は、代理人を定め、成績表の交付を受けること。その場合は学生証および委任状を持参すること。

看護学部
看護学科
履修の手引と手続き

看護学部 看護学科

履修の手引と手続き

<小 目>

I 授業科目について	282
II 授業科目の単位と認定	282
III 卒業に必要な単位について	282
IV 看護師国家試験受験資格について	283
V 進級基準	283
VI 授業科目の学年配当と履修すべき単位数	284
1. 学科共通科目群	284
2. 基礎科目群	285
3. 専門基礎科目群	285
4. 専門科目群	287
5. 自由科目群	290
VII 履修申請について	290
VIII 正規の履修からはずれる場合	291
IX 試験について	291
X 成績発表	293

履修の手引と手続き

I 授業科目について

看護学部看護学科における授業科目は、学科共通科目群、基礎科目群、専門基礎科目群Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、専門科目群Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及び自由科目群から構成されている。

なお、自由科目においては、主に国際関係及び教職に関する科目が準備されている。

II 授業科目の単位と認定

本学部では単位制を採用している。単位制とは、ひとつひとつの授業科目に一定の基準により定められた単位があり、履修した授業科目に対して、試験もしくはその他の方法により学習評価をしたうえで、その単位を認定する制度である。

単位の認定は、S・A・B・Cの4段階の評価により行い、D・E・F・T・Zの評価は単位を認定しないものとする。

III 卒業に必要な単位について

卒業に必要な単位は、次の表に示すとおりである。

ただし、自由科目は卒業に必要な単位には含めない。

系列	学科	看護学科
		単位数
学科共通科目群（国際性と情報リテラシーを身につける）		8
基礎科目群（人文・自然科学を学ぶ）		2
専門基礎科目群Ⅰ（いのち・福祉を学ぶ）		7
専門基礎科目群Ⅱ（医学を学ぶ）		16
専門基礎科目群Ⅲ（薬学を学ぶ）		6
専門科目群Ⅰ（基礎看護学）		13
専門科目群Ⅱ	(成人・老年看護学)	40
	(母性・小児看護学)	
	(精神看護学)	
専門科目群Ⅲ（地域看護学：在宅・公衆衛生看護学）		9
専門科目群Ⅳ（看護の統合と実践）		10
指定された各科目群より修得した科目以外に学科共通科目群及び基礎科目群より選択必修		5
指定された各科目群より修得した科目以外に専門基礎科目群Ⅰ同Ⅱ及び同Ⅲより選択必修		10
計		126

IV 看護師国家試験受験資格について

本学部は、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法に基づく大学として認可を受けている。本学部の所定の単位を修得し、卒業することにより、看護師国家試験受験資格を得る。

V 進級基準

1. 各学年において、下記条件に該当する場合には進級できない。

- (1) 年間修得単位が30単位未満。
- (2) 各学年における専門基礎科目群及び専門科目群の必修講義科目が3科目以上未修得。
- (3) 各学年における必修実習科目が2科目以上未修得。

なお、単位未修得科目数は、下級学年の未修得科目も加算すること。

2. 年間の履修登録については原則50単位未満とすること。ただし、以下の項目に該当する場合は履修上限単位数を超えて履修することができる。

- (1) 教職課程等に係る自由科目や、JEAP 留学生（短期語学研修含む）等、大学が教育上適当と認める場合は、履修上限単位数を超えて履修することを認めることがある。

3. 進級に必要な専門基礎科目群及び専門科目群の必修科目

必修科目					
1年→2年		2年→3年		3年→4年	
科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
生命倫理学	2	保健医療福祉行政論	2	保健医療統計学	2
社会福祉原論	2	疾病治療学 I	2	成人看護方法論演習	2
人体の構造機能 I	2	疾病治療学 II	2	老年看護方法論演習	1
人体の構造機能 II	2	臨床薬理学	2	成人急性期看護学実習	3
臨床栄養学	2	臨床薬剤学 I	2	成人慢性期看護学実習	3
疫学	2	臨床薬物動態論	2	老年看護学実習 I	1
病原微生物学	2	基礎看護方法論 IV	2	老年看護学実習 II	3
看護学概論 I	1	基礎看護方法論 V	1	母性看護方法論	2
看護学概論 II	1	基礎看護学実習 II	2	小児看護方法論	2
基礎看護方法論 I	1	成人看護学概論	2	母性看護方法論演習	1
基礎看護方法論 II	2	成人看護方法論（急性期）	2	小児看護方法論演習	1
基礎看護方法論 III	2	成人看護方法論（慢性期）	2	母性看護学実習	2
基礎看護学実習 I	1	老年看護学概論	1	小児看護学実習	2
		老年看護方法論	2	精神看護方法論	2
		母性看護学概論	1	精神看護方法論演習	1
		小児看護学概論	1	精神看護学実習	2
		精神看護学概論	1	在宅看護方法論	2
		在宅看護学概論	1	在宅看護方法論演習	1
		公衆衛生看護学概論	2	在宅看護学実習	2
<科目数 13 科目>		公衆衛生看護学実習 I	1	看護倫理	1
				リスクマネジメント論	1
合計	22	<科目数 20 科目>	33	<科目数 21 科目>	37

VI 授業科目の学年配当と履修すべき単位数

1. 学科共通科目群（国際性と情報リテラシーを身につける）

学科共通科目群は、本学の教育特性としての国際的視野を持ち国際性を学ぶために外国語と文化基盤の理解をする科目を配置した科目群である。

※ 単位数に○を付してある科目は必修科目

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
学科共通科目群 （国際性と情報リテラシーを身につける）	Fundamentals of English I	(2)				8 単位	必修科目及び「中国語 IA」もしくは「韓国語 IA」のいずれか 2 単位を含み、8 単位以上選択必修。
	Oral Fluency I	(2)					
	Fundamentals of English II		2				
	Oral Fluency II		2				
	異文化理解	2					
	医療英語		2				
	中国語 IA		2				
	中国語 IB		2				
	韓国語 IA		2				
	韓国語 IB		2				
	言語表現と伝達	2					
	情報メディア論	2					
	コンピュータ基礎論	(2)					
	コンピュータ応用論	2					

〔備考〕

- （1）Fundamentals of English II, Oral Fluency II を履修するためには、それぞれ I を修得していかなければならない。

2. 基礎科目群（人文・自然科学を学ぶ）

保健医療でそのケアの対象となる“人間”を関係性と精神世界を中心として理解し“命”への限りない敬意を基盤とした人間関係の構築ができる能力を育成し、また、社会活動の理解と自然科学を理解することを目的とする科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
基礎科目群 （人文・自然科学を学ぶ）	基礎化学	1				2 単位	
	基礎物理	1					
	基礎生物	1					
	基礎数学	1					
	心理学	2					
	社会学	2					
	日本国憲法	2					
	宗教学概論	2					
	ジェンダーと社会		2				
	人間関係論	(2)					

3. 専門基礎科目群

（1）専門基礎科目群 I（いのち・福祉を学ぶ）

本学の福祉総合学部の専門的教育研究分野の知見、地域に密着した教育研究を活かし、保健医療福祉の制度政策の理解を深め、保健医療と福祉の連携に基づく看護ケアを展開できる基礎を学ぶ科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門基礎科目群 I （いのち・福祉を学ぶ）	生命倫理学	(2)				7 単位	
	死生学				2		
	地域ボランティア論				2		
	社会福祉原論	(2)					
	児童福祉論	1					
	高齢者福祉論		1				
	保健医療福祉行政論		(2)				
	生涯発達論		1				
	関係法規				(1)		

(2) 専門基礎科目群Ⅱ（医学を学ぶ）

科学的根拠に基づいた看護ケアを提供するための基盤を構築するための教科を配置した科目群である。人体のしくみを学ぶ基礎科学と、臨床医学の基礎的知識を習得する科目構成である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門基礎科目群Ⅱ （医学を学ぶ）	医学概論	2				16単位	
	人体の構造機能Ⅰ	(2)					
	人体の構造機能Ⅱ	(2)					
	疾病治療学Ⅰ		(2)				
	疾病治療学Ⅱ		(2)				
	臨床栄養学	(2)					
	疫学	(2)					
	病原微生物学	(2)					
	臨床生化学		2				
	臨床心理学	2					
	保健医療統計学			(2)			
	チーム医療論			2			

(3) 専門基礎科目群Ⅲ（薬学を学ぶ）

本学の薬学部の教育研究の知見を活かし、地域における服薬指導を担える看護職者の育成を目指して、薬物療法の基礎的知識から薬物療法管理に至るまでの看護ケアの基盤を作る薬学分野の関連科目を配置している科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門基礎科目群Ⅲ （薬学を学ぶ）	薬物療法管理論				2	6単位	
	臨床薬理学		(2)				
	医療薬剤学Ⅰ		(2)				
	医療薬剤学Ⅱ		2				
	臨床薬物動態論		(2)				
	医療ゲノム概論				2		
	医用工学概論	2					
	臨床免疫学	2					
	臨床治験学概論				2		

4. 専門科目群

(1) 専門科目群 I (基礎看護学)

ライフサイクルのすべての段階にある人の健康時から健康障害のあらゆる場面における看護を実践するための基盤となる看護基礎理論と看護技術を学ぶ科目を配置している科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群I (基礎看護学)	看護学概論 I	(1)				13単位	
	看護学概論 II	(1)					
	基礎看護方法論 I	(1)					
	基礎看護方法論 II	(2)					
	基礎看護方法論 III	(2)					
	基礎看護方法論 IV		(2)				
	基礎看護方法論 V		(1)				
	基礎看護学実習 I	(1)					
	基礎看護学実習 II		(2)				

(2) 専門科目群 II (成人・老年看護学) (母性・小児看護学) (精神看護学)

ライフサイクルに伴う特徴的な健康問題に対する看護の役割機能および対象に応じた看護援助の基本を習得する必修科目として「成人看護学」、「老年看護学」、「母性看護学」、「小児看護学」、「精神看護学」の5つの領域で構成する。

いずれの看護学も「概論」で、各領域で学習する看護の特徴や課題、裏づけとなる基礎理論を概観し、各論となる「方法論」でそれぞれの領域に応じた看護援助・健康支援について学習する。また、方法論で学んだ知識をもとに「演習」を行い、看護実践に必要な技術の習得をはかり、事例展開をおこなうという段階を経て、臨地での「実習」に臨むという順序性のある学習展開ができるよう科目を配置している科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群II (成人・老年看護学)	成人看護学概論		(2)			40単位	
	成人看護方法論（急性期）		(2)				
	成人看護方法論（慢性期）		(2)				
	成人看護方法論演習			(2)			
	成人急性期看護学実習				(3)		
	成人慢性期看護学実習				(3)		
	老年看護学概論		(1)				
	老年看護方法論		(2)				
	老年看護方法論演習			(1)			
	老年看護学実習 I				(1)		
	老年看護学実習 II				(3)		

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群Ⅱ	母性看護学概論		(1)			40単位	
	母性看護方法論			(2)			
	母性看護方法論演習			(1)			
	母性看護学実習				(2)		
	小児看護学概論		(1)				
	小児看護方法論			(2)			
	小児看護方法論演習			(1)			
	小児看護学実習				(2)		
	精神看護学概論		(1)				
	精神看護方法論			(2)			

(3) 専門科目群Ⅲ（地域看護学：在宅・公衆衛生看護学）

地域社会で暮らす人々の健康問題に焦点をあてた「地域看護学」の領域は、在宅看護学と公衆衛生看護学から構成している。

保健師の資格取得を目指す学生のために地域の人たちの健康の保持・増進をはかる教育指導や学校保健、産業保健等々、保健師活動に関わる知識・技術を習得するための科目も配置している科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群Ⅲ (地域看護学：在宅・公衆衛生看護学)	在宅看護学概論		(1)			9単位	
	在宅看護方法論			(2)			
	在宅看護方法論演習			(1)			
	在宅看護学実習			(2)			
	公衆衛生看護学概論		(2)				
	公衆衛生看護方法論Ⅰ (健康相談と健康教育)		2				
	公衆衛生看護方法論Ⅱ (公衆衛生管理論)				2		
	公衆衛生看護方法論Ⅲ (地区診断)				2		
	公衆衛生看護方法論演習Ⅰ (健康教育論演習)			2			
	公衆衛生看護方法論演習Ⅱ (地区診断演習)				2		

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群III <small>(地域看護学・在宅・公衆衛生看護学)</small>	公衆衛生看護活動論 I (学校保健)			2		9単位	
	公衆衛生看護活動論 II (産業保健)			2			
	公衆衛生看護学実習 I		①				
	公衆衛生看護学実習 II				2		
	公衆衛生看護学実習 III				2		

(4) 専門科目群IV（看護の統合と実践）

看護の統合をはかる応用看護学として、専門科目群I～同IIIで学習した知識・技術を統合し発展させるための基礎的能力を高めることを意図したカリキュラム構成となっている科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群IV <small>(看護の統合と実践)</small>	看護倫理			①		10単位	「専門科目群IV」の中より、必修科目を含み10単位以上選択必修。
	災害看護				1		
	災害看護演習				1		
	終末期看護論			2			
	感染看護			2			
	国際看護				1		
	リスクマネジメント論			①			
	看護研究方法論				①		
	総合看護学演習				①		
	プロジェクト教育				①		
	卒業研究				1		
	フィールド教育・インターンシップ				②		

5. 自由科目群

国際関連のニーズを具現化するための科目として配置している科目群である。

なお、自由科目は卒業単位に算入されない。

系 列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位 数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
自由 科 目 群	国際ボランティア論				2		
	国際交流論	2					
	国際協力論	2					
	国際交流・協力実践		2				
	NGO・NPO 入門				2		
	養護概説		2				
	教職論	2					
	教育原理		2				
	教育心理学		2				
	教育課程論	2					
	教育制度		2				
	道徳教育の理論と方法	2					
	教育方法論		2				
	特別活動論		2				
	生徒指導		2				
	教育相談（カウンセリングを含む）			2			
	養護実習（事前及び事後指導を含む）				5		
	教育実践演習（養護）				2		

VII 履修申請について

各年次において履修しようとする授業科目は、毎学期の初めの指定された期日に、所定の方法（オリエンテーションで説明する）で履修申請をしなければならない。履修申請は、年間の受講計画をたて、単位を取得する意思表示をする学期初めの重要な手続きである。この履修申請手続きを間違えたために、授業科目の履修ができなくなり、その結果、進級はもとより卒業ができない場合もあるので、以下に掲げる注意事項を厳守して、誤りのないように履修申請をすること。

- (1) 履修申請後は、授業科目および担当教員などの変更、追加、取消しなどがないよう、入力する前に授業時間割表に則してもう一度確認するなどの細心の注意を払うこと。なお、履修照合日が設けられているので間違いなく登録されているかどうかを必ず確認すること。

- (2) 履修申請をしていない授業科目は、受講しても単位は認められない。また修得した単位は分割することはできない。よって、授業科目の申請にあたっては進級や卒業に必要な単位の算定を慎重に行い、修得単位数が不足しないように万全を期すこと。
- (3) 同一学期の同一时限に2つ以上の授業科目を履修することはできない。
- (4) 一度単位を修得した授業科目は、再度履修することはできない。
- (5) Web 履修では、授業科目、コマ・コード番号など必要事項を正しく入力すること。入力上の誤りは申請自体が無効になるので十分注意すること。また、入力の際、PC の前で長時間考えているとタイムアウトになる可能性があるので、予め登録する講義、時間割の下書きを準備してから入力すること。なお、大学内に設置されている PC の台数は限られているので、Web 履修のために長時間占有しないこと
- (6) コマ・コード番号とは、時間割表に授業科目と共に記載されている番号で、その时限の授業科目に固有の番号である。
- (7) 指定された期日までに履修申請を怠った場合は、学業の意思なしとみなされて、退学処分となるので入力期限を厳守すること。
- (8) 教職課程・留学等、履修についての質問は、それぞれのアドバイザーもしくは、学部事務室に相談すること。

VIII 正規の履修からはずれる場合

1. 再 履 修

履修申請をして単位が取得できなかった授業科目については、次年度または次学期において再び履修することができる。

2. 規定外履修

該当するクラスの授業時間以外のクラスで受講せざるを得ない場合は、必ず学部事務室に相談すること。ただし1年次生の規定外履修は原則として認めない。

IX 試験について

1. 定期試験および臨時試験

- (1) 試験は、定期試験と臨時試験があり、定期試験は原則として学期末あるいは学年末に行い、臨時試験は担当教員の判断により適宜行われる。
- (2) いずれの授業科目も授業時数の1/3以上欠席した場合には、原則として当該授業科目の受験資格を失う。ただし、病気または正当な理由により長期欠席の場合には、特別に配慮されることがある。
- (3) 試験の時間割は掲示により連絡する。
- (4) 授業科目によっては論文（レポート）提出によって試験に代える場合がある。

2. 追 試 験

- (1) 追試験は、やむを得ない事情によって定期試験を受験できなかった者に対し、原則と

して学期末または学年末に実施する。

- (2) 追試験を希望する者は、正当な事由を証明する書面もって速やかに授業担当教員に届け出ること。
- (3) 追試験は、成績表の当該科目にTの表示がなされた場合に限って受験することができる。
なお、追試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。
- (4) 追試験を受験しようとする者は、「追試験受験願」を学部事務室に提出しなければならない。
なお、追試験の受験料は、1科目につき200円である。

3. 再 試 験

- (1) 再試験は、原則として学期末または学年末に実施する。ただし、授業科目によっては再試験を行わない場合もある。
- (2) 定期試験の結果、不合格（この場合成績表の当該科目にFの表示がなされる）となつた授業科目のある者は、当該授業科目の担当教員が再試験を行なう場合、受験することができる。
なお、再試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。
- (3) 再試験の受験を許可された者は、「再試験受験願」を学部事務室に提出しなければならない。
なお、再試験の受験料は、1科目につき1,000円である。

4. 試験に関する注意

1. 通 則

- (1) 試験場内では、すべて監督者の指示に従わなければならない。なお、監督者の指示に従わない者には、退場を命ずることがある。
- (2) 試験場内では、筆記用具・持込みを許された資料以外のものは、すべて監督者の指定する場所におかなければならぬ。
- (3) 受験者は学生証および受験許可証（追・再試験の場合）を、机の上の見やすい場所に提示しておかなければならぬ。
- (4) 試験開始から20分を経過した後は入室・受験を認めない。
- (5) 試験開始から25分を経過するまでは退場を認めない。なお、監督者が退場を命ずる場合はこの限りではない。
- (6) 受験者は、試験中監督者の許可を得ないで試験場を出てはならない。
- (7) 試験の行われる学期の授業料未納の者・授業時数の1/3以上欠席した者は、試験を受けることができない。
- (8) 病気・事故その他正当な事由によって受験できなかつた者は、診断書・事故証明その他正当な事由を証明する書面を添えて、遅滞なく授業担当教員に届出なければならない。

2. 試験における不正行為の懲戒について

- (1) 不正行為をした者については、学則第68条により罰せられ、更に年度における当該授業科目の単位の認定を行わない。
- (2) 不正行為のあった者の懲戒処分については、教授会において審議のうえ決定する。
- (3) 教授会の決定により処分が確定したときは、学長はその旨保証人を召喚して通知すると共に学内にこれを公示する。

X 成績発表

- (1) 成績発表は、アドバイザーまたはプロジェクト研究Ⅲ・Ⅳ担当教員より本人に成績表を交付するので、学部事務室の指示に従って必ず交付を受けること。その際、学生証を提示すること。

なお、指定された期日以外には交付しない。

- (2) 成績の評価は次の記号で表わし、60点以上をもって単位修得（合格）とする。

(合 格)	(正規試験不合格)	(追・再試験不合格)
S : 100～90点	F : 59点以下（再試験受験可）	D : 59点以下
A : 89～80点	T : 追試験受験可	E : 未受験
B : 79～70点	Z : 追・再試験の受験資格なし	
C : 69～60点		

- (3) 成績表には、学習成果を総合的に推し量る指標 GPA (Grade Point Average) を表記している。

詳細については、Web 履修登録画面にて確認すること

- (4) 成績についての疑問、質問等は成績表交付日のみ受け付けるので、学部事務室に問合わせること。
- (5) 事故、病気等により指定日に成績表の交付を受けられない場合は、代理人を定め、成績表の交付を受けること。その場合、代理人は学生証および委任状を持参すること。

教職課程

教 職 課 程

教職課程について

本学では教育職員免許状（以下、免許状）を取得しようとする学生のために、下表の免許状の種類・教科を設置しています。免許状は教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に定められた単位を取得し、学士の学位を有する者の申請に基づき、免許状を授与することができます。所属している学部で開講されている教職に係わる授業科目を履修し、早い時期から計画的に学習しましょう。

教職に係わる授業科目は「教科に関する科目（養護教諭課程は「養護に関する科目」）」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目（養護教諭課程は「養護又は教職に関する科目」）」、「文部科学省令に定める科目」からなり、詳細につきましては「教職課程履修要綱」に記載しています。

免許状の種類・教科

学 部	学科・コース	免許状の種類			
		幼一種免	中一種免	高一種免	養教一種免
経営情報	総合経営		社会 保健体育	公商情報 保健体育	
国際人文	国際文化		国語 社会 英語	国語 地理歴史 英語	
	国際交流		社会 英語	公民 英語	
福祉総合	福祉総合 (子ども福祉コースを除く)		社会	公民 福祉	
	子ども福祉コース	幼稚園			
メディア	メディア情報		社会	公情 民報	
看 護	看 護				養 護

〔注〕免許状の種類は略称によって記入されている。正式な名称は次のとおりである。

- 幼一種免……………幼稚園教諭一種免許状
- 中一種免……………中学校教諭一種免許状
- 高一種免……………高等学校教諭一種免許状
- 養教一種免……………養護教諭一種免許状

健康・スポーツ関連資格

健康・スポーツ関連資格

(経営情報学部総合経営学科)

健康・スポーツ関連資格

(経営情報学部総合経営学科)

資格①：健康運動実践指導者（受験資格）

●認定団体：(財)健康・体力づくり事業財団

●資格の概略：健康づくりのための運動指導者に与えられる称号の一つで、医学的基礎知識、運動生理学の知識、健康づくりのための運動指導の知識・技術等を持ち、健康づくりを目的として作成された運動プログラムに基づき、ジョギング、エアロビクス・ダンス、水泳及び水中運動等のエアロビック・エクササイズ、ストレッチング、筋力・筋持久力トレーニング等の補強運動の実践指導を行うことができると認められた者に与えられる。上位資格として健康運動指導士がある。

●認定方法：以下の所定の単位修得後、認定団体が行う試験（筆記および実技）に合格した者が認定される。

●認定料：受験料25,000円、登録料21,000円（5年毎更新）

●参考：(財)健康・体力づくり事業財団

<http://www.health-net.or.jp/undoshidousha/index.html>

系列	科目名	単位	修得年次
学科共通科目群Ⅱ	生涯スポーツ概論	2	1・2
	スポーツ科学Ⅰa	1	1
	スポーツ科学Ⅰb	1	1
	スポーツ科学Ⅱa	1	1
	スポーツ科学Ⅱb	1	1
専門科目群Ⅱ	スポーツ栄養学	2	2
	健康管理概論	2	2
	心と身体の科学	2	2
	運動生理学	2	2
	スポーツ心理学	2	2
	解剖生理学	2	2
	救急処置（実習を含む）	2	2
	スポーツ医学	2	3
	健康運動指導法（実習を含む）	2	3
自由科目群	体力トレーニング実習	1	3
	ダンス	1	2・3
	水泳	1	2・3

資格②：スポーツリーダー

●認定団体：(公財)日本体育協会

●資格の概略：日本体育協会公認スポーツ指導者資格の一つで、地域におけるスポーツグループやサークルなどのリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる人材を養成する。日本体育協会公認スポーツ指導者資格は、平成17年度より新制度が導入され、この資格が新たに設けられた。

●認定方法：以下の所定の単位を修得後、申請した者が認定される。

●認定料：6,300円（更新なし）

●参考：(公財)日本体育協会

<http://www.japan-sports.or.jp/coach/index.html>

系列	科目名	単位	修得年次
学科共通 科目群Ⅱ	生涯スポーツ概論	2	1・2
専門科目 群Ⅱ	スポーツ社会学	2	1・2・3
	健康管理概論	2	2
	心と身体の科学	2	2
	スポーツ心理学	2	2
	救急処置（実習を含む）	2	2
	スポーツ経営学	2	2・3
	スポーツ医学	2	3
	スポーツと地域振興	2	3

資格③：アシスタントマネジャー（受験資格）

●認定団体：(公財)日本体育協会

●資格の概略：日本体育協会公認スポーツ指導者資格の一つで、総合型の地域スポーツクラブにおいて、クラブ員が充実したクラブライフを送ることができるよう、クラブマネジャーを補佐し、クラブ経営のための諸活動をサポートする。

●認定方法：以下の所定の単位を修得後、認定団体が実施する特別講習を受講し、試験に合格した者が認定される。

●認定料：受験料2100円

資格登録料10000円（4年間、初回登録時のみプラス3000円）

●参考：(公財)日本体育協会 <http://www.japan-sports.or.jp/coach/index.html>

系列	科目名	単位	修得年次
学科共通科目群Ⅱ	生涯スポーツ概論	2	1・2
専門科目群Ⅱ	スポーツ社会学	2	1・2・3
	健康管理概論	2	2
	心と身体の科学	2	2
	スポーツ心理学	2	2
	救急処置（実習を含む）	2	2
	スポーツ経営学	2	2・3
	スポーツ医学	2	3
	スポーツと地域振興	2	3
	地域スポーツマネジメント論a	2	3
	地域スポーツマネジメント論b	2	3

資格④：初級障害者スポーツ指導員（初級）

●認定団体：(公財)日本障害者スポーツ協会

●資格の概略：18歳以上で、障害者にスポーツの指導を行う者を養成する。上位資格として中級、上級がある。

●認定方法：以下の所定の単位修得後、申請した者が認定される。

●認定料：認定料2,000円、申請料3,000円、登録料3,500円

資格を更新するためには登録料3,500円を毎年納付することが必要。

●参考：(公財)日本障害者スポーツ協会 <http://www.jsad.or.jp/>

系列	科目名	単位	修得年次
学科共通科目群Ⅱ	生涯スポーツ概論	2	1・2
	スポーツ科学Ⅱ a	1	2
	スポーツ科学Ⅱ b	1	2
専門科目群Ⅱ	スポーツ医学	2	3
	スポーツ社会学	2	1・2・3
エクステンション プログラム	障害者スポーツ大会 ボランティア	—	1・2・3・4

資格⑤：心肺蘇生法

- 認定団体：(特)日本ライフセービング協会
- 資格の概略：日本ライフセービング協会の認定資格の一つで、救命の連鎖を理解し心肺蘇生法ができる者を養成する。ライフセービング活動の導入資格でもある。
- 認定方法：救急処置を履修し、授業の中で試験（レポートおよび実技）を行い、合格した者が認定される。
- 認定料他：3,200円
- 参考：(特)日本ライフセービング協会 <http://www.jla.gr.jp/home.htm>

系列	科目名	単位	修得年次
学科共通 科目群Ⅱ	救急処置（実習を含む）	2	2

学芸員資格

学芸員資格

学芸員資格

本学では、国際人文学部の学生を対象として、学芸員資格取得のための科目を開講しています。学芸員は、博物館におかれる専門的職員であり、科学・歴史・民族・美術・動植物等各種の博物館に展示する資料を専門的な知識に基づいて収集・保管・展示し、利用者に対して説明・助言・指導を行い、また調査研究し、その他これらに関連した事業に従事します。

国際人文学部の学生は、必修の10科目19単位を取得し、学士の学位を得ると、博物館学芸員の資格を得ることができます。ただし、この10科目の一部は自由科目です。

本学では、文化史・民俗学・考古学・美術史・地誌の分野科目を認定していますので、各分野に挙げる科目を積極的に履修し、専門知識を高めるよう要望いたします。

なお博物館実習Ⅰ・博物館実習Ⅱの履修には実習費30,000円が必要です。

博物館学芸員課程講座課目

	科目	本学開講科目	単位	履修年次
必修科目	生涯学習概論	生涯学習論	2	1・2
	博物館概論	ミュゼオロジー入門	2	1
	博物館経営論	ミュージアム・マネジメント	2	2・3
	博物館資料論	ミュージアムの資料	2	2・3
	博物館資料保存論	ミュージアムと資料保存	2	2・3
	博物館展示論	ミュージアムと展示	2	1・2
	博物館情報・メディア論	ミュージアムと情報・メディア	2	1・2
	博物館教育論	ミュージアムと教育	2	1・2
	博物館実習	博物館実習Ⅰ	2	3
		博物館実習Ⅱ	1	4
選択科目	文化史	日本文化論	2	1・2
		比較文化概論	2	1・2
		伝統文化と生活	2	2・3
		文化交流史a（日本：アジア）	2	2・3
		文化交流史b（日本：欧米）	2	2・3
		沖縄文化交流史	2	2・3
	民俗学	文化人類学	2	1・2
		日本民俗学	2	1・2
		服飾文化論	2	2・3
	考古学	文化遺産	2	2・3
	美術史	美術史	2	1・2
		西洋美術	2	1・2
		日本美術	2	1・2
	自然科学史			
	物理			
	化学			
	生物学			
	地誌	地理学a	2	2
		地理学b	2	2
		地誌	2	2・3

学芸員課程行事予定表

	1年次	2年次	3年次	4年次			
4月上旬 中旬 下旬	学芸員課程オリエンテーション						
	・学芸員課程登録カード提出						
5月	・博物館実習費納入 ・博物館実習説明会 ・博物館実習事前指導						
6月							
7月			・希望実習館調査票提出	・博物館実習先訪問 ・博物館実習(1週間)			
8月							
9月							
10月	・博物館実習レポート提出						
11月	・4年生博物館実習報告会						
12月							
1月							
2月							
3月			・博物館へ実習依頼書送付 (～5月頃)	・博物館学芸員課程 単位取得証明書 交付(卒業式)			

社会福祉士国家試験受験資格

(福祉総合学部福祉総合学科)

社会福祉士国家試験受験資格

社会福祉士国家試験受験資格

(福祉総合学部 福祉総合学科)

I. 社会福祉士とは

社会福祉士は、社会福祉専門職の国家資格であり、社会福祉士及び介護福祉士法によって「専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（「相談援助」）を業とする者」（法第2条）と定義されている。

社会福祉士は地域包括支援センターに必置されているほか各種社会福祉施設の指導員・生活支援員・相談員、相談機関の相談員、公的機関（児童相談所や福祉事務所のケースワーカー）、医療機関（医療ソーシャルワーカー）、教育機関（スクールソーシャルワーカー）、社会福祉協議会のコミュニティ・ワーカーやボランティア・コーディネーター、介護保険事業のケアマネジャー等職域と職種は多岐にわたっている。また、判断能力が不十分な人たちを支援する成年後見制度（成年後見人）等においても社会福祉士は活躍している。

現在、社会福祉を取り巻く状況が大きく変化するなか、地域を基盤とした相談援助、地域における就労支援、権利擁護等のサービス利用支援等の分野において、社会福祉士の新たな役割が求められている。

II. 社会福祉士をめざすには

2007年の法改正に伴い、国家試験受験資格取得のための履修科目が大幅に改正され、2009年度より新しい養成カリキュラムが実施されている。新たなカリキュラムは、より高い実践力を持つ社会福祉士の養成のために現場の仕事に即した内容に見直されており、指定科目の教育内容や名称の変更、新たな指定科目の設置、演習・実習時間数の拡充等が盛り込まれている。

社会福祉士の資格を取得するためには、本学で国家試験の受験資格を得た後、年1回実施される国家試験を受験し、合格しなければならない。国家試験の受験資格を得るためには、本学で厚生労働省の指定科目をすべて単位取得する必要がある（表1を参照）。

社会福祉士国家試験の合格率は約30%と難関であるが、計画的・効率的な学習を継続することで合格の可能性も高くなるので、表2のモデルを参考にして1年次から自分自身の履修計画を立てておくことが大切である。

表1の①～②指定科目の履修については以下の点に留意し、原則として履修年次に単位取得する必要がある。

1. 表1にある①, ②, ③については、その3科目のうち1科目以上を単位取得することで国家試験受験資格を得ることができる。ただし、国家試験合格のためには3科目すべてを履修することが望ましい。
2. 表1にある⑯, ⑰, ⑱については、その3科目のうち1科目以上を単位取得することで国家試験受験資格を得ることができる。ただし、国家試験合格のためには3科目すべてを履修することが望ましい。
3. 本学では、表1の⑦「相談援助の理論と方法」を「ソーシャルワーク論Ⅰ」、「ソーシャルワーク論Ⅱ」の2科目に分けて開講しているが、その両方を単位取得しなければならない。
4. 本学では、表1の⑯「相談援助演習」は1年次開講の「ソーシャルワークの基礎」、2年次開講の「ソーシャルワーク演習Ⅰ」、3年次開講の「ソーシャルワーク演習Ⅱ」の3つに分けているが、その3科目すべてを単位取得しなければならない。ただし、「ソーシャルワーク演習Ⅰ」と「ソーシャルワーク演習Ⅱ」の履修については、実習関連科目であることから、別に定められている履修条件を満たす必要がある。その詳細については、各年次に行われる履修説明会や現場実習説明会で説明するので、それに必ず出席し、履修条件を満たさなければならない。
5. 実習（「ソーシャルワーク実習」）の諸手続きや詳細についても、現場実習説明会において説明するので、それに必ず出席し、手続きのミスや遅れのないようにしなければならない。なお、「ソーシャルワーク実習」においては、履修年次に別に定める登録費を納付しなければならない。
6. 国家試験については、隨時、国家試験受験説明会を開いて説明を行うので、それに必ず出席し、受験科目や受験手続きについて確認しておく必要がある。

本学には、社会福祉士をめざす学生を支援するために福祉教育センター（A棟1階）が設置されているので、積極的に活用してもらいたい（詳細は88頁を参照）。

III. 必要科目とその単位数（表1）

厚生労働省による法令指定科目	対応する本学開設科目			備 考
科 目 名	科 目 名	単位	履修年次	
①人体の構造と機能及び疾病*	医学知識	2	1・2	*受験資格としては、法令指定科目①～③のうち1科目以上選択必修
②心理学理論と心理的支援*	心理学	2	1・2	
③社会理論と社会システム*	社会学	2	1・2	
④現代社会と福祉	現代社会と福祉（職業指導を含む）	4	1・2	
⑤社会調査の基礎	社会調査	2	1・2	
⑥相談援助の基盤と専門職	相談援助の基礎と専門職	4	1・2	
⑦相談援助の理論と方法	ソーシャルワーク論Ⅰ	4	2・3	
⑧地域福祉の理論と方法	ソーシャルワーク論Ⅱ	4	2・3	
⑨福祉行政財政と福祉計画	地域福祉論	4	1・2	
⑩福祉サービスの組織と経営	福祉の財政と計画	2	1・2	
⑪社会保障	福祉経営論	2	2・3	
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	社会保障論	4	2・3	
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	高齢者福祉論	4	1・2	
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	障がい者福祉論	4	1・2	
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	子ども家庭福祉論	4	1・2	
⑯保健医療サービス	生活保護論	2	2・3	
⑰就労支援サービス**	医療福祉	2	2・3	**受験資格としては、法令指定科目⑯～⑲のうち1科目以上選択必修
⑱権利擁護と成年後見制度**	就労支援	1	2・3	
⑲更生保護制度**	権利擁護論	2	2・3	
⑳相談援助演習	司法福祉	1	2・3	
㉑相談援助演習	ソーシャルワークの基礎	1	1	
㉒相談援助演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	2	
㉓相談援助演習	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	3	
㉔相談援助実習	ソーシャルワーク実習	6	2	
㉕相談援助実習指導	ソーシャルワーク基礎実習指導	1	1	
㉖相談援助実習指導	ソーシャルワーク実習指導	2	2	

* 社会福祉士指定科目を履修し、福祉総合学部を卒業した学生は、社会福祉主事、児童福祉司、児童指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司の各資格を取得できる。ただし、これらの資格は、専門機関・施設で担当職員として任用された後に有効となる任用資格である。

福祉総合学科社会福祉士受験資格取得予定者履修モデル（表2）

科目群	1年次	2年次	3年次	4年次
学科共通科目群Ⅰ (基礎科目群)	Fundamentals of English I(2) 情報メディア演習I(2) 基礎ゼミ(2)			
学科共通科目群Ⅱ (フィールド学習科目群Ⅱ) (この科目群の中から ④単位以上選択必修)	地域ボランティア研修(2) 福祉疑似体験(2) 福祉文化環境研修(2)※			
学科共通科目群Ⅲ (コア科目群) (この科目群の中から ⑥単位以上選択必修)	ジェンダー論(2) 女性福祉論(2) 福祉文化論(2) 福祉まちづくり論(2)	地域ボランティア論(2) 福祉政策論(2)		
専門科目群 社会福祉士指定科目 70単位	医学知識(2) 心理学(2) 社会学(2) 現代社会と福祉 (職業指導を含む)④ 相談援助の基礎と専門職(4) 高齢者福祉論(4) 障がい者福祉論(4) ソーシャルワークの基礎(1) ソーシャルワーク基礎実習指導(1)	社会調査(2) ソーシャルワーク論I(4) 地域福祉論(4) 福祉の財政と計画(2) 社会保障論(4) 子ども家庭福祉論(4) 生活保護論(2) 司法福祉(1) 権利擁護論(2) ソーシャルワーク演習I(2) ソーシャルワーク実習(6) ソーシャルワーク実習指導(2)	ソーシャルワーク論II(4) 福祉経営論(2) 就労支援(1) 医療福祉(2) ソーシャルワーク演習II(2)	
専門科目群 (この科目群の中から 22単位以上選択必修)	介護の知識と技術(2)	国際福祉論(2) くすりの知識(2)	社会福祉専門研究I(2) 社会福祉応用研究I(2) 医療ソーシャルワーク論(4) 生命と倫理(2) 社会心理学(2) NPOマネジメント論(2) 福祉リスクマネジメント論(2)	社会福祉専門研究II(2) 社会福祉応用研究II(2)
専門必修科目			ゼミナールI(2)	ゼミナールII(2)

注：表中の○のなかの数字は単位数を表す。

年 次 单 位 数	46	43	29	6
累 積 单 位 数	46	89	118	124

※ 福祉文化環境研修は、別途費用負担がある。

精神保健福祉士国家試験受験資格

(福祉総合学部福祉総合学科)

精神保健福祉士国家試験受験資格

精神保健福祉士国家試験受験資格

(福祉総合学部 福祉総合学科)

I. 精神保健福祉士とは

精神保健福祉士は、1997（平成9）年に誕生した精神保健領域のソーシャルワーカーの国家資格である。「精神保健福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする（第1条）」として精神保健福祉士の目的を定めた「精神保健福祉士法」（公布：平成9年12月19日法律第131号）には、次のように定義されている。

「精神保健福祉士とは、第28条の登録（氏名や生年月日などを国に登録する）を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう」（第2条）。

このように精神保健福祉士は、精神に障害をもつ方々の保健および福祉についての専門的知識や技術を用いて、社会に復帰するための相談援助を行う専門職であり、具体的には、①退院後の住居や就労や各種の給付制度などの相談に応じる。②支援制度をどう利用すべきかなど退院後の生活についての助言や指導を行う。③生活や金銭の自己管理および掃除、洗濯、買い物など日常生活への適応のための必要な訓練を行う。④家庭や職場、学校との連絡調整や手続きなどを援助するなどを実践する。

資格取得後の職域は拡大しており、精神科病院やクリニックなどの医療機関、保健所や保健センター、精神保健福祉センターなどの医療相談機関のほか、生活訓練施設や授産施設、福祉工場などの社会復帰施設、地域生活援助事業を行う施設、生活介護や自立訓練、就労移行支援を行う福祉サービス事業を行う施設、地域活動支援センター、ハローワーク、福祉事務所の相談窓口など、また、企業におけるメンタルヘルス活動や学校ソーシャルワークなど、多様な場面・領域での活躍が期待される。

II. 精神保健福祉士をめざすには

精神保健福祉士の資格を取得するには、本学で国家試験の受験資格を得た後に、年1回1月下旬に実施される精神保健福祉士国家試験を受験し合格しなければならない。

また、この受験資格を得るために、福祉総合学部福祉心理コースにある実習を含めた「厚生

労働省の指定する科目」のすべての単位を取得（表1を参照）し、大学を卒業する必要（卒業見込みも可）がある。

表1にある厚生労働省の指定科目は、精神保健福祉法（平成9年法律第131号）第7条第1号及び第2号の規定に基づいて定められた「精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令」（平成23年8月5日文部科学省・厚生労働省令第3号）による新しいカリキュラムであり、2012年（平成24）年4月1日より施行される。今後、それに伴う「新カリキュラム試験」が実施されるため、学部および福祉教育センターで行う「国家試験説明会」に必ず出席して、受験科目などの確認を確実に行う必要がある。

1. 表1にある本学開講科目のうち、「医学知識」「心理学」「社会学」「現代社会と福祉（職業指導を含む）」「地域福祉論」「福祉の財政と計画」「社会保障論」「生活保護論」「医療福祉」「権利擁護論」「障がい者福祉論」の11科目は社会福祉士受験資格と共に科目である。
2. 指定科目のうち「精神疾患とその治療」は、本学では「精神医学Ⅰ・Ⅱ」、「精神保健の課題と支援」は「精神保健学Ⅰ・Ⅱ」、「精神保健福祉援助演習（専門）」は「精神保健福祉援助演習Ⅰ・Ⅱ」、「精神保健福祉援助実習指導」は「精神保健福祉援助実習指導Ⅰ・Ⅱ」となり、さらに「精神保健福祉援助実習」は「精神保健福祉援助実習Ⅰ・Ⅱ」となっているため、それぞれⅠ・Ⅱともに単位取得が必要である。
3. 表1にある本学開講科目のうち、「精神保健福祉援助実習Ⅰ・Ⅱ」の手続きや詳細については「実習説明会」において指示があるので必ず出席し、特に、手続きの遅れや提出書類に不備がないようにすることが必要である。なお、実習の登録費については3年次に別に定める額を納入する必要がある。

精神保健福祉士国家試験の合格基準は総得点の60%を基準としており、過去5年の合格率はおおむね60%である。現役での合格を目指すには、まず授業に出席し、基本となる精神保健福祉の概念や用語を理解することが必要である。さらに、その上に受験対策としてのテクニックを含めた学習を積み上げることが望ましい。そのため1・2年次より計画的に、継続的に学習を進め、3・4年次には別に設けられる受験対策講座などを積極的に活用することが合格への近道となる。また、受験勉強の具体的方法については、コースの教員や福祉教育センターが相談に応じるので積極的に活用すること。

具体的な履修科目について、参考として福祉心理コース「精神保健福祉士履修標準モデル」を表2（臨床心理モデル）に示す。現場で役立つ心の専門職となるために臨床心理学関連科目も同時に履修していくことが福祉心理コースの目的である。参考までに、表3に社会福祉士同時取得モデルも示す。

III. 必要単位の取得

表1. 精神保健福祉士指定科目

厚生労働省による法令指定科目		本学開設科目			備 考
科 目 名	単位	科 目 名	単位	履修年次	
①人体の構造と機能及び疾病※		医学知識※	2	1・2	
②心理学理論と心理的支援※		心理学※	2	1・2	
③社会理論と社会システム※		社会学※	2	1・2	
④現代社会と福祉※		現代社会と福祉（職業指導を含む）※	4	1・2	
⑤地域福祉の理論と方法※		地域福祉論※	4	1・2	
⑥福祉行財政と福祉計画※		福祉の財政と計画※	2	1・2	
⑦社会保障※		社会保障論※	4	2・3	
⑧低所得者に対する支援と生活保護制度※		生活保護論※	2	2・3	
⑨保健医療サービス※		医療福祉※	2	2・3	
⑩権利擁護と成年後見制度※		権利擁護論※	2	2・3	
⑪障害者に対する支援と障害者自立支援制度※		障がい者福祉論	4	1・2	
⑫精神疾患とその治療	4	精神医学Ⅰ	2	1・2	
		精神医学Ⅱ	2	2・3	
⑬精神保健の課題と支援	4	精神保健学Ⅰ	2	2・3	
		精神保健学Ⅱ	2	2・3	
⑭精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	2	相談援助の基礎と専門職	4	1・2	
⑮精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	2	精神保健福祉援助技術総論	4	1・2	
⑯精神保健福祉の理論と相談援助の展開	8	精神科リハビリテーション学	4	2・3	
		精神保健福祉援助技術各論	4	2	
⑰精神保健福祉に関する制度とサービス	4	精神保健福祉制度論	4	2	
⑱精神障害者の生活支援システム	2	精神保健福祉論	2	2	
⑲精神保健福祉援助演習（基礎）	2	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	2	
⑳精神保健福祉援助演習（専門）	4	精神保健福祉援助演習Ⅰ	2	3	
		精神保健福祉援助演習Ⅱ	2	4	
㉑精神保健福祉援助実習指導	6	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	1	2	
		精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	5	3	
㉒精神保健福祉援助実習	7	精神保健福祉援助実習Ⅰ	4	3	
		精神保健福祉援助実習Ⅱ	3	3	

①～⑪の※印を付した科目は社会福祉士指定科目と共通した科目である。

※ 精神保健福祉士指定科目を履修し、福祉総合学部を卒業した学生は、社会福祉主事、児童福祉司、児童指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司の各資格を取得できる。ただし、これらの資格は、専門機関・施設で担当職員として任用された後に有効となる任用資格である。

表2. 福祉心理コース精神保健福祉士履修標準モデル（臨床心理モデル）

科目群	1年次	2年次	3年次	4年次
学科共通科目群Ⅰ (基礎科目群) (必修)	Fundamentals of English I②* 情報メディア演習I②* 基礎ゼミ②*			
学科共通科目群Ⅱ (フィールド学習科目群)	福祉疑似体験② 地域ボランティア研修② (学科共通科目群Ⅱの中より4単位以上選択必修)			
学科共通科目群Ⅲ (コア科目群)	人間学② 地域ボランティア論② ジェンダーと福祉社会② (学科共通科目群Ⅲの中より6単位以上選択必修)			
専門科目群 精神保健福祉士 選択科目	医学知識②※ 心理学②※ 社会学②※ 現代社会と福祉（職業指導を含む）④※ 障がい者福祉論④ 精神医学I② 精神保健福祉援助技術総論④ ソーシャルワークの基礎①	地域福祉論④※ 福祉の財政と計画② ※ 生活保護論②※ 精神医学II② 精神保健学I② 精神保健学II② 精神保健福祉論② 精神保健福祉制度論④ 精神保健福祉援助技術各論④ ソーシャルワーク演習I② 精神保健福祉援助実習指導I①	社会保障論④※ 医療福祉②※ 権利擁護論②※ 精神保健福祉援助演習I② 精神保健福祉援助実習I④ 精神保健福祉援助実習II③ 精神保健福祉援助実習指導II⑤ 精神科リハビリテーション学④	精神保健福祉援助演習II②
	高齢者福祉論④	社会調査② 子ども家庭福祉論④ 司法福祉①	福祉経営論② 就労支援①	
専門科目群 (選択科目)	臨床心理学I② 介護の知識と技術②	臨床心理学II② 認知心理学② 人格心理学② 社会心理学②	心理療法概論② 心理アセスメント基礎演習② 臨床心理ケース・スタディ演習② 医療ソーシャルワーク論④ くすりの知識②	臨床心理技法体験演習② 受験対策として、社会福祉専門研究I・II、社会福祉応用研究I・IIも選択できる。
専門必修科目			ゼミナールI②*	ゼミナールII②*
	45	42	43	6
		87	130	136

*印を付した科目は学部の必修科目である。

※印を付した科目は社会福祉士指定科目と共通した科目である。

表3. 福祉心理コース精神保健福祉士履修モデル（社会福祉士同時取得モデル）

科目群	1年次	2年次	3年次	4年次
基礎科目群 (必修)	Fundamentals of English I ②* 情報メディア演習 I ②* 基礎ゼミ ②*			
フィールド学習科目群	福祉疑似体験② 地域ボランティア研修② (学科共通科目群Ⅰの中より4単位以上選択必修)			
コア選択科目群	人間学② 地域ボランティア論② ジェンダーと福祉社会② (学科共通科目群Ⅲの中より6単位以上選択必修)			
専門科目群 精神保健福祉士 選択科目	医学知識②※ 心理学②※ 社会学②※ 現代社会と福祉（職業指導を含む）④※ 障がい者福祉論④ 精神医学 I ② 精神保健福祉援助技術総論④	地域福祉論④※ 福祉の財政と計画② ※ 精神医学 II ② 精神保健学 I ② 精神保健学 II ② 精神保健福祉論② 精神保健福祉制度論④ 精神保健福祉援助技術各論④ ソーシャルワーク演習 I ② 精神保健福祉援助実習指導 I ①	社会保障論④※ 生活保護論②※ 医療福祉②※ 権利擁護論②※ 精神保健福祉援助演習 I ② 精神保健福祉援助実習 I ④ 精神保健福祉援助実習 II ③ 精神保健福祉援助実習指導 II ⑤ 精神科リハビリテーション学④	精神保健福祉援助演習 II ②
専門科目群 社会福祉士選択科目	相談援助の基礎と専門職④ 高齢者福祉論④ ソーシャルワークの基礎① ソーシャルワークの基礎実習指導① 介護の知識と技術②	社会調査② 子ども家庭福祉論④ ソーシャルワーク論 I ④ ソーシャルワーク実習⑥ ソーシャルワーク実習指導②	福祉経営論② 就労支援① 司法福祉① ソーシャルワーク演習 II ② 医療ソーシャルワーク論④ くすりの知識②	受験対策として、社会福祉専門研究 I・II、社会福祉応用研究 I・IIも選択できる。
専門必修科目			ゼミナール I ②*	ゼミナール II ②*
	48	43	42	4
		91	133	137

*印を付した科目は学部の必修科目である。

※印を付した科目は社会福祉士指定科目と共通した科目である。

介護福祉士国家試験受験資格

介護福祉士国家試験受験資格

介護福祉士国家試験受験資格

(福祉総合学部 福祉総合学科介護福祉コース)

I 介護福祉士とは

介護福祉士は、高齢者や障害者等の福祉を図るために、福祉施設等や居宅における介護サービスを行う社会福祉専門職の国家資格であり、「専門的知識及び技術を持って、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者」（社会福祉士及び介護福祉士法第2条2）と定義されている。

介護福祉士が働く職域は、介護保険施設など各種社会福祉施設の介護職員・生活支援員・相談員、居宅介護サービス事業所の訪問介護員、病院の介護職員など多岐にわたり、各分野で介護の専門技術に基づく支援や指導を行う。2007年の法改正により、その業務内容の明確化が図られ「心身の状況に応じた介護」とされた。

II 介護福祉士をめざすには

本学の福祉総合学部福祉総合学科介護福祉コースは、指定介護福祉士養成施設である。本学介護福祉コースで、厚生労働省の指定した科目を全て単位取得すると、卒業同時に介護福祉士国家試験受験資格を取得することができる。

1. 本学の介護福祉コースの目的は、本学の建学の理念のもと、指定介護福祉士養成施設としての専門的な学習・研究を通して、理念と技術を体得し、地域社会の介護ニーズに応えるとともに、国内外を通じて介護の分野でリーダーとなり得る人材を育成することである。
 2. 介護福祉コースの履修を希望するものは、入学年度の授業開始までに、所定の介護福祉コース登録届を福祉総合学部事務室に提出しなければならない。
 3. 介護福祉コースへの編入・転入は受け入れない。
 4. 介護福祉士の国家資格に係る厚生労働省指定科目は別表の通りである。全て取得しなければ介護福祉士の国家試験受験資格は取得できないので留意すること。
 5. 介護実習の諸手続きや詳細は介護実習説明会において説明する。必ず説明会等には出席し、手続きの漏れや間違いがないようにすること。なお、介護実習の登録費は1、2、3年次に別に定める額を納入する。
- ※ 社会福祉士国家資格取得も希望する場合は、国家試験説明会に必ず出席すること。
- ※ 本学の福祉総合学部福祉総合学科介護福祉コースに所属しないで、介護福祉士の資格取得を目指す学生は、一定の受験資格を満たし、厚生労働省が実施する介護福祉士試験を受け合格することで、国家資格を取得することができる。

介護福祉士養成課程に関する科目

指定科目等	本学開設科目			備 考
科 目 名	科 目 名	単位	年次	
人間の尊厳と自立	人間学	2	1・2	
社会の理解	社会の理解	4	1・2	
人間と社会に関する選択	現代社会と福祉法制度 生活と文化 社会学 社会調査 リーダーシップ論 生命科学	2 2 2 2 2	1・2 1・2 1・2 1・2 1・2	※ この中から4科目を選択すること
介護の基本	リハビリテーション論 介護とリスクマネジメント レクリエーション活動援助法 介護概論Ⅰ 介護概論Ⅱ	2 2 2 2 2	3 2・3 2 1・2 2	
人間関係とコミュニケーション	人間関係とコミュニケーション	2	1	
コミュニケーション技術	コミュニケーション技法Ⅰ コミュニケーション技法Ⅱ	4 1	2・3 2・3	
生活支援技術	生活支援技術Ⅰ 生活支援技術Ⅱ 生活支援技術Ⅲ 生活支援技術Ⅳ 生活支援技術Ⅴ	3 2 2 2 3	1 2・3 2・3 2・3 2・3	
介護過程	介護過程Ⅰ 介護過程Ⅱ 介護過程Ⅲ	2 2 1	1 2・3 2・3	
介護総合演習	介護総合演習Ⅰ 介護総合演習Ⅱ 介護総合演習Ⅲ 介護総合演習Ⅳ	1 1 1 1	1 2 3 4	
介護実習	介護実習Ⅰ 介護実習Ⅱ 介護実習Ⅲ	2 4 4	1 2 3	
発達と老化の理解	発達と老化の理解	4	2・3	
認知症の理解	認知症の理解Ⅰ 認知症の理解Ⅱ	2 2	1・2 2・3	
障害の理解	障がい者福祉論	4	1・2	
こころとからだのしくみ	医学概論 こころとからだのしくみⅠ こころとからだのしくみⅡ	4 2 2	1・2 1・2 1・2	
医療的ケア	医療的ケアⅠ 医療的ケアⅡ	2 1	3 3	

※ 介護福祉士指定科目を履修し、福祉総合学部を卒業した学生は、社会福祉主事、児童福祉司、児童指導員資格が取得できる。ただし、これらの資格は、専門機関・施設で担当職員として任用された後に有効となる任用資格である。

介護福祉コース履修モデル

科目群	1年次	2年次	3年次	4年次
学科共通科目群Ⅰ (基礎科目群)	Fundamentals of English I② 情報メディア演習I② 基礎ゼミ②			
学科共通科目群Ⅱ (フィールド学習科目群Ⅱ)	地域ボランティア研修② 福祉疑似体験②			
学科共通科目群Ⅲ (コア選択科目群)	この科目群の中から⑥単位以上選択必修			
専門科目群 (選択科目群) 92単位以上	人間学② 社会の理解④ 社会学②★ リーダーシップ論②★ 生活と文化②★ 現代社会と福祉法制度 ②★ 生命科学②★ 人間関係とコミュニケーション④ こころとからだのしくみI② 介護概論I② 認知症の理解I② 生活支援技術I③ 介護過程I② 介護総合演習I① 介護実習I②	コミュニケーション技法I④ コミュニケーション技法II① 社会調査②★ 介護概論② レクリエーション活動 援助法② 障がい者福祉論④ 医学概論④ こころとからだのしくみII② 介護過程II② 認知症の理解II② 生活支援技術II② 生活支援技術IV② 生活支援技術V③ 介護総合演習II① 介護実習II④	リハビリテーション論② 介護とリスクマネジメント② 発達と老化の理解④ 介護過程III① 生活支援技術III② 介護総合演習III① 介護実習III④ 医療的ケアI② 医療的ケアII①	介護総合演習IV①
必修科目群 2科目④単位必修			ゼミナールI②	ゼミナールII②
任意科目群	介護コース以外の科目群及び他学部より12単位以上を選択必修			

※ 表中の○のなかの数字は単位数を表す。

★印の科目は、この中から4科目以上を選択すること

年 次 单 位 数	42	42	28	12
累 積 单 位 数	42	84	112	124

保育士国家資格

保育士国家資格

保育士国家資格

(福祉総合学部 福祉総合学科子ども福祉コース)

I 保育士とは

保育士は、一般に保育所など児童福祉施設において子どもの保育を行う者であり、平成15年11月の改正児童福祉法施行により国家資格となった。児童福祉法第18条の4によって、「都道府県知事の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」と定義されている。

保育士が働く職域には、公立や民間の保育所をはじめ、児童養護施設、障害児入所施設などの児童福祉施設や地域の子育て支援施設、また、デパート、公共施設などの一時的に子どもを預かる施設、企業内保育所などがある。

II 保育士をめざすには

本学の福祉総合学部福祉総合学科子ども福祉コースは、指定保育士養成施設である。本学子ども福祉コースで、厚生労働省の指定した科目を全て単位取得すると、卒業と同時に保育士国家資格を取得することができる。

1. 本学の子ども福祉コースの目的は、本学の建学の理念のもと、指定保育士養成施設における専門的な学術研究を通して、国内及び国際社会において子どもの健全な成長を支える保育に貢献する人材を養成することである。
2. 子ども福祉コースの履修を希望するものは、入学年度の授業開始までに、所定の子ども福祉コース登録届を、福祉総合学部事務室に提出しなければならない。
3. 子ども福祉コースへの編入・転入は受け入れない。
4. 保育士の国家資格取得に係る厚生労働省指定科目は別表の通りである。要件を全て満たさなければ保育士の国家資格は取得できないので、留意すること。
5. 保育実習の諸手続きや詳細は、保育実習説明会において説明する。必ず説明会等には出席し、手続きの漏れや間違いがないようにすること。なお、保育実習の登録費は、2、3年次に、別に定める額を納入する。

* 本学の福祉総合学部福祉総合学科子ども福祉コースに所属しないで、保育士の資格取得を目指す学生は、一定の受験資格を満たし、各都道府県が実施する保育士試験を受け合格することで、国家資格を取得することができる。

(別表)

指定保育士養成課程に関する科目

系列	本学開設科目	単位	配当年次	備 考
教養科目	情報メディア演習Ⅰ	2	1	「情報メディア演習Ⅰ」
	Fundamentals of English Ⅰ	2	1	「Fundamentals of English Ⅰ」
	生涯スポーツ概論	2	2	「生涯スポーツ概論」
	スポーツ科学	2	1	「スポーツ科学」を含む10
	ジェンダーと福祉社会	2	1・2	単位以上選択必修
	サステイナブル社会論	2	1・2	
	Oral English for Children	2	1	
保育の本質・目的に 関する科目	現代社会と福祉(職業指導を含む)	4	1	
	相談援助演習	2	2	
	子ども家庭福祉論	4	1	
	保育原理	2	2	
	社会的養護	2	2	
	幼児教育原理	2	1	
	教職入門	2	1	
必修科目	保育の心理学Ⅰ	2	1	
	保育の心理学Ⅱ	1	2	
	子どもの保健Ⅰ	4	2	
	子どもの保健Ⅱ	1	2	
	子どもの食と栄養	2	2	
	家庭支援論	2	3	
保育の内容・方法に 関する科目	保育教育課程論	2	2	
	保育内容総論	1	2	
	保育内容演習(健康)	1	2	
	保育内容演習(人間関係)	1	2	
	保育内容演習(環境・言葉)	2	3	
	保育内容演習(表現)	1	3	
	乳児保育	2	2	
表現技術	障がい児保育	2	2	
	社会的養護内容	1	2	
保育実習	保育の表現技術(音楽)	2	2	
	保育の表現技術(造形)	1	2	
	保育の表現技術(体育)	1	2	
	保育実習指導Ⅰ	1	2	
	保育実習指導Ⅱ	1	3	
	保育実習Ⅰ	2	2	
	保育実習Ⅱ	2	3	

系列		本学開設科目	単位	配当年次	備考
必修科目	総合演習	保育・教職実践演習	2	4	
選択	関目保 ず的育 るのの 科理本 目解質 に・	福祉文化論	2	1・2	15単位以上選択
		地域福祉論	4	1・2	
		社会学	2	1・2	
		教育社会学	2	1	
	関の保 ずの育 理の解 対象に 科に象	障がい者福祉論	4	1・2	
		心理学	2	1・2	
		臨床心理学Ⅰ	2	1	
		子どもの発達と相談	2	3・4	
必修科目	方保 ずの育 理の解 容に・	地域ボランティア論	2	1・2	15単位以上選択
		地域ボランティア研修	2	1	
		保育内容指導法	2	2	
		幼児国語	2	3	
	現育 技術の 表	幼児造形	2	3・4	
		幼児体育	2	3・4	
		音楽入門	2	1	
		音楽演習	2	3・4	
実保 習育	保育実習指導Ⅲ		1	3	必修
	保育実習Ⅲ		2	3	いずれか選択
	保育実習Ⅳ		2	3	

※保育士指定科目を履修し、福祉総合学部を卒業した学生は、社会福祉主事、児童福祉司、児童指導員の任用資格を取得できる。ただし、これらの資格は、専門機関・施設で担当職員として任用された後に有効となる。

保育士資格・幼稚園教諭免許履修モデル

区分	1年次	2年次	3年次	4年次
教科に関する科目 (10科目18単位)	音楽入門②	保育の表現技術（音楽）②	音楽演習②	
		保育の表現技術（造形）①	幼児造形②	
		保育の表現技術（体育）①	幼児体育②	
		子どもの生活と社会②	幼児国語②	
			幼児文化論②	
教科又は教職に関する科目	地域ボランティア研修②		子どもの権利と福祉②	
	ジェンダーと福祉社会②			地域における子育て支援②
学校教育法施行規則第66条の6に定める科目 (5科目10単位)	スポーツ科学②	生涯スポーツ概論②		
	Oral English for Children ②			
	情報メディア演習Ⅰ②			
			日本国憲法②	
教職に関する科目	教職入門②	保育の心理学Ⅱ①	保育内容演習（環境・言葉）②	保育・教職実践演習②
	幼児教育原理②	保育・教育課程論②	保育内容演習（表現）①	教育実習（事前及び事後指導を含む）⑤
	保育の心理学Ⅰ②	保育内容指導法②	幼児教育研究（遊びの援助）②	
	教育社会学②	保育内容総論①	発達障がい支援②	
		保育内容演習（健康）①	幼児教育方法論②	
		障がい児保育②	子どもの発達と相談②	
			障がいを持つ子の理解と支援②	
保育士資格のみに関わる科目	心理学②	子どもの食と栄養②	家庭支援論②	
	子ども家庭福祉論④	子どもの保健Ⅰ④		
	社会学②	子どもの保健Ⅱ①		
		乳児保育②		
		保育内容演習（人間関係）①		
		保育原理②		
		社会的養護②		
		社会的養護内容①		
	現代社会と福祉④	保育実習Ⅰ②	保育実習Ⅱ②	
		保育実習指導Ⅰ①	保育実習指導Ⅱ①	
卒業に関わるその他の科目		相談援助演習②	保育実習ⅢまたはⅣ②	
			保育実習指導Ⅲ①	
	基礎ゼミ②			
	Fundamentals of English Ⅰ②			
	福祉擬似体験②		ゼミナールⅠ②	ゼミナールⅡ②
年次単位数	42	37	37	11
累積単位数	42	79	116	127

生活園芸士・園芸療法士・2級ビオトープ計画管理士

(環境社会学部環境社会学科)

**生活園芸士・園芸療法士・
2級ビオトープ計画管理士**

生活園芸士・園芸療法士資格

(環境社会学部環境社会学科)

- 資格名称：生活園芸士・園芸療法士
- 認定団体：(財) 全国大学実務教育協会 (<http://www.jaucb.gr.jp>)
- 課程登録：生活園芸士及び園芸療法士課程を履修しようとする者は、1年次4月に「課程登録カード」を記入し、環境社会学部事務室に提出して下さい。
- 認定手順：所定の科目を修得、または見込み後、認定団体に申請することで資格が授与されます。申請は、おおむね10月から対象者一括での申請をいたします。詳細はオンラインセミナーを実施しますので、必ず参加して下さい。

<生活園芸士>

- 資格の概略：園芸（ガーデニング）に関する一定の専門的知識と技能を有し、自らの家庭園芸づくりに留まらず、地域のガーデンづくりの啓蒙と普及にあたると共に、初学者への支援を通じてガーデンコミュニティやガーデンシティづくりに貢献できる中等程度のスペシャリストです。
- 履修方法：以下の科目群から必修科目を4科目8単位、選択科目から6科目12単位以上、合計で20単位以上の単位を修得すること。

系列	科目名	単位	配当年次
必修科目	ガーデニング実習Ⅰ	2	1
	園芸論	2	2
	ガーデニング概論	2	2
	ガーデニング実習Ⅱ	2	2
選択科目	土壤・肥料論	2	2
	園芸植物病論	2	2・3
	屋上緑化	2	2・3
	育苗実習	2	2・3
	家庭菜園	2	2・3
	ハーブ園芸	2	2・3
	エクステリア	2	2・3

<園芸療法士>

○資格の概略：心身に何らかの障害や疾患を抱えた人、または高齢者の方などを対象として、園芸（ガーデニング）を通じて機能回復や症状の改善を援助し、日常生活の中での不安や緊張の緩和を促進し、豊かな人間関係の構築と生活の質（QOL）の向上を支援する役割を果たします。

○履修方法：以下の科目群から必修科目を4科目8単位、選択科目から8科目16単位以上、合計で24単位以上の単位を修得すること。

系列		科目名	単位	配当年次
必修科目	専門科目群Ⅰ・Ⅱ	ガーデニング実習Ⅰ	2	1
		園芸論	2	2
		園芸療法論	2	2
		園芸療法実習	2	3
選択科目	専門科目群Ⅰ・Ⅱ	ガーデニング実習Ⅱ	2	2
		高齢者福祉	4	2・3
		障がい者福祉	4	2・3
		介護理論	2	3・4
		高齢者の心理	2	3・4
		身体障がい者の心理	2	3・4
専門関連科目群		色彩の心理	2	1・2
		香りの心理	2	1・2
		看護学	2	2・3
		救急法	1	2・3

2級ビオトープ計画管理士資格（試験一部免除）

(環境社会学部環境社会学科)

- 資格名称：2級ビオトープ計画管理士（試験一部免除）
- 認定団体：(財)日本生態系協会 (<http://www.ecosys.or.jp/eco-japan/>)
- 課程登録：2級ビオトープ計画管理士試験一部免除課程を履修しようとする者は、1年次
4月に「課程登録カード」を記入し、環境社会学部事務室に提出して下さい。
- 資格の概略：自然や歴史、文化など地域で受け継がれてきた貴重な財産を活かし、人と自然
が共存する美しいまちづくり・国づくりを実践する技術者です。生きものや法
制度に関する知識から、技術者、倫理観、評価力や応用力まで、幅広い観点で
トータルに認証しています。専門性の高さと質の高さに信頼があり、公的な場
面で広く活用されています。
- 認定手順：下表の所定科目を全て修得後、認定団体に申請することで、筆記試験の各試験
科目で択一問題の半分が免除されます。
申請は、対象者に対して、団体受験申し込みでの一括申請をいたします。詳細
はオリエンテーションを実施しますので、必ず参加して下さい。

系列	科目名	単位	配当年次
基礎科目群	環境関連法	2	1・2
	環境政策論	2	2・3
	環境教育論	2	2・3
専門科目群Ⅱ	里地里山保全論	2	2・3
	緑地まちづくり	2	2・3
	環境生態学	4	2・3

保健師國家試驗受驗資格

(看護學部看護學科)

保健師國家試驗受驗資格

保健師国家試験受験資格

(看護学部看護学科)

I. 保健師とは

保健師は、保健師助産師看護師法（公布：昭和23年7月30日法律第203号）において「厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者」と定義され、医療及び公衆衛生の普及向上を図る医療専門職の国家資格である。

「保健師になろうとする者は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許をうけなければならない」と規定されていることより、保健師として働くには、保健師国家試験と看護師国家試験に合格しなければならない。

保健師は、市町村（保健センターなど）や都道府県（保健所など）の行政機関に所属して、健康教育や家庭訪問などの公衆衛生活動、地域の健康課題の評価や施策化など地域保健の中心的な役割を果たし（行政保健師）、産業保健分野においては、企業で働く労働者の健康管理・増進にあたる（産業保健師）。

保健師国家試験に合格した者は、申請により下記の資格が得られる。

- ①養護教諭 2 種免許：保健師の登録した者で、文部科学省令で定める 4 科目 8 単位の単位をもつ者は、都道府県教育委員会への申請により資格を得る。
- ②第 1 種衛生管理者：都道府県労働局への申請により資格を得る。

II. 保健師をめざすには

保健師国家試験を受験する資格を得るために、下記に示す単位を取得しなければならない。

1. 本学の看護師になるための単位をすべて取得する。
2. 公衆衛生看護方法論 I（健康相談と健康教育）、公衆衛生看護方法論 II（公衆衛生管理論）、公衆衛生看護方法論 III（地区診断）、公衆衛生看護方法論演習 I（健康教育論演習）、公衆衛生看護方法論演習 II（地区診断演習）、公衆衛生看護活動論 I（学校保健）、公衆衛生看護活動論 II（産業保健）、公衆衛生看護学実習 II、公衆衛生看護学実習 III の 9 科目 18 単位を取得する。

III. 必要単位の取得

表1. 保健師履修モデル

		1年次	2年次	3年次	4年次	卒業 単位
科目区分		科目名及び単位				
学科共通科目群	(国際性と情報リテラシーを身につける)	Fundamentals of English I	2	中国語Ⅰ A	2	
		Oral Fluency I	2			
		コンピュータ基礎論	2			
基礎科目群	(人文・自然科学を学ぶ)	人間関係論	2			
		基礎生物	1			
		心理学	2			
		社会学	2			
専門基礎科目群I	(いのち・福祉を学ぶ)	生命倫理学	2	保健医療福祉行政論	2	地域ボランティア論 2
		社会福祉原論	2	生涯発達論	1	死生学 2
				高齢者福祉論	1	関係法規 1
専門基礎科目群II	(医学を学ぶ)	人体の構造機能Ⅰ	2	疾病治療学Ⅰ	2	保健医療統計学 2
		人体の構造機能Ⅱ	2	疾病治療学Ⅱ	2	チーム医療論 2
		臨床栄養学	2			
		疫学	2			
専門基礎科目群III	(薬学を学ぶ)	病原微生物学	2			
		臨床心理学	2			
				臨床薬理学	2	
				臨床薬剤学Ⅰ	2	
専門科目群I	(基礎看護学)			臨床薬物動態論	2	
		看護学概論Ⅰ	1	基礎看護方法論Ⅳ	2	
		看護学概論Ⅱ	1	基礎看護方法論Ⅴ	1	
		基礎看護方法論Ⅰ	1	基礎看護学実習Ⅱ	2	
		基礎看護方法論Ⅱ	2			
		基礎看護方法論Ⅲ	2			
専門科目群II	(成人・老年看護学)	基礎看護学実習Ⅰ	1			
				成人看護学概論	2	成人看護方法論演習 2
				成人看護方法論(急性期)	2	老年看護方法論演習 1
				成人看護方法論(慢性期)	2	成人急性期看護学実習 3
				老年看護学概論	1	成人慢性期看護学実習 3
				老年看護方法論	2	老年看護学実習Ⅰ 1
					老年看護学実習Ⅱ 3	

		1年次	2年次	3年次	4年次	卒業 単位	
科目区分		科目名及び単位					
専門科目群II	(母性・小児看護学)		母性看護学概論	1	母性看護方法論	2	
			小児看護学概論	1	小児看護方法論	2	
					母性看護方法論演習	1	
					小児看護方法論演習	1	
					母性看護学実習	2	
					小児看護学実習	2	
	(精神看護学)		精神看護学概論	1	精神看護方法論	2	
					精神看護方法論演習	1	
					精神看護学実習	2	
専門科目群III	(地域看護学・在宅・公衆看護学)		在宅看護学概論	1	在宅看護方法論	2	公衆衛生看護方法論II (公衆衛生管理論)
			公衆衛生看護学概論	2	在宅看護方法論演習	1	公衆衛生看護方法論III (地区診断)
			公衆衛生看護学方法論I (健康相談と健康教育)	2	在宅看護学実習	2	公衆衛生看護方法論演習II (地区診断演習)
			公衆衛生看護学実習I	1	公衆衛生看護方法論演習I (健康教育論演習)	2	公衆衛生看護学実習II
					公衆衛生看護活動論I (学校保健)	2	公衆衛生看護学実習III
					公衆衛生看護活動論II (産業保健)	2	
専門科目群IV	(看護の統合と実践)				看護倫理	1	総合看護学演習
					リスクマネジメント論	1	看護研究方法論
					終末期看護論	2	フィールド教育・ インターンシップ
							プロジェクト教育
							卒業研究
学科共通科目群		6	2	0	0		
基礎科目群		7	0	0	0		
専門基礎科目群I		4	4	0	5		
専門基礎科目群II		12	4	4	0		
専門基礎科目群III		0	6	0	0		
専門科目群I		8	5	0	0		
専門科目群II		0	12	28	0		
専門科目群III		0	4	5	0		
専門科目群IV		0	0	4	6		
計		37	39	47	21		

日本語教員養成課程

日本語教員養成課程

日本語教員養成課程（副専攻）

I 日本語教員について

日本語教育とは、日本語を母語としない人に、外国語として日本語を教えるもので、日本人が国内の学校制度で受けてきた国語教育とは異なります。

日本人だから日本語を教えるのは簡単だと思いがちですが、実際は、逆に、高度な専門的な知識が必要とされます。グローバルな視点から日本語を分析・説明すること、日本の文化や社会を誤解のないように紹介すること、文化的に異なる背景を持つ人々のグループを適切に指導すること、などの能力が求められます。

日本語を学ぶ人の数はこの20年ほどで増加しており、日本語教員を目指す人の数も増えています。就職はそれほど容易ではありませんが、社会の国際化とともに日本語教員の需要は増大するばかりです。日本語教員の活躍の「場」は、日本国内はもちろんのこと海外の大学・中学校・高校・小学校・日本語学校・国際交流団体・技術研修機関など、大変幅広くあります。今、世界の多くの人が日本語を勉強しています。これらの人々の求めに応じられる日本語教員が必要とされています。

また、日本語教員を目指す人でなくても、日本語教員としての訓練を受けた人の異文化コミュニケーション能力は、将来、海外と関連ある企業等に就職を希望する人、N P O活動のボランティアや、海外青年協力隊員として国際的に活躍したい人にとっても役立つものになるでしょう。

本学では、「教える知識」「教える技術」「国際人としての素養」を兼ね備え、国内のみならず海外でも活躍できる本格的な日本語教員の養成を目指します。そのために、日本語教育に関する知識・技術の修得は勿論、異文化間コミュニケーションに関する科目、あるいは日本の文化、歴史に関する科目など幅広く学習する独自の教育プログラムを用意しています。

このプログラムの最大の特徴は、国内外での研修・実習の豊富さにあります。必修科目として大学内で教育実習を行うだけでなく、1, 2年次の短期のインターシップや3, 4年次の長期の教育研修など、海外での日本語教育を体験する機会があり、これらはそれぞれプログラムの導入と仕上げを目的としています。加えて国内の日本語学校でも研修が複数回実施されます。

なお、日本語教員としての能力を認定する試験として「日本語教育能力検定試験」があります。これは日本語教育の知識および能力が日本語教育の専門家としての水準に達していることを証明する検定です。本学の養成課程では、同検定に即して授業内容を構成しています。

また、本課程は「副専攻」制度に含まれていますので、副専攻のページも参照してください。ただし、他の副専攻と修得単位数及び手続き方法が異なりますので、次ページ以降を確認してください。

Ⅱ 課程修了認定について

現時点では、日本語教員には、資格認定や免許制度がありません。大学や専門学校などの養成機関は、文化庁から示された養成課程に関する指針に基づき、カリキュラムを組み、それぞれに課程修了認定を行っています。

本学も、副専攻登録を行い、所定の単位を修得した学生に、独自の課程修了認定証を発行します。修了証が必要な場合は、所定の手続きにより発行申請してください。

問い合わせ先：H棟3F 林 千賀研究室

登録および修了証の申請先：本部棟1F 教務課

Ⅲ 課程修了認定に必要な単位について

日本語教員養成課程に関する科目は、国際人文学部の国際文化学科・国際交流学科に設置されています。

以下の表にしたがって、合計33単位（必修25単位、選択8単位）を取得することで、修了認定証が交付されます。なお、これらの科目はすべて卒業要件単位にも含まれます。

1. 必修科目（25単位）

領域	科 目 名	単位	国際文化	国際交流	備 考
日本語に関する科目	日本語学概論 a	2	専門基礎	専門 V	「日本語教授法 b ・ c」を履修するには、「日本語の文法 b」の単位を修得していることを条件とする。
	日本語学概論 b	2	専門基礎	専門 V	
	日本語の音声	2	専門 I	専門 V	
	日本語の語彙・意味	2	専門 I	専門 V	
	第二言語習得論	2	専門関連	専門 II	
	日本語の文法 b	2	専門 I	専門 V	
日本語教授法に関する科目	日本語教授法 a (教授法)	2	専門関連	専門 V	「日本語教授法 b ・ c」を履修するには、「日本語の文法 b」の単位を修得していることを条件とする。
	日本語教授法 b (コースデザイン・評価)	2	専門関連	専門 V	
	日本語教授法 c (教材・教具)	2	専門関連	専門 V	
	日本語教育事情 a	2	専門関連	専門 V	
	日本語教育事情 b	2	専門関連	専門 V	
実習	日本語教育実習	3	専門関連	専門 V	

2. 選択科目（8単位）

領域	科 目 名	単位	国際文化	国際交流	備 考
関連科目	コミュニケーションの基礎	2	学部コア	学部コア	左の科目より、8単位以上を取得すること。
	言語学概論 a	2	専門基礎	専門 II	
	言語学概論 b	2	専門基礎	専門 II	
	異文化間コミュニケーション論	2	専門関連	専門 II	
	社会言語学	2		専門 II	
	言語コミュニケーション論	2		専門 II	
	異文化適応論	2		専門 II	
	コミュニケーションインターナンシップ	3	専門 III	専門 IV	
	日本文化論	2	専門 I		
	多文化社会論	2	専門 I		
	国際関係論	4	専門関連	専門 I	

<登録から修了証授与まで>

副専攻は、まず教務課で登録してください。事前登録をしないと修了証の発行はできません。

学 年	手 続 き 関 係	費 用
1 学 年	4月 オリエンテーション 登録カードの提出	登録時に 10,000 円
2 学 年		
3 学 年		
4 学 年	2月 副専攻認定申請書の提出	認定申請時に 40,000 円
卒 業 式	3月 副専攻修了証の授与	計 50,000 円

城西国際大学学則（抄）

城西国際大学学則（抄）

城西国際大学学則（抄）

第1章 目的、自己点検・評価及びファカルティ・ディベロップメント

第1条 城西国際大学（以下「本学」という。）は、建学の精神「学問による人間形成」に基づき、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究し、知的、道徳的能力の涵養をはかり、もって国家社会に貢献し得る人材を養成するとともに、人類文化の発展に寄与することを目的とする。

第1条の2 本学では、教育研究水準の向上を図り、前項の目的の達成に向けて自ら点検・評価を行い、改善に向けた取り組みを展開し、結果を公表するものとする。

2 前項の点検・評価及び公表を実施するために必要な事項は、別に定める。

第1条の3 本学では、教育の資質向上及び教育方法の改善を図るために、組織的な研修及び研究を行うものとする。

2 ファカルティ・ディベロップメント活動を実施するために必要な事項は、別に定める。

第2章 学部・学科及び教育研究上の目的

第2条 本学に経営情報学部、国際人文学部、福祉総合学部、薬学部、メディア学部、観光学部、環境社会学部及び看護学部を置く。

2 前項の学部に次の学科を置く。

経営情報学部 総合経営学科

国際人文学部 国際文化学科

　　国際交流学科

福祉総合学部 福祉総合学科

薬 学 部 医療薬学科

メディア学部 メディア情報学科

観 光 学 部 ウェルネスツーリズム学科

環境社会学部 環境社会学科

看 護 学 部 看護学科

3 前項の学部・学科の教育研究上の目的は次の通りとする。

(1) 経営情報学部は、グローバルとローカルの統一的な視点を持ち、企業や社会が求める「考える力」「気づく力」「創り出す力」と、実行力豊かな「マネジメント力」を備えた人材を育成する。

(2) 国際人文学部は、語学力とグローバル・センス、社会人に必要な知識とスキルを十分に身につけ、国際社会で強いリーダーシップを發揮できる人材を育成する。

① 国際文化学科は、国際的な視野をもって語学力と異文化理解に優れ、柔軟な発想と行動力を備えた人材を育成する。

② 国際交流学科は、実践的な語学力と国際交流のための知識とコミュニケーション能力を

身につけた人材を育成する。

- (3) 福祉総合学部は、福祉を巡る社会環境に対応し、我が国が直面している少子高齢社会を支え、持続可能な社会の実現に貢献できる福祉人材を育成する。
- (4) 薬学部は、超高齢社会において、質が高く安心・安全な医療を提供できる薬剤師を育成する。
- (5) メディア学部は、「表現力」「コミュニケーション力」「コラボレーション力」を高め、複合的にビジネスコミュニケーションを展開できる創造的な人材を育成する。
- (6) 観光学部は、社会が求めるスキルと新たな価値を創造する視点を備え、これからの観光分野、地域社会に貢献できる人材を育成する。
- (7) 環境社会学部は、地球規模の国際的な視野を身につけ、地域社会の活性化、自然共生型社会の設計及び「緑」の活用等に積極的に貢献し、環境に配慮した健康なライフスタイルの普及と持続可能な社会の形成に寄与できる高度専門職業人を育成する。
- (8) 看護学部は、学際的知見に裏付けられた新しい時代の看護を目指し、人の尊厳を守り、人間性豊かで、異文化理解や薬学、福祉に明るい、探究心と倫理性を兼ね備えた看護職者を育成する。

第3章 修業年限及び収容定員

第3条 本学の修業年限は次のとおりとする。

- (1) 経営情報学部、国際人文学部、福祉総合学部、メディア学部、観光学部、環境社会学部及び看護学部の修業年限は4年とし、在学年数は8年を超えることができない。
- (2) 薬学部の修業年限は6年とし、在学年数は12年を超えることができない。
- (3) 大学入学前に本学のカリキュラムに則して一定の単位を修得したものが本学に入学する場合、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得単位数その他の事項を勘案して本学が定める期間を本学の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、本学の修業年限の二分の一を超えてはならない。

第4条 本学各学部の収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (第3年次)	収容定員
経営情報学部	総合経営学科	460名	20名	1,880名
国際人文学部	国際文化学科	80名	—	320名
	国際交流学科	120名	10名	500名
福祉総合学部	福祉総合学科	160名	5名	650名
薬 学 部	医療薬学科	130名	—	780名
メディア学部	メディア情報学科	220名	5名	890名

観光学部	ウェルネス ツーリズム学科	100名	—	400名
環境社会学部	環境社会学科	80名	—	320名
看護学部	看護学科	100名	—	400名

第4章 職員組織

第5条 本学に次の職員を置く。

学長
副学長
教授
准教授
講師
助教
助手
事務局長
事務職員
技術職員

- 2 前項の外に必要に応じて他の職員を置くことができる。
- 3 職員に関する規定は別に定める。

第5章 教授会

第6条 各学部に教授会を置き、それぞれ所属の専任教授をもって組織する。

- 2 学部長は、学部教授会を招集してその議長となる。ただし、学部長に事故があるときは、学部長が予め指名した者が議長を代行する。
- 3 学部教授会が必要と認めたときは、所属学部の准教授及びその他の職員を教授会に加えることができる。
- 4 学部教授会構成員の三分の一以上の要求があったとき、学部長は当該学部教授会を招集しなければならない。
- 5 学部教授会運営に関する規定は、各学部において別に定める。

第7条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育及び研究に関すること。
- (2) 教育課程及び授業に関すること。
- (3) 学生の入学及び退学に関すること。
- (4) 学生の試験及び卒業に関すること。
- (5) 学生の補導及び賞罰に関すること。
- (6) 教授、准教授、講師、助教及び助手の候補者の推薦並びに退職に関すること。
- (7) その他学長の諮問に関すること。

第6章 学年・学期及び休業日

第8条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9条 学年は、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定により年間の授業日数は、原則として定期試験等の日数を含む35週とする。

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日 4月28日
- (4) 春期休業 3月21日から3月31日まで
- (5) 夏期休業 8月1日から8月31日まで
- (6) 冬期休業 12月26日から翌年1月8日まで

2 学長は必要により前項第4号から第6号までの休業日を変更し、あるいは臨時に休業し、又は休業日に実験・実習・演習等を課することができる。

第7章 授業科目及び単位

第11条 授業科目は、学科共通科目群・専門基礎科目群・専門科目群・特設科目群・自由科目群及び教職に関する専門教育科目とする。

第12条 前条の科目は、必修・選択及び自由科目の3種とし、講義・演習・実験・実習及び実技により行う。

第13条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第14条 各学部において開設する授業科目及び単位数は、別表(2)のとおりとする。

第8章 履修規定

第15条 削除

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

第19条 削除

第20条 学科共通科目群・専門基礎科目群・専門科目群及び特設科目群の中より、各学部・学科所定の授業科目及び所定の単位以上を履修しなければならない。

2 他の学部又は他の学科の授業科目は、許可を得て履修することができる。

第21条 履修する授業科目は、毎学期所定の期間に登録しなければならない。

第22条 単位の認定は、試験によって行う。ただし、授業科目の種類によっては、他の方法によることができる。

第23条 試験は、定期試験及び臨時試験とし、定期試験は学期末又は学年末に行う。

第24条 いずれの授業科目も、授業時数の三分の一以上欠席した場合には、当該授業科目の受験資格を失う。ただし、病気又は正当な理由による長期欠席の場合には、特に考慮されることがある。

なお、この場合には別に定める追試験を受けることができる。

第25条 各授業科目の成績評価は次の記号で表す。

(合格) (不合格)

S : 100~90点	(正規試験)
A : 89~80点	F : 59点以下 (再試験受験可)
B : 79~70点	T : 追試験受験可
C : 69~60点	Z : 追・再試験の受験資格なし (追・再試験)
	D : 59点以下
	E : 未受験

第9章 卒業及び学位

第26条 卒業資格を得るために、学部・学科の定める授業科目のなかから、経営情報学部は124単位以上、国際人文学部は126単位以上、福祉総合学部は124単位以上、薬学部は190単位以上、メディア学部は126単位以上、観光学部は124単位以上、環境社会学部は124単位以上、看護学部は126単位以上修得しなければならない。ただし、自由科目の単位は、卒業に必要な単位数には算入されない。

2 第3条に規定する修業年限を在学し、学部・学科の教育課程に従って、所定の単位を取得した者には学位記を授与する。

第27条 削除

第28条 卒業資格を得た者には、卒業証書を授与する。

経営情報学部	総合経営学科	学士 (経営情報)
国際人文学部	国際文化学科	学士 (国際文化)
	国際交流学科	学士 (国際交流)
福祉総合学部	福祉総合学科	学士 (福祉総合)
薬学部	医療薬学科	学士 (薬学)

メディア学部	メディア情報学科	学士（メディア情報）
観光学部	ウェルネスツーリズム学科	学士（観光学）
環境社会学部	環境社会学科	学士（社会学）
看護学部	看護学科	学士（看護学）

2 学位の授与については、本学学位規程に定めるところによる。

第10章 入学・学士入学・編入学・転入学・留学・休学及び退学

第29条 入学の時期は、学期の始めとする。

第30条 学部に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学が行う選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）で文部科学大臣が別に指定する者を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、相当の年齢に達した者

第31条 入学を志願する者は、本学所定の手続によって願い出るものとする。

第32条 入学を許可された者は、誓約書を添え、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

第33条 本学に学士入学、他の大学から本学に編・転入学、又は学内において転部もしくは転科を希望する者は、その学部に欠員のある場合選考によって許可することができる。ただし、その時期は、学期の始めとする。

2 他の大学へ転学を希望する者は、所属学部長に転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

第34条 学士入学、編入学又は転入学を許可された者の本学入学のための諸手続は、第32条の規定に準じて行い、かつ前大学において履修した単位の修得証明書を提出しなければならない。

第35条 学士入学、編・転入学、又は転部した者は、その学部に2年以上在学しなければ卒業することはできない。

2 学士入学、編・転入学、又は転部に関して、本章各条に規定しない事項については別に定め

る細則による。

第36条の1 教育上有益と認められるときは、本学が協定、又は認定した外国の大学の授業科目を履修することを許可することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定の実施に関し必要な事項は別に定める。

第36条の2 教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に、他の大学又は短期大学及び短期大学・高等専門学校の専攻科において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認められるときは、前項の規定以外に文部科学大臣の定める学修をおこなった場合、その成果を本学における授業科目の履修とみなすことができる。

3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。ただし、編入学、転学等の場合については、適用しないものとする。

第37条 病気その他やむをえない事情により、引きつづき3か月以上出席することのできない者は、その事由を証明する書類を添え、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。ただし、休学期間は1年以内とし、更に休学を要する者は、前項により許可を得て1年以内に限り休学することができる。

なお、外国人留学生で、兵役のため休学する者は、学長に願い出て、その期間休学することができる。

2 休学期間の通算年限は2年とする。

第38条 休学者は、原則として学期又は学年の始めでなければ、復学することができない。

第39条 休学期間は、在学年数に算入しない。

第40条 病気その他やむをえない事情により、退学しようとする者は、その事由を証明する書類を添え、保証人連署のうえ学長に退学願を提出して、許可を受けなければならない。

第41条 正当な事由で退学した者が当該学部に再入学を志望したときは、選考のうえ許可することがある。

この場合は、既修授業科目の全部又は一部について、再履修を命ずることがある。

第11章 入学検定料・入学金及び授業料等

第42条 入学を志望する者は、第31条に定める手続とともに別表(1)の入学検定料を納めなければならない。

第43条 入学を許可された者は、第32条に定める手続とともに別表(1)の入学金及び授業料ならびに施設設備費を納めなければならない。

第44条 授業料は、別表(1)により4月及び10月の二期に分けて納めるものとする。ただし、年額をもって一括に納めることができる。

2 施設設備費は、別表(1)により指定された期日までに納めなければならない。

第45条 一度納めた学費は、原則として返還しない。

第46条 停学を命じられた者は、停学期間中の授業料及び施設設備費は納めなければならない。

2 休学を許可された者は、休学期間中の授業料及び施設設備費の半額を免除する。ただし、外国人留学生で兵役のため休学する者は、兵役在籍料を納付することとする。

第47条 授業料及び施設設備費の納入を怠り、督促を受けてもなお納めない者は除籍する。

第12章 委託生・外国人留学生・帰国生徒及び社会人学生

第48条 国又は公共団体から、一定の在学期間と履修科目とを定めて入学を委託された者は、選考のうえ委託生として入学を許可することがある。

第49条 委託生の入学資格は、第30条の規定を準用する。

第50条 委託生として4年以上在学して、学部学科の教育課程に従って授業科目を履修し、所定の単位を修得した者には卒業証書を授与する。

第51条 委託生の授業料その他納付金は別表(1)による。

第52条 外国人学生の入学及び転入学については、日本人学生に関する規定を準用する。ただし、講義を理解し得る程度の日本語の能力を必要とする。

第53条 委託生・外国人留学生・帰国生徒及び社会人学生に関して、本章各条に規定しない事項については、学部学生に関する規定を準用するほか、別に定める細則による。

第13章 科目等履修生

第54条 学部の授業科目のうちの1科目、又は数科目の履修を希望する者に対しては、科目等履修生として入学を許可することがある。

第55条 科目等履修生として入学できる者は、履修するに足る能力があると認められた者とする。

第56条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の出願書類に履修しようとする授業科目を記載して、学期又は学年の始めに願い出るものとする。

第57条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

3 科目等履修生として在籍した期間は、正規の課程の在学年数に換算しない。

第58条 科目等履修生の授業料その他納付金は、別表(1)による。

第59条 科目等履修生に関して本章各条に規定しない事項については、学部学生に関する規定を準用するほか、別に定める細則による。

第14章 研究生

第60条 各学部において、特殊な研究に従事しようとする者に対しては、研究生として入学を許可することがある。

第61条 研究生として入学することのできる者は、その学部において、選考のうえ適当と認められる者とする。

第62条 研究生として入学を志願する者は、所定の出願書類に、研究題目・研究計画を記載して願い出るものとする。

第63条 研究生の在学年限は1年とする。ただし、事情によっては、期間の延長を願い出ることができる。

第64条 研究生は、指導教員の指導に従って、研究に従事するものとする。

2 研究生は、指導教員及び担任教員の承諾を得て、学部の講義・実験及び演習に出席することができる。

3 研究生として相当の成績を示したと認められる者には、研究証明書を与える。

第65条 研究生の授業料その他納付金は、別表(1)による。

第66条 研究生に関して本章各条に規定しない事項については、学部学生に関する規定を準用するほか、別に定める細則による。

第15章 賞 罰

第67条 次の各号の一に該当する学生は、教授会の議を経て学長が表彰することがある。

- (1) 品行・学力ともに優秀な者
- (2) 篤行のあった者

第68条 学則その他、本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒は訓告・停学及び退学とする。

第69条 次の各号の一に該当する者は、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由がなく、出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第16章 教育職員免許状取得のための課程

第70条 本学に教育職員免許状取得のための課程（以下「教職課程」という。）を置く。

2 本学において資格の取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、別表(3の1)のとおりとする。

3 教員の資格を得ようとする者は、別に定める、教科に関する専門教育科目、教職に関する専門教育科目、養護に関する専門教育科目、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に定められている科目を必要に応じ履修しなければならない。

4 中学校教諭、高等学校教諭及び養護教諭に係わる教職に関する専門教育科目及び単位数は、学科共通科目として別表(3の2)のとおりとする。

5 前項の専門教育科目は自由科目とし、卒業に必要な単位数に加えない。

6 教職課程の運営及び履修方法については、別に定める。

第17章 学芸員の資格取得に関する課程

第71条 本学に学芸員の資格取得に関する課程（以下「学芸員課程」という。）を置く。

2 学芸員課程履修細則及び学芸員課程の運営に関する細則は、別に定める。

第18章 保育士及び幼稚園教育職員免許状の資格取得に関する課程

第72条 指定保育士養成施設及び幼稚園教諭教職課程として、福祉総合学部福祉総合学科子ども福祉コースを置く。

- 2 指定保育士養成施設に関する細則は、別に定める。
- 3 幼稚園教育職員免許状に関する細則は、別に定める。

第19章 介護福祉士の資格取得に関する課程

第73条 介護福祉士養成施設として、福祉総合学部福祉総合学科介護福祉コースを置く。

- 2 介護福祉士養成施設に関する細則は、別に定める。

第20章 留学生別科

第74条 本学に留学生別科を置く。

- 2 前項に次の課程を設け、学生定員は次のとおりとする。

日本文化・ビジネス専修課程 20名

日本語 専修課程 60名

- 3 留学生別科に関する細則は、別に定める。

第21章 図書館

第75条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館の管理運営、その他必要な事項は別に定める。

第22章 公開講座

第76条 本学に公開講座を開設することがある。

- 2 公開講座に関する規程は別に定める。

第23章 雜則

第77条 この学則に特別の定めがあるものを除くほか、この学則の実施の手続その他、その執行について必要な細則は別に定める。

第24章 改正

第78条 この学則の改正は、理事会の議を経て理事長が行う。

- 附 則 本学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成5年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成6年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成9年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成11年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成11年9月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

改正条文 第5条、第6条、第7条

2 ただし、平成19年3月31日以前に任用された専任講師については、経過措置として現行どおりとすることができる。

附 則 この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成24年4月1日から施行する。

別表(1)

入学検定料・入学金及び授業料等

学納金	学生種別	学部学生 (委託生を含む)	研究 生	科目等履修生	
				本学卒業生	本学卒業生以外
入 学 檢 定 料		円 35,000	円 15,000	円 5,000	円 25,000
入 学 金					
経営情報学部	経営情報学部	300,000	100,000		
国際人文学部	国際人文学部	300,000	100,000		
福祉総合学部	福祉総合学部	300,000	100,000		
薬 学 部	薬 学 部	400,000	300,000		
メ デ ィ ア 学 部	メ デ ィ ア 学 部	300,000	100,000		
観 光 学 部	観 光 学 部	300,000	100,000		
環境社会学部	環境社会学部	300,000	100,000		
看 護 学 部	看 護 学 部	300,000	100,000		
授 業 料				1 単位に付 10,000 (各学部共)	1 单位に付 10,000 (各学部共)
経営情報学部	経営情報学部	770,000	270,000		
国際人文学部	国際人文学部	770,000	270,000		
福祉総合学部	福祉総合学部	770,000	270,000		
薬 学 部	薬 学 部	1,430,000	715,000		
メ デ ィ ア 学 部	メ デ ィ ア 学 部	770,000	270,000		
観 光 学 部	観 光 学 部	770,000	270,000		
環境社会学部	環境社会学部	770,000	270,000		
看 護 学 部	看 護 学 部	1,000,000	500,000		
在 籍 料				30,000	30,000
施 設 設 備 費					
経営情報学部	初年度	240,000	120,000		
	次年度以降	300,000			
国際人文学部	初年度	240,000	120,000		
	次年度以降	300,000			
福祉総合学部	初年度	240,000	120,000		
	次年度以降	300,000			
薬 学 部	初年度	186,000	250,000		
	次年度以降(前期)	333,000			
	次年度以降(後期)	333,000			
メ デ ィ ア 学 部	初年度	240,000	120,000		
	次年度以降	300,000			
観 光 学 部	初年度	240,000	120,000		
	次年度以降	300,000			
環境社会学部	初年度	240,000	120,000		
	次年度以降	300,000			
看 護 学 部	毎年度	350,000	300,000		
実 習 費					
看 護 学 部	毎年度	200,000	200,000		

- (注) 1. 日本国から志望する外国人留学生については、入学検定料を減額することができる。
 2. 入学試験区分ごとに併願を志望する者には、入学検定料を減額することがある。
 3. 社会人入学試験にて入学した学生については、授業料・施設設備費を減額することがある。
 4. 委託生の入学金及び授業料は、予定在学期間及び履修授業科目数等により減額することがある。
 5. 研究生のうち本学卒業生については、入学金を免除し、授業料も減額することがある。
 6. 研究生には、研究内容等により必要経費を別途負担せることがある。
 7. 施設設備費は、下記のとおり納入するものとする。
 初年度 後期（10月）に納入
 次年度以降 前期（4月）に納入。ただし薬学部については、前・後期の分納とする。
 8. 外国人留学生で兵役のため休学する者は、兵役在籍料として年額10,000円を納入するものとする。

城西國際大學學位規程

城西國際大學學位規程

城西国際大学学位規程

(目的)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、城西国際大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

- 人文科学研究科 博士（比較文化）
 - 修士（国際文化）、修士（女性学）
 - 修士（国際アドミニストレーション）
- 経営情報学研究科 博士（経営学）
 - 修士（経営学）
- 福祉総合学研究科 修士（福祉社会）
- ビジネスデザイン研究科 修士（経営学）
- 薬学研究科 博士（薬学）
- 経営情報学部 学士（経営情報）
- 国際人文学部 学士（国際文化）、学士（国際交流）
- 福祉総合学部 学士（福祉総合）
- 薬学部 学士（薬学）
- メディア学部 学士（メディア情報）
- 観光学部 学士（観光学）
- 環境社会学部 学士（社会学）
- 看護学部 学士（看護学）

(学位の授与)

第3条 前条の学位は、本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより、本学を卒業した者及び本学大学院の課程を修了した者に授与する。

2 前項の定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を経ない者であっても本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ試問によって本学大学院の博士後期課程を修了して博士の学位を授与された者と同等以上の学力を有することの確認（「学力の確認」という。）を得た者にも授与することができる。

(論文の提出)

第4条 前条第1項の規定により学位論文の審査を願い出ようとする者は、学士の場合を除いて、所定の学位論文審査願に、学位論文及び論文目録を添え、研究科長を経て大学院院長に提出するものとする。ただし、博士の学位論文審査を願い出る場合は論文審査料を

添えなければならない。

- 2 前条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書を学位論文、論文目録、履歴書及び論文審査料を添え、研究科長を経て大学院院長に提出するものとする。
- 3 学位論文は、1編とし3部提出するものとする。ただし学士論文の場合は別に定める。

また、審査のために必要があるときは、論文要旨、参考論文あるいはその他参考資料を提出するものとする。

- 4 受理した学位論文は、いかなる理由があっても返還しない。

(論文審査料)

第5条 本学の論文審査料は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 前条第1項の規定による者 | 50,000円 |
| (2) 前条第2項の規定による者 | 500,000円 |
| (3) 本規程第8条第5項の規定による者 | 300,000円 |

(論文の審査付託)

第6条 大学院院長は、学位論文を受理したときは、研究科委員会にその論文の審査等を付託する。

(審査委員会)

第7条 前条の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会は、当該論文に最も関連する研究分野の教員を主査とし、当該論文に関連ある科目担当教員2名以上からなる審査委員会を設ける。

ただし、第3条第2項の規定による場合の審査委員会の主査は、当該論文に最も関連する研究分野の教員から選出する。

(論文の審査、試験及び学力の確認)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び学力の確認を行う。

- 2 試験は、学位論文を中心として、これに関する研究領域について筆答又は口述により行う。
- 3 第3条第2項の規定による審査の場合は、前項のほか専攻学術に関し、同等の学力の確認を行わなければならない。
- 4 審査委員会は、本条第2項及び前項の規定にかかわらず、学位の授与を申請又は請求する者の経歴及び業績を審査して、試験の全部又は一部を行う必要がないと認めたときは、研究科委員会の承認を得て、その審査をもって試験の全部又は一部に代えることができる。
- 5 本学大学院の博士後期課程の所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け博士論文提出資格を得た者が、原則として退学後3年以内に再入学をして博士の学位の授与を申請するときは、学力の確認を行わないことができる。

(論文審査の協力)

第9条 学位論文の審査に当たっては、他大学の大学院の教員等の協力を得ることができる。

(審査の期間)

第10条 審査委員会は、修士の学位についてはその学年末までに、博士の学位については学位論文が受理された日から1年以内に、学位論文審査及び試験等を終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び学力の確認が終了したときは、学位論文と共に、直ちに学位論文審査結果の要旨、試験結果の要旨及び学力確認結果の要旨に学位授与の可否の意見を添え、研究科委員会に文書により報告しなければならない。

2 審査委員会は、学位論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めたときは、試験及び学力の確認を行わないことがある。この場合は、前項の試験結果の要旨及び学力確認結果の要旨を添付することを要しない。

(研究科委員会の審議)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするには、委員全員の4分の3以上の出席を必要とする。

3 学位の授与を決定するには、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(研究科長の報告)

第13条 研究科委員会の前条の議決をしたときは、研究科長は文書により大学院院長に報告しなければならない。

(学位授与の決定)

第14条 大学院院長は、前条の規定による報告を受けたときは、大学院委員会を召集し、学位授与の可否を審議する。

2 大学院委員会において前項の審議をするには、第12条第2項及び第3項と同数の委員の出席及び同意を必要とする。

3 大学院委員会の前条の審議をしたときは、大学院院長は文書により学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第15条 学長は、前条の議決に基づいて学位授与が可とされた者に対し、所定の学位記を授与する。

2 学位授与が否とされた者には、その旨を通知する。

(博士論文要旨等の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3か月以内に、その学位論文の内容の要旨及び学位審査結果の要旨を公表するものとする。

(博士論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を印刷しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に印刷公表したときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合は、本学の承認を得て、学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合本学は、その学位論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の名称の使用)

第18条 本規定により学位を授与された者が学位の称号を用いるとき、これに本学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学位の授与を取り消し、この旨を公表するものとする。

2 研究科委員会及び大学院委員会の前項の議決をするには、第12条第2項及び第3項の規定と同数の委員の出席及び同意を必要とする。

(登録及び報告)

第20条 本学において学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録するものとする。

2 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位記及び書類)

第21条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別表のとおりとする。

附 則 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成22年3月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成24年4月1日から施行する。

別表1（学位申請関係書類の様式）

(1) 第4条第1項の規定による論文審査願の様式

学位論文審査願	
年月日	
城西国際大学大学院院長 殿	
研究科	専攻
年 入学	
氏名	印
修士（　　）	
このたび の学位を受けたく学位論文及び論文目録	
博士（　　）	
を添えて提出いたしますので審査下さるようお願いいたします。	

- 備考 1. 論文目録の様式は書類様式(3)によること。
 2. 博士の学位論文審査願には論文審査料を添えること。

(2) 第4条第2項の規定による学位申請書の様式

学位申請書	
年月日	
城西国際大学大学院院長 殿	
氏名	印
このたび博士（　　）の学位を受けたく学位論文、参考文献、 論文目録、履歴書に学位論文審査料 を添えて提出いた します。	

- 備考 1. 論文目録、履歴書様式は書類様式(3)及び(4)によること。

(3) 論文目録の様式

論 文 目 錄	
論 文	
1. 題 目	
2. 印刷公表の方法及び時期	
3. 冊 数	
参考論文	
1. 題 目	
2. 印刷公表の方法及び時期	
3. 冊 数	
年 月 日	
学位授与申請者	
氏 名	

- 備考 1. 論文題目が外国語の場合には、和訳を付記すること。
 2. 参考論文が2種類以上あるときは、別記すること。
 3. 論文がまだ印刷公表されていないときは、その予定の方法時期を記載すること。
 4. 修士論文目録は論文題目のみでよい。
 5. 論文目録は3通提出すること。

(4) 履歴書様式

履 歴 書	
本 籍	
現住所	
	ふ り が な
	氏 名
	年 月 日 生
	学 歴
	職 歴
	研究歴
	賞 罰
上記のとおり相違ありません。	
年 月 日	
	氏名
	印

- 備考 1. 学歴は高等学校卒業以後の履歴について年次を追って記載すること。
 2. 本学大学院の課程を経た者は、その単位修得証明書を添えること。

別表2 (学位記の様式)

(1) 第3条第1項の規定により授与する学位記の様式（学部を卒業した場合）

年 第 号	城 西 国 際 大 学 学 長	年 月 日	本学 学部 学科所定の課程を修めて 本学を卒業したことと認め、学士（ ） の学位を授与する。	学 位 記		
				氏 名	月	日生
印						

(2) 第3条第1項の規定により授与する学位記の様式（修士課程を修了した場合）

修 第 号	城 西 国 際 大 学 学 長	年 月 日	本学大学院 研究科 課程を修了したので修士（ ） の学位を 授与する。	学 位 記		
				氏 名	月	日生
印 印						

(3) 第3条第1項の規定により授与する学位記の様式（博士後期課程を修了した場合）

博 甲 第 号	年 月 日	城 西 国 際 大 学 大 学 院 院 長	城 西 国 際 大 学 学 長	学 位 記		
				本学大学院	研究科	専攻の博士
				後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び試験に合格したので博士（　　）の学位を授与する。	氏 名	年 月 日生
				論文題目		
				印	印	

(4) 第3条第1項の規定により授与する学位記の様式（博士課程を修了した場合）

博 甲 第 号	年 月 日	城 西 国 際 大 学 大 学 院 院 長	城 西 国 際 大 学 学 長	学 位 記		
				本学大学院	研究科	専攻の博士
				課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び試験に合格したので博士（　　）の学位を授与する。	本籍（都道府県） 氏 名	年 月 日生
				論文題目		
				印	印	

(5) 第3条第2項の規定により授与する学位記の様式（学位論文提出による場合）

博 乙 第 号	年 月 日	論文題目	学	位
			氏 名	記
		本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（　）の学位を授与する。	年 月 日	生
	印 印			

城西国際大学大学院院長
城西国際大学学長

城西国際大学学友会

学友会規約

学友会連絡協議会規約

学友委員会規約

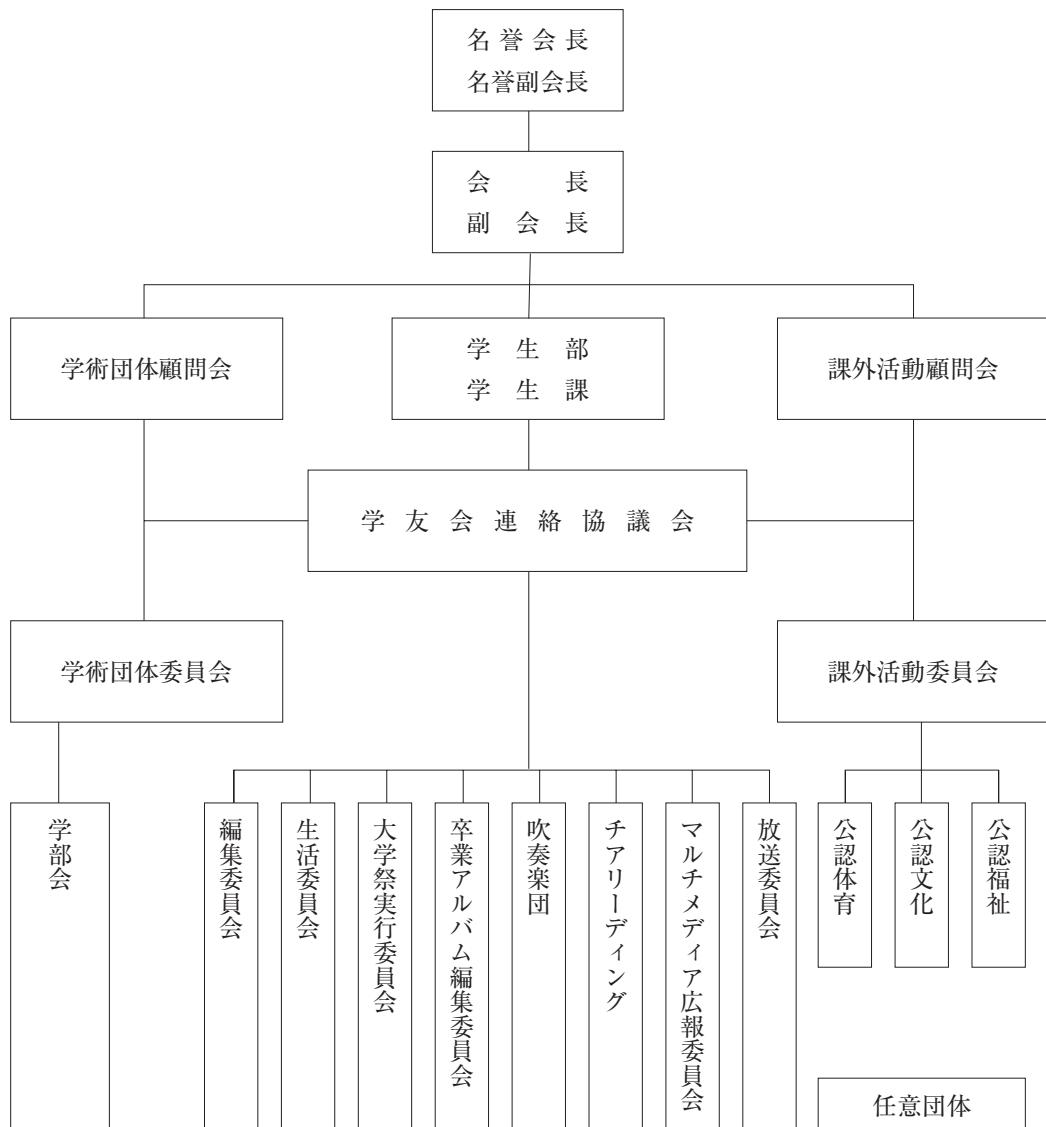
城西国際大学学友会

学友会規約

学友会連絡協議会規約

学友委員会規約

城西国際大学学友会組織図



学友会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は、城西国際大学学友会と称し、本部を千葉県東金市求名1番地、城西国際大学内に置く。
- 第2条 本会は、次の2種の会員より構成する。
- (1) 正会員
 - (2) 賛助会員
- 第3条 正会員は、城西国際大学の全学生とする。
- 第4条 賛助会員は、城西国際大学の理事長、専務理事、教員、職員並びに父母後援会役員とする。
- 第5条 賛助会員の本会における地位は、本会の健全円滑な運営のための助言者又は協力者である。
- 第6条 本会は、会員相互の自主的活動により、学術および文化・体育の向上を図り、併せて会員相互の人格の高揚を指向すると共に、本学の発展に資することを目的とする。
- 第7条 1項 本会は、前条の目的を達成するために以下の機関を設置する。
- (1) 学友会連絡協議会
 - (2) 学友委員会
 - (3) 学術団体委員会
 - (4) 課外活動委員会
 - (5) 学術団体顧問会
 - (6) 課外活動顧問会
- 2項 上記運営機関の規約は、別にこれを定める。

第2章 役 員

- 第8条 1項 会長は、学長とし、会務を総括する。
- 2項 副会長は、経営情報学部長、人文学部長、事務局長の3名で構成し、会長の援助をする。また、会長が職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。
- 3項 名誉会長は理事長、名誉副会長は専務理事とし、本会を統括する。

第3章 会 計

- 第9条 1項 本会の支出は、正会員の納入する会費、援助金、父母後援会助成金、寄附金、その他の収入をもってあてる。
- 2項 諸団体への配付については、学友会連絡協議会の合意により決定する。

3項 正会員の納入する会費は、年間5,000円とする。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 規約改正

第11条 1項 本会規約の改正については、学友会連絡協議会において審議する。

2項 本会の規約改正の決議は、委員3分の2以上の出席を必要とし、過半数をもって決する。

3項 可否同数の場合は、議長の決するところとする。

4項 本会の規約改正が成立したときは、改正資料を1ヵ月間学生掲示板に発表するものとする。

学友会連絡協議会規約

第1章 総 則

第1条 城西国際大学学友会規約第7条2項に基づき、城西国際大学学友会連絡協議会規約を定める。

第2条 本協議会は、城西国際大学学友会連絡協議会と称し、本部を城西国際大学内に置く。

第3条 本協議会は、城西国際大学学友会の運営が円滑に行われることを目的とし、城西国際大学学友会の発展に寄与する事項を審議、承認する機関とする。

第2章 会 員

第4条 本協議会は、学友会会长、副会長（3名）、学術団体顧問会会长、副会長、課外活動顧問会会长、副会長、父母後援会代表（1名）、学生部長、副部長、学生課長および学友委員会代表（5名）、学術団体委員会代表（2名）、課外活動委員会代表（2名）の21名で構成する。

第3章 協 議

第5条 本協議会は、次の事項の審議、承認を行う。

（1）学友委員会の役員の選出

（2）学友会予算の調整

（3）学友会規約および学友会に属する機関の規約の改正

（4）学友会所属団体の承認

（5）学友会運営に必要な事項

第6条 本協議会の議長は、学生部長が行い、不在の時は副部長および学生課長が行う。

学友委員会規約

第1章 総 則

- 第1条 城西国際大学学友会規約第7条2項に基づき、城西国際大学学友委員会規約を定める。
- 第2条 本会は、城西国際大学学友委員会と称し、本部を城西国際大学内に置く。
- 第3条 本会は、城西国際大学学友会正会員の代表で構成する。
- 第4条 本会は、城西国際大学学友会の運営が円滑に行われることを目的とするとともに、城西国際大学学友会の発展に寄与するものとする。
- 第5条 1項 本会は、前条の目的を達成するために以下の機関を設置する。
- (1) 学術団体委員会
 - (2) 課外活動委員会
 - (3) 編集委員会
 - (4) 生活委員会
 - (5) 大学祭実行委員会
 - (6) 卒業アルバム編集委員会
 - (7) マルチメディア広報委員会
 - (8) 吹奏楽団
 - (9) チアリーダース
- 2項 上記運営機関の規約は、別にこれを定める。
- 3項 本会の運営上必要と認めた場合は、新たに運営機関を設置する。

第2章 役 員

- 第6条 役員は、以下の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 総務 1名
 - (4) 会計 2名
 - (5) 監査 2名
 - (6) 渉外 2名
- 第7条 1項 会長は、本会を総括し全ての事項に対し全責任を負うものとする。
- 2項 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。

城西国際大学学会会則

城西国際大学学会会則

第1条 本会は、城西国際大学学会と称する。

第2条 本会は、事務局を城西国際大学内（学務課）に置く。

第3条 本会は城西国際大学における教育研究活動を推進し、人文科学、経営情報学、福祉総合学、薬学、メディア学、観光学、環境社会学、看護学研究の進展と会員相互の交流を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 機関誌・会報等の発行
2. 研究会・講演会及びシンポジウム等の開催
3. ワークショップ等、会員によるグループ研究活動
4. 研究活動による地域社会への寄与
5. 本会が必要と認めた他団体との共同研究
6. その他本会が必要と認めた研究活動

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

1. 正会員

- (1) 本学経営情報学部、国際人文学部、福祉総合学部、薬学部、メディア学部、観光学部、環境社会学部、看護学部、大学院人文科学研究科、経営情報学研究科、福祉総合学研究科、ビジネスデザイン研究科、薬学研究科及び留学生別科の専任教員
- (2) 本学国際学術文化振興センター、リベラルアーツ＆サイエンスセンター、福祉教育センター、物質文化研究センター、メディア・コミュニケーションセンター、かずさ創薬研究センター、国際教育センター、情報科学研究センター、語学教育センター、IT教育センター、ジェンダー・女性学研究所、比較文化研究所、日本研究センター、中国文化研究センター、韓国文化研究センター、地域福祉・医療研究センター、留学生センター、イノベーションセンター、NGO・NPO支援センター、リカレント教育センター、ラジオアイソトープセンター、生命科学研究センターの研究員
- (3) 本学経営情報学部、国際人文学部、福祉総合学部、薬学部、メディア学部、観光学部、環境社会学部、看護学部、大学院人文科学研究科、経営情報学研究科、福祉総合学研究科、ビジネスデザイン研究科、薬学研究科の学生
- (4) 本学非常勤講師及び本学専任職員の希望者

2. 特別会員

- (1) 本学の卒業生有志及び大学院人文科学研究科、経営情報学研究科、福祉総合学研究科、ビジネスデザイン研究科、薬学研究科修了者有志

(2) 本学会の承認を得た者

3. 賛助会員

(1) 本学会の趣旨に賛同し、学会の事業、活動に対して助言及び援助を行う者

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 監事 2名
4. 委員 若干名

第7条 会長は学長とする。

- 2 会長は会務を統括し、本会を代表する。
- 3 副会長、監事、委員は正会員より会長が委嘱する。
- 4 本会の運営のため、会長、副会長、委員によって運営委員会を構成する。
- 5 会長は運営委員会を招集し、議長となる。
- 6 機関誌編集、研究会・講演会等の企画、涉外・広報、会計、庶務等は、会長から委嘱された委員がこれに当たり、必要に応じて委員会を設けるものとする。
- 7 その他、特に必要がある場合には特別委員会を置くことができる。

第8条 本会に、以下の各分科学会を置く。

1. 国際人文学会
2. 女性学会
3. 経営情報学会
4. 福祉総合学会
5. 薬学会
6. メディア学会
7. 観光学会
8. 環境社会学会
9. 看護学会

第9条 各分科学会は、第3条の目的を達成するため、第4条に定めた事業を行うことができる。

第10条 本会は、年1回総会を開催し、事業、会計等についての報告を行う。

第11条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第12条 会員は、次の会費を納入するものとする。

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 正会員 年額 | 3,000円 |
| 2. 特別会員 年額 | 2,000円 |
| 3. 賛助会員 年額 個人（一口） | 6,000円 |
| | 法人（一口） 30,000円 |

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則 本会会則は、平成8年4月1日から施行する。

- 附 則 この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成24年4月1日から施行する。

城西国際大学同窓会

城西国際大学同窓会

城西国際大学同窓会規約

第1章 総 則

第1条 本会は城西国際大学同窓会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、城西国際大学の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

- (1) 学校法人城西大学、城西国際大学と同窓会（本部・支部）および会員との連絡
- (2) 会員名簿および会報の発行
- (3) その他本会の目的を達成するのに必要な事業

第4条 本会の本部は城西国際大学内におく。

第5条 本会の会員は正会員・準会員・特別会員および賛助会員とする。

- (1) 正会員は城西国際大学の卒業生とする
- (2) 準会員は城西国際大学に在学中のものとする
- (3) 特別会員は法人役員・城西国際大学の教職員とする
- (4) 賛助会員は城西国際大学に一定期間在籍したのち退学したもので総会において認められたものとする
- (5) 他大学より城西国際大学大学院に入学し、修士または博士の課程を修了したもので、入会金および会費を納入したものは正会員とする

第6条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総 会
- (2) 役 員 会
- (3) 支部長会

第2章 総 会

第7条 総会は本会の最高決議機関とする。

2 総会は正会員をもって構成し、定例総会は会計年度が終了後3か月以内に開催するものとし、1か月以前に公示するものとする。

第8条 次の場合は臨時総会を開催することができる。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 正会員200名以上の署名をもって要求があったとき

第9条 総会は会長が召集する。

第10条 会長は総会の議長となる。副議長は会長の指名するもので総会で認められたものとする。

第11条 総会は次の事項を議事として審議する。

- (1) 事業計画およびそれに基づく予算案に関すること
- (2) 事業報告およびそれに基づく決算案に関すること
- (3) 役員選出および改選に関すること
- (4) 規約の改正に関すること
- (5) その他重要事項に関すること

第3章 役員・役員会および支部長会

第12条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2名

第13条 本会に名誉会長（理事長）、名誉副会長（常務理事及び学長）をおき、本会を統括する。顧問（学生部長・副部長）および相談役を若干名おく。

2 名誉会長及び名誉副会長は、総会及び役員会に出席することができる。

第14条 会長・幹事および監事は総会において正会員のうちより選出する。但し、支部長は支部長に就任と同時に幹事となる。

2 副会長は会長の指名するもので総会において認められたものとする。

3 相談役は会長・副会長の経験者および総会において推薦されたものとする。

第15条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。また、支部長である幹事の任期は支部長在任期間とする。

第16条 会長は役員会にはかり運営委員若干名をおくことができる。

第17条 会長は本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長ことあるときは会長代行となる。

3 幹事は役員会を組織し会務を遂行する。

第18条 役員会は正副会長および幹事をもって構成し、会長が議長となり総会に提案する議事を審議決定する。

2 役員会の運営規定については別にこれを定める。

第19条 相談役は会長の要請により役員会に出席し意見を述べることができる。

第20条 支部長会は各支部長をもって組織し会務を遂行する。

2 支部長会の運営規定については別にこれを定める。

第4章 会計監査

第21条 監事は本会の会計を監査し、総会において監査報告をしなければならない。

第5章 会 計

第22条 本会の運営は入会金・会費・寄付金およびその他の収入による。

第23条 会員は入学時に準会員費として10,000円、卒業時に終身会費として40,000円をそれぞれ納入しなければならない。

第24条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第6章 規約改正

第25条 本会の規約改正は次の場合に役員会の議を経て総会で決定する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 正会員の1割の署名により要求のあったとき

第7章 事務局

第26条 本会の事務を遂行するために本部に事務局をおく。

2 事務局に関する必要な規則は役員会の議を経て会長が定める。

付 則 本規約は、平成8年4月1日から施行する。

城西国際大学父母後援会
父母後援会共済事業規約

城西国際大学父母後援会

父母後援会共済事業規約

父母後援会共済事業規約

1. 趣旨及び事業

城西国際大学父母後援会では、城西国際大学学生（大学院生及び別科学生を含む。）の父母又は学費負担者として登録された者（様式1）を会員とし、相互扶助の精神に則り、次のような共済事業を行う。

(1) 在学生を対象として「学生教育研究災害傷害保険」（以下、「学生保険」という）「学研災付帯賠償責任保険」（以下、「学研賠」という）及び「総合福祉団体定期保険」（以下、「生命保険」という）に加入することにより、正課授業中や課外活動又学内外を問わずに24時間学生生活を保障し、次のようなときは各保険特約条項にもとづく保険金の支払が受けられるようになる。

- ① 正課中及びそれに準ずる研究活動中に発生した傷害及び死亡、後遺症
 - ② 学生の日常生活（課外活動等も含む）で蒙る不慮の事故による死亡または所定の高度障害になったとき若しくは入院及び所定の障害状態になったとき。
 - ③ 病気による死亡または所定の高度障害になったとき。
 - ④ 国内外において、学生が正課、学校行事、ボランティア、クラブ等で課外活動およびその往復中で他人にケガをさせたり他人の財物を損壊したことにより被る損害賠償を補償する。
 - ⑤ 生命保険の保険金受取人は、会員とする。
- (2) 会員が不慮の災害に遭遇されたときは、見舞金を支給する。
- (3) 学生の正課中及び課外活動、生活中の傷害事故に対して見舞金を支給する。

(請求期間　事故後1年間に限る)

2. 共 濟 費

- (1) 学生1人年額9,000円を会員負担とする。
- (2) 共済費納入は入学時9,000円とし、2年次以降毎年4月末日までに9,000円を納入する。
- (3) 共済事業運営上やむを得ざる場合には増額することができる。

3. 共済費の支出内訳

- (1) 学生保険に関する保険料（学生保険+学研賠）

保険料については、保険約款に基づく料額とする。ただし、役員会に報告するものとする。

経営情報学部 入学時（4年間）4,660円	国際人文学部 入学時（4年間）4,660円
-----------------------	-----------------------

福祉総合学部 入学時（4年間）4,660円	薬 学 部 入学時（6年間）6,740円
-----------------------	----------------------

メディア学部 入学時（4年間）4,660円	観 光 学 部 入学時（4年間）4,660円
-----------------------	------------------------

環境社会学部 入学時（4年間）4,660円	看 護 学 部 入学時（4年間）5,300円
-----------------------	------------------------

大学院 修士 入学時（2年間）2,430円	大学院 博士 入学時（3年間）3,620円
-----------------------	-----------------------

別 科 入学時（1年間）1,340円	保険有効期間は卒業年度の3月31日までとする。
--------------------	-------------------------

(2) 生命保険に関する保険料

保険料については、保険約款に基づく料額とする。ただし、役員会に報告するものとする。

保険有効期間は1年間（4月1日から3月31日）

(3) 共済基金

異常事態に対応するため、基金を設ける。

4. 会員の死亡による授業料の奨学金

学費支弁者たる会員が死亡した時は、その意思をつぎ無事子弟が、通常の卒業課程の範囲内までの授業料を奨学生として、本人の申し出により無利息で貸与を行うものとする。

なお、この細則については別に定める。

5. 事故の際支払われる保険金

(1) 学生保険の保険金

区 分	保 険 金
①正課中の死亡 〃 傷害（4日以上）	2,000万円 6,000円～30万円
後遺障害保険金 入院給付金（180日を限度）1日につき	90万円～3,000万円 4,000円
②課外活動中・通学中・学校施設内または学内移動中の死亡 〃 の傷害（14日以上）	1,000万円 3万円～30万円
通学中・施設間移動中の傷害（7日以上） 後遺傷害保険金 入院給付金（180日を限度）1日につき	1.5万円～30万円 45万円～1,500万円 4,000円

※後遺障害金は、保険に保険約款による所定の身体障害の程度に応じて保険金が支払われます。

(2) 学研賠の保険金

対人・対物賠償 対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度（免責金額0円）

(3) 生命保険の保険金

区 分	保 険 金
病気による死亡・高度障害	150万円
不慮の事故による死亡・高度障害	150万円
障害給付金	15万円～105万円
入院給付金（入院5日以上120日を限度）	1日2,250円

※高度障害保険金は、普通保険約款に定める所定の高度障害状態に該当したときに支払われます。また、障害給付金は、災害総合保障特約条項に定める所定の身体障害の程度に応じて支払われます。

(4) その他

通学途中、正課中の事故発生による死亡又は傷害の際には、上記学生保険と生命保険の保険金が支払われます。

例えば、死亡の場合は2,000万円 + 150万円、合計2,150万円が支払いを受ける保険金です。

6. 各種見舞金

(1)弔慰金（様式2）

- ① 会員が死亡した場合は10万円の弔慰金を支給する。
- ② 学生が死亡した場合は10万円の弔慰金を支給する。

(2) 傷害見舞金（様式2）

- ① 学生が正課中傷害事故を起こした場合は、完治するまでの治療費の実費10万円を限度として給付する。

ただし、4日以上の治療については学生保険から治療費が給付されるので、その給付額を差し引いた金額の限度を10万円とする。

- ② 学生が正課中以外の課外活動等で傷害事故を起こした場合は、完治するまでの治療費の実費10万円を限度として給付する。

ただし、14日以上の通院又は5日以上の入院治療については、学生保険から入院給付金が給付されるので、その給付額を差し引いた金額の限度を10万円とする。

- ③ 学生が通学途中・施設間移動中に傷害事故を起こした場合は、完治するまでの治療費の実費10万円を限度とし給付する。但し7日以上の治療については学生保険から治療費が給付されるので、その給付額を差し引いた金額の限度を10万円とする。

7. 本共済事業の経費は共済費をもってこれにあてる。但し、本共済事業及び父母後援会事業の運営にともなう収支決算に過不足が生じた場合には、相互に運用できるものとする。**付 則**

1. 本共済事業規約は平成4年4月1日より実施する。

ただし、学生保険の適用は、平成4年6月1日からとする。

2. 本共済事業規約は平成6年4月1日一部改正。

ただし、学生保険の適用は、平成6年度入学生からとする。

3. 本共済事業規約は平成8年4月1日一部改正。

ただし、学生保険の適用は、平成8年度入学生からとする。

4. 本共済事業規約は平成10年4月1日一部改正。

ただし、学生保険の適用は、平成10年度入学生からとする。

5. 本共済事業規約は平成14年4月1日一部改正。

ただし、学生保険の適用は、平成14年度入学生からとする。

6. 本共済事業規約は平成16年4月1日一部改正。

ただし、学生保険の適用は、平成16年度入学生からとする。

7. 本共済事業規約は平成17年4月1日一部改正。

ただし、学生保険の適用は、平成17年度入学生からとする。

8. 本共済事業規約は平成18年4月1日一部改正。

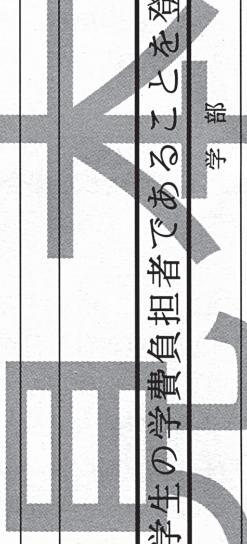
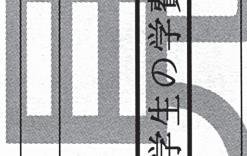
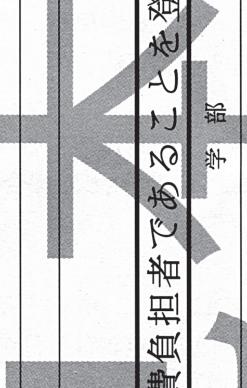
ただし、学生保険の適用は、平成18年度入学生からとする。

9. 本共済事業規約は平成22年4月1日一部改正。

ただし、学生保険の適用は、平成22年度入学生からとする。

10. 本共済事業規約は平成24年4月1日一部改正。

ただし、学生保険の適用は、平成24年度入学生からとする。

		受験番号	※学籍番号
登録書			
城西国際大学父母後援会会長 殿			
		平成 年 月 日	
父 母	住所	〒 (-)	TEL ()
	フリガナ		
学生氏名	姓		印
	名		
私は下記学生の学費負担者であることを登録いたします。			
学 部	学 部	学科	
大 学 院		研究科	
別 科		専修	
フリガナ		性 別	生 年 月 日
学生氏名		1. 男 2. 女	年 月 日
備 考	1. この登録書が未提出すると、共済費が納入されいても、保険が成立しませんので必ず合格書類といっしょに返送してください。 2. 1枚目および2枚目とも必ず捺印してください。また、2枚とも返送してください。 3. ※欄は記入しないでください。 4. 父母欄の続柄は、学生からみた関係を記入してください。		

様式 2

後援会長	事務局長	総務課長	学生課長	係

平成 年 月 日

城西国際大学
父母後援会会長 殿

学 部	学科
研究科	専攻
別 科	専修

学籍番号	印
学生氏名	
請求人住所	
氏 名	

父母後援会共済事業規約による（弔慰金・見舞金）の給付を請求いたします。

種 別
添付書類
そ の 他

見本

記

1. 銀 行 名 _____ 銀行

2. 支 店 名 _____ 支店

3. 種 別 普 通 当 座

4. 口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--

5. 口座名義人 _____

城國父発第 号

城西国際大学学歌

城西国際大学学歌

城西国際大学学歌

(♩=94)
明るくさわやかに

作詞=谷川俊太郎
作曲=谷川賢作

sop. かせかおる
1. かせかおる
2. みぞきらふ
alto
ten.
bas.
pif

けしをわたって
けしをわたって
かぎりない
めくるめく
みちへとむ
あすをゆめ
かみ

うる
キャンバスは
キャンバスは
せかいのモデル
ちきゅうそのもの
あたらしい
まなびあう

新しいキャンバスのプランと写真を拝見した時、もつとも印象的だったのが池にかかる橋でした。橋はひとつ的世界と他の世界を結びつけます。学問の世界と実社会、日本文化と異文化、女と男、全体と細部：それらのうちにひそむ調和への可能性とともに矛盾をもおそれずにつめてほしい、そんな願いをこめて言葉を選びました。
皆さんのお気持ちに沿う歌になれば、嬉しく思います。

谷川 賢作

sop.

alto

ten.

bas.

pft

ちすをさくつうはうだはばうたたおけう

sop.

alto

ten.

bas.

pft

シェーアイ ュー クニメキ にあう さかこ ろをむ こす えん てで

城西国際大学学歌

一、風香る 橋を渡つて
限りない 未知へと向かう
キヤンバスは 世界のモデル
新しい 地図を探ろう
はばたけ J I U

二、水きらら 橋を渡つて
めくるめく 明日を夢見る
キヤンバスは 地球そのもの
学び合う 人のるつぼだ
うたおう J I U
せめぎあう 心むすんで

城西国際大学 学生便覧 2012

2012年4月1日 発行

発行者：**城 西 国 際 大 学**

住 所：〒283-8555

千葉県東金市求名1番地

T E L 電話 0475 (55) 8800 [代表]